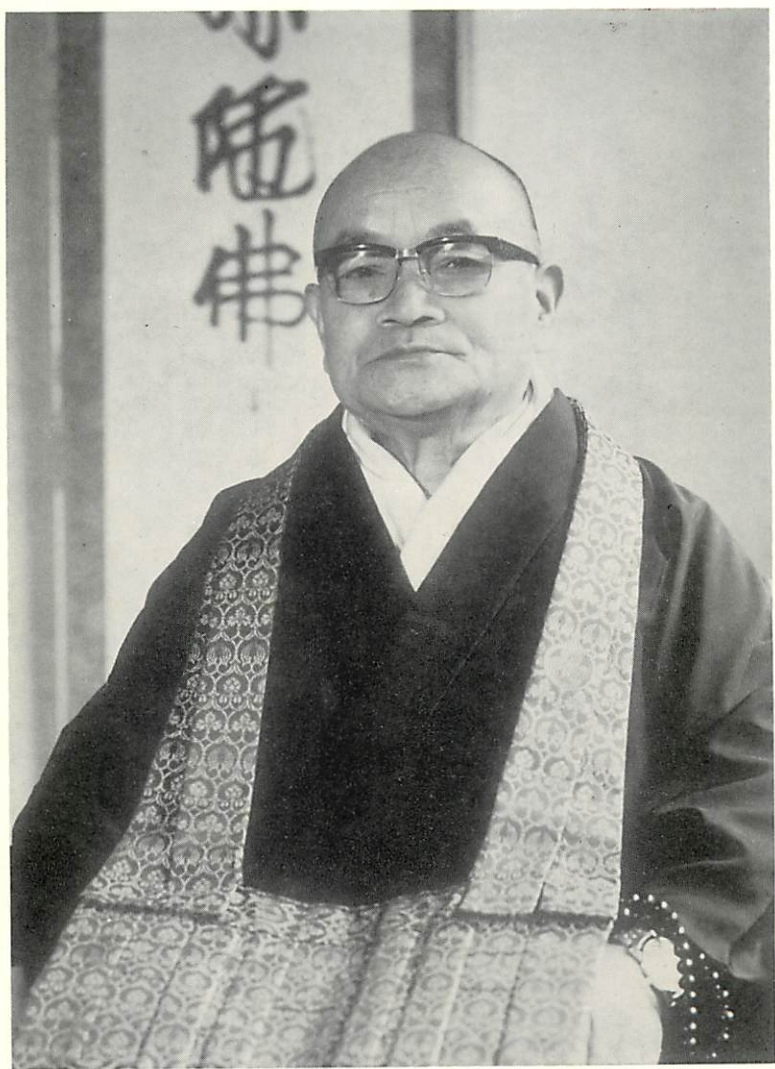


井川定孝著

我が歴史



井川定慶博士近影

目次

口 絵 (井川定慶博士近影)

一、国史編修と聖徳太子	一
二、国史の補助科学	二
三、織田信長と浄土宗	七
四、江戸時代に於ける仏教界の肅正様相	三三
五、茶道と仏教	三七
六、松花堂昭乗と茶湯	六九
七、浄土開宗年時と其の典拠	一〇八
八、選択本願念仏集解題	一一九
九、選択本願念仏集の撰述年次と其の相伝	一三三
一〇、浄土布薩式の検討	一五〇
一一、新出の法然上人絵伝に就て	一七〇
一二、再び法然聖人絵に就て	一八三
一三、西本願寺所蔵の黒谷聖人絵詞拔書	二〇三

- 一四、法然上人絵伝の種類とその系列の考究……………三二
- 一五、偉大なる法然上人……………三三
- 一六、四休庵貞極の著述攷……………三六
- 一七、当麻往生院と知恩院との関係……………三五
- 一八、貝塚本願寺と富田頼雄……………三七
- 一九、ハワイの宗教事情……………三七
- 二〇、諸行無常ということ……………三三
- 二一、生い立ちから著宿まで……………三五
- 一、ふるさと(二六五) 二、歴史を好む(二六〇) 三、知恩院へ奉仕(二九〇) 四、京大囑託(二九七)
- 五、弘願本のこと(二九五) 六、勅伝と選択集(二九〇) 七、善導忌(三〇一) 八、知恩院史(三〇〇)
- 九、実況放送(三〇四) 一〇、堂本印象画伯(三〇六) 一一、法然上人展(三〇九) 一二、文豪吉川
- 英治氏(三〇〇) 一三、教壇に立つ(三〇四) 一四、史蹟調査(三〇六) 一五、住職(三〇八) 一六、
- 本派独立(三三三) 一七、学位記(三三五) 一八、海外旅行(三三六) 一九、浄土開八記念(三三九)
- 二〇、著宿待遇(三三三) 二一、編集と出版(三三三)
- あとがき……………三七

国史編修と聖徳太子

昭和三九・九・一〇・稿
羽衣学園短大紀要第一号

一、石器時代

泉南多奈川沖からナウマン象の化石が漁網にかかって引揚げられている。この事は洪積世に於て日本がアジア大陸と地続きであった名残りをとどめていると見るべきである。

それが日本海の大陥没によって現在の日本列島が弓状に残り形成せられた。そして人類がここに住みついたのは新石器時代からと察せられる。人類社会は其の使用する道具の発達に随い此れを石器時代、青銅器時代、鉄器時代の三段階に区分しているが、就中石器時代を更に旧石器時代と新石器時代とに両分する。旧石器時代は地質学から見て概ね前述の洪積世に属し人類は原石もしくはそれに近い石を用い、洞穴に住み獣皮を着し食物には鳥、魚、獣など自然の恵与を求めて移住する生活を営んでいるが、次の沖積世に入ると人類は定住することになり、農耕を始めて新石器時代に移る。即ち石器も亦精巧となり打製から進んで磨製となる。磨く事によって鋭利性と装飾性を發揮するし、また石器に柄を付すことによって使用に利便を計った。別に農耕によって得たる穀物を貯蔵するが、そのために其の頃既に火を利用するまでに進んでいた知能を以て恰好な土器をつくることを考えるのである。

さて明治十年（一八七七）アメリカ人 E・S・モース (Morse) が東京大森で貝塚を發掘し其の中から「原日本人」

の人骨を得ることによって学界を賑わせたのは著明であるが、其の後「明石原人」(昭和六年—一九三二)、「葛生人」(昭和五年)、「牛川人」(昭和三年)と称する先住民族の人骨をも発見して反響をよんでいる。

「貝塚」というのは原始人が食料としたあとの貝殻の堆積したものが大半で、そこから多く縄文土器が伴出する。それは縄目の文様が施された黒褐色な手づくりの素焼の土器である。此の縄文土器の伴出する貝塚の我が国に於ける分布状態を見るに、北は北海道から南は沖縄に及ぶが、別して関東地方という所謂の東日本に稠密である。

ところで我が石器時代人はアジア大陸から隔絶して日本列島で数千年間平和に生活していた。そこへ新しい人種が押しよせる。即ち縄文式文化の末期に達した頃—紀元前一—二世紀—西日本から東日本へ新しい文化をもったものが押しかけ、代って拡まり行く。即ち弥生式土器を使う人種の進出である。

二、弥生式文化

弥生式という名はもと東京都文京区弥生町で初めて此の種土器が発見されてからに因由する。弥生式文化人は農耕の技術を多分に持っていた。それは土器の底に往々にして榎がついているまま発掘されることよって農耕をしていた事を充分察知せしめるのである。弥生式文化人は早くも金属器の使用さえも知っていた。そして一粒の籾種を栽培することよって数倍、数十倍に殖やす方法(農業)を会得し、人類社会に於ける大きな進歩をなしている事が分るのである。

北九州の遠賀川下流で発見された弥生式土器には籾が付いていたし、黒焦げになった米も土器とともに見出されている。またその住居の近くから銅鐸の発掘があり、而かもその銅鐸の文様の中に二人の人間が堅杵を以て白

をついでいる場面が描出されているものも見出される。

生物学者の研究によると、当時の稲は水稲で水田耕作が行われていたようである。農耕が始まると農具の必要を感ぜしめる。そこで石や木で作った鋤や鍬、石の包丁、堅杵（大和唐古遺蹟出土）から進んで鉄の鎌、鋤、鍬に発達して行くのである。ここで注意すべきは我が国では青銅文化の発達を充分見ないうちに早くも鉄器文化時代に突入して行ったことである。

青銅器はもともと中国大陸にあっては殷の王朝で青銅が作られ、それが周末、漢代には早くも朝鮮半島に伝わり、そして我が西日本に伝播している。伝来の青銅器の中には銅劍、銅鉾（北九州）、銅の矢の根、鏡、銅鐸（主に近畿中心）がある。朝鮮半島を通じて大陸から伝来したものが多いいけれども、中には我が国に於て作られたと思うべきものもかなり存する。

ところで中国に於いて漢代になると早くも鉄器がつくられるが、其れがまた青銅器の後を追う様にして我が国土に伝来している。鉄器文化の日本移入が非常に早かった事に驚かされるのである。

此の時代の我が弥生式文化人の住居は竪穴式が多く、穀物を蓄えるために高床式の倉がつくられ、農業を営むために定住性となっている。

水稲耕作が盛んになると生活は向上する。そして穀物を貯蓄するようになると人々の間に貧富の差が生じ、実力の有無、身分の高下が生れ、有力者が集落の首長となり指導的立場に置かれて他を使役する。また力を合せて水利工事を営むまでに社会生活は発展し、精神生活も自づと豊かになり行くのである。そして権力のある智者が大眾を統率するようになる。

かくて首長を中心とした集落が発達し、その幾つかの集落が統一されて小国家のようなものが成立するのであるが、日本民族の主導権を握ったものが弥生式文化を築き上げたものであることに注目して話を次に進めて行こう。

三、倭 人

中国の「漢書」に倭人百余国に分かれ（紀元前）朝鮮の楽浪郡に定期的に使者を送っていると。また「後漢書」には倭の奴国の使者が洛陽に至り光武帝から印綬を与えられている（AD五七）と記さる。

ところが一七八四年（天明四年）に黒田藩の百姓甚兵衛が偶ま博多灣の入口志賀島の田の溝から「漢委奴国王印」と刻した金印（二・三_{cm}四方）を掘り出す事によって（学界に諸説あるも一往）上述の後漢書に謂うところの倭の奴国は北九州博多付近と考えらるに至る。

其の後（二〇七）倭国王が一六〇人を後漢の皇帝に献上したという記事を見出す、是等によって倭国とは明かに日本を指している。

尚お満州輯安県通溝に遺る高句麗の好太王の功績をたたえる碑には「倭以辛卯年来渡海、破百残□□新羅、以為臣民」（百残は百濟）と刻まれている。辛卯の年は三九一年に相当するから、四世紀末に我が日本から遙々海を渡って朝鮮半島へ進出し百濟、新羅を臣民となし更に高句麗と戦うまでに発展していたことが知られるのである。

五世紀を迎えると中国にあっては華北は北魏に統一される。此れに対する華南を南朝（宋・齊・梁・陳）と通称するが其の王朝の随一に宋がある。その宋の歴史である『宋書』に倭の五人の王が四二一年から五〇二年までの間に十二回までも使者を遣はし南朝と直接交渉がなされている。五王とは讚、弥（珍）、濟、興、武という一字名の王で

ある。これを我が天皇の諱などより推察するに、異説もあるが大体、応神（讚）、仁徳（讚・弥）、履中（讚）、反正（弥）、允恭（濟）、安康（興）、雄略（武）天皇の中の五帝に比定される。その一々に就ては別に論考するとして、河内東南部や大和北部などに遺る上掲七天皇の陵墓と伝承されている古墳の考古学的考察による年代ともほぼ合致する。強いて彼（好太王碑）此（日本書紀）の年表を対比するならば一〇〇乃至一五〇年の年代差を見出すのであるが、それは後説する如く我が国に於ける国史編修の際のひづみのあらわれと見るべきである。

四、口誦伝承

以上は中国の文献によって知りうる我が国土内の動きである。

人類は原始社会の段階を過ぎると次には民族を中心とする古代国家を形成することは文化人類学の明らかにするところである。

ところで現在の高度文明をもつ日本民族となるまでには原始社会から出発してどういふ経路をたどって来たのであろうか。それを知りたい。

然し我が国に於ける文字の使用は時代がずっと下るので、文献歴史の初まるまでのことは語り部による口誦伝承によって細々と語り伝えられたものに依存するより他に途がない。其の伝承も今となると原型は如何なるものであったか知り得られないので、後になって文字に移された古事記や日本書紀の記載のみが総べてであるという事になる。

而かも其の後の古事記（七二一—和銅五年）、日本書紀（七二〇—養老四年）が共に八世紀初期の撰述と来ているから、文献に取扱う記述内容としてはずっと古く遡らねばならぬことになり、史実としての価値を大いに吟味する必要がある。

ることを注意しておきたいのである。

また口誦伝承の途中に於て改変もしくは誤伝、または添加された事実があったであろうか。若し有りとなせば其の事情は大いに考慮すべきである。

五、国史の必要

さて六世紀の末になって我が大和朝廷に聖徳太子というすぐれた人物が出た。女帝推古天皇の御代の摂政であるが国内にあってはさまざまの革新的事業を行い、国外に対しても積極的な外交方針を立てている。

当時の中国は隋の王朝であったが南北を統合した直後である。摂政聖徳太子は六〇七年に我國から小野妹子を大使として隋に派遣するがその国書に「日出づる処の天子書を日没する処の天子に致す」と認め、翌年の遣隋使の国書には「東の天皇敬みて西の皇帝に白す」（日本書紀）という。全く対等の修交ぶりである。

こうなると三千年の歴史をもつ中国に対して我が国にも相應の史書を備付しておかなければならぬ。ところで聖徳太子よりも早く六世紀の前半ごろに既に天皇の系譜を整理した『帝紀』と、神話・伝承を編集した『旧辞』とがつくられていたことは確かであるが、現在その何れも残っていないので文献歴史としてどのようなものであったか想像も出来ないけれども、中国の史書に対比すべき程のものではなかったらしい。そこで太子の国史編修事業が始まるのである。

六〇四年（推古天皇十二年）百濟から僧観勒が来朝して『曆本』が請来され、我が国でも正式に曆を用いることになり、年代意識が高まると我が国の建国以来の年代を定めて中国の史書に対比せんと考えられて来るのである。

伝承を文字に書き改めたものとしては、前述の如く『古事記』と『日本書紀』であるが、其れらの撰述は太子より百年後になるものであるが、今のところ此の二書にたよるより他、詮方ないのである。其の中の日本書紀によると崇神天皇（第十代）を御肇国天皇（ハツクニシラススメラミコト）とよび、我が日本の国土を統一された最初の天皇のよううけとれるのであるが、同書に於ては更に九代に遡って第一代神武天皇を始馭天下之天皇（ハツクニシラススメラミコト）となし、崇神天皇と全く同意義の名称であつて同じく国土統一事業を完成せられた第一人者と解せられるであらう。これは一体どういふことか。

惟うに聖徳太子が国史を編修するに際して崇神天皇を我が国の主権者の初代に擬しては年代が余りにも近くなり、中国の三千年に到底匹敵出来ないところから、更に更に古えに遡る必要を認めてより昔の国土開発者としてのハツクニシラススメラミコトを求めたのが第一代神武天皇であつたのであらう。普通ならば神武天皇相当の権威者は人皇でなくして神話の部類に入るべき権威者かも知れない。

ところで中国の識諱説に基く「辛酉革命」思想といふのがある。中国伝来の曆本によれば偶ま推古天皇九年が辛酉の年に當つてゐる。干支六十年の還曆の二十一倍即ち一二六〇年を一部と称し、その年には特別大きな変革があるといふところから逆推して、ハツクニシラススメラミコトの即位元年を創定したものである（即ち西紀六六〇年前）。そして其のハツクニシラススメラミコトは崇神でなく更に古い方の神武天皇と想定したのである。そして神武天皇のあとの天皇をつづけてゐる。

六、推古天皇

八

ところが其の崇神と神武との間隔はどれ程であつたらうか。それはヤスメラギノミコトという伝承になつてゐる。即ち天皇八代を神武と崇神との間に挿入することになり、崇神天皇が第十代という事になつたのである。

「八天皇」としては綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化天皇を該当せしめてゐるが、本来「八」は数字の単なる八つでなく多数を意味する「アマタ」な天皇であつたのではなからうか。

されば第一代神武天皇の事績は詳細で変化にも富んでいるが、第二、第九代までは余り具体的事象がなく、第十代崇神天皇に至つて初めて四道將軍、天照皇太神の祭祀など行績が頓に賑い、以下垂仁、景行、成務、仲哀、応神、仁徳天皇と事蹟の記述がだんだん平常化されて来るのである。

また崇神から逆上して神武までを八代間隔となし、随つて無理に年代をひき延ばしたがためにその一代の治世年が長く世寿も亦常人以上（百歳以上）になつてゐるし、第十代から第二十一代雄略天皇頃までの年代に就て考えてもつり上げの影響があつて實際の年代（漢書、後漢書、宋書記述年代）と我が日本書紀年代と比較すると、百年乃至百五十年が上代にひきあげられていることは上既に論及するとおりである。

それにしても聖徳太子の中国の史書にまで研究せられた篤学の才と英邁の資とによつて我が国史の体裁が出来上つたのである。

聖徳太子はかくして大臣蘇我馬子と共議して『天皇記』と『国記』をつくりあげられた。天皇の世代に關して推定のことであつたであらうが、兎も角、当時として知り得る限りの知識を尽して大成せられたのであつて其の経緯は時

の女帝の諡号を「推古」と治定されることによって、其の間の事情を首肯するであろう。

七、天皇の称号

五世紀以前に於ては「県主」に対応する大和朝廷の君主の呼称は「スメラギ」（統ぶる君）であつた。それが六世紀以降の伴造・国造制に対する大和朝廷の首長の呼称は「大王」（オオキミ）になつてゐる。

たとえば反正天皇の諱は瑞齒別（古事記では水齒別）である。熊本県船山古墳出土の直刀に「治天下復□□□齒大王世云々」とあり、これは「復（タジヒ）の宮に天の下治しめすミヅハの大王の世」と解説され、ここでは天皇を「大王」と呼んでいる。『隋書』の倭国伝には倭（日本）国王を「阿輩鷄弥」即ち「オオギミ」と記していることによつても証せられるのである。

大王という文字は高句麗の永樂太王（好太王）や新羅の法興大王の用例にならうたことであらう。

然るに推古天皇の御代に撰政聖徳太子によつて編修された国史には大王にかわつて「天皇」の称号が用いられてゐる。「天皇」はただ単なる権力者とか執政者でなく今一段と大きい宗教的の意義を持たせてゐる。即ち「天皇」は古代中国の易に於ける北極星を指している。天の中心、天の主宰者であつて道教の説くところによれば、天皇は日出ずる東海の神仙境に住む天上の神仙、天帝を意味している。

聖徳太子は高句麗王、新羅王、百濟王と同列の倭王（倭の大王）の身分を脱却し「日没する処の皇帝」と対等の称号たる「日出する処」の「東の天皇」の称号に改められたのである。太子の国史編修の意図の偉大さを察すべきである。

ところでこの貴重なる太子編修の国史は大臣蘇我蝦夷の没落と運命を共にして地上より姿を消したことは誠に憾み深いものがある。

其後天武天皇は稗田阿礼に勅語してそれまでに伝わり来った皇室の系譜や伝説をまとめられる。その中には申すまでもなく聖徳太子苦心の国史の要領が含まれている。それを後になって太安暦の文筆の力で和語を漢字に当てはめることになり、和銅五年（七二二）古事記三巻となり、現在に伝っているのである。内容としては上巻に天地開闢、中巻に神武より応神天皇まで、下巻に仁徳より推古天皇までが修まっている。おもえば聖徳太子の手によって編集された国史が一度は焼失したものの、その大部分が面影をとどめて茲に古事記として再現したと見るべきである。そして推古天皇までという記述に注目である。

尚お添記すべきことがある。普通に国史と称するは日本書紀以下官撰の六国史を指すのであるが、本題に於ける国史はもっと広い意味の原始社会から初まる日本歴史を意味している。

国史の補助科学

昭和四二・九・一〇稿
羽衣学園短大紀要

一、文化人類学

人類は原始社会の段階を過ぎると、次に民族を中心とする団結体をつくり、それが次には古代国家を形成するに至るのである。しかれば、日本の古代国家はどのようにして形成されていたのであろうか。或る時期——殊に太平洋戦争以前にあっては、我が日本の国つくりを神代から継承する神話に基づいて説明してきたのであるが、それを書きとどめている古事記、日本書紀はともに八世紀の初めに編纂された歴史伝承を内容とするものであるから、冷静に考える時にはそのままに信ずることは無理であり、現代の史学では許されないのである。

果たしてしからば、古代の真のすがたはどうであったか。幸いにして歴史学は近時著しい進歩を遂げ、人類学が科学的に進められ、その分野としての文化人類学が近年急に伸長し、その部分たる考古学、民俗学という諸学問の研究成果によって歴史学に近接し来たり、それらが相互に助け合いがあり、解明に役立つに至りつつあることを注目すべきである。とりわけ文化史学の研究において諸民族の文化の一般性、その発展の段階などを考えることによって未開社会の諸様相、文化の原初的形態を見ることを得て、いよいよ益々接触を進め歴史の探求と相俟って解明を進めているのである。ここにおいて、アメリカのハーバード大学における文化人類学の研究を大いに参酌する要を認めざるを得ない。

得ない。

かくて、歴史学の領域と民族学的領域との総合研究が試みられようとしている。なお、今の歴史学が考えている所謂『古代の先史時代』と現時の民族学が問題としている未開社会における現在も、なお存在する所謂『現代の先史時代』というこの二つを比考し併せ観て考えるべきである。

また文献の欠けている部分を考古学の取扱う遺物、遺跡の調査研究によって解明せられることは、従来からも多行なわれているとおりである。また我が国に欠けている文献——殊に、記・紀成立以前の時期を知るために隣国の朝鮮半島並びに中国に伝持されている金石文または典籍記載事項によって知らされる。但し魏志倭人伝による邪馬台国や女王卑弥乎について最近になって新しい解釈が施され、歴史は動いていることを痛感せしめる。なお、従来誤り伝えられていることが訂正されつつあることも最近になって多いことを喚起しておきたい。

人類が出現してのち、その骨格のみを地層上に留め、人類の製作した遺物（道具）が殆んど止めない時代については、従来より人類学者、地質学者の研究に委ねられてきたのである。それが石器時代、土器時代を経て金属器時代に進み人類の智的水準が上昇して文字をつくり、文書や記録を遺すという文献資料の豊富な時代に移ると、歴史家が手を出して研究し解明につとめるのである。

人類を研究する学問の中で、体質人類学以外のものを「文化人類学」として取扱うのである。それを更に「人類言語学」と「考古学」、「民族学」とに細分することができる。

「人類言語学」は主として未開民族の言語を扱うもので、これらの言語間の語族関係が言語変容などを扱うことになる。この方法によって未開とはいえない民族の言語まで研究することによって、大いに歴史の補助学科となりうる

のである。

「考古学」仏の考古学者デ・モルカルは考古学の分野は人類の出現以前から始めて現代に至るまでの人文の過程全部を探索する学問であると幅広く定義しているが、人類学部の「考古学」は先史考古学が主となり、旧石器時代、新石器時代から青銅器、鉄器時代に入り、更に進んで文献歴史の始まるころまでつづくのである。歐洲では、ローマ王朝の初め、中国では周まで、日本では古墳時代の三・四世紀頃までを扱っている。ところが、新大陸では文献歴史の始まるのがおそく、一五世紀、場所によっては、一九世紀頃までを人類学者の扱う考古学の範囲になされるのである。考古学自体はここで終わるわけではなく、ローマ王朝以後は「古典考古学」といって、ギリシャ、ローマを扱う古典学科や美術学科によって建築や美術を中心とした考古学となり、王朝以後のエジプトについても文献歴史を併用した考古学が行なわれている。ただ文献の出でくる時代は歴史家の扱う範囲であって人類学の方ではふれないことになっている。

因みに申す。歴史時代に入ってからからの考古学としてアメリカに「植民時代考古学」と別称するものがある。即ち清教徒が最初に上陸したプリマス(Plymouth)の住居跡の発掘とか、フィラデルフィヤ(Philadelphia)における最初の合衆国政権の占めた建物の発掘、復旧などを行なっているのがそれである。また最近英国で、「産業考古学」と称するものがある。産業革命時代の工場跡などを発掘している。カナダのトロント大学の人類学部ヴァン・ストーンはエスキモーの研究で二〇世紀初頭のエスキモー遺蹟を掘って研究している如き最近世考古学もあるのである。

次に「民族学」である。主として、未開民族の習慣風俗を比較研究するものである。民族学の下部門として「民族誌」と「社会人類学」とがある。その「民族誌」は記述的な研究(理論的に対して)で舟の作り方、家の形、道具の作

り方などを研究するものである。

日本で「民俗学」といっているのは Folklore で文明民族の中に残っている庶民の風習を蒐集研究するもので、故柳田国男が民俗学を主宰し且つもり育ててきたのである。

「社会人類学」は習慣、風俗の中で特に民族社会の構造や組織に焦点をおき、この場合、所謂文明社会をこの対象とすることが多い。例えば、アメリカの「シャトル日系人社会の社会組織」(史子スミス)の研究の如きはそれである。

「社会人類学」では、社会の変化(例えば、日本文化の明治以後の変容)や文化と個人の心理との関係(例えば、大和魂が日本文化全体とどういう相互関係にあるかということ)も扱われる。それで「社会人類学」は社会学、心理学、精神分析等とも近い関係におかれるのである。これらは人類学者にとって必要な副科目ではあるが、それは人類学そのものの中には入らない。「社会学」は文明社会を対象として発興してきたもので、多分に社会問題、社会福祉などの傾向があり、客観的な比較研究を目的とする社会人類学とは聊か方向が異なっている。

人類学は人類文化をたどり諸分野の協力を必要とする。旧石器時代を専門とする考古学者(フィリップ・エドワード・スミス博士)にしても旧石器時代の遺蹟を掘って理解するためには体質人類学で習った化石人類の知識も必要とするし、石器の製法や用途を理解するには民族誌で習得した未開民族の石器の製法や用途の知識が随分と助けとなるのである。住居跡の堅穴から住居を想像したり、宗教や社会の構造を仮定するには、民族誌や社会人類学の知識が大いに参考として必要とせられる。人類の過去、そして現在にわたる地球上のさまざまな環境におけるあらゆる様相を総合して「人類」というものを理解することが実は人類学の目標であるとともに、国史学においてもかかる人類学が採用され補助科学となされる所以である。

二、古文書学

次に先史時代に対して、文献時代に入ってから、国史の補助科学を考えてみたい。最近の国史学が非常な発達を遂げた裏面に古文書学の進歩してきたことを見逃がすわけにはゆかない。過去における事実に対する認識力が愈よ正確に進み、しかも微に入り細に亘って究明され、従来の歴史（著述または講義）を根底から改めしめる傾向があり、また事実改められた幾つかがあるのである。これは史料の価値批判が非常に厳密正確になってきたからである。即ち、史料の価値批判を最終の目的とする古文書学は史学の出発点を司るものともいうべきである。

古文書学を史学——殊に国史の補助学科として研究せられる所以は、古文書というものは史料の価値を重視するからである。即ち古文書は或る事件の第一次的、換言せば直接の遺物である。古文書が第一次的の遺物であって、それが真物であることはかかる文書が発せられたということの動かすことのできぬ事実なのである。随って、内容において虚偽の要素を含む危険の少ないものである。

同じ第一次的遺物である「考古学的の遺物」と古文書とを比較するに、考古学的遺物それ自身は何らものと言わなから、それを利用するには深い予備知識を必要とせられる。随って、その結論には考古学者の主観的要素が多分に混入する機会が多い。しかるに古文書はそれ自身、過去の出来事を明瞭に物語る遺物であるから利用者にとって頗る便利なものといわねばならない。

古文書の史料の価値がこのように重大であるから、随って、古文書学の存在価値も亦それに比例して重大というべきである。なお記録と古文書とはその文体において共通する点が多く、また記録中には、文書が含まれていることが

多いから、古文書学を修めておけば記録の取扱いにはさほどの不便を感じない。更に我が国史において古文書学の価値を増す事情は、古文書が我が国には多数に現存することである。隣邦の中国は文字及び筆蹟を尊重する風があるに拘わらず、古文書はあまり現存していない。これは一には革命の国なること、政変の度毎に文書も記録も散佚し焼却せられた。今一つは、文字をあまりに尊重するために文字を粗末にせないように文書を焼き捨てて保存せないという習俗である。後世に伝えるべきものは、特に石碑に刻しておくという。朝鮮もまた然り。されば兩國とも古い時代の古文書の原本が現存することが甚だ少ないのである。おかしなことに古く我が国に請来せられたが為に、中国や朝鮮の文書が日本に保存せられているということである。我が国は木造建築で古来火災に焼失したものが少なくない。殊に官庫が兵火にかかった機会が多かった。それでもなお、東大寺の正倉院には奈良朝時代の古文書を多数保存せられているのをはじめ、社寺、公卿、大名、諸家に多くの古文書を收藏している。我が国で古文書類が、多数保存せられた一般理由として次の項目を挙示することができる。

1、財産関係の証券類を大切に保存すること。古来の財産の主なるものは土地である。その土地の贈与売買には、必ずそのことを記した証書及びその土地に関する在来の一件書類を、全部相手に交付することになっていたのである。

2、尚古思想から。家門の名誉となるような文書類を特に大切に保存したものである。例えば、軍忠状に「欲レ備ニ後代之証驗、仍言上如レ件」という意味が記されている如きそれである。

3、筆蹟鑑賞風の流行。美術的価値を有する筆蹟、或いは特定の人物の筆蹟の尊重のためである。殊に足利以降になると茶の湯の流行に伴って所謂「茶掛」として墨蹟が骨董的に取扱われて尊重されるに至ったのである。

4、史料として。史学、有職故実の学問の発達によりその資料として蒐集保存せられるに至る。

さて我が国の古文書学は、西洋の古文書学の刺激に負うところが大であるが、西洋の古文書学の発達は古文書の偽造が多いところから、その真偽を鑑別するために発達してきたのである。これに対して、我が国の古文書学は裁判において証拠物件として採用するところから出発してそれが近世に入るや、史料として利用され史学に応用されるに至って一段と発達したものである。されば我が国では、維新以前には古文書は学術的にはあまり顧みられていない憾がある。しかるに明治になって東京大学に史料篇纂所が設置され、日本国内を限なく調査して史料を蒐集し整理出版せられることによって国史研究に大いに寄与することになり、しかも史学研究の進展と要望とが相俟って今や国史学においては古文書が欠くべからざる学科となるに至ったのである。

織田信長と浄土宗

昭和四六・一二・八・稿
仏教大学研究紀要第五十六号

一、邪魔ものを除く

織田信長は戦国時代のあとをうけて復興の時代に出ている。京都御所を復旧せしめたことは彼れの生涯に於ける優

れたる業績であつて後世にまでその名を留め正一位を贈られたことは如何に朝廷で高く感謝せられたかを表示し得て充分である。

ところで其の混乱せる日本全体を復興し、改造せんとするに際して先づ残存している邪魔ものを取り除き片付けるという役割を仕負ひ込んだわけである。改造のための破壊もせねばならなかつた。

されば信長の行蹟を通観するに多分に乱暴とも見られるところがあり、また別の見方によると潑刺たる生氣に溢れた積極的な破壊を敢えて断行したとも云えるのである。

信長の此の方針は神社に対しても同然であつて協力するものには大いに助勢するが、反抗するものに対しては徹底的に歯向つている。殊に社寺が奢侈に流れていることを痛く攻めて其の領地を割り裂かんとする一方、己が意に同ずるものには（仏教は余り好まれなかつたらしいが）田地を寄進し堂塔を修覆もしくは建立し金子を興え榮譽を授けて敬意を払つている。

今『総見記』によるに

近年社人、僧徒等、無用の領地を大分に知行し、法式学問を勤めず、奢侈遊楽を事とし、剩え武士に組してややもすれば兵乱に交はること、国家の蠹害なるを以て其の邪威をおさえんがために神社仏閣の領地を勘査せしむ

といつている。その第一番の槍玉に揚げられたのが、比叡山延暦寺であつて美濃にある叡山の領地を押ししめたところ、其れに反撃する比叡山に対しては元亀二年（一五七二）に焼き撃ちをするという重大事件を惹起せしめてゐるのである。

信長の方針遂行の途上に於いて本願寺教団に対し、その本拠たる大坂石山本願寺を明け渡ししめんことを要求する

が、本願寺には浅井、朝倉というアンティ信長の武将が連繫しているし、遠く中国に蟠居する毛利一族とも氣脈を通じていたから、信長としては一層本願寺を邪魔ものと考え大坂本願寺を陥れ、そこを根城にして西国経営に進まんとして大いに戦力を傾けたものである。

二、安土宗論

信長は宣教師フロイスからは法華宗の信者だと信ぜられた程に入京のころは法華宗に心をよせ、その寺院に宿泊もし、その所領の安堵もはかっていた。それは法華宗は当時の仏教の中では異端的であり、すこぶる現実的、行動的であった点が信長の趣味に相通じていたからであろう。このころ信長の側近にあって使僧の役割を果たしていた朝山日乗が居たが、出雲国で尼子氏に属していた朝山氏の出身であったが弘治元年（一五五五）天台宗梶井門跡で出家するに際し、皇居修理のいとなみを勧めたかどを賞せられて、後奈良天皇から朝山日乗上人という上人号を賜ったものであった。随って必ずしも法華宗ではないが、永祿十一年（一五六八）信長入京後はその上人号に（日乗）相応わしく法華宗として振舞っていた処、忽ち信長に重用されるに至っている。信長による皇居の造営、足利將軍との調停など政治の枢機にも寄与して明智光秀と日乗とは永祿から元龜にかけて、特に義昭將軍と信長とを結ぶ政界の二大実力者にされていたほどである。然し日乗はキリシタンを嫌忌し其の信徒であった和田惟政を讒してフロイスらの追放を要請したが、信長は惟政の旧功をおもって無罪となし却て日乗を罰することになったが朝廷は、皇居復旧についての功勞によって斡旋せられて死罪は免がれ、天正五年（一五七七）九月に没している。

信長はキリシタンに好意を示し京都四条坊門に所謂南蛮寺を建てさせ、天正八年には安土城下にもキリシタンの

会堂・学院を建設している。

信長は仏教を余り好まなかったのであるが、安土に築城してみると、城下の繁栄のために寺院を無視するわけには行かなかったので、浄嚴院、西光寺をはじめ多くの寺院を城下に誘致することになった。就中、浄嚴院は栗太郎金勝寺浄嚴坊の応誉明感に帰依していたのでこれを安土の城下に招請し慈恩寺の旧地に比牟礼山多賀興隆寺の弥勒堂を移して本堂となし、応誉をここに住さしめた。かくて浄嚴院は近江、伊賀兩國の浄土宗寺院八百八寺を末寺として付属せしめたが、かように信長は僧侶の或る個人に就ては信頼もし大いに後援をも惜しまない場合があり、若し政治的の必要があれば更に積極的な処置をも施したものである。

当時山城国久我庄の預所竹内季治という熱心な法華信者がいて、日乘上人同様にキリシタンを大いに嫌い、永祿八年五月に松永久秀らによってキリスト教徒を擁護して来た將軍義輝が殺されると、竹内季治は法華宗徒の先頭に立って天主堂を焼き、ビレラを追放した。ところが永祿十二年信長によってビレラは京都復帰を許されると季治らはキリシタンに対する憎悪からキリシタンを許した信長を朝廷に讒奏したため信長は激怒し季治らを捕え、元龜二年（一五七二）九月岐阜へ護送する途中、近江国永原で斬られ家族、所領のすべてを失って五十四歳の生涯を閉じている。

かように信長のキリスト教公認に反対した熱烈なる法華宗徒から犠牲者を出したことが、安土に於ける法華宗僧徒の厭迫へと進展して行くのである。

天正七年（一五七九）上野国新田の浄土宗浄運寺の靈誉玉念が安土に於て法談していたところ法華宗の建部紹智、大脇伝助の二人が法談に対し不審を言い出した。靈誉は汝ら如き若輩の知るところでない。帰依する師僧を出せと云った。そこで日蓮宗からは頂妙寺日珽（堺の妙国寺開山）、久遠寺日淵、妙願寺大蔵坊、堺妙国寺普伝を安土に下だ

し、浄土宗からは靈誓玉念と安土西光寺の聖誓貞安の兩人が出て五月二十七日、浄敎院の仏殿で宗論ということになった。

安土宗論はかかる表面的偶発事件ではなかった。実は京都から法華僧を下向させたのは信長の奉行であった長谷川秀一、堀秀政の催足によってであり、宗論の判者としては南禪寺の長老景秀鉄叟を招請するなど全く計画的なものであった。而かも宗論の始めにあたり、信長は法華僧に対し宗論をするからには負けた場合、京都及び信長の領国中の寺々は破却するという条件を出し、若しそれが迷惑ならこのまま帰るか否かと言って、結局法華僧を宗論に追い込んでしまっている。されば此の事件は初めから純粹な教義の争いというよりも、信長が干渉を加えて遂に法華宗を敗北させる為めのものであった。ところで二十七日辰の刻に雙方とも浄敎院に集った。『安土問答実録』によると

法華宗側のもの四人

頂妙寺日琫、常光院日諱、久遠院日淵、法善院某（記録者）

浄土宗側のもの四人

安土西光寺聖誓貞安、上野国最愍寺靈誓玉念、信誓洞庫、京都知恩院之内一心助念（記録者）

判者四人

南禪寺秀長老（鉄叟景秀）、同判者僧稷西堂（華溪正稷）、因果居士、法隆寺仙覚房

信長公記では法華宗側に普伝を加えているが、浄敎院文書に見えないし、安土問答実録によるに法華宗側に於て此れを除いたことになっている。即ち

普伝、近日帰伏人由候間問答人数不可然候由、日琫被申候

と。普伝は聴聞の爲め、仏前に居たところ奉行衆によって追出され一般見物人の中に入れられたという。

また法善院というは『安土問答実録』に見える名であるが、信長公記には大藏坊、淨嚴院文書には大増坊とされ「実名ヲシラズ、コノ人、当日ニ逐電セシニヨツテ実名コレヲシラズ」とあり淨運寺文書はよると、妙頭寺の中のものらしいと。

さて雙方四名の中で主として問答の衝に当たったのは、法華宗側は日珖及び日諦、浄土宗は聖普貞安であった。

日珖は天文元年（一五三〇）堺に生れ宗論の当時は四十八歳であった。幼より三井寺、興福寺、叡山等に学び弘治元年（一五五五）に頂妙寺に住し、後堺の妙国寺を開創し、また頂妙寺を再興している。日蓮宗に於ける三大部の講説は此人より始まると称せられる。天正三年（一五七五）に阿波に於て浄土宗の僧と宗論しかけた事もあり生来弁説に勝れ、生涯演説せる数四百八十五座に及ぶといわれている。

日諦は壮年の頃、南都北嶺に遊学し後ち、斎藤道三に知られて尾張の犬山に居たが、道三没落後は京都に上り日珖、日諦等と法華文句を講説して其の名頗る高かったのである。

日淵は妙満寺の第二十六代で寂光寺を創立して十六本山に列せしめた人である。

これに対し浄土宗の聖普貞安は後北条氏の一族に生れ小田原大蓮寺堯普に学び、之に従つて飯沼の弘経寺に移り、師の没後は同寺の見普に随つて学んでいる。天正年間能登の西光寺に住するも乱を避けて江州に逃る。時に信長が其の智行の勝れたるを聞き蒲生郡中村に寺を建て、西光寺と称せしむ。この住持中に安土宗論が起つたわけである。

この後、京都の浄教寺に寓する時、その徳を慕うて道俗の集るもの夥しく所司代村井貞勝は特に之を尊信し小釈迦と号したという。屢々召されて参内し御前に法を説き天正十五年には二条烏丸に地を賜い大雲院を建つ、今の寺町四

条下ル大雲院の元である。慶長六年（一六〇二）阿波に下り高野山の頼慶（此後慶長十三年宗論に判者となつた人）と宗論を行つてゐる。西光寺に「宗法問答」と題するものが現存するが、貞安の問いかかるもので此れに対して頼慶が返答せる「貞安問答」というものが別に存す。安土宗論の時は四十一歳の壮年であつた。

靈誓玉念は伝灯総系譜によると覺蓮社靈誓、上州新田人、嗣_ニ法感誓、江州八幡正福寺及撰州住吉哀感寺開山、天正十四年正月十一日寂とある。

信誓洞庫は同じく總系譜に「想蓮社信誓、勢州人也。投_ニ一心住称念_ニ而剃髮、嗣_ニ法於禪芳_ニ泉州堺遍照寺開山、天正十四年二月十八日寂」とあり、浄敝院文書には三河衆とあるが、宗論の頃には三河に居たのであろう。また檀林鎌倉光明寺誌によると洞庫は信長の使僧であつたとある。法華宗の日珧も同じく堺出身であり乍ら、キリスト教のことで信長の気分を書いていると全く対照的存在たることも此の際考慮に入れておきたい。

偕て双方の役者及び判者も決まり各々定めの席につく、浄土宗は東の方で左座、法華宗は西の方右座である。判者秀長老は外陣に坐つた。奉行等は兵を率いて其の場を固め多くの人数は皆法華宗の側を取りまいて恰かも籠の中の鳥のようであつたという。安土問答実録に詳細記されてゐるところである。

かくて信長が威力を以て法華宗を圧迫せんとした事は夙にその法論の始まらぬ前から表われていたのである。いよいよ法論が始まるのであるが、浄土宗側の貞安が「法華八軸之中、有_ニ念仏_ニ如何」、

法華の老僧（日諦か）「念仏とは何の念仏ぞ」

貞安少し躊躇して答えず

法華の他の一人、念仏有り

前の老僧は興奮し、赤面して悪い答をしたとて自己の仲間に難を懸けた。

因果居士批判、尤も弥陀一家に限らず、仏法修行は何れも仏を念ずる御法なれども、近代は自他宗共に弥陀を唱うるを念仏者と云うぞ、法華経にも即往安樂世界阿弥陀仏大菩薩と説き給えば、先づ念仏在りと書せるなり。

貞安、念仏の義あらば無間に墮るという念仏を法華に説くや

是に於て法華宗閉口したるにより、因果居士は退散せしむべき処なれども、余りにも脆き故に批判を中止したといふ。

日珽、法華の弥陀と浄土の弥陀とは一体か別体か

貞安、弥陀は何くにあるも一体よ

此の時、判者の因果居士としては「是レハ一段ト悪シキ答ヘ様ナレトモ、上様ヨリ御内証アルニ依テ批判セサル也」とのこと

日珽、さらば何ぞ浄土門に法華の弥陀を捨閉闍拋と云て捨つるや、

貞安、捨閉闍拋と云うは念仏を捨てよと云うに非ず、念仏を修する機の前には念仏の外の余法を捨閉闍拋と云うなり、

因果居士思えらく「是レモ悪キ答話、右ニ申スガ如シ、仏ヲ念スル法ニ漏ルルコトナシ、仏法修行ハ皆念仏ノ法也」

此れに対し法華宗側に於て誰が論難すべきやについて聊か同志間の争があったという、日淵が口を開いて

「念仏を修する機の前に法華を捨てよという証文は何の経論にあるや、とても如来一代経の中に一字一句もなし、

唯閉口せよ」

貞安、これあり、浄土の三部経の中に、善立方便顕示三乗と、其の上に向専念無量壽仏と云々

因果居士「是レハ猶別シテ悪キ答話也、三部経ハ、法花ヨリ三十年前ノ経ナレバ、アシキ也々々々也」されど批判せず、

日珙、無量義経云、以方便力四十余年未顕眞実と説てある故、爾前経を捨つるなり、浄土経は方便よ

浄土宗側はグット詰まり貞安と玉念とが口論を始めたので法華宗側は勝鬪をあげて座を立たんとした時、因果居士は直ちに批判を加え法華宗側に向つて

因果居士、法華以前に眞実の成仏あるまじきや

日珙、眞実の成仏なし

因果居士、眞実成仏の経あり、文句有るが知らずや

日珙、何れの経ぞ、何れの文ぞ

因果居士、舊最初の華嚴経に三界唯一心、心外無別法、心仏及衆生、是三無差別とある。然れども此時大乘に機縁無き者を次第に二乗三乗の教を説き給うて法華経にて十方も仏土の中なれば唯一乗法のみ有つて無二亦無三とある。

何と心得たぞ、其上華嚴と法華とは同意別名の経ぞ、されば聖徳太子の説法明眼論にのべ給う。南天の祖師朕に示し云く、速かに生死を出でんと欲せば須く根本一乗と云うを愼うべし、当さに知るべし、一乗の正義は仏心是なり、若し一乗を学せずして生死を出づるといふは、このことわりあることなし、然るに朕は是れ法華の持者なり、当さに知るべし、法華の実義は正に華嚴経に在りと説き給うぞや、聖徳太子の御偽りあらんや、此上にも爾前未顕眞実を立て

て見よ

貞安はこの助勢を得て日珽に問を懸けたのである。

貞安、四十余年の文を以て爾前の経を捨つるならば方座第四の妙の一字は捨るか捨てざるか、

法華宗の方で「方座第四の妙」ということを聞知せず、誰が考えんかと云い争う、

日珽、さては浄土の三部経未顕真実なる事は決定して其の上の御不審か

貞安、それはあとへ戻る。方座第四の妙をば不知歟、

この時織田七兵衛尉信澄が口をはさみ、日珽は尚おも未顕真実の義をくりかへすのみ、

因果居士、真実の妙より来る義なれば法華の妙と見聞した、止めよ

此れを聞いて日珽は立腹し片批判だ不公平な批判だと怒ったが、

因果居士、汝法華を知らざるや

これより座が混乱し日淵は奉行衆に向い兩人共に申つめて候といい、日諦は問答の法により袈裟を取ろうという時、玉念無言にて立ち勝った勝ったと二声叫ぶと同時に、総人数どつと関をあげたが、兎に角、浄土宗では自分の方が勝ったと叫び、法華宗側でも亦自分の勝ちだと騒いで結局喧嘩が始まり、曲直の分明せぬままに事が終つたらしい。

かくて遂に日諦の五条袈裟を引き切つて取つたという。日淵は法間に勝ち乍ら袈裟を奪われては済まぬと玉念の袈裟を取ろうとした処、数千人のもの、日淵にとりつき宙にさしあげ十四五間押しやり浄土側の人の間に入れて手に棒を持って振るもの数千人もあり、奉行衆は杖を以て雑人共を追払いながら日淵を擲ち捨て、日淵が前の座へ戻ろうと

する処を傍より杖を以て面を打つものがあり、血が流れ出るといふ有様であった。その後も混乱があったが、信長は殿堂の縁に在り秀長老を召し「随分骨折りであった。今日の法問はよく聴いたであろう」とねぎらうと、長老は「何分にも年老い耳遠く候」と答えると信長は「そうであろう」と云つて秀長老を帰えしている。

当時信長は其後貞安を呼び「今日の宗論は近來の手柄である」と賞讃している。やがて浄土宗の僧は帰されてい

る。
信長は伝助を引き出し「伝助めが徒らによりて此の如き事を仕出来した」とてやがて首を打たれている。また普伝も採し出されて信長から云い渡され遂に堂より引下し芝の上にて頸を刎ねられている。

日諦・日晁・日淵の三僧に対しては詫び証文を書かせられることになるが三人とも容易に応じなかつたことについては、日淵実録、浄敝院記録に委細を尽しているが結局曼荼羅に起請文を書き血判していることが浄敝院記録に認められており、信長は村井貞勝に書を与えて宗論の状況を報じ証文を知恩院へ納めしめている。

片や貞安等は五月二十八日に信長より書を賜つて賞せられている。文に云わく（大雲院文書）

今度於慈恩寺浄敝院ニ法華宗与宗論之儀申付候処、即遂ニ問答ニ尤為レ勝、誠手柄無ニ比類ニ弥宗旨之励簡要候也

五月廿八日

信長（朱印）

教蓮社聖啓

尚お信長公記によると八月二日には貞安へ銀五十枚、浄敝院長老へ銀三十枚、日野秀長老へ銀十枚、玉念へ銀十枚を賞金として賜わり、その反対の法華宗方よりは九月十六日に金二百枚を納めしめている。信長は此の金を伊丹表・天王寺表・播表・三木表方々に出動して居た諸將士に五枚十枚二十枚三十枚ほどづつ分けて与えている（信長公記）。

三、信長と法華宗

永祿十一年（一五六八）信長が足利義昭を奉じて上洛し信長の天下統一の事業が始まるのであるがそれより前、細川晴元と本願寺とが戦端を開いた天文元年（一五三二）には、法華宗は細川晴元の味方として大坂の本願寺及び京の一向宗徒を攻めている。

此の頃、法華宗と浄土宗との宗論が各地で行われている。即ち天文十二年には鎌倉に於て宗論し、北条氏康は法華宗徒を捕え、其の長三人を流罪、其の徒五人を殺している（*統本朝通鑑*）。また同二十二年甲州に於て浄土、法華の宗論があり信玄の部将原虎胤は法華宗を信じていたので信玄は虎胤を召して浄土宗に転せしめようとしたが頑として応ぜず信玄の怒りをかい刑せられんとしたが馬場・内藤の斟旋により漸く小田原へ遁れている。信玄家法には、

浄土宗与_二日蓮_一於_二于分国_一不_レ可_レ有_二法論_一若在_二取持人_一者師檀共可_レ処_二罪科_一事となつている。

当時法華宗は諸大名に対し或者には勢力があつたが、或者には痛く嫌悪されていた。

阿波の三好長治は法華宗を信仰し領内の人民を悉く改宗せしめんとして紛擾を起し、天正四年妙国寺より日珖が行つて宗論をした事がある。この時の宗論は真言宗との争で真言よりの質問に対し法華宗は答弁出来ず、追つて返答しようとし、日珖は国を遁れ出で三好より護衛兵を付けてもらつて堺まで送り届けられている。

ところが日珖の己行記では之と異り阿波に出かけ浄土宗と往復弁じて之に勝つたと記している。兎まれ三好の法華宗信仰の例証である。

また備前の宇喜多直家が法華宗を信じ、他宗を信じたといつて法華の僧徒三百人が、法然上人の御靈蹟たる美作の誕生寺を襲い仏像を毀っている（作陽誌・以上人行状記）。尚、当時加藤清正の法華宗信仰は有名である。

一方には甚しく嫌悪せられた例もある。殊に公家衆の間には法華宗に反対する者が少くなつたのである。天正三年朝廷に日蓮義非宗の綸旨を下さるに至る。それは此の年知恩寺前住岷州並に当住岷善が東北に巡化し安房に廻つて日蓮宗徒と対論の爲め滞留する由を聞食され、十月二十五日綸旨を以て召還され、日蓮宗は宗外なれば一問と雖も本意に非ずと仰せられている。即ち

就_レ法問之議_ニ前住岷州並当住岷善上人令_ニ在国_ニ為_レ可_レ遂_ニ決_ニ于_レ今_レ滞留云々、太不_レ可_レ然、殊彼日蓮党事、為_ニ宗外_ニ之者雖_ニ一問_ニ非_ニ本意_ニ者也、所詮拋_ニ万障_ニ早有_ニ上洛_ニ可_レ令_ニ參内_ニ給_ニ之由、天氣所_レ候也、

仍執達如_レ件

天正三年十月廿五日（日野輝資）

左中弁（花押）

知 恩 寺

この綸旨の写が三宝院文書に存するがそれには「日蓮義非宗之綸旨写」と題書されている。勳皇の志の厚かつた信長はかかる皇朝の前後の事情をよく知っていたから初めより法華宗に対する態度には好意が持っていなかつた。尚ほ天下を統一せんとするには天文法乱をなす法華宗の如きは戒心する必要があると考えていたから安土宗論の終つた後ちその事を信忠に報じた書に浄土宗法花宗宗論、彼いたづらものまけ候と法華宗のことを云い送っていることによつても想察できるのである。

信長は安土宗論の前より法華宗に対しては悪感情を抱いていた。日淵の実録に、五月七日問答仰付けられた時に、

織田信長と浄土宗

若し負けたならば、信長の領国中法華寺院を破却せらるるも苦しからずとの一札を書いて出せとの意味があるから信長の真意はよく分っている。

即ち安土宗論は、始まらぬ先きから既に勝敗が定まっていたと見るべきである。法華宗は理も非もなく負けさせられたのである。因果居士の記録によれば信長は居士に内意を授けて「若し貞安の窮した時は助力せよ」と命じてあったらしい。されば上掲の如くとり計っているのである。今一人の判者秀長老の如き八十四歳の老人で耳も遠かったがかかる老耄の僧を判者に選出したのも信長の深慮の然らしむるところであつたと考えられる。また貞安の設問たる「方座第四の妙云々」は或は貞安の苦しまぎれの出鱈目の文句、判者が彼此の間を弥縫する間に大混乱に陥りそれに紛れて法華の袈裟を奪い取つたようである。

然らば信長が法華宗に何故圧迫を加へたのかについて、いろいろ考えられるが確実なる史料が乏しい。金山抄追加、頂妙寺記録等には信長が堺妙国寺所藏の「空蟬の茶碗」を所望したが断られた怨みからというが根拠は薄い。次に信長が叡山焼き討ちに際し法華宗が天文法乱に際しての叡山の仕打ちを怨んでいるのを利用して法華宗に対し叡山焼撃を助勢せしめんとしたところ、法華宗は承諾しなかつたから信長は是より法華宗は自分の云うことを聞かぬものと怨んだとされる。また今一つ考えられることは信長がキリスト教に心をよせるのを強く反撥したことも前述するところである。

かくて安土問答は信長が政策上より法華宗に対して加えた迫害たることは明白である。此の後、秀吉の代に至り天正十三年七月十二日、法華宗は旧の如くに復せられ、京にも帰り、かの佗証文も取返して法華宗に返されている。

四、知恩院に陣を布く

話は年代を遡り足利義昭將軍と信長との関係について述べよう。足利第十三代將軍義輝が松永久秀に弑逆されたあと足利幕府を再興せんとする実弟の義昭は諸方に画策する中、永祿十一年四月になって岐阜城を中心に東海に勢威をはって来た織田信長に御内書を届けたところ、信長自身としては既に正親町天皇から綸旨も受けているから一つのチャンスと考えて義昭を奉じて九月には入洛することになったのである。かくて十月十八日左馬頭足利義昭は征夷大將軍（足利第十五代）、參議左近衛權中將に任じ從四位下に叙せられいよいよ幕府を再興することになった。かくて十月二十三日には信長もをてなし能楽を催し其の翌日の御内書には「弥よ國家の安治、偏へに願入るの外他なし云云」と認め宛て名に「御父織田彈正忠殿」と信長を「御父」と称している。また「武勇は天下第一也」とも賞讃している。翌十二年正月に義昭を本圀寺に囲んだ三好政康らを信長は大雪をおかして上洛出陣し追払ってからは將軍義昭には信長なくしては存立なしと見抜き、乱の平定した正月十四日九ヶ条の事書と七ヶ条の追加からなる「殿中御掟」を制定し義昭に承認の花押を書かせている。茲において義昭の幕府は傀儡政権にすぎずして織田政権が始まっていたのである。

信長は本圀寺の仮住居から名実ともに幕府の再興を示す土木工事を起すのであるが、実は信長自身の権威を示すに外ならなかったのである。かくて四月十四日、二条城の新邸はなり義昭はこれに移った。

続いて同月十六日から内裏の修理にかかり二十一日に朝山日乗、村井貞勝を奉行として一先づ岐阜に帰り、二条の宿は木下藤吉郎秀吉に警固を命じておいた。

京都御所は元龜二年（一五七二）十一月朔に完成せしめて忠誠の実を挙げている。

ところで元龜四年（一五七三）三月になって足利義昭は三井寺の暹慶をして近江に挙兵させ、更に一向門徒を糾合していることを細川藤孝より報告をうけた信長は三月二十九日岐阜より京都に入り、先づ知恩院に陣を布いたのである。

そして知恩院を根拠にして兵を進め四月二日には下賀茂から嵯峨などに火を放ち、そして二条第を包囲した信長の態度が強かったので義昭は朝廷に和睦の斡旋を請い勅命によって信長と講和することになり、義昭は完全に屈服し乍らも將軍の命脈を保ち信長は京都を發して岐阜に向っている。

義昭は信長が武田、上杉両氏に心をひかれて東海にひき返したのを機会に自ら將軍としての勢力挽回計劃を進め、本願寺との協力、さては遠く毛利輝元へ兵糧米の徴収などを企て七月三日には二条第を出て宇治槇島で挙兵したから信長は怒り急遽入京し来り二条第の留守役を降し、義昭の槇島城を攻めることになった。義昭は当時二歳の子義景を質子として降伏し城を出て河内若江城に向っているが、ここに於て足利將軍は追放され幕府は滅亡して織田信長の政權が確立したと見るべきである。かくて信長の奏請によって年号を天正と改元されている。

天正二年八月上杉謙信に対する北国征討を終えて十月十三日には岐阜より京都にのぼった時には公家衆の出迎えをうけ同月二十八日には京・堺の教寄者十七人を招き千利休を茶堂として茶会を催しているが、越えて十一月四日には信長に対し朝廷より大納言兼右大将の御沙汰があつて拝賀となる。これは全く幕府の將軍に相当する待遇である。

ところで足利義昭は宇治槇島を脱出して後ち河内若江城へ向うが遠く中国の毛利輝元に兵を求めたり、大坂石山の本願寺光佐、紀州根来寺の僧徒を味方にとり入れて足利家の勢力の復興を企てるのであるが、是れらの事が信長をし

て大坂石山本願寺焼討ちへと向わしめるのである。

これに反して知恩院に対しては先きの知恩院布陣による戦勝の結果を六月二日になって戦勝祈願の謝状となり、九月十二日には知恩院諸堂修覆料の寄進、越えて十月十九日には百貫文の地を寄進するという（以上知恩院文書）厚遇ぶりは本願寺と全く対照的である。

尚ほ天正三年三月二十九日にも信長は知恩院に陣を布いている（信長記・公卿補任）。

本願寺や一向一揆に手敵しい信長であったが、同年七月十四日には浄土宗安土浄厳院中興庇菅明感が寂するや信長は、かねてより帰依していたというので追善供養のために大いに堂塔を起し寺門の興隆を計っている。

而して天正七年二月十八日に信長は貞安の請をうけて知恩院に寺領百石の加増を行っている（知恩院文書）。そして五月廿七日に信長はその貞安を召して上述の安土宗論を行わしめて日蓮宗徒を痛め乍ら八月二日には浄土宗の貞安には銀若干を賞与するという（信長記・惣且記）。

かように浄土宗、殊に知恩院が信長から数々の厚遇をうけているのは知恩院住持の浩蒼聡補が信長の要請を容れて快く陣地を提供したためと見るべきで、あの際、若しも拒絶していたならば恐らく叡山、根米と同じ運命にあつて焼払われていたことであろう。

ところで当時の知恩院住職たる浩蒼聡補は万里小路秀房第四男であり、其の師匠で知恩院先代徳菅光然は秀房の舎弟で叔父に当るし、贈皇太后榮子の兄というから公卿家出身で朝廷にゆかりが深い。されば『御湯殿上の日記』によると天正八年九月に参内しているし、翌九年七月廿九日には正親町天皇に御十念を授け是の日香衣を給うている。また九月二日宮中に於て仏典を進講すること三日に及ぶと同日記に記されている。かように浩蒼聡補は朝廷と縁故が深

い間柄であったから荒廢した京都御所を修復してくれている（永祿十二年四月）信長なれば、厚意を持ちこそすれ、其の申込を断わる気持ちになれなかつたのであろう。

魚心あれば水心というか、爾来信長は浄土宗に厚意をよせ親しみを感じて浄土關係に力を加え、日蓮宗徒を抑圧する為めに安土に於て宗論を行わしめたようである。

五、清玉と信長

而して天正十年六月二日に織田信長は西国へ兵を進めんとして出動を命じた明智光秀によって宿所の本能寺を攻められ遂に自刃する破目に陥つたのであるが、此の急変を聴いた浄土宗阿弥陀寺の清玉は本能寺に馳せつけて信長に非礼を与えられないように其の首級を秘かに持ち去つて自坊に安置している。

清玉は江州坂本時代に信長の恩顧を蒙っていた關係によるものである。京都市寺町通今出川上ル鶴山町阿弥陀寺の寺伝によると蓮台山と号し清玉の開創でもとは近江坂本にあり、信長の帰仰をうけていて元亀元年正親町天皇の勅により堂宇を改修して現山号とした。それが天正十三年現在の地に移転し、後陽成天皇から四脚門を賜っている。境内墓域に信長始め本能寺殉死者の墓があり別に信長像と清玉像とを寺宝として安置している。惟うに信長の首級を最初に埋葬したのは坂本で後に此の地に移葬したものと考えられる。

江戸時代に於ける仏教界の肅正様相

昭和四三・七・二五・稿
佛教学院研究紀要創刊号

第一章 江戸幕府の対仏教政策の影響

江戸幕府の宗教政策が仏教界に与えた影響は大きかった。即ち基督教を禁制するための政策が仏教を保護する結果となり、仏教界は頓に隆運に向った。然し外面は進展を示したが、其の反面には僧侶の遊惰を来たし教界の腐敗をもたらすことになったのである。想うに恩恵になれて活気を失い形式に墮したからである。ここに於て其の反動として護法の念のあるものをして振り立たせ肅正せんとする運動が展開された。また儒教の発達に伴い儒者よりなされる仏教批判もしくは排仏思想に刺戟されて大いに奪起する一面もあった。

第一節 仏教界の殷振 徳川幕府の対仏教政策は直ちに諸国大名へ響き、美濃の森忠政を始め多くの諸大名は競うて寺領を寄進し或は寺院の修築を助成した。かくして仏教界は幕府及び諸大名よりの物質的の保護助成と宗教対策の爲めの制度としての寺請証文とにより、寺院は好運にめぐりあうのである。『慶長見聞集』には「今や仏法繁昌の故に江戸の寺々に説法あり、老若貴賤参詣の袖つらなり群集せり」また『大学或問』に於て蕃山は「堂宇多きことを以て見れば仏法出来てより已来、今の此方のやうなるはなし」と述べ、田中丘満の『民間省要』には

「夫れ寺と云は旦那の助力によりて立つの外に或は朱印地または御除地山林百姓地の持添等有て生れては取、死

しては日々施物を取る事多し。在家に対して見れば何の不足も有るまじと覚ゆ。凡そ国々里々を見るに山林の少も立繁りたるは御林の外は皆神社仏閣の有なり。殊に神社多くは寺院の持ちにして唯一は稀也々々、別て元禄の御程諸寺諸山のいかめしく香りたる時はなし、さもなき寺ども御朱印地給はり駅路の伝馬などは其の掟高成事、さも不及、所々の寺々の衣食住の結構皆金銀をちりばめたるが如し。それにつれ色々様々の驕り法外成事共のみならい惣て家来の面々僧官は不及言、中間若党別しては小姓廻し杯は奢りは筆にも頭はしがたく、其の権威をかりて同じく群中に害をなし候事一々あげてかぞえがたし」

と極言し、正司老棋の『經濟問答秘録』には

「近世宗門起つて庶人を檀家と名づけ臣下同様にて一年の資供は租税と倅しく納入させ人を使うに公役と同じ」と更に続けて

「人民は僧を見ること父母の如く国君と雖も民心をうることに僧に及ばず、一乱に及ばば、戦国の如く僧徒に属して叛く事もあらん」

とまで云っている殊に一向宗の勢力について白石は次の如く述べている。

「東西ともに本願寺は十万石格式にて將軍家へ勤めなり。又將軍家の御代替りには一向宗残らず誓紙を仕て献ずるなり」

ところで宝暦年間の統計による一般仏寺僧侶の数は僧侶約四十一万五千余で浄土宗約十二万一千余、法華宗約八万一千五百余、東本願寺派八万、西本願寺派約四万一千五百余等々

それが寛政頃には僧尼合せて約四十六万九千乃至五十万、それに対する全人口は二千万余とすると、二乃至二・五

パーセントを占めていることになる。此の数字は果してどの程度実際に近かったかは計り知り難いのであるが江戸時代に於ける僧侶の賑々しさを知ることが出来るであろう。

而して靈像の出開帳、秘仏の開帳、靈場巡拝の行事も流行し、寺門の門前町が俄かに繁栄することにもなった。開帳は寛文頃より漸次隆盛に向い、江戸に於ける浅草観音、目白・目黒の不動、池上本門寺旅立祖師、青山善光寺の阿弥陀如来、其他信濃善光寺、洛西嵯峨釈迦靈像の江戸下り、敦賀原西福寺の諸上善人俱舎一処の鬼面縁起、同じ越前の吉崎御坊の鬼面の由来等が作り出されての、或は開帳、或は出開帳が行われる毎に老若男女は争うて参詣したのである。

また靈場巡礼としては江戸を中心とする六阿弥陀詣、四国八十八ヶ所巡拝、西国並に坂東に於ける観音三十三ヶ所、秩父の廿四輩、浄土宗の元祖大師廿五靈場、七観音、六地藏、十二所薬師、日蓮廿一ヶ寺等、半ば遊楽気分も交り此等の風習は栄ゆる事となった。

而して開帳に際して大提灯、幟等を掲げ或は珍しい造物をし門前町の繁栄と発達とはやがて遊楽の中心にvariりそれに伴う弊害を取締る法令の発布を見る事になった(徳川禁令考、武江年表、巷街贅説等参照)。

第二節 文芸復興と各宗学林 元和の寺院諸法度に僧侶の資格を定め、一定年限の学業を終えざれば「出世僧」になれぬ様にしたことが、僧侶の地位を向上せしめた。また『徳川実紀』にある如く本城に召して將軍が仏教の論議を聞かれたことも好学の氣を盛んならしめている。

西洋に於てはルネッサンスと相前後して宗教改革の運動が起り、また宗教より離れて新しい哲学が次第に発達したが、日本に於てもその氣配があらわれている。即ち或るものは大乘仏説を批判し、或るものは復古論を称えて覺醒を

与えんとし、安心問題に対しても異説が出て来るのである。詳細は次の章に於て各項別に記述するとして、主なものを挙げてみよう。

その例を日蓮宗派にとつてみる。日生・日尊が叡山に学びて後ち三大部の講場を下総飯高に開いたのは江戸幕府開創後幾何もなきが日生門下より中村談義、小西談林、更に京都に於ける松ヶ崎談林、本圀寺山内の求法院談林に派生して行くのである。

徳川幕府より特別の恩恵をうけた浄土宗にあっては芝増上寺の檀林を始め関東には逐次つくられた十八檀林が寛永元年頃までに制定せられて僧侶の養成に丁つたのであるが、檀林の学制には階級制度が嚴重であつて一種の型にはめ込まれるという憾みがあつたところから、英才にして自由に研究を進めたいものはここを遁れ出でるものもあつたやうである。

延宝の頃、京都の獅子谷法然院を復興した忍激の如きはその一人である。別時念仏を盛んに行いつつ一方に於て祖書の註釈講録の他に大藏経対校という大事業を完了したことは確かに檀林に立て籠る学侶の到底なし及ばざるところであつたらう。

また浄土宗侶であり乍ら敬首や普寂は律院を開創しそこに立籠り乍ら他面では著述と研究に身を投じている。其他、洛の京極了蓮寺の文雄は宗乗研鑽の外に音韻学に通暁している。

真宗本派の学林創始は『承応間牆記』によると寛永十六年十一月十四日の慶讚式からということになっている。ところで其の第二代能化西吟の講義に対して月感一味が勇敢にも異議を申立て興正寺門主准秀を味方にとり入れ更に幕府に公裁を仰ぐまでに運動を展開したことは注目に値いするのである。また一如義の主唱者円究は蓮如を批評してい

るし、貞享三年には『一往再論』三卷一冊を刊行している。そこに説く四十一箇条は要するに在来の真宗の勧めている改悔文等の教化は一往義であつて再往真実の信心とは凡慮の測る処に非ざる仏恩報謝など念頭にかけて只だ称名念仏すれば自ら三昧成就の徳ありて不思議の境地に入ると説いている。是の説に対して泰嶺は宝暦四年二月『真宗紫朱弁』を著はして強く批弾し以て真宗正義を顕正せんと力めている。

大谷派本願寺の学寮制は、本派より廿余年遅れて寛文年中に始まっている。これが高倉学寮である。ここに講師及び擬講をおいて宗学を研修せしめた。幕末の天保六年になると其の結果が千六百二十二人にも及んだと雲華院講師年譜には記されている。而して西本願寺派の学林にあつては自由討究の傾向あるに對し東の学寮は極端に統制をはかったのであるがそれでも深勵・宣明の二師の如く学轍を二つに分つた結果をもたらせている。

第三節 大乘仏説批判論 仏者の手にあつた儒学朱子学が僧門を離れて儒者の手に移つた。林道春は本朝通鑑を篇纂して外国を卑しみ我国のみ尊しとなし随て仏教の如きも排斥されることになつたのである。江戸初期にあつては禅宗の崇伝、天台の天海、浄土の存応等の偉僧があつて権勢の座にいたのであるが其れらの没後僧侶の権勢も低くなり神儒二道の学者が共に忌憚なく仏教を批判することになつたのである。また文芸復興による自由討究の思想が大乘非仏説を生むようになったのかも知れない。

「富永仲基の仏教研究法」(竜谷論叢二五六号)で内藤虎次郎博士は評論されて仲基は『出定後語』『翁之文』を著して大乘非仏説を説き、服部天游は『赤裸々』、朝夷厚生は更に『出定後語』より統計十条を抽出して「摩訶衍未審十条」を出し、平田篤胤は『印度蔵志』『出定笑話』を以て続けているが仲基の『出定後語』に殆んど論じ尽くされているといふのである。

此の非仏説に対し浄土宗の文雄は『非出定後語』を出し、真宗の潮音は『摺裂邪篇』を著わして絶対仏説論を主張せるも結局罵倒し降伏せりという態度にとどまっている。

ところが此の仲基の大乗非仏説論よりも先きに浄土宗の律院開祖と称せられる敬首のあることは注目すべきである。即ち『出定後語』出版の延享元年よりも九年前に『瓔珞仏法大意』を著わしている。それはその下巻に次の如く記されていることで知られる。

「于時元文二年^{丁巳}春二月瓔珞和上手書シテ見セ給フヲ写ス

忍海 時年三十四

その本文中に

「結集に二あり一に公結、二に私結なり乃至結は大乗なり、大乗は内秘なり、故に結すべき理なし」

或は

「仏法に公法私法あり、公法は公伝する廿四祖の伝来これなり。私法は私伝す。文殊馬鳴龍樹の伝これなり。公法とは三藏なり。私法とは大乗なり」

と。大乗は釈迦金口の直説なりという在来の説を疑える『出定後語』に「持此説者且十年」という。してみると果して敬首と仲基と何れが先鞭なるや定かではないが、敬首が前掲の如く書いていることから見ると、或は仲基より先きに大乗仏説批判の考えをまとめていたのではなからうか。

次に浄土宗の普寂徳門は江戸目黒長泉院の住持となった持律僧であるが、その著『顯揚正法復古集』巻第一に

「釈迦に大小の両説ありて大乗は馬鳴龍樹の時に至り小乗皮相の弊を救済するに至るに大乗の秘密蔵を開きた

り」

とあるは明かに釈迦直説を非認している。徳門は華嚴学の立場よりして一乘眞実四分律論者であり乍ら其の研究追攻の極、大乘は釈迦金口直説に非ずと看破して在来の教権を打破しているのである。

第二章 戒律復興運動

第一節 教界の墮落 元和元年五月に豊臣氏が全滅したあと徳川幕府は同七月武家諸法度、禁中並公家諸法度と共に諸宗諸本山諸法度を定めて統制を期したのである。

就中寺院諸法度は一は家康の仏教信仰による保護たると共に、他に基督教防遏を目的とせられていたのである。其の結果僧侶は生活の安定を保証せられて大いに教学研鑽に精励する利便を得て学究偉才を輩出することになったけれども、反面に於て安逸になれ墮落沈滞という悲しむべき事態をも露呈したのである。

当時の教界の紊亂を法令から窺うことにする。即ち『憲教類典』正徳四年三月の条に「寺院境内の芝居停止、遊女禁制」がある。修養道場たるべき寺社が遊蕩地化している一例である。また『徳川禁令考』によれば享保六丑年五月の条に「常州水戸三昧堂に罷在候日蓮宗所化長延は五月二十三日より揚屋に入り根津門前茶屋にて隠売女と出合い預金子まで遣い捨てたりとて「三日さらし」に処せられたり」と記さる。

『禁令考』享保十四年閏九月廿五日の条に「武州淵江領栗原村道心者西岸というもの同村与四郎の女房に押而密會せし為死罪になり」と破戒女犯を記している。されば心ある僧侶が内部にあって戒律を喧伝し外にあって幕府が懲懲せるも当然である。

徳川中興の英主と称せられし八代吉宗將軍は華美を去り革清を叫んだが、其の「寺院へ仰出され候掟書」（憲教類典

「外儀を飭らずして世風に同ぜず学業を励まし放逸に無之昼夜仏道を行候事出家之本範也。然るに分際不相応之衣服を着し無量の道具を蓄え華美を好候ともがら有之由 云々」

また同第七条に

「旦那妻子を誘い参詣之節饗応有之とも不及夜陰、尤住持之親類たりとも可准 云々」

とあるは寺院に在家のものを宿泊せしめての女犯を氣遣ったものである。寛文五年に諸宗一般に対して発布せられた条目五条の最後には

「一、他人者勿論親類之好雖有之、寺院坊舎女人不可抱置之、但在来妻帯者可為格別」(浄土宗全書第二〇卷五七二頁)

とあり、妻帯者以外の女人を寺院坊舎に宿泊を禁じているのを想い会わすべきである。

それにも抱らず破戒女犯のかどで罰せられたものが多い。『徳川禁令考』によると寛永六年肥前国長崎興福寺監寺禅宗の玄光、同十二年佐州羽茂郡浄土宗光善寺住持開隆、享保三年七月廿九日日蓮宗延命院日道、同院納所柳全上総国望陀郡新義真言宗薬玉院秀慶らの名があらわれているし、辻善之助博士著『田沼時代』に安永録の記事として安永六年八月廿三日小普請岡部徳五郎と共に煮売屋茶屋門前茶屋を飲み歩きし僧の咎めをうけた話が出ている。

男僧の不律に対し尼僧はどうであったか。尼僧そのものではないが尼僧姿をした勸進比丘尼や熊野比丘尼の不行續が『残口の記』『東海道名所記』『人倫訓蒙図彙』などに出ている。彼女は地獄変相を掲げ因果応報を説いて勸進して渡世していたものがだんだん変化して白粉をぬり紅をさし三絃を鳴らして遂には色を齧ぐこととなり、元禄から享

保にかけて盛んに江戸を初め東海道諸所に横行し元文年間には武士と心中する者も出て幕府より嚴重に取締られたという。是れらは純粹の尼僧ではなく尼の姿を借りていたのであるが仏法と関連せしめていただけに教界の墮落の一端を示している。

幕府としては僧風刷新肅正の取締令は続々発せられ寛政十一年に次いで文政十二年には四度も法華院諸僧の不如法を律するの道を示している。その一例

「近來猶又相馳候女犯破戒に及び罪科に被処候者も不絶、そのみならず利欲に耽り或は不相応之金子借入、濟方不実等閑に致し候輩も有之哉乃至、俗人に紛敷衣服并被布等を着刺市中茶店等に飲食を恣にし就中所化共法外之振舞云々。一宗一派遂評議相伺様可致候」(禁令考所引『地方公裁録』)

尚お文化文政の頃には僧侶が遊里に通うにその便宜に袈裟を着けず合羽を着用して外出をなせしにより、幕府は大いに頭を悩まし到底戒律を守り得ぬ者は師僧に警告して帰俗せしむる方法をとらしめたが、これも師弟の情実で徹底せなかつたようである。

また文化元年七十五歳で没した中井竹山が松平定信へ出したと称する『草茅危言』にも寺町僧侶の事として大坂中心にのべられている(經濟叢書第十六冊所収)。

「大坂中の寺院諸宗の僧侶戒律を破し放逸無慙の体たらく言語に絶したる事なり。平生寺中にて酒肉を貪り公然として青楼華街に入るは言うに及ばず。寺内または外宅に梵妻を貯へ生育を遂て男子成は是を徒弟と偽り後任に任ずる等往々有て官府よりも本寺よりも吟味無ば其勢を次第に拡張する事に成り、廉恥は地を払いたり。往歳愚の門人たりし者の頼み寺の梵妻子をうみたりとて其住持の僧より檀越へ餅を賦りし事あり。或時三町人の一人山

村与助話に其菩提所は先祖の一建立故、住持の入院退院を始め総て寺務迄も山村より指図次第成りしに追々品替り今は住持甚だ権を取り、何事を申ても用いず、一向に手に合はぬ事に成たり。其故は実は四代続きの他家より相続に來り寺は三代迄実子相続の故也とて大笑に及びたりし。是等を推て其他一切の乱行を想い見る可し云々」

尚お近来の不法共を数え上げ殿罰のほどを述べて居るが、一向宗に非る寺にても隠し子相続という有様にて不犯僧は尠からず公然の秘密として梵妻を持ち而かも施物を食っていた。「年忌の事」の条に

「凡そ年忌を忘れは寺より催促する者故中分以上に年忌を禁ぜらるれば寺より催促もならず」

と僧侶が布施物欲しさに年忌勤の事を催促するものと見てそれに反感をもつ儒者としての言であるが、更に

「年忌は必竟浮屠氏の物取に始りたる事を曾て心付き無貴賤一統に先祖への追孝一大事の儀と心得たるは大間違、是を苦々敷思より斯く陳述する云々」

と続けている。

また正司考棋も『經濟問答秘録』（卷十七伝道論）に於て

「大酒せざる僧は千僧に一僧、或は酔狂博奕淨瑠璃小唄舞踊等能く上首にして甚しきは姦通して墮胎致させ母子共に死するものもあり、寺として十に八九は女居ざるはなく妄語戒を破り様々の妄語を以て愚夫愚婦を誑まし仏祖の遺誡一として守らず、衣食住の憚に長じ、日に月に奉加を催し庶人を虐ぐ乃至豚犬の心を抱き云々」

と云い授戒法要中にさえ濫行のあったことを同卷十七授戒の条で

「洞家の江湖に授戒と名け血脈を拵えて居士大姉号を記して改名を授く。由之衆くの男女鰥夫寡婦等其の寺に

同宿する事七日、是又嬌乱の媒酌にと云者也、古王代には尼といへとも寺宿を禁ず 云々」

右の中井積善も正司考棋も共に儒者で排仏論者にして或は誇張したところがないではないが上掲の処罰の事例と思ひ合わす時、全然証言とは言い難く、其の墮落の一端を挙示したものと云わねばならない。

第二節 天台宗安楽律騒動 伝教大師、慈悲僧正によりうち立てられた戒壇院も江戸時代に入り貞享年中には全く衰微し妙法院真如法親王をして『頭戒論闡幽記』の序に於て「元亀兵燹之後、戒壇雖存而絶無_二伝戒者_一実欠典乎哉」と歎かしている。

此の時に当り妙立、靈空、玄門相統いで出世し祖道復興を志し安楽院を弘律の根本道場と定め盛んに律徒を養つて僧風刷新を計つたのである。

さて妙立は最初禪家で得度し南山流の四分律によって二百五十戒を自誓受し自ら身を持つること頗る厳正であった。寛文十二年に改宗し比叡山に於て「四分兼学」を創称したことが当時の山衆に容れられず異議者として放逐さる。依て洛東聖護院村に草庵を結び五十四歳で没し北白川に葬られている（弟子靈空の著草堂雜筆中妙立和尚行業記）。

その弟子に靈空がある。廿七歳にして妙立に教えをうけ三十四歳妙立について沙弥となり学業を励み遂に管領宮大明院公弁親王の崇信を蒙り元禄六年大戒旧跡再興の令旨を賜るまでに至る。依て元禄十一年三月、山家の学則に久修業仮受があるのに準拠して師の妙玄の称えた四分兼学を当てはめんとし

「一向大乘は初修業一紀心藏山中の所行にして暫隔の相待戒なり。若し一紀を満ずる時は式文の久修業によりて兼学の行持を為す。四分兼学は汝等所行是菩薩道の開会に則る絶待の妙戒なり。故に籠山の大僧も紀満後は安楽に来つて二百五十戒をうけて初めて久修業の大僧に成ることを得。是れ開山大師の本意に契える究竟の大戒な

と叫んで天台の僧侶に小乗二百五十戒を授けて以て律儀を正させ僧風を肅正せんと志したのである。ところが、従来からの山家派真流円耳らに「山家の奸賊なり」と酷評され反対されたのである。

そこで靈空は寛文三年安楽院を弟子の玄門に譲り自らは各地の行化の旅に立つ。ところが同四年に大明院宮より兼学の御条制を賜り師の主張がここに初めて貫徹することを得たのである。

然し山家派としてはなかなか心服せなかったが「等如、妙乘、專信、大勲先鋒被_レ中_ニ毒矢_ニ」(山家大戒興廃略縁起)とある如く兼小に反対した山家派は大打撃をうけ殆んど姿を消すことになった。想うに靈空の学徳共に秀でており、而かも管領宮の信望を厚くしたために小乗戒によって天台宗侶の刷新を計らんとした念願がかなえられたわけである。

現在大津市坂本の安楽律院に保管せられている「安楽院并一派律院条制」に

一、籠山衆登壇受戒之節者安楽院より可改証明之旨輪王大王令旨にて候、登壇之刻安楽院輪番病氣等指ツカへ有之節者安楽院在山之大僧証明可有之事 (乃至)

右条件永々無相違被相守可被令法義相者也

寛保三年癸亥七月

玄門

智幽(花押)

安楽院輪番大僧中

玄門は靈空の弟子である。天台僧の籠山衆が登壇受戒の際には安楽律院より一々小乗の四分律を兼学したという証明を貰わねばならぬという条制で靈空の望みが達せられている。

然し山家派門耳律師らは心窃に能らずして新宮公啓親王に訴えて、安樂律は祖意に背けることを委曲言上した。偶
ま安樂院三世玄門は死して中堅を失うたので山家派が勢を挽回し宝曆八年八月三日には一向大乘復古の制が管領宮よ
り下された。是れにはまた安樂院四方律徒が服さず、泰岐比丘を筆頭に七人の惣代が江戸に下り幕府に直接訴願し寺
社奉行所の門前にて縊死を遂げたるほどの決意を表している。

而して山家派の真流は公啓親王の崇信を得て一時は一向大乘をもり上げたものの加担する律僧とてなく継承者も少
数であったのに対し、安永元年に公遵親王が代って管領宮につかれるや翌日になって安樂院の律制を再び小戒に復せ
しめられる令旨が発せられるに至る。

ところが三井寺の寺門派に顕道なるものあらわれ、此の日本天台の列祖の轍に合わぬ妙立靈空の学風に強く反対の
態度をとり山門派の論に和して大いに復古道を唱えたけれども寛政七年五十二歳にて没して其のあとをつぐものが
なかった。

以上の如く妙立によって提唱され靈空によって大成された小乗戒によって大いに革新を計った運動に対して山門派
並びに寺門派の反対があったにせよ、管領宮の力を得て小戒を以て革清することに成功したことを認めねばならな
い。

第三節 真言宗内の戒律運動

古義の高野山、新義の豊山長谷寺、智山智積院が事相の外に性相学にも英才を出
した程であるが、他面高野山に於て学侶行人の軌轍を続け慶長十一年、寛永五年、寛文四年、享保三年、元禄五年の
紛議が著しいものであった。

不如法の僧風が社会一般の墮落と相助長しあっているに対し、戒律を以て自らも行持し他にも教え勤めて教界肅正

を計ったことをあげたい。

第一項 明 忍 『慶長日件録』によると師は山城槇尾山を去って慶長十二年七月十六日明国に赴かんとしたが海外渡航を禁ぜられているので其の志果さず岐に滞留したのであるが、刻苦勉励の戒行の様相に対し地方人痛く感動をうけている。対馬蹴原滞留中には浄土宗海岸寺住持和順が其の行徳を慕っている。ところが惜しいかな慶長十五年六月三十五歳の若さで没したが、後世まで遺徳を伝えたと見え、浄敵、慈雲も其の旧跡槇尾山を訪ねて明忍律師を偲び持律の決意を誓っているほどであり、また没後九十三年(元禄十六年)にして遠く山城槇尾山より石碑が送られて命終の地に建てられ、其の台石は対馬侯の寄付であることを想合せると其の遺徳は永く垂れたことである。

継承者として良永、能門、慈忍等出で其の徳風を慕い終に浄敵によって律をもって一世を風靡するまでに至ったのである。

第二項 浄 敵 字は覚彦、頭密の学を兼ね究めていた。延宝元年自誓して菩薩戒を受け、次いで同四年二月には受明灌頂を再興した。当時の真言一門において、教界の活動は沈滞し、戒律また萎微して振わなかったので明忍のあとを慕って山城槇尾山に登り自誓して小乗の具足戒をうけ爾後諸国を巡拝した。途次学徒の集り来りて菩薩戒を受くるもの一千余人、三帰戒を受けるもの六十万余、その馳名一時に高く伝えられた。時の將軍綱吉は子なきを以て貞享四年には生類憐愍の禁令を布き仏寺僧侶に帰仰することが厚かった折りしも浄敵の高徳の程を知り元禄四年八月綱吉將軍は浄敵の爲めに武州湯島に靈雲寺を建立せしめたのである。浄敵は大いに発奮し同寺を戒律の道場としたが、同七年六月廿九日には関八州真言律儀の僧統に推挙されるや師はいよいよ真言律を公表し同年七月『真言律弁』なる単行本を刊行し寺社奉行所にも差出している(靈雲齋書解題参照)。その初めに

真言律弁

(靈雲寺開山淨嚴律師述 志 鄒雲 照校刻)

真言律宗ノ事御尋ヲ蒙リ候間アラアラ注シ進上申候、戒律ハ諸宗ニ通ズル法ニテ諸出家ノ通法ナレド律宗ト名ルハ末世近世ノ出家多クハ戒法ヲ守ラズ候故無戒ノ僧ト持戒ノ僧ト紛レ候、是ニ依テ乃至 真言律ト名乗申候と書記しているところから見ても当時無戒破戒の僧侶が漸々多くこれを緊肅せしめるために持戒奉律の者を一人でも多からしめんと考え実動したことが察せられる。更に続けて

真言宗ノ人動モスレバ戒ハ小乗ナリ、我等ガ学ブベキニアラズト申シテ放逸無慚ナルヲ我宗ノ法ノ様ニ存候。然ルニ弘法大師ハ小乗ノ戒律ヲ学ブベシト記セラレ候。況ンヤ大乘ノ戒ハ云ニ及バザル事ニテ候、殊ニ真言法ハ天下ノ泰平ヲ祈ル法ニテ御座候ニ、仏祖ノ法ニ背キナガラ其ヲ行シテ驗アルベシト存ズルハ不相応ナル事ニテ御座候

右少シモ私ノ意ヲ交エズ仏祖ノ法言ニ任セテ記シテ進上仕候

元祿七年七月

靈雲寺寛彦 欽上

寺社奉行所

右の如く弘法大師が小乗の戒律を学すべしと仰せられたとして小乗戒律の必要を盛んに説くことになったのである。

想うに大乘戒は精神的にして形式を嚴格にしないことが遂に悪見に陥り墮落に流れ易くなるので、淨嚴は律儀なる行いをなさしめるにはどうしても小乗戒の精細なるにつかしめねばならぬと考えたのであるが、それはまた飲光慈雲も、天台の安樂律院一派も等しく小乗戒に依っているのと相通するものがあつたのである。

江戸時代に於ける仏教界の肅正様相

ところで天台の山家派が小乗戒を反対した如く、淨戒の運動に対しても反対はあった。それは上掲の文中に「真言宗の人も動もすれば戒は小乗なり我等が学ぶべきにあらずと申し」にもあらわれている。此れに対して淨戒が「弘法大師は小乗の戒律を学ぶべしと記せられて候」と応ぜられている。

即ち弘法大師遺誡（弘仁四年仲夏月晦日——弘法大師全集第七卷三一九頁）に

趣_二向_一仏道、非_レ戒寧_レ到、必須_二頭密_一二戒堅固、受持_レ清淨、莫_レ犯、所謂_レ頭戒者三婦八戒五戒及声聞菩薩等戒四衆各有_二本戒_一。密戒者所謂三摩耶戒、亦名_二仏戒_一、亦名_二発菩提心戒_一、亦名_二無為戒_一。

右の頭戒を堅固に受持せられたことについては七大寺年表、行集記、本朝高僧伝、真雅の空海和上伝記、石山寺古文書等に於て年月日に差異があるも、等しく南都戒壇院に於て四分律の具足戒壇をうけられていることを伝えているし、真言の祖師惠果阿闍梨も四分律の人であった。されば真言宗にあって南都戒壇院に上り得度をうくると共に五八十具の戒を受けるならわしが長く続いていたのである。

また真言所伝の經典末疏を見ても小乗の戒律は差えないようである。「瑜伽論」に戒の大小は心の期するところといい、善無畏の大日経疏には本所受戒を受くるに非れば真言に入る可からずとあって、小乗戒は排斥せられていないのである、また事実徳川中世まで南都の戒壇院に登っていたのである（故長谷玉秀東寺大学教授談）。

かくて淨戒によって纏められた四分律は其の後実行者も講究者も出て一時は盛んになった。それが稍々影を潜めようとした時に慈雲尊者（飲光）が出て有部律を以て四分律に代え教界沈滞墮落の教界に対し积尊在世そのままを目標とする正法運動が起されるのである。

第三項 慈雲尊者飲光 師は享保三年播磨に生れ、幼にして儒教殊に朱子を読み後ち河内法乘寺貞紀について得度

し更に南都に入りて顕密の学を究めたが四分律の五百結集の文を見て大いに感奮し河内に帰り野中寺に於て沙弥具足戒をうけ益々研鑽を重ねたのである。ところが当時の教界にあつては幕府の咎にあつて処刑を受ける破戒僧が多かつたのでこれを常道に戻すには正法律を守らしめる他に途がないと決意し実動に移したことは『根本僧制并高貴寺規定』（欽光著）に記述するところによつて窺い知られるのである。

そこには大は衆法、界の結制、戒の受捨、懺の軽重、安居要期、恣説、治擯等より小は心念法衣鉢、坐具、祇支、覆肩等及び日用の瑣事に至るまで悉くその弊を革正することを期している。かくて師の教化によつて感化をうけたものが多く、就中弟子の親証は書もよく師命を如法修業し体を攻めたので廿四歳の若さで夭折している。

欽光は更に正法律の興隆に力を注ぎ延享四年には摂津有馬の桂林寺に移つて其の地方を教化したが、風紀を正しくするには先づ其の衣装からという見地から袈裟を正しいものにするを考え且つ実施した。即ち唐宋以来袈裟の裁装が正式に違つてゐるし、その着法も亦正式でないことを慨き、袈裟の裁製を研究して方服図儀二卷（刊）と広服図儀（写本）とを著わしてゐる。而して宝曆の中頃、師四十余歳にして発願して如法の袈裟千衣を作つて広く施し袈裟の模範を示さんと企図したのであつて爾來師が示寂まで四十余年間教化の傍ら尼僧を勧めて盛んに正しい袈裟をつくり寄進せしめることにとめたのである。

長谷宝秀師の蒐集された慈雲手控写本五冊を拝見したが、そこに次の帳簿があつた。

一、法衣発願裁製之簿

二、千衣袈裟之記録

三、千袈裟裁製之簿

江戸時代に於ける仏教界の肅正様相

四、千袈裟福田簿

五、御袈裟千衣之ひかえ

と題号は各別であるが其の内容は千衣の番号順を控えたものである。想うに長年の間に書き続けていったので題名はその折に思いついたまま記したようである。五冊の内容であるが其の出来上った袈裟を一々監査し記録しており、施主、年月日、受持者名、針の縫様の種類、即ち馬齒縫、鳥足縫、編葉縫の三縫様を区別して手控えられたもので第五冊の中ほどまでが飲光の自筆であった。今参考の為に第一号と第千衣とを抄写しておこう。

(第一冊) 法衣発願裁製之簿

第一衣 梵字 (檀那波羅密)

木蘭色安陀衣 帖葉五条一長一短馬齒縫

財体紵布中量長六尺八寸余広四尺二寸半余

助織 懋日式叉尼

同 義文求寂尼

明和三年丙戌正月十六日奉施高井田寺

現前僧伽 和尚位 飲光受持

(第五冊) 御袈裟千之ひかえ

第千衣 梵字 (一字金輪の種字)

蓮系織 十九条大衣割截馬齒寛政元

年酉年 慈雲大和上様御護持 宗珠裁

慈雲尊者千衣御袈裟御成就の御願心

文化二年二成就竟之

是によると飲光は千衣に満たずして死し、第千衣はその歿後の翌文化二年に志を継いで成就せしめたことがよみとれるのである。師の感化が如何に深厚であったかを察知することが出来るし、此の裁縫に関与した尼の数は百五十余人を算することが出来るのである。

さて師は先きに生駒山に幽棲して道行益々堅く徳化四方に渡ったが寛政十年には河内高貴寺に居を移し築壇結界していよいよ持戒堅固であった。幕府も其の高徳なるを賛し同寺を正法律の本山となしている。受戒の道俗は実に一人を越えている。ところが文化元年十二月廿三日京都阿弥陀寺に於て八十七歳で寂を示す。

是れら真言宗内の高僧による持律運動は誠に讚歎すべきではあるが教界の墮落は容易に止まず唯だ一時の仏教顯揚、一部の道俗共鳴者を得たというに過ぎなかつたというのは遺憾である。

第三章 浄土宗の復古運動

第一節 鎮西派 徳川時代の浄土宗寺院は徳川氏の香華院は勿論、さもなくとも特別の恩恵に浴したことが僧侶

をして増上慢にし、而かも華美に陥らしめることになり律儀頽廃を来たすこともなり、心あるものは奮起し肅正運動をおこすこととなった。また本山や檀林にあって官僧として振舞うことをきらつて地方の平僧となり、宗祖の昔に還つて真の念仏僧として教化に従事せんとするものがあらわれて来たのである。

江戸時代に於ける仏教界の肅正様相

第一項 忍 激

江戸芝に於て宗学を修めたのであるが、その師万無が知恩院（三十八世）に晋叡するや江戸より関西に上り京都東山鹿谷の元祖教化の故地近くに法然院を開き中国廬山の白蓮社の結制にならって別時念仏の道場を山内の金毛院に別建した。而して六時礼讃を厳格に行じて僧風をひきしめると共に宗乘を復興せしめるために広く祖書を集めて研鑽に便ならしめ更に大藏經対校という大事業をも発願して积尊の遺教を正しく理解せんことを念願した。

尚お『別時念仏三昧法諺註』を版行するほど念仏実践と宗学に熱心であって、幾多の典籍をも上梓して教学に寄与するところが多かったのである。

忍激はその師万無が知恩院大僧正であったため徳川幕府との交渉も容易であった便宜から寺域領田を得、法然院の寺觀を整え、人材の養成、事業の完遂に事欠かぬだけの資材に恵まれたのではあるが、他の香華院の如きにならわず華美を去り専ら質素閑静にしてひたすら称名し乍ら宗学も修め宗祖への復古の志を実動して行ったのである。

万治二年出版の『風流可笑記』には

「当代の坊主共はただ賤しき百姓町人ばらの子孫の身のすぎはひとして形を替へたるまでなり」とも

「当世の出家は何とした智慧もなく行もかひなく況んや道心のこと思ひよらざる只欲を好み知足を専らとし榮華はおごり飲食を恣にする 云々」
と痛罵しているのに対抗していたように考えられる。

忍激は主として鹿谷に籠り居て自ら先頭に立って教学の振興と称名、律儀を実行して外巡せなかつたから各地

に教化が行届かなかつたけれども其の徳望を慕つて来集するものが多く、それらが地方に帰つて忍激の学風と流儀とを伝播したものである。就中三河、近江、大和には其の徳風をうけついで末寺が出来た。殊に三河の貞照院の如きはもともと捨世派であつた寺が忍激の流を汲んで律院となり爾来末寺の礼をとるようになったのである。

第二項 学 信 忍激の歿後に学信が出てゐる。享保七年伊予に生れ湛慧和上について菩薩大戒を重ね受けてより忍激の遺蹟たる獅子谷法然院に聘せられて住職となり、忍激の志を継いで廬山流白蓮社念仏を大いに復興せしめんとしたが、僅か五ヶ月にして思うところあつて諸方巡化の旅に出たのである。晩年には郷里なる伊予松山の長建寺に住せられんことを懇望せられた。固辞し難く住職する事になったのであるが、それに先立って檀家の送葬追善法要には一切行かず、専修念仏一行に徹することを檀信徒との間に約束しておいたのである。死人への引導よりも生きたる人への教化を主眼としたのである。『草茅危言』の「送葬の事」「年忌の事」項で僧侶の布施貪欲有所得の念を痛罵せることへ對抗している感を深うする。

師はまた松山城主の請によつて香華寺大林寺を董するや愈よ僧行を正し戒法を嚴守せしめ不軌のものは何人といへども忌憚なかつた。松山の有力なる家出身の尼に非法があつたことを知るや法衣を脱がし門前に於て擯斥の法を行じたという。

師はまた宗祖の昔より更に進んで釈迦正法の古に復せしめんと志したことは聊か慈雲飲光と似通つた戒の復古宿望を抱いていたが、教学の方面に於ても復古を志し、大藏經を閲覽し諸宗を遍学しその帰結するところは厭穢欣淨、念仏の一行三昧を目指したのである。そして近くは忍激、遠くは宗祖の昔を偲ばんと励んだと見るべく、持戒と念仏との二つを強行せる点は、また関通に類似したところも多いのである（遺弟慈滿の文政四年輯録の学信和尚行状記参照）。

師の教化を受けた松坂の信問（浄全十八卷三七―八頁）は関通と対比して関通は悪人にも初めより本領を真向にと
き因果を説かなかつたが、学信は智人には初めより説けども悪人には漸次因果門より引き入れて願生浄土の念仏心を
発さしむる様に計りたりと其の差異を挙げている。

また学信の伝記中に現世祈禱を排除していない点も関通と異っている。想うに松山太守の香華寺に住していたから
随他意から排除せなかつたのではあるまいか。

第三項 徳本 出世僧の教化が沈滞していたのに対し、平僧にして信仰篤く而かも活躍したのは徳本及びその一
派である。

徳本は宝曆八年紀州の生れであるが寛政五年十月には戸を閉ざじ釘付けにして独り別時念仏会百ヶ日を修した。然
し未だ正規の出家の手続きを経ていなかったのである。ところが此の念仏行者の信行談を聞かんとして各地より結縁
別時念仏会を開筵したいからという希望者が多く申出ている。藩主紀州侯よりも懇切なる招きを受けているが一化が
終ると遁れて行脚に出るという洒脱ぶりである。享和三年十月京都獅子谷法然院を訪ねて剃髪して正式に出家の姿と
なり続いて江戸へ下り宗戒兩脈布薩法式の相承別開を終え再び獅子谷に戻り別時念仏に励んだのであるが、大和当麻
輿院並に紀州西山派の梶取総持寺より特招をうけ晩年には紀州侯にも召される等その感化を求めた者が多く、其の中
には三河の律院九品院を興した徳住を始め数多くの偉僧がいる（行誠著徳本行者伝参照）。

偕て徳本が正式の僧侶の資格を受けない前に各地から招かれて別時念仏を修行したことについて一言しておく。

『徳川禁令考後聚』卷三八に「俗人十念口伝之儀数人に致伝授、礼物を取候ものお仕置の事」という見出しで寛延
四年三月御仕置之例として

此宇右衛門儀怪敷宗門には無之候得共、俗人身分として十念口伝之儀数人江致伝授、礼物を取候儀不埒候、然共以来可相止由申之付其旨証文申付仏壇仏具取上げ輕追放可申付哉と大坂町奉行相伺

御差 函

重 追 放

というように俗人にして十念伝授は禁ぜられていて処罰をうけたものである。徳本は出世以前に随分と教化を行ったのであるが、徳本は礼物を取ることが目的でなかったから咎められはせなかったが、京都法然院にての剃髪につづいて江戸へ下つての両脉相承は此れら俗人の不正者と混同せられることを恐れてのことであろうか。

この十念伝授は鎮西派で行う五重相伝の随一であつて既に元和条目第五条にて「対在家之人不可令相伝五重血脉事」とあり、その第二十六条には「一向無智之道心者等対道俗授十念勸男女与血脉誠以法賊也、自今以後堅可停止事」とあるが、寛文十一年の檀林会決議定書の第十五条にも在家相伝を禁じている。即ち

「附於ニ在々所々隠遁上人或道心者対ニ在家ニ五重令ニ相伝ニ之聞有之候各強可レ有ニ僉議一事」と重ねて禁じているのである。

ところが浄土宗寺院過去帳に或は墓石面に五重伝授の証としての誉号が付せられているのを徳川中世以後になると見うけるはこの在家五重伝授の禁がゆるやかになつた為であらう。

第二節 西山派 文芸復興の氣運は自由研究を重んぜしめ古来の口伝を軽く扱うようになるのである。而かも同じ浄土宗にあり乍ら鎮西派が徳川氏と縁故が深く何かにつけて有利な地位に押し上げられていた。かくて群馬の吾妻川

東善導寺、越後の高田来迎寺等の大寺が鎮西へ對抗することとなり一方では鎮西派の学林は制定以来浄土祖師の疏鈔解釈が盛んに行われ西山義はそれに追付くことが出来なかつたようである。それでも宗学の興隆を計つた碩学も続々出ている。

第一項 南楚

就中紀伊梶取総持寺南楚(寛文十一年寂)は宗義を長感にうけ天台学を天海に、禪を円耳に浄土鎮西義を靈巖に聞いて而かも自家西山義の所信を唱導している。ところが師は在来の宗学者が古来の伝承末鈔にのみ拘泥する狭量を歎じ博学の機能を傾けて『観経疏重筈』十三卷、『具疏記』八卷、『大経義苑』七卷、『論註随聞記』五卷等の著述をなし優秀な門下が多く集つたのであるが、師は自由討究を重んずる立場にあり殊に鎮西の靈巖に浄土義を聞きてより益々鎮西義に入り西山義の特色を失われたのである。

ここに於て西山派祖以来の祖書解釈をうけつぐものでは此の南楚の鎮西かぶれを嫌うものもあらわれた。

第二項 昌道

竹林の昌道(元禄十三年寂)は西山派の中の西谷流、深草流の両流をうけて派祖西山国師の昔に還さんとし、二流の調和を企てたのであるが今一步進めることが出来なかつたのである。

当時恰かも天海僧正の勢力が益々大を示し西山派に於て天海の志をうけて学ぶものが多くなり天台西山兼学の寺院がふえ天台が漸次西山派を侵かして行くような現象となつたのである。そこで天台より引きはなして浄土義を立てんとするには教義を鎮西に頼よることとなるし、戒儀は鎮西流によるか天台に依つて円頓戒を相承するという有様であつて、洞空の如き学匠でさえも西山家の戒は天台の戒そのままであると発表する程になつていた。

第三項 助三

(元禄十六年寂)南楚流の教旨信仰にも、天台流の円頓戒そのままとする洞空の考えにも満足せない助三が出現している。師は遂に『円戒補助儀』三巻を版行している。是は当時の西山教界に一大ショックを与えて

いる。一世の学匠洞空宗寛は早速駁撃を加えた。助三の弟子に阿三が有て東に下り幕府の公裁を仰ぐことにした。ところが公裁は助三に有利の判決となり西の本山光明寺の惠雲は脱紫退山となり一山の評議によって世代より削除さる。また主敵洞空らも脱衣追放に処せられるという事になり助三の復古運動は功を奏したわけである。

第四項 俊 鳳

(天明六年寂) 派内より学徳共に高く推賞せられた俊鳳は上掲の鎮西派学信より円頓戒をうけ其の著述に選択集の末註である『同順正記』があるが、西山編古編等数部も公表しているが、師は鎮西流を唱導し「善導吉水の義に称はざるは国師(西山)の説といえども採らず」とまで宣言しているのに注目すべきである。

然し西山義の復古運動が全然なかったわけではない。幕末に出た亮範は西山光明寺に任持したが、師は『四帖疏管規鈔』、『選択集管規鈔』を始めとし曼陀羅事相の法門という西山義独特の著書のほか、円頓戒に関しては『円頓戒集要鈔』をも編し復古挽回運動に努めたが其れに賛同し教えを受ける者も多かったのである。また三河の音空には著書も多く西山義復古は漸く命脈を伸ばすことになったのである。

第四章 専修念仏と現世祈禱

第一節 関通一派

関通は元禄九年四月八日尾張に生れ十六歳にして江戸に出で其の翌年より祐天大僧正に就て伝宗伝戒、享保元年瓔珞庵敬首和上より菩薩戒をうく。祖書を閲読し日課称名三万辺を励む。享保八年春、帰郷の途中箱根の関所を通るに際し符券の必要から「生死輪廻の関所を越すには本願念仏の符券さえあれば関を通られる」という托事観によって自らの名を「無礙関通」と改めたという。後ち京都に上り靈潭和上を訪ね更に菩薩戒を重受し自行化他に励む。時に門人に示して曰うには

「今時遁世出家の人多くは道念銷亡して仏祖の教誡を護らず、世上の無為に驚かず、正業を廢して空しく光陰を送り遂に此度の往生を誤つに至る。我れ此れを悲しみ思うによりて所々に道場を營構し遁世出家の人々を集めて共住せしめ、一期称名利殖させしめん為め 云々」

と。かくて享保十七年郷里西方寺に不断念仏を開始し以後所謂る所々の道場を建立しているが何れも六時勤行總上堂、常行念仏番次出勤、是を定式となして嚴重であつた。翌十八年此の尾張国中一色の西方寺を如法の律場となし元文元年には円成律寺と改称しているが、そうする為めに国庁へ七十二度、本山へ三十六度往反して漸く律場をなし得たという。其の間少からざる反対があつた事が察知せられる。此の律場制定に就ては敬首の指揮を仰いで持戒念仏を昂揚して念仏義を伝えつつ教界の刷新肅正を考えたからである。而して志願成就の後には寺務は避けて自行精勵するのみであつた。ところが師の徳を慕ひ或は伝聞して來集する道俗は日増しに加わつたけれども伽藍建立等の念仏以外の余善は勧めず唯だ念仏の數遍をのみ説いていたという。

當時の浄土宗門は徳川家の権勢をたより各本山では堂塔の建立または營繕が行われ、民間に於ても善根として造營が勸進されまた事実よく寄進せられたものである。そこを經濟問答、秘録僧道の中に「今の僧は方便と云つて寝ても起きても財を貪る工夫するなり」と僧侶の食施ぶりを挙示するのである。

此れに対し闕通は宗祖の昔、宗祖の心行に還さんとし、往生以外には何の報いをも希求するを許さず「一声の称仏も更に余報のためにせず皆悉く極楽に回向せん」(行業記卷上の自行發願文)と述べ念仏を以て現世利益の祈禱に用いる事は師の極力排斥する処であつた。

師の著述にかかる『本願念仏勸化本義』には「近世もろ／＼の現世のことを勸示し無智の男女をしてただ厭欣の誠

心を失はしむるのみならず 云々」と書き出し

「宝祚延長武運鞏固国安泰の祝禱は四恩報謝で是釈門の通法なれば闕く可らず乃至然し是れ宗門の別軌に異れば
隨自意の正意と混淆する事勿れ」

と一往通法としてい乍ら真実の意中の祈禱排除であつたのである。即ち

「真実勸化門の日は別軌の故実に基き願行共に一向専修なるべき事は浄宗一家の公談也。重て乞う祈て勸むる事
勿れ勸めて祈る事勿れ」

と重ねて勸化本義の結尾としている。然らば何故現世祈禱を排除するかというに本義巻上に

「一には惣じて厭穢欣浄の宗風に合はざるが故に。二には別して至誠深心廻向の三心を失脚するが故に。三には
決して宗体宗判に乖違するが故に」

と廃立以正の立場をとつて浄土宗の根本義を立証せんと力め、十個の章疏、十三個の祖文をも引用して極論している。この勸化ぶりを世に「関通流」と呼び師の在世時より一種變つた教化法として認められ師自らも許している。一枚起請梗概聞書卷一に

「浄土宗の中にも何某の知識は心経を読ませ施餓鬼をも修し又は祈禱の為に百万遍をも勧め現世安穩にも回向し
て後生善処を願求すること誠に目出度き教とこそ云うべきに一向に往生の為許りと片向路なるは関通一流の勧め
に誑かされたる偏局者と名をや立つらん」

と関通流の綱領を明記せるにても察せらる。

ところが此の化益に靡くものが殖えたのをそねんで師の過失を誣て書き連らねるもの、国庁に讒訴して却て閉門の

禁をうけるものもあった。

それでも関通は迫害を物ともせず元文元年三河の光明寺に、宝暦二年の頃には美濃岐阜の本誓寺に、明和四年には近江の宗安寺に於て尚おも反撃の氣風があったことは

「多念の口称をのみ偏に勧めて破邪顯正分明なりしによつて他よりこの事を恨み忿怒の余り蜂起して師を迫害せん」とまで催しける」

と行業記に伝うるとおりである。

師は更に京洛に入り宝暦八年には七本松に転法輪寺を建てているし、加茂川の西三本松に於ても専修勸導をしているが、当時京洛滞留中の学僧の中には上記する関通の勸化法に対して反感を抱くものも可なりであったのである。

第二節 大 我 宝永六年に生る。幼少より内外典を学び廿三歳（享保六年）にして真言宗より浄土宗に転じたが当時の江戸に於ける名僧と称せられる者が競つて名利を好むを深く慨歎し神明に誓つて清い生き方を選ばんとして鎌倉光明寺称替真察を頼り共に上洛し、知恩院四九世の室に仕えたが、その真察大僧正の寂後は黒谷光明寺に身を寄せ専ら大藏經の閲読に日を送るうち迎えられて山城八幡の正法寺第廿二世を董す。この寺は名古屋徳川家と縁故深く寺領よりの米収の多き肉山である。ところが寺務の繁雜なることは大我の隠遁の志と大いに齟齬するところから辭意を洩らすも聴き入れられないので、師は一考し狂体を装うて辭去し、岡崎に隠居し乍ら増上寺定月大僧正と詩文を交わすことになつたのである。

ところで此の隠遁を好み名利を避けた清僧と見らるる大我は当世を救わんとして革新肅正運動をしている前記の関通や普寂徳門を嫌つたのである。関通に対しては専修祈禱論、扶宗論を著わして反駁し、普寂徳門に対しては性悪

論、遊芝談を作つて盛んに貶している。何故かような挙に出たのであろうか。

惟うに閑通や徳門は名利を避けて活躍し律院などを設けて大方の帰仰をうけている事が、大我から見れば実は名を避けたやうで却て名声を博しているではないかといふのではあるまいか。

また現世祈禱を却けて専称名号に徹せんとした事に対して反感を抱いたやうでもある。大我は檀林鎌倉光明寺や祖山知恩院という幕府直轄寺や御三家随一の香華寺たる八幡正法寺に住したことが名利を離れ乍らも不知不識の中に幕府安泰を心の中に抱いていた官僧である。そして正法寺の本山である百万遍知恩寺の百万遍祈禱や同寺所伝の利剣名号の御利益を無に出来なかつたやうである。されば専修祈禱論の中にもその奥付にも「利剣名号」を付載している。また武運長久を祈禱し徳川歴世の恩顧に報いんとしたことであらうし、また江戸幕府が新義取締令を出している趣旨にも添う為め、閑通や徳門の厳正な現世利益を避けて専称名号するという説を、幕府に協調して所謂「新説」として排除せんと蹶起したのではあるまいか。

大我は名利を避けて隠遁したけれども其れは厭離穢土欣求淨土即ち往生願望が切なるが為めでなく、繁雜なる世務を嫌惡して詩歌閑散の境涯に隠れる世間一般の隠遁者に過ぎなかつたのではあるまいか。かの世を率いて迫害にもうち克つて宗風挽回せんとした閑通の積極的に富んだ犠牲運動者とは相容れなかつた筈である。

第三節 文雄と敬首 文雄は元禄十一年丹州桑田郡濃野村に生る。僧谿無相の別号がある。初め京都了蓮寺誓願について内外典を習い音韻学に秀づ。文雄の著に『専雜甄陶篇』がある。此れは弟子の文竜が師僧を追薦の為に版行したもので奥には

「明和己丑八月得 故上人之備考而謹謄写之 文竜 卍 薦故上人七回報恩以謄写焉」

と記されている。文雄の自跋には

「不_レ精_ニ學術_ニ乖_ニ戻_ニ專_ニ雜_ニ同_ニ軌_ニ於_ニ異_ニ流_ニ他_ニ門_ニ(乃至)一_レ出_レ則_ニ荼_ニ毒_ニ暨_ニ莠_ニ生_ニ今_ニ京_ニ師_ニ之_ニ間_ニ法_ニ俗_ニ喧_ニ囂_ニ稱_レ之_ニ可_レ不_ニ悞_ニ慨_ニ哉_ニ云々」

とあって専修と雜行との區別を明かにし雜行雜修の解釈を如何にすべきかが目的である。而して閑通一流の雜善排除は當を失して極端に偏し寧ろ異流他門に類同せる邪義なりと貶している。

ところで知恩院山内入信院所藏の文書中に「閑通不退妄教化」と題するのがある。聊か繁瑣なるもあえて次に書き出し文雄の所説と相似通えるを示さんとす。即ち

- (1) 一、今時之淨宗本末諸寺元祖ノ宗意ニ違スルト云フ
- (2) 一、諸寺ニ觀音地藏之余尊ヲ立ノフ、元祖鎮西等之法敵ト呵スルフ。
- (3) 一、在家之愚夫ヲ勸メ觀音地藏其他諸尊ヲ悉ク捨サスルフ

三州遠州辺ニテハ河ヘ流シ候者多有之候。

- (4) 一、本末ノ寺院ニ施餓鬼頓写懺法諸法要一切声明等悉皆雜行、元祖之掟ニ違スルト呵スルフ
- (5) 一、淨宗知識ト稱スル者念仏勸進ノ者元祖ノ掟ニ背キ正義ヲ失スト云フ
- (6) 一、靈位回向現世護念ノ為ト稱スル念仏ハ一向利益無之ト云フ
- (7) 一、寺院靈牌ヲ立薦福トス皆宗意ヲ失スト呵シ在家ヲ教エテ先祖ノ位牌ヲ河ヘ流サシムルフ
- (8) 一、戒名ヲ呼或ハ書クフヲ甚ダ呵スルフ

付 寺院ヘ戒名ヲ書キ廻向ヲ頼ムフヲ妨グフ

(9) 一、浄土宗ニ一向祈禱ノ沙汰曾テ無之、現世ノ為ニ少分心ヲ寄スルハ皆元祖流ノ念仏者ニ非ズト呵スル

(10) 一、祈禱論等世ニ行ルヲ聞キ官□通ジ賂賈運リ欺テ流行ヲ妨グル

(11) 一、古來勅命ニテ念仏ヲモテ災疫□除等ノヲ云消ス

(12) 一、幡隨院方丈等ノ高德ヲ嫌ヒ在家ヲ集メ貴人ニ対シ甚ダ悪口罵辱シ宗旨ノ安心ヲ不知ト呵スル其ノ上又其高德ニ拜謁ヲ求テ欺ク

(13) 一、金銀ヲ不思儀ニ自由シ貧乏ノ在家老婆愚俗ニ勸メ入党ヲ成シテ道路ニ名号ヲ弘メサシ虚談ヲ伝テ已ガ類ニ入

ル

(14) 一、貴人ニ立入縁ヲ求テ已ガ勝縁ニスル

(15) 一、是迄ハ諸國説法ノ所多ク禁ゼシ説法停止ノ

(16) 一、寺院ニテ亡者ヲ大切ニシ引導ト称シ仏前ニ出シ法要ヲ為ス揮無益非法ナリト呵スル

(17) 一、在家へ教ヘテ死人ヲ庭端ニ取出サシムル

(18) 一、在家へ勸テ仏壇ヲ廃サシムル

(19) 一、父母ヲ養フヲ捨テサセ少婦女兒ヲ勸テ尼ニナシ所屬ニスルモノ都鄙甚ダ多シ父母等、甚恨ムル者多キ

(20) 一、説法ニ自分仏ナリ仏ニ錢ヲ投与スル理無之、甚ダ無礼ナル志ヲ起シテ施ス者心有ラバ房へ持參レト勸ムル

(21) 一、説法ヲ聞ク者多可申念仏悉皆無益ニ勸メ来ルト恨ル者多キ

凡ソ法ヲ荷ヒ衆ヲ領スル僧侶ハ寺院ニ依テ□□積尊ノ遺法内法軌則ヲ以テ進退セザレバ別ニ依リ処ナシ、茲ニ依テ随分律儀ヲ守ルベキハ祖ノ教ヘナリ。六斎施食放生齋儀建立薦七追福度生説法種々方便ヲ善巧シテ諸天神祇

余尊余仏外護ヲ求メ世不平ナレバ法文住セズ、是ガ為ニ国家安全宗教広布ノ祈禱ヲナスコハ浄土宗ナリト通ル、ナシ。素ヨリ浄宗ヨリ七難消滅広濟衆厄ノ選要ナル念仏故当時百年昇平念仏祈禱ノ力ナルヲ我宗ニ祈禱ナキト申ハ他宗ニ力ヲ与ヘ我宗ヲ陵蔑スル仏外道ナリ。選集并ニ起請文ハ世モ法モ諸縁ヲ放下シテ専修一行ニ結帰スル出家ノ行者ニ教ル他

往生之業念仏為先ト云、又往生極楽ノ為ニスト能別ノ言ハ置玉フヲ出家在家トモ結縁万事如此ニ教ルニ非ズト出家荷法ノ人ハ釈迦ノ教ヲ進退スルコト別ニ教ヘ玉フニ不及故也

其遁世専修ノ行者ト称スルハ世ヲ遁レ関通如キ隠者コソ諸縁廢却念仏一行ニ結帰シ見仏等ノ好相ヲ求ムベケレバ彼僧モ自ラロニハ専修ヲ勸メテ

持齋ナドシテ沙門ノ行ヲナシ 彼ガ所謂 雜行 是一

齋会ノ家ニ赴 〃 是二

綸旨ヲ得現世ノ折ベキ勅命ニ違ス 〃 是三

努力シテ説法 〃 是四

無益ノ書述世ニ行 〃 是五

寺ヲ建立ス 〃 是六

推シテ人ヲ勸メテ多度シテ僧ニスルコト 〃 是七

是等ノ行、選集集ノ何処ニ有リト為スヤ、人ヲ専修ト勸メテ自ラ専修ナラザラルハ如何、無願ノ惡人此人ニ非ズ

ヤ、在家ヲ専修ト勸ムルハ世人裏山エ入テ諸縁ヲ捨テヨト勸ムル意ナリヤ。然ラバ国制ニ背ク大罪也。在家不レ苦勸テ専修ニ結婦セバ一向宗ノ勸メニ無レ異事、仏神ノ余縁悉ク嫌ヒ捨テ、活世造惡ノ結縁ヲ許スコト甚ダ宗ニ違セル勸也。僧侶信伏シテ党ヲ為スコト甚ダ未審、将タ密カニ魔事ニテモ修スルコトニヤ、知識多ク是ヲ疑フ具眼ノ人彼僧証惑ナル明ニ知ベシ

(以上)

右の妄教化簡条の第二条、第三条の地藏観音余尊を礼することを関通が廃せしめたという。文雄の『甄陶篇』の七丁右に善導の清浄大海衆の言を引いて駁せると相一致している、然し関通の著によれば河へ流さしめるが如きは無かつたようである。

『燧囊讚歎章』十七丁右に「念仏は一切諸仏如来の名号を唱うると斉しければ格別の必要なし」との思想を述べ『一枚起請文梗概聞書下』(浄全卷九、二二六頁)には最も適切に論じている。

「念仏者は余法余尊を捨てて毀らず貴びて用いざるべし」

という態度である。文雄に駁論をなさんがために過激に言っている点は、上掲の入信院の文書と相通している。

また第四条の施餓鬼排斥は事実であったが此れに対して『専雜甄陶篇』廿四丁左三行に

「施食、法蓮門普修毋ニ迺不雜ニ与謂仏門之通軌禪教頭密普修」

との理由を以て駁せり。入信院文書と文雄の所論とは相通の気脈ありたる如きも入信院文書には其の年月人名を欠く為に果して誰の手になるや断言し難し。然し入信院には前掲の関通の『本願念仏勸化本義』があつてそれに文雄が一々駁を書き細注を入れている。されば上掲の「関通不退妄教化」なる文書も、勸化本義本と共に入信院に入つて来たものではあるまいか。

偕て文雄の住持せる京極の了蓮寺（現在は百万遍内に移転して来ている）も百万遍祈禱勅願所知恩寺の末寺であることは前記の大我と共通の立場であることを想い合わすべきである。

文雄は同志である大我の『問津決』を『甄陶篇』に引いて来て専修不祈禱を駁しているのも大我と相通じている点である。

次に文雄が敬首と対面したことに触れておこう。敬首は関通の律における師であった。

『甄陶篇』の廿三丁終二行に「法俗不受戒不_ニ積中之人_一（乃至）執_ニ一行_一廃_ニ余行_一こという説をあげ、かく唱える或師がある。その文雄がある師と言えるは、弟子文龍が故師（文雄）の心は敬首を指していると、傍註を施しているのである。そしてその説に対して「謂如_レ所_レ聞非_ニ吉水之徒_一」ときめつけて、尸羅の極難は浄土易行の宗義に合せないと云っている。

ところで敬首が元文五年庚申夏四月下旬に出した『浄土解行鈔』の中に

問 今時浄土宗と名つく者の剃髪はすれ共、受戒をば嫌いて受けず、肉は頗るたしなへとも酒五辛をば服用す。衣は着すれども袈裟をばはしらず。五種の正行にあらぬ施餓鬼をなし、寺塔を建立す。これにても吉水の流義なりや。

答 予は世の浄土宗を不知、故に是非すべき様なし、然れとも尺八を吹いても禅宗と名のり日蓮が徒も法華の行者と思ひ、刀杖を帯し兜巾を頂きても真言の行者と呼び、肉食妻帯しても出家かと思ふ。至愚あれば上に下の随う如きの身持にても浄土宗と思つて終身ゆめにて一棺の土となる者もあるべし。怪しむに足らぬとなり

と当時の教界を皮肉り、更に最後に

「諸教立義不同委しく記せるものなし、故にあらあら之を記す。浄土宗の中に於ても難行易行のあることをしるせるものなし。因に之を弁じて初心修業を濟う者なり。

と、其の説くところは持戒を勧め念仏門については廃立為正のたてまえであった。

ところで文雄の任せし了蓮寺には右の敬首著『浄土解行鈔』を文雄が自ら書写して其の次に文雄自ら著述せんとする『浄土解行鈔正訛章』を付けた書冊が蔵せられている。駁論書である。その中で文雄は

「吉水の教は必ずしも戒行具足せざれば往生せずと教え玉うにはあらず。随分に護持すべきなりと示し下へり。

末法は戒力のつとめ難きこと、日本円頓戒の元祖たる伝教大師聖道の人師として千歳已上の明鑑云々」

と云い、また

「偶ま浄土の門閭に入れども吉水の祖訓を斥い好んで奇説を吐て愚人を驚かす。唯是名利鉤るの謀計にして厭穢欣浄の正信は毫もあることなし」

と。敬首と文雄との思考は照合してみても全く隔絶していたのである。尚お大乘仏説論についてもこの両者は意見が相反していた。

さて浄土宗に於て施餓鬼会を修することを上既に論難しているが、元祖法然上人には施餓鬼会について、述べられてあるを未だ知らない。先年嵯峨正定院蔵書中に『裸弁』慈雲著あるを知る。此の慈雲は真言の慈雲尊者欽光ではない。京洛西光寺住とあるも伝記は未解である。鎮流祖伝の慈雲ならば菅原為長の息にてそれでは鎌倉時代まで遡り余りに古すぎる感がある。兎まれその著書には浄土宗にて施餓鬼会を修することは雑行雑修であるからといって極力排斥すべしと論じている。此の嵯峨正定院は東山一心院の末寺でもともと捨世派に属して、専修念仏を唱道し、施

餓鬼会などは排除して来たためであろう。

第四節 批判

さて文雄等が現世祈禱を主唱する所以は四恩報答を高調し皇帝永固武運長久を志しているし、是れを排斥する反対派に対しては忘恩者または凶首と罵倒しているのである。如て幕府から現世祈禱——特に武運長久ということを指示したのであろうか。浄土宗に対しては其の沙汰はないが、真言宗に下した元和条目には明かに祈禱を制定している。また寛文巳酉（九年）正月四日井伊兵部少輔へ御渡されし条令には次の如く御朱印寺に於ては祈禱を行わしめられたのである。即ち懺教類典によるに

寛文巳酉年正月四日

井伊兵部少輔殿 御渡

御目付江

諸国御朱印之寺社領於五穀豊熟万民安穩之儀一統にて可遂祈禱候、尤守札護符様之品施行候も勝手次第にて候旨被仰出候、井先生浅間山焼奥羽飢饉疫病且関東出水京都火災等にて下々失亡致し候も不少旨相聞候に付、向寄之寺院におゐては此度施餓鬼修行可致旨被申付候、私領にても是に順し候儀有之候はゞ右之心得を以申付在之可然儀に候間向に被寄にて被達候

また同じ寛文九年「増上寺より発せる覚書」と云うもの浄土宗全書（巻二十・一〇七頁）に収められているが其の第一条に

一、法事之儀千部読経或は五百部三百部等又別時念仏は四千八百或は七日等の念仏其外頓写施餓鬼等何も檀方之次第可有執行云々

とあつて関通一派が雜行雜修として排除した施餓鬼会等も「檀方之次第」という様に認めて幕府の現世祈禱の志趣に迎合して行われたようである。されば上掲する如く関通一派が宗祖の昔に復して一向專修を以て革新運動を興した際に或は法賊或は、妄教化と罵倒され、或は閉戸の処分を受けることになったのも、よくよく考えると御朱印寺などは幕府の命をうけて高僧は盛んに施餓鬼などを修していたからである。

第五節 革新運動と官僧 安逸を貪らんとする寺僧に対し革新肅正を志す律僧たちは自ら厳格な律儀を守り或は宗祖に或は遠く釈尊の正法に還えさんと奮闘したのである。然し大寺にあって恬怛とし安易に生活し利益と名望に浮身をやつせし僧侶には是等の革新運動者を「普通の僧侶の行儀ではない、一種の奇を好むもの、或は術学者である」と貶して自ら肅正を計ろうとはしなかった。また律院在住者は開創者の苦心のことを忘れただ型のみを続けるという活氣のないものに墮して行つたのである。

戒律運動の盛んであつた享保より宝暦年間に亘つて学徳兼備の名声の高かつた仏定は（浄土宗全巻十八、三四七頁）

「今時官僧というもの自己は無戒のやうにおもひ嬌肉を断ずる戒なるものを忘れ、たま／＼律僧に対すれば別なるものゝやうに心得たり。それゆゑに在俗のもの官僧を見ること塵芥の如し。たとひ持戒如法の僧にても鼠色の法衣ならでは無戒の看をなし白眼にて見るなり。

その律僧というものも開遮持犯も委しからず、たと晩食をやめたるのみにて増上慢心を発し、天下の老犬知識をも輕賤し 云々」

と更に言をつづけて

「今時頑愚なる律僧などの官僧を讐敵の如くにくめるもの多し（乃至）この邪見をすくうにも官僧のまゝにて

「持戒清淨なるがよきなり」

とはまことに穩当な所断といふべきである。官僧といひ律僧といひ各自特別の意識をとり除いて謙虚に持戒称名することが僧侶の本分であるといふべきであり、そうすることが淨土宗の教界肅正に奏功したことであらう。

茶 道 と 仏 教

昭和四八・二・二六・稿

茶道の研究昭和四八年四・五月号

一、高 貴 薬

「散歩しましょうか、お茶飲みましょうか」と言ったり「尋常茶飯事」と一般に通用するように現代では「お茶を頂く」ことは極めて平易であるが、天平の昔には実に貴重な飲みものとして取扱われている。現に奈良の正倉院の御物の中には「団茶」が遺っている。御承知の圧縮した「茶の塊」で削って熱湯をかけて飲むお茶です。中国の滿蒙地区では今も「瓦茶」として常用しているというから、此の「団茶」は中国から古く輸入されたものである。

聖武天皇は此の珍らしいお茶という高貴な飲みものを先ず東大寺の大仏前に供えられてそのお下りを皇后様や上層の公卿達と賞味せられたものらしい。

次の平安時代に移り桓武天皇は滋賀の宮趾へ行幸になりその地の梵刹寺でお茶の接待を受け、その風味を賞され其の薬効が無病長寿と聴召されて早速に主殿寮の東に茶園を設け造茶使を置いて典薬寮の支配下にせられたといひ伝えられているところから見て茶を薬物視せられたことが証せられる。

其の後平安中期に空也上人が出て洛中洛外で或は鉦鼓或は瓢を叩いて念仏踊をしながら庶民に浄土教を弘通して有名だが、天曆元年（九四七）六月に悪疫が流行して病死するものが多かった。上人は憐愍せられ此れを救済せんとして観音菩薩像を車に乗せ自ら是れをひき廻して病人を尋ね観音様に献供した奠茶のお下りを病人の口に注ぎ飲みましたところ不思議にも助かり全癒した。観音の御利益とは云え、当時の人々はお茶の薬効をたたえたものである。

「お茶は無病長寿の高貴薬だ」ということが益々弘まって行き、遂に天聴にまで達した。村上天皇は早造お茶を服用せられた。天皇が服せられたから「皇服」「王服」から転じて目出たい文字で表現して「大福茶」となり、毎年正月元旦に京都の市中で「大福茶」を服する慣習が今尚ほ残されているし、空也上人ゆかりの洛東の六波羅密寺では正月の松の内の間は参詣の人々に「大福茶」を今も供養して万民の無病長寿を祈念せられているわけである。

二、「喫茶養生記」

鎌倉時代になり栄西禪師は中国に二度まで渡り臨濟禪の修行を重ねられるが、坐禅を徹夜することは矢張り眠くなるもので、この眠気を除去するにお茶が大いに役立つことを知り得たのである。そこで日本へ帰朝する際に製茶では分量に限度があるから「茶の実」を持ち帰られ、先ず九州の博多、佐賀の八女地区に、そして京都の宇治に茶園を拓き大いに茶をつくらしめられる。洛北梅尾うめのおにいた明恵上人はその茶の実の分譲をうけ梅尾茶をつくらせていられる。お

茶といえは宇治となった根元は栄西禪師に基因するものである。

ところで鎌倉以前の奈良、平安の喫茶は今の煎茶式であつて茶の葉に湯を注いで頂いたが、栄西禪師以降は抹茶式の喫茶と變つて來ていることを添えておこう。

栄西禪師はお茶は單なる嗜好飲料でなく、随分と人間の健康保全に役立つことを知らず爲に『喫茶養生記』二卷を著述せられている。

建保二年二月禪師は禅宗を時の幕府の所在地に弘布せんとして鎌倉にやつて來たところ、偶々三代將軍実朝が宿醉（酒の二日酔い）で困っていると聞き、急ぎ幕府にまいり持参した抹茶を点てて飲まさしめ、尚『喫茶養生記』をよんで貰いたいと呈上したという。

酒に酔つた時にはお茶、お茶にうかされたらお酒らしい。

嘗て「茶道全集」が大阪創元社から出版された時に私も「利休茶」を執筆したかどで祝宴に招かれ京都下鴨ふかや蔭庵の中華料理で一同飲談を交わしたとき、偶々私の隣に官休庵の宗匠がお坐りになつていて盃の交換するうち、不躰にも私はこう尋ねたものである。

「私どもが茶会に招かれ濃い茶を頂き過ぎるとお茶にうかされるというが、家に戻つて寢床に入つてなかなか眠れなくて困りますが、宗匠などはそんな御経験はないですか」

「いや、そんなことがありますよ。そんな時には先ず足袋を脱いで庭石を伝い歩いて足の裏を冷やします。それでも尚ほうかされているとお酒を一杯頂きますと、それは安らかに寢につけます」

つまりお茶と酒とは反対の作用をしているということを知られました。

源実朝將軍の宿醉を癒やせて「茶は良薬と称し云々」と『吾妻鏡』に記されているとおりです。

尚お富士川游博士は『日本医学史』に

「喫茶養生記は純然たる医書ではないが、その所説は当時として一段地を抜いたもの、栄西は此の著述により其の芳名を永く日本の医史上に留むるものなり」

と記されている。

三、大 茶 盛

元軍が日本の九州に攻めよせた時、元寇の乱と称し日本国中は上下を通じて一大驚愕に陥り上は天皇を始め奉り神官僧侶挙って敵国降伏を神仏に祈願したものである。奈良西大寺の叡尊（興正菩薩）も真剣に祈っていた一人である。

その甲斐あったか弘安四年閏七月一日に「神風」と申しましょうか一大台風が九州沖を吹きすさび元軍は全滅し我が防備軍に凱歌が上り、関東より派遣されていた軍勢もボツボツ故國へ引き上げるのであるが、その一団が、興正菩薩へ祈願の御礼にと奈良西大寺を尋ねて来たのは翌五年正月十五日の昼頃であった。折りしも西大寺では鎮守の八幡宮の法楽日で献茶して部屋に戻ってきた興正菩薩に「只今鎌倉の軍勢が御礼言上に参りました」との知らせである。

「よく来た、珍らしい飲み物を接待しよう。サア抹茶を持ち来れ、客は大勢であるから小さな茶碗では事面倒なり、あの土の火鉢をキレイにしてお茶を点てて、一口づつ喫ませるがよからう」

これが西大寺大茶盛の発端である。

振舞いをうけた関東武者が述懐して云わく、

「あの元軍の威勢には驚かなかつたが、此の大茶盃には魂消たまげてしまったわい」

と、爾来西大寺では毎年正月十五日になると八幡宮の法楽のあと、近郊より参詣する善男善女に対して大茶盛によって一口づつ接待することが慣例となつて近年に及び、一月は寒いから陽春四月の好季節に、それも結縁を広く大きくする為に第一の土、日、第二の土、日曜日と変更し、今や京阪地方での珍らしい年中行事となつてゐる。

四、下々の茶

高貴業であつた茶が鎌倉から南北朝になると一般庶民の間にも普及する。そうなると悪い弊害も出て来た。即ち「茶かぶき」或は「闘茶」と呼ばれ、宇治、梅尾、博多、佐賀八女の物産茶を飲み別け、それを全部のみ当てたものが優勝する。それにはお金賭けられるという仕組みの一種の賭博行為が流行したため、建武の頃に嚴重に取締りがあり、一時お茶を飲む会合を禁止せしめる事にもなつた。然し室町時代になつて上層階級や奈良・京都の大寺院ではお茶を愛用したものである。

足利八代將軍義政は風流に凝つたもので、將軍を取り囲む「同朋衆の茶」というものが行われている。メンバーとして能阿弥、丹阿弥、芸弥阿等々、今でいう芸術院会員の格の芸術家達である。座敷の床には宋の徽宗皇帝ていそうの宸筆にかかる鷹の絵をかけ、並み居る人々は中国伝来の緞子の羽織を着、茶盃は中国渡来の官窯で焼かれたもの、殊に耀変、油滴という天目茶碗を珍重がたらしい。

丁度その時、下京の六条左女ケ井(醒井)八幡宮のほとりに住む村田珠光というものが「下々の茶げげのちや」というものを始め相当に同好者を集めていた。下々といつても決して下層階級、貧民の集いではなく、中には豪商も交じつてゐる。

下々の茶は大衆を相手とする茶という程の意味である。

珠光は奈良の出身で幼少の頃興福寺の末寺慈尊院の別院たる星明寺（現在・奈良市菖蒲池町称名寺が遺跡）で剃髪し、奈良の大寺に伝わる茶礼を覚え長じてから禅の修行のため京都に出て大徳寺の一休禅師の許で厳しく仕込まれるや、茶礼に禅味を加えて珠光一流の「茶道」を開始したと見るべきである。

義政將軍は豪華な茶会に飽いたものか、噂に聞く下京の下々茶の珠光を召してお茶の点前をうけて大いに感動し爾来、そのわび茶、さび茶を愛用することになったのである。

『喫茶南方録』『山上宗二記』に「珠光は四帖半」と記しているように茶室には四帖半を使っている。現在、洛東銀閣寺（義政の別荘）の東求堂の東側には四帖半の茶室が遺っているし、珠光が愛用したという茶湯に使った井戸の跡も近年見つかっている。宗長手記には「教寄杯といひ、四帖半敷、六帖敷を興行」と記している。

大夏高樓に起臥しているものが美酒佳肴珍器銘品に飽き狭苦しい一室ににじり上がって膝を接して坐り、掌中に入る小道具の茶器を玩べるわび茶（風趣ある喫茶）を却て渴望したことになる。来たと見るべきである。

珠光の詳細な伝記は欠いているが、禅の修行をしたところから茶道に禅味を大いにとり入れている。「茶禅一味」の言葉もそこから生れて来るのである。

そこで床の掛物にしても禅僧の墨蹟、殊に大徳寺のものが尚ばれる次第で、皇帝の鷹とか徐漣の蓮花に代って一行ものをかける。一行ものは上からよみ下ろすだけで、見上げるものでない。

文句には明歴々、露堂々、万里一条鉄、松無古今色、壺中日月長という類いで禅の公案にも似たもの、それを読むことによって聊かでも禅機にふれ精神の修養となればということを期待しているようである。

かくて茶湯と仏寺の作法とは離れるわけにはいかない。仏教精神が織り込まれて茶道というものが育成され成長して行くのである。

五、和 敬 清 寂

茶道で説く和敬清寂は勿論仏教から出ているもので、

第一の和、平和の和、和合の和で争わないこと。そこで江戸時代に武士でも茶室に入る時には腰のものを外し刀だけに預けて丸腰で入ったもの。

第二の敬、長幼の順序を云い、礼儀正しくあれかし、狭い四帖半敷乍ら窮屈を忍びあい、お互にうちとけるもの、その一家団楽の風がお茶の間のよい楽しみでもある。

第三の清、客を迎える主人は先ず庭園を掃き清め、控の間、茶室を整頓する。客はまた躰躰たてまで洗手、口すすぎして入室すると、茶道具は一々湯を通してふき清める。客も洋服のあとは茶碗のふちを拭ってから返す。尚別室で点心といて懐石料理の饗応があった場合、一々賞味して後に食べ残しものを置かず、若し残ったら予て用意して来ている折たたみ式の食器に移し入れてキレイにしてしまう。勿論埃芥は残さないことを心掛けるべきである。

脇道に外れるが、日本人はキレイ好きと云われ乍ら、自分の家の前をキレイに掃いて、それを向う側にはき出すという無神経さがあることをつしまねばならぬ。そして紙屑を散らかす悪い習慣がある。古垣鉄郎氏が大使として欧州に派遣された際に、フランスに遣されている支倉六右衛門常長の史料の中に、大道を行列して歩き乍ら懐紙で顔をふいて道端に捨てて歩いたというのを見て古垣氏は辱しくなると述懐されたことがある。

初代の中村歌右衛門が大へんな人気役者であったが、花道にさしかかると先ず懐紙をとり出しソット顔をふいてバット客席へ投げつける。それをワット競って拾ったという記事もある。日本人は紙を捨てることを悪風と考えていなかったらしい。茶道では「清」の為大いに心がけるべきである。

第四の寂、静寂、しずか、心のとり乱れないことで、茶の湯の音を松風と聞き、雑談を交じえず、語らひは極めて静かであることをモットーとされている。寂は静だけでなく、涅槃寂靜に通じ、悟入するとか仏教の極意に達することを意味している。

沢庵和尚と柳生但馬守との間で劍禪一味を語られたが、茶禪一味―茶道に達せば禪道にも悟入するとか、劍禪一味から進んで劍茶一味にまで達せられるという。

嘗て鈴木大拙博士が外国へ日本の仏教、殊に禪を紹介する為に英文で「日本仏教」を書いて上梓され、それをまた日本語に翻訳して出版されたがその中にこんな話がある。

伊予宇和島藩の山内侯がかかえのお茶の宗匠をつれて江戸に下った。一日、「そなたも折角江戸に来たからには町々を見て廻ってくるがよい。それには腰に刀を帯び武士の資格の姿をする方が侮られなくてよい。帯刀を許す。宗匠は慣れぬ帯刀に困ったが主命で拒むわけにゆかない。そして上野の不忍池のほとりをぬけて歩いてみると後から「モウシモウシ、お頼み申す、御聞き入れ下さい。私には親の仇を討つ責務あって江戸に出てまいったが、劍の技はまだ未熟、そこで貴殿は立派な武士と見届けた。一度私と劍をぬいて立合いを願いたい。もし貴殿に負けたらそれで終ります。万一私が勝って貴殿を討てたら大いに自信を起し敵に向って勝つことが出来る。どうか太刀合わせを御願いしたい」と頭を下げた真剣に頼まれたので、「これだから帯刀は困る。さりとてここで逃げては山内侯の面目をつ

ぶす事になる。よし一命を山内侯に捧げたつもりで太刀合せせん」と内心で決め、

「今しばらくお待ち下さい、決して逃れかくれば致しませぬ。私も負ければ一命を落す身の上、それまでにぜひ果しておきたいことがあり暫時ここでお待ち願いたい」

と云い終るや、「今し方通りかかったところに剣道の指南所を見つけた、あれなる道場で、太刀合せの作法を教えてください」と早速玄関で取次のものに来意を告げるや、主人が出て来て「お上りなさい、作法を教えましょう」

そこで宗匠が主人に「これが今生のお別れに今一度お茶の点前をして貴殿に捧げ、私も想い出に、一服頂いて太刀合せにまいりたい」

茶釜、茶器一式がとりよせられたので宗匠は心をこめて点前をしたのをジット見ていた指南役の主人「あなたの茶湯の点前、感じ入りました。真劍勝負はその心がまえで充分です。そこで約束のところに戻るや、お待たせしましたと一言の挨拶をなし、羽織を脱ぎ、袴をからげ、鉢巻をシッカしめ、刀をぬいて相手に目礼し、少しづつ接近し刀を出し交えたところで、貴殿がさきほど点前をされていた心境になって、太刀をかまえていられるだけでよろしい。あなたの真劍な心がまえが相手をきつと圧倒すると私は信じます。その中に相手が何か言ってくるよ。それだけです」

教えられたとおりに太刀合せをして何時切り込まれるかと念じ乍らも茶湯の心がまえをつづけていること少時、ところが相手が息づかいも荒くなり、そして刀を地に投げ、

「まいりました。あなたの剣にスキはない、私の負けです。モットシッカリ修練を積んで父の仇を討ちましよう」

と云って立ち去ったという。

鈴木博士は「これは一条の物語であつて、何年何月何日、相手は誰であつたも定かではない。ただ茶道に徹すれば剣道にも通ずる例話である」と言つていられる。

六、無常と無我

仏教では諸行無常、諸法無我、涅槃寂靜を三法印と稱し仏教の三本の大きな柱となっているが、此の無常と無我を完成せなければ寂靜の境地——さとりに入れないので、順序として無常と無我とを略説しておこう。

無常というとは何が死んで行くことを連想し易い日進月歩、日々に新たなるの前向きが無常である。然し造られたるものは移り行く。一切の現象は生滅し変化するものである。奢るもの久しからず、ただ春の夜の夢に似たりとも云われるが、また「どんな天災地変にも打ち克てるもの」であり、落葉の木からも「新芽が吹き出るし」「底力が養われている」ともとれる。

大体日本人は頭の切り替えが早く出来る民族である。明治維新を見て独乙人ベルツ博士は日本人の根性を感心したが、今次の太平洋戦役の場合も四半世紀で世界の経済界に頭角を表わして来ているではないか。

奢りもせぬがへこたれもせぬ。日進月歩、精進してやまぬ、これが諸行無常の理法である。

次に諸法無我——此の世にあるもの独りあるもの一つもない。どこにも第一原因、唯一の原因というものは無いので、財産づくりの特効薬はなく、本来空である。祈願すると病気がなおると説く新興宗教の教というものはありえないのである。

原因と条件とがあれば成立するもので一つの条件が欠けてもダメだと教えられる。また一義即一切義、一人即一切人であって、一万円は一円足らずとも一万円にならない。一円の中に一万円になる可能性が包蔵されているわけである。

世間はもちつ持たれつということが知らされる。おのれなきものにして初めて安らぎがあるわけで、無常をさとり無我に徹して初めて涅槃寂靜に達するものである。我一人生きるものにあらず。万法われにありて我が生かされているのであって、一切衆生に奉仕する行動は世間はよく見ているものである。

米国の第一流の実業家は「人に最もよくサービスすること」をモットーとして生計を立てているし、進んだ経営学とは「利益を社会に還元するものだ」と教えている。

此の無常と無我を心得ている人が寂靜の体得であって、眞の茶人はこの辺の仏教教理を充分納得している筈である。

七、利 休 茶

さて千利休は此の村田珠光の流れを汲んでいる。珠光の門人篠（志野・篠屋）、十四屋宗悟、宗悟から武野紹鷗、その門人が利休であり、紹鷗が早くも利休の器量を見出していたという。

尾張から抬頭した暴れん坊織田信長が泉州堺の産業都市、貿易の市場に目をつけて堺に入り、そこでお茶が奈良、京都より移入されて盛んになっていることを知り、お茶の達人「利休」をつれて行き、安土城に茶湯を楽しむのであるが、明智光秀に倒されて後、羽紫秀吉の天下となるが利休はまた秀吉にひきつがれて重用されるのである。そして

北野の大茶会を催すに際し利休は堺からいろいろな道具を持ち込んでいるのである。当時如何に堺が富裕でありお茶が盛んであったかを知りうるに足るのである。

紹鷗の門下に津田宗及という利休の先輩茶人が居た。彼は堺の南北で六十余人のお弟子をもっていた。是に對し利休の門弟は三十人と称せられるから先輩をふみ越えての出世というべきである。

何故利休の茶が天下に風靡したかというに創意をこらして一段と新しい茶道を開拓した一流の茶人であったからである。而も太閤秀吉の寵愛を蒙り重用せられたことが一層箔を付けたのである。

利休の新しいところで先ず茶碗がある。従来は先述の如く中国渡来の天目茶碗、官窯でつくられていて耀変とか油滴となると一層珍重されていたのを一擲し、主として我が国で出来る茶碗を用いたこと、萩茶碗などが浮び上つて来たし、朝鮮ものとしては雜器、平素御飯を食べるに用いていた飯茶碗、その中で焼き損ないのイビツなものの中から井戸茶碗という珍品を掘出し後には天下の名物となつていくという具合である。

奈良の長園堂が記しているところによると、

「宗易(利休)はわび教寄を目的とし、万事手輕にさびたるを本とし」

「四帖半の外、三帖、二帖半更に一帖半を作る」

という質素を尚んでいる。

尚お墨蹟にしても中国ものでなく日本もの、それも禅僧の筆を用いる事は珠光ゆずりであるが、其の掛物仕立について「幅の広きは富貴なり」として一尺三寸(三九センチ)に止め、表装も光り輝くは貴しとて紙装にしている。冊、匣、裡は寸法を締め釜は九寸(二七センチ)と定め、自在を廃して五徳の据えおきのみにしている。

そして茶入の緒を縮める外、茶弁当という利休の創案にかかるものを新作している等々。

利休の茶湯の真髓は、簡素、静寂、清浄であった。黒田如水が利休茶について慶長四年四月に書いたものに、

一、茶挽事——いかにも静かにまわし油断なく滯らぬように挽き可申事。

一、茶碗以下、あかつき不申様に度々洗可申事。

一、茶の湯一ひしゃく取候はば、一柄杓までひおき可申事。つかひ捨つるのみに仕る間敷事。

右は我流にてはなく候、利休流にて候（蕉斎筆記）となつてゐる。

八、利休の切腹

千利休は実に茶道の大宗師であり、また実際に人々から神聖視され、そして時の天下豊太閤から寵愛を蒙っていた。それが何故太閤から切腹を仰せつかったのでしょうか。色々理由が挙げられますが、大体は次の四話です。

第一、利休の娘（お吟）の容色が優れていた。

イ、京都の万代屋の妻となつていたところ若くして夫に死別して遺子を連れて千家に戻つていた折に太閤から側室にと求められたのを断つた。

ロ、未婚であつたところ太閤から側室にと求められて急に他家へ嫁がせた。（利休にして見れば娘を太閤へ捧げたお蔭で太閤から恩顧を蒙るのを嫌つたと推察するのである）

第二、利休は大徳寺の古溪和尚を信奉していたが、偶々山門を再興するについて利休個人と門弟とから多額の浄財

寄進をうけて漸く完成した。そこで古溪からの申出により、山門に利休の寄進札を掲げると共に、利休の寿像を山門の二階に安置せしめた。その姿は八徳を着け角頭巾を冠り、尻切れ草履をはき、杖をついて遠見している木像である。

太閤は此れを失敬千万と激怒したものだ。

第三、茶器の鑑定について金銭の多寡によって格差をつけた利慾ぶりに対して。

利休は刀剣をも鑑定していたという。

第四、船岡山の麓にある二条天皇の御陵の上にあった五輪塔の九輪の部分を大徳寺山内の聚光院に持ち来て「千利休宗易居士」と刻して自分の墓碑にしたという。

処が右の第一説は実に曖昧であり、第三説ですが利休は堺の富裕な家に育っており太閤から三千石の知行をもらっているから其れ程お金を必要とせなかつた筈、或は聊かがメツかったという噂もあるが大したことはなからう。第四説の二条天皇陵は光孝天皇陵であるとか此れも判然としない。結局は第二説の大徳寺山門上の木像一件です。

「利休居士」は法名を貰ったのが古溪和尚であり、信仰帰依していた間柄であつたので、山門へ寄進を頼まれて浄財を提供したのはよいが、棟札に自分の名を書いて掲げるのも聊か遠慮すべきところを寿像をおくとは「全く不遜極まる」と太閤が激怒したのである。木像一件については当時の公卿日記にもいろいろ書かれているが、時典卿記には「雪踏をはいて遠見し」と明記され、是れは相当反響があつたものと見てよからう。

大体、山門の二階には知恩院の場合は釈迦牟尼像を中央にして十六羅漢像が両脇に並べ安置され、他山では釈迦像、観音像という仏像を安置されるのが定法らしい。

太閤は怒った。あの山門の下は天皇の行幸もありうるし、自分（秀吉）も通るであろうが、その上に雪駄はきの寿像があるとは不遜失礼も甚だしいもの、これは許せないということであった。

かくて天正十九年二月十三日太閤の怒りは絶頂に達し富田左近将監、松岡左京に命じて先ず利休を聚楽第から追放し、堺へ下って自刃せよという。早速利休は身仕度を整え京を出て淀川を淋しく下って行くが、太閤に憚ってか門下の多数あるに不拘、見送ったのは細川忠興ただ一人が淀までお伴したにすぎなかった。

そして二月二十八日、堺で切腹します（京都で切腹したという説もある）。当日朝から大驟雨、雷鳴、霰、やがて晴れたが利休は花を活け、茶を点てた。そして阿弥陀堂釜と石灯籠を細川忠興に、自製の茶碗、茶杓を弟子の千宗巖に授け、辞世の句を遺して従容として死につく、時に六十九歳（一説に七十一歳ともいわれる）。

太閤秀吉はその行為を憎んで自刃せしめたが利休茶なるものはいついつまでも尊重している。朝鮮の役に際し肥前の名護屋に向くが北の政所宛の書状に、

「すこしのひまを見出し利休茶をたしなむ」

と認めているし、利休の子孫に利休茶を弘めさせているからこそ、今日の茶湯の隆盛をもたらせていると言うべきである。

九、利休自刃の裏話

利休は大徳寺山門に寿像をおいて太閤の怒りに触れ自刃したのであるが、それは表面の理由で大閤の処置を善意に解釈すれば茶道の大宗師を是れ以上誤ちをさせたくない、ここらで消した方が利休の為であると考えたと取られる

が、また悪く解釈せば、秀吉は微賤から出て天下をとることになったので、自分の身に箔をつけるため、古系図を研究したり習字にも精励して他の大名に対して決して遜色なからしめるように修養を重ねると共に、何でも自分が第一等になろうとした。ところが茶道に於て利休はその宗匠の座を決して太閤に譲らなかつたことが何となく内心に反抗を抱いていたようである。

次に石田三成の存在を考える。利休の同門で先輩格に前述の津田宗及がいる。宗達の子であり江月和尚（沢庵と親しく、大徳寺の住持）の父に当たっている。その宗及は大坂城に召され石田三成と親しかつたが、利休は太閤の寵を忿にして三成に近ようとはせなかつた。これが石田三成の強い反感を常にかつていたことも利休の失墜の一因と考えられる。

世間では「言うは易く行ふは難し」と言われる通り、利休ほどの人であり乍ら、茶道の精神である和・敬・清・寂の精神に外れていたのではなからうか。即ち、

第一の和、これが徹底していたなら石田三成とも共調したであらうし、秀吉の欲望にも聊か理解と譲歩とがあつたのではなからうか。

第二の敬、長上を敬う心があれば、土足の寿像を高貴の方も通交せられるであらう山門の二階において平然とはしていられない筈である。

第三の清、清潔は心の清らかさも要求されるものであつて、道具や刀剣の鑑定に、金銭の多少によつて格差をつける利慾さが外にあらわれることがないのである。

第四の寂、心の安らぎである。利休が自伝に先立ち「人世七十 力囲希 咄吾這宝剣 祖仏共殺 提る我具足の一

太刀 今此の時ぞ天に抛つ」と辞世の句をつくった。この句は聊か無門関の句に通じているが、この心境は流石に利休であって、その心の安らぎを体得していたことも表示し得て充分である。利休はやっぱり立派な茶道の大先達と仰ぐべきである。

一〇、一期一会

お茶を喫して心の安らぎを求め、明日への生活力、元気を求めるのはよい。また親しい友と語りあう場をもつ絶好の機会に恵まれるのであって、ロータリーの友愛の精神にも通じあっている。そして床に掛けてある先哲の語録を仰いで幾分かでも自分の修養の資となることも出来るのである。

されば茶湯に凝ったからといって珍らしい骨董茶道具茶に陥らぬように心掛くべきであって、一挙手一投足も真心の籠ったもので人に接すべきである。

幕末の傑物井伊直弼がまだ幕閣に出でない部屋住み時代は彦根城下の「埋れ木舎」にあってお茶を点て読書し修養を重ねていたが、その茶室に「一期一会」と書いて掲げられていた。

是れは前述の世は諸行無常、それがまた迅速であることを意味している。今日の此の機会は終生再来しないものである。今日のお客には真心籠めて接待して誨いぬものとしたい。玄関へ迎え出て饗応し、辞去される際はまた門の出口まで見送りましょう。今日あうことが始めの如く、また此れが最後であることを心に深く存念すべしと自ら論じていられたようである。是れは立派な仏教精神であり、寂靜に到達する道でもあり、茶人として忘れてはならない精神と痛感する。

先代の（故）中村吉右衛門の「二条城の加藤清正」を嘗て観劇して深く感心したが、主治医の名大教授勝股博士も其の演技に感心していたと見えて或時、

「あなたの芝居はいつ観ても感心させられる気魄が入っていますが、どんなお心がまえでなさいますかと尋ねたところ、

「私はいつの場合でも此の舞台は最初であり、そして最後の芝居だという心でやっています。」

と答えたということが博士の随想録で拝見したことがあり、宜べなるかな、お茶も芝居も否、すべての仕事をするに「一期一会」の精神でありたいものである。

松花堂昭乗と茶湯

昭和四八年八月・九月号
茶道の研究

一、椿のつぎ木

私は近衛家から京都大学へ寄托された古文書類を整理研究することになり、其の総数は九万八千余点に及び膨大なものであった。その中には南北朝合体条件を伝えるものや法然上人伝の異本、そして一乗院門跡、沢庵和尚、金森宗

和、小堀遠州、伊達政宗、江月和尚、一系和尚の書状もあったが、松花堂の書状五十余通が一括されていたのに注目した。その内容は茶湯に限らず、朝暮関係など未知の史料も随分と含まれていて感興をひくものである。

さて椿は極寒から初夏にかけて長期に亘り代る代る花をつけ活け花として便利だというところから茶人仲間では古來随分と愛用せられている。また椿の材を用いて茶杓を作られるなど椿と茶湯とは縁故が深いものです。

松花堂の時代にあっても椿はやはり愛玩されている。松花堂が殊遇を蒙った関白近衛信尋公はまたいろいろな椿の種類を集めて愛されたものと見え御舎弟であった奈良の一乗院門跡へも、そして心の友とされていた松花堂へも椿の取木を申遣わされている。一乗院門跡尊覚法親王から近衛家へ宛てた書状に

先度より後、以書状を不申上候。御無事に御座候哉。偕て茶筥椿よき台に寄申候方は結句皆かれ申候而いかにも少分成台に一本接而申候。近時可致進上候。接木仕候者、今少置、切放様にも申候故、只今進上不仕候。余事口上に申合候 かしこ

九月十七日

尊 覚

近衛様ニテ

御小姓衆

また重ねての申状には

委曲此方よりの使札に申上候間不具候。御書殊更御約束申上候。霜ふり椿被下忝奉存候。茶箋椿(マツ)、従是頓而進上可仕候。如仰春日局上洛此先迄無其口使遣申候。当年者御慰に此地へ御下向可被成候由、必々被存候。其元御茶湯之時分と奉察候 かしこ

九ノ十七

尊 覚

近衛様ニテ

御報御中

更に十日程経てのお便りにも茶筌椿のことに及んでいる。即ち

茶筌椿老本致進上候。先日も御理申上候。台本悪敷候えとも数多接候が、いつれも付不申候故、先是を進上申候。猶来春接なをし進上可申候。其方より被下候霜ふり椿は一段よく付申忝候。其元御口切之時分と奉察候。かしこ

九月二十七日

尊 覚

近衛様ニテ

御小姓中

右の書状によって奈良より近衛家へ進上せられる約束の椿は茶筌椿であり京よりの下されものは霜ふり椿となっている。

これに対して松花堂が近衛家へ進上したのは八幡椿である。即ち八月十二日付の書状に松花堂と親友であった間柄の沢庵和尚が幕府の御きげんを損じて東北へ流罪された一件も近衛公へ陳情した書状のつづきに

一、八幡椿の取木之事、とくもたせ進上し申度存候つれとも、あるは出代わり、あるはわずらい候て下部無御座、遅引無念に御座候。則御使へ入念渡進上之候。被成御上可被下候

と書き連ねている。沢庵の流罪が決まった直後の消息であるから寛永六年の八月である。

右の書状によって椿のとり木献上に併せて松花堂の生活一斑をうかがえるかと思う。即ち彼には使に出す下男にも

事かく程の無人で簡素な生活を営んでいた事が察せられる。松花堂といえは「八幡名物」を想起し、あの数多い珍重な遺愛品が偲ばれて、生前は嘸かし豪華であったのではあるまいかと錯覚せられるけれども、松花堂は孤独で飽くまでも佗びとさびの精神を实地に身に体した生活をモットーとしていたらしく、近衛家へ遣わす下部さえ或時には無かつた状態であつた。ただ一人独居していた有様が此の椿の接ぎ木を送る書状の文通からも察知せられるのである。

されば沢庵が京都と堺とを往復する途中に八幡の庵室を訪問しても松花堂が不在の節は応接する人もなく、為に沢庵は止むなく置手紙を残して去っていったということである。狐狸の類いが松花堂になついたとが、庭の雀が松花堂の帰り来たつて餌を施すのを待ち佗びたなどの逸話もつまり松花堂の質素な生活を証明しているようである。

然し乍ら松花堂は同居を嫌つて強いて独居を好むのでもなかつた。時には狩野山楽をかばつて養ひ、また法の弟子、書の弟子、趣味の同好者の数々を滝本坊から輩出せしめていたのである。けれども多人数をいつも集めて賑々しく豪勢に暮そうと念じてはいなかつたであらう。離合集散もあるがままなる生活であつたかと想われる。

二、尾州中納言と小堀遠州

茶道では和、敬、清、寂を四本の柱としている。別して和―親和を尚ぶものである。狭い部屋に一同が膝を接して坐る―武家時代には腰の刀を入室前に刀掛けに置いて入ることになつていた―そしてみんな平靜に親睦を旨として静かに話を交わしお茶を頂く事になつてゐる。初めて顔を合はす者、二度三度と重ねて交友することもあるがいつしか打ちつけてくるのが人情である。此の結果を見込んで茶会を催すことによつて親密を計りお互に心易くなつて考へる場合もありうる。

江戸幕府が開創され京都に所司代を置いて公武間の交渉を行っていたのであるが、それは洵にギョチない。元和六年（一六二〇）六月には二代將軍秀忠の娘和子が入内し、やがて後水尾天皇の皇女興子内親王が御誕生せられ、將軍の御孫さんということであって、朝幕關係を緊密にしている。かくて寛永三年（一六二六）六月に前將軍秀忠、そして同八月に家光將軍が上京し、翌九月には天皇を二条城に行幸を願うところまで来た。

兩將軍が上洛して天皇に親しく拝謁するにつき板倉所司代は申すまでもなく、遠江守小堀政一伏見城代は大いに配慮せなければならなかった。尾州中納言徳川義直は水戸・紀州の兩藩主と共にその準備役として兩將軍より一足先に京都にしている。

小堀遠州は流石に茶人である。將軍を伏見城内にお迎えして茶苑の接待をしよう。それには数寄屋普請が必要である。急いで工事を進めれば六月十日頃迄に完成する。それにしてもその数寄屋の品格を高めるため藤原氏第一の名門であり現に関白職、而かも天皇（後水尾）の御肉身に当らせられる近衛信尋公を先ず招待して新築披露の茶会をしておきたい。

なお小堀遠州や準備役の尾州中納言としては兩將軍が天皇に拝謁する前にかかる公家の大物と意思の疎通を十分に遂げることは必要であると考えたとも忖度せられる。

尾州義直は秀忠前將軍の弟である。此れを表面に立て遠州は裏方に廻っている。そして近衛公を数寄屋披きの主賓にする為には松花堂昭乗を利用して働いてもらうことであつた。

松花堂は台子の伝授を小堀遠州からうけているから茶道に於て師弟の間柄であり、伏見城代であつた小堀遠州は或時は大坂や堺の奉行、或時は西国の諸大名と語つて石清水八幡宮の境内にあつた滝本坊の昭乗の許に会合し風流の幾

日かを送り暮したという事であった。松花堂が近衛家へ宛てた書状の中に、「当方御無沙汰している」理由として「小堀遠州がまいり大坂及び堺の奉行も逗留」とか「西国旦那衆の接待のため小堀遠州と相語らいて」という修交ぶりであった。

なお今一つ考えられる事柄がある。尾州徳川義直の生母は八幡の出生である。若き日の家康が八幡の竹藪を通りぬけた夏のこと、一天かき曇り大驟雨となったので大樹のもとに雨をしのいだが、その向うに一軒の家があつて老婆が大きな盥で行水を浴びていたが俄か雨でとまどっていると内から出て来た若い小キレイな娘が母を盥と共に抱きかかえて家につれ戻した。家康は「なんと力の強い娘ぞや、かかるものの子は必ず強いであろう」と雨が上がると早速人を介して申入れて側女にした。それが即ち義直の母であり没後は相応院として尾州家から手厚く弔われ八幡の正法寺と伏見深草の清涼院で引きつづき今も位牌は供養をうけている。

かかることから尾州中納言は母の故郷なる八幡の里に住む松花堂昭乗を知り、偶々小堀遠州と師弟の間柄なることから特に松花堂にいろいろなとりもちを頼んだのかも知れない。

さて茶室披きは六月十日を予定していたところ松花堂が内交渉するに、当日近衛家に差支があるので翌十一日に延期となって進捗する。当日の御相伴同行として関白様の御肉身の一条昭良公、同じく奈良一乘院門跡尊覚法親王及び叔父の八条宮智仁親王という事になった。

近衛家では当日にどうすればよからうかと松花堂にこまごまと尋ねられたと見え、六月六日付の昭乗書状には
関白様、一条様、八条様、一門様、此の御四方以外に

「ひら公家衆をば御誘引なされざるようにがよく候わん」

と先づ内報している。そして

「此段も飛鳥井中将殿追而被成言上候」

と表向きの交渉役が飛鳥井中将であったこともここに記されているわけである。

そして尾州中納言への土産物、供廻衆の衣裳の柄、太刀のつくり等まで一々細かに心づいたままを言上し、六月九日付の書状に

十日の晩より伏見へ罷越、可然御用も御座候はば御奉公可申上候、御ふくなどめしかえさせられ候処も中納言様の御やしきの北方に御しつらい候にみえ申候

ともいつている。

かくて六月十一日の数寄屋披きの茶会は松花堂と小堀遠州との裏面工作が成功して首尾よくおさまったようである。朝幕公武の意思疎通に効果あらしめたばかりでなく、尾州侯が六月中旬と七月の初旬とに引続き近衛公を招待して一層親交を計り、尾州家愛蔵の稀覯書を近衛公を通じて主上にお貸し申上げるかと思えば、今度は尾州家からの希望で松花堂に四聖（堯・舜・周公・孔子）の像を描かせそれに畏くも宸翰を頂けるよう近衛公に願ひ出るまでに進展している。

そして近衛家では小堀遠州への使者をいつも昭乗にさせていられたようで、十二月二十四日付の昭乗から近衛家への書状に

八幡の同門に俄かに不幸ありとて急ぎ帰山致し候て伏見の小（堀）遠州への事未だ果さず候。年内余日も少く候。改曆を待つて参じ申すべく候

と報じている。ところで松花堂は意識してか無意識か存せぬが兎も角も朝暮間交渉の内面工作について「伏見の茶会」というものを通じて重要な大役を果たした事は確かである。

三、奈良の長閨堂

長閨堂というのは春日の神職家に生れた久保権大輔利世の隠棲庵に名づけたものであり、茶室として用いられているが、また彼の別名でもあった。松花堂よりは十三歳の年長で、風流の名を一時は奈良にとどろかせている。千利休が最も華やかな生活をしていた時の京都北野の茶会に長閨堂利世は顔を出しているし、爾来小堀遠州の知遇を蒙り、随って松花堂とも肝胆相照す間柄となっている。『長閨堂記』というのは利世の筆のすさびであるが、その中に、

「伏見の館、八幡の房、是を山荘の楽となす」

と記している。伏見は遠州侯の伏見城内、八幡は松花堂の住房「滝本坊」を指示していて、この両者に憧憬していた事が偲ばれる。お互の身分や職掌こそ異なれ、長閨堂は遠州侯や松花堂を心おきない親友とし、且つ、その住居を風流と眺めている。彼は高畑禰宜ねぎの宗次の富有を述べて、

宗次といえるは妻子うるさしとて持たず、独任に家居きれいにして裏に茶室あり。朝夕自身用意して自ら食して、竈の灰の如きも風炉の内の如く微塵を払い社参している。此れに對し掃部は実の佗であつて掃除もさのみせなかつたけれども、世人は掃部を「きれい禰宜」と称揚したという。宗次は富有で鶴、白鳥などを飼育して豪華であつたからである。

という風に並評し、更に、

世間は心をとって形をとらぬ。つまり掃部は実の佗にして佗を楽しみ一銭のたくわえをも望むことなきにより「きれい」の名をとれり。宗次の方は家居こそきれいなるといへど有力有徳のこと、資産のあることで鶴・白鳥を用意するなどすべて独居の身に恰好せず。このゆえに称せられざるなり。

と、宗次の富有を嫌悪して批判しながらも、伏見や八幡を慕っている所を見ると、財産や地位の如何によって兎や角と品定めするものでなく、結局、風流はその人の心ばえであるとしている。

かくして江戸初期の奈良の風流は此の久保権大輔利世の長闔堂を中心に開筵されていた感がする。一世の大茶人小堀遠州も江月和尚（津田宗及の子）も松花堂昭乗もここに会してお互に風流を楽しみ、彼の歿後も長闔堂の名残りは伝って現今に及んでいる程である。久保利世の建てた七尺堂を長闔堂と命名したのは小堀遠州である。利世はそれについて次の如く記している。

小堀遠州殿或時に在せしに此事を語りて額一つ書き給わり候えと申せば、うち笑み給いてさらばとて長闔の二字を書き付け給えり。如何なる義にて有るぞと伺い申せば昔の長明は物しりにして皆あきらかなる故、明の文字適えり。其方は物知らず皆くろうしてしかも方丈を好めるによりて長の文字をとりて闔はその心なりとわらい給えり。去る程に七尺堂をさして長闔堂と名付け長闔子を我が表おもての住号となせり。

尚この七尺（二・二メートル）四方の茶室兼持仏堂なるものは昭乗が洛南石清水八幡宮社地に営める方丈カ松花堂カに模倣しての造営らしい。昭乗はいよいよ自分の死期近づくを知るや泉坊の庭前に鴨長明にならって方丈を別建し、念持仏を安置し水屋をとりつけて起居の便となし、来客に応接することも兼ね「松花堂」と自ら名づけ、また自分の別号ともしていたが、交友関係の深かっただけに利世は昭乗を真似て聊か方丈を変え（十七尺を七尺に縮め）奈良に七

尺堂を造営したものである。そして昭乗が滝本坊の焼残り古材を利用して建てたのに対し、利世は東大寺再建の勸進俊乗坊重源の影堂古材を譲りうけて造営している。即ち『長闍堂記』に利世は

一、我が庭前の七尺堂は東大寺大仏殿再建の聖俊乗上人の影堂を中井大和守改めかえられし其の古き堂を乞いて面白き物なればさる人に申請て前裁せんさいの中に移しつくらいて茶所に用いたり。堂のうち僅かに方七尺その内に炉を入床有押入あり水屋ありて茶具をとり入れ、床に花懸物して押入床を持仏堂にかまえて阿弥陀の木像を安置し、客に茶湯を出せども狭きことなし、鴨の長明は維摩ゆいばの方丈を学びて隠居し人に交わらざるを樂しみ、ただ一筋に弥陀をねがえり。我が堂は方丈たらずといえども数多の人を入れて茶湯せしなれば浄名じやうな（維摩の訳）居士の獅子の座には適えりとぞおもう。何ぞ長明を求めんや。

と大いに氣焰を吐いている。

さて松花堂としては奈良には実兄の中沼左京が興福寺一乘院門跡尊覚法親王（近衛公と御兄弟の間柄）の家職をつとめておるといふわけで、なつかしくも心のひかれる縁故地であったからでもあろうか、度々足を運んでいるが今回は親友江月和尚を伴って寛永十五年春三月六日に奈良を訪ねている。そして翌七日は春日野より二月堂へと巡拝し久保権大輔利世の長闍堂を驚かしている。松花堂の『吉野紀行』に

その里に年たけて知れぬ翁ありけり、今は太郎なる子に世ゆずりて傍らに七尺の堂たてて住みける。ゆくてに尋ねより侍りしかば翁（利世）喜びぬ。ひねもす昔語るよう帰りなるとするとき、おきな歌よむ。後の世までの思出にせんときこしければ、和尚（江月）あわれがりて和韻し給う。自ら（昭乗）もやまとうたもて和す。

浮雲流水身不必 破春風明到春日

今朝子思明朝籀 有花門中入又出
あるじさえ花にゆずりて花にかる

住居もちりの世をや出でけむ

長閑堂をとりまく人々の当時に於ける風流逸事は誠に想察に余りあるものがあつた。

ところで久保利世の筆になる『長庵堂記』は彼の交友關係にあつた小堀遠州や松花堂、江月和尚など所謂名士の書翰反古を裏返して書記してあつたというから一層なつかしい味わいを覚えるのだが、享保二年正月十一日彼の旧住の地が高畑の火災の類焼にあい、長閑堂の銘額、その他茶道具墨跡など殆んどが烏有に帰せし中に『長閑堂記』一巻のみは災厄を免れたのである。然し、それが道具屋の手に移り、その裏面にある古人の墨跡を珍重がり、引き離なして其の一部は紛失されていたのである。然るを愉々斎楽只子なるもの大いに惜しみ百方手を尽して尋ね乞い遂に首尾一卷再興し得たのは幸せである。それでも今は其の原本また逸し元文五年に愉々斎より恩借して書写しておいた無名園古道の写本が漸く伝わっているというのが現状である。

尚お長閑堂の茶室であるが、利世の歿後、転々し、角振町岡田寛斎の所有に歸したが、貞享年中東大寺を再興勸進した公慶上人に贈っている。それというのも公慶上人は鎌倉時代の再興勸進俊乗坊重源を理想として活躍せられて三度目の東大寺大仏殿を復興せられたから、その風懐を洞察して昔の俊乗堂を呈上しようとしたものである。公慶はその厚意を感謝し乍らも勸進職の多忙のために勸進所裏の小屋に当座積み置かれていたうちに、心なき下部どもがその古材を薪として大半焚いてしまったのである。

奈良の名士で茶人であつた関信太郎氏は晩年高畑町に移り住みて奈良瓦斯の社長をしていられたが、その尊父は有

名な大茶人で、幕末維新の頃、裏千家の宗匠を自邸に迎えて厚遇せられたと聞くが、此の人は大仏殿の西に接する水門町に「依水園」という別荘を営み、庭園を広くとり、伽藍石や水車石を並べ、水を流し樹木を植え、その園内に八窓亭を築いて利世の長閑堂を偲び、そこに公慶上人の木像を安置していられたのであるが、奈良市の北郊で偶然にも久保利世の墓石が石垣の間から発見せられたのをよき機縁とし、別に小堀遠州や公慶上人にもゆかりの深い法蓮町の浄土宗別格興福院境内にその墓石を移して厚く弔い、その傍に八窓亭を構築し、その名も長閑堂と名づけ、江戸時代に奈良に於て一時活躍した茶人久保権大輔利世を、追慕するよすがとせられたのである。

四、寛永十五年の春

寛永十五年といえは松花堂しじやく示寂の前年である。昭乗としても五十七歳を迎え書画風流も頂上に達した頃である。折しも江戸にあっては知友沢庵和尚が配所より呼び戻されるばかりか、却て將軍家光の殊遇をうけ、万松山東海寺が創建せられんとしている。即ち四月朔日には品川御殿に將軍は新しい茶室を営み、井伊、酒井、阿部、堀田という有数の幕僚と共に沢庵を招じて御茶を下され、その茶室にあって東海寺の土地を賜わる台命が出されている。

世間並にいえは沢庵としては予期せぬ朗報であり絶頂にあってであろうが、和尚の衷心は余り嬉しくもなかったらしい。そして江戸に引き留められるのをふり切るように去って故山たじま但馬にあって湯治するを名目にして將軍より暇を給い、畿内に上ってくるのである。そして先ず泉州堺の南宗寺に入つて四月二十三日には古鏡禪師の三十三回忌の仏事を営み、大和国小柳生の里に柳生但馬守の特請をうけて神護山芳徳寺の開堂式をととのえて泉州南宗寺に再び戻り、それより京洛に上つて但馬に帰らんとするに、このこと畏くも後水尾天皇の敕聞に達したので、沢庵は九月九日

仙洞御所に参りて、重陽の佳節を祝する別殿に召されている。以後屢々召されて、或時は「原人論」を御進講申上げて、恩賞も賜わるといふ有様（『万松祖録』）。

ここには記されていないが、是等を取りもったのは近衛関白家に始終出入りしている松花堂昭乗の宮中へ対して蔭からの働きかけがあったことを見のがすわけにはいかない。

さて松花堂昭乗であるが、沢庵が江戸に於て東海寺創建の台命より先立って三月の初に八幡を立て奈良に入り春日神社に詣で、次いであちこちを巡拝して若き頃より望む吉野の地に踏み入り、江月和尚を伴って吉野の花を見んといふ趣向である。

若き日の吉野入りについては門人佐川田昌俊の「松花堂行状」によれば全く隠遁の土地として求め、そこでひたすら練行苦修することが目的であったが、偶々八幡大菩薩より休止せよとお告げを蒙って断念したのである。然し今回は全く軽い気持で名勝旧跡を巡拝し詩歌をつくって楽しむということである。

まず奈良を西へ進み在原寺をみて唐招提寺を尋ねては開山鑑真和尚の徳を偲び、更に足をのびして山辺の布留社、三輪、泊瀬を経て安倍文殊院、椿寺などを心静かに詣でて高取に宿をとり、三月十一日吉野へ赴いている。そして芳野川にてと題して、

よしの川あさき世ならぬなかれにも

花ちかうまであた浪うてり

捨つる身も猶おうき時はよしのやま

花にかくれむたのみこそあれ

松花堂昭乗と茶湯

よしの山のこすしおりは遙かなる

竜の花みむ暁のため

みよしののたきはさくらに埋もれて

ただしら雲に音のみぞする

かくて吉野の花を眺み踏みわけ、後醍醐天皇の御陵前に拝跪して追悼の微忱ひしとを表明し、更に奥山の滝を見てから葛城山麓へ下って行くのである。即ち、十三日の和歌に、

芳野を出て葛城山をながめやりてふるめきながら

しら雪はめずらしげなくかかれども

においぞ花のかつらぎの山

江月和向

芳野山風渡葛城 白桜明散白雲横

大和歌詠大和国 愧我盧詠点不清

そして当麻寺たまたらに泊っている。明ければ十四日で、中将法如の忌日に当り、群参しているさまを歌によせて、

すえうきの上なきも猶お上なきを

おもうや法のまことそならむ

忌日の法会にあった法悦にむせびうれしくも帰路についたのであるが、約八里（三十二キロ）ばかりの道を申刻（午後四時）には山城木津に着いている。五十七歳の松花堂としては洵に頑健ぶりを発揮している。その夜は木津にて宿

をとりよすがら二人で語り明かして江月和尚は、

一句余日々同行 活尽山花山月情

難奈今朝相別後 過來風景無離章

松花堂これに御返しとして、

わすれぬや野山のはなになれごろも

うらうつもなき友の情を

南山隠士 松花堂

兩人は名残りを惜しみつつ木津で別れ、松花堂は恐らく木津川を舟で下って八幡へ帰ったであろうし、江月は陸路を宇治に出て伏見から洛北紫野の大徳寺に向い、その竜光院に落ちついて塵を払って来し方行く末を考えたことであらう。

以上の記中に松花堂は到る処で写生の絵筆を動かさせたであらうが、紀行文中にはそれについて何も触れていないけれども、松花堂が生前中に愛玩した調度品を記帳している『滝本什宝録』（文政八年三月中旬写）を披見していると其の終りに近く『風炉先二枚折』の見取図があり、其の右扇は「沢庵和尚和歌二首」で、その左扇には「江月和尚同道ニテ大和巡り於長谷寺染筆之内」と説明して、見取図は松花堂の筆で喬木二樹を描いている。即ち江月和尚の「風外杉兮風外松」の詩趣を汲みとっているものと考えられる。泊瀬以外の絵は算聞にして存知せないが、恐らく他所にでも幾多の大和風景が描かれたであらうし、そしてどこかに遺っていてくれればと願うばかりである。

五、江月和尚の心づくし

松花堂昭乗の絵には沢庵の外に江月宗玩(欠伸子)の賛がよく施されている。また大徳寺山内の江月ゆかりの竜光院とか孤篋庵にまいると松花堂筆になる扁額が到る処に掲げられている。松花堂と江月との交りは切であつた証左である。

松花堂は寛永十六年九月十八日になくなつてゐるが、其の死の直前ともいふべき九月十二日松花堂に最も縁故の深かつた近衛信尋公が、

「此の夏の比より腫物をわずらいて伏見の里に出で京のくすしを呼びてつくろわせしが此ころは氣力つかれはてて危くなるままにかのこのかみ(この主人——中沼左京……昭乗の兄)も夙よびて看病せしが」

と日記に記されている。信尋公は松花堂の身上を忘れてはいられない。これより先、公は親しく松花堂の病床に臨んで見舞つていられる。其の間の事情をよく知つてゐる江月和尚はまた昭乗の病状を近衛家へ報告しつづけてゐる。近衛家文書を調査した際に、江月和尚書状も数多く含まれてゐたが、次のようなものを見つけた。

以外に取紛御請慮之底に候

忝奉_{ぞんたてまつり}存候、去廿五日道伴参上候而、此中之無沙汰御理申上候、明後日黒田筑前十七年忌相当、子息共從_{よりまがれ}江戶入上せ候、從_{ぞんたてまつり}筑前も数人上候而此節在寺候、從_{ぞんたてまつり}昨日一弔之儘申付候而取紛在_{ぞんたてまつり}之候、

一行物の儘五三日可_{せしむべく}延引候、急用御座候者可_{せしむべく}仰付候而、以_よ御成_{かまねて}二重而可_{せしむべく}被_{まか}仰聞候、書信而可_{せしむべく}申上候、五三日相延候而不_な苦事候者不_な及_ま御返書候

松花堂腫物大事之煩候、能候由珍重候、乍うなづ去手前取紛候而、一兩日者人不レ遣候故、左右不レ承候、爰こゝ元隙あひら明候而以ニ伺候ニ可ニ申上候、残暑意外あせ厳しく少々心悪之事被ニ仰聞候、無ニ御心元ニ奉レ存候、万々可レ然頼入候、恐々不備
仲秋二日
竜光院（江月花押）

小平次殿

右の手紙に黒田筑前守（長政）十七回忌という記事がある。これは確かに寛永十六年に相当する。竜光院は黒田家菩提の為に創建せられた寺であるから、ここへ江戸からも筑前からも近親縁者がより集まって法要を営むのは当然である。

次に「一行物之儘」である。江月和尚は生前中に禪師号を賜っている程に高德であったから近衛家からも常に帰仰をうけているが、一行ものの揮毫を所望されていた事情がはっきり示されている。

その次が松花堂の腫物一件である。仲秋とあるから八月の二日である。この頃になって重い六ヶ敷い症状の中にも少し能くなくなっていたらしい。然し気がかりではあるが大檀だん越黒田家の大法要や何や彼に取紛れ、ここ二三日というものは自分も併者も訪れていない。当方隙が出来次第に松花堂を見舞って其の病状を近衛家へ伺候して申上げようという心がまえを伝えていくわけである。

この書状によって察せられる如く、江月は絶えず松花堂の病状を案じて逐一と近衛家へ報告するようにしていたものである。江月は松堂の身上を案じて伏見に見舞に行っている事が、五日をおいた八月七日付の近衛家々職上田小平次宛の書状に認めている。

一昨日松花堂見廻に伏見へ参候、腫物能候、其身意外くたれ草臥何共あま咲止に候、度々御慈の事共恭存候通可ニ申上候、被

申候状氣付候而御礼に伺候仕度候望斗之由候

以ニ参上ニ可ニ申上ニ候処、今日明日難レ去寺役当月住持故難レ通事共乍ニ慮外ニ申上候、可レ然頼入候、恐々不備

仲秋七日

(江月花押)

ここで近衛信尋公の日記(九月十二日の条)を想い合わすことにしよう。つまり男山八幡の社地は京洛より遠隔の地に当る為、都に住む当代一流の名医を差遣わすには不便であるところから、伏見奉行の小堀遠州の権勢をかりて伏見の里に病床を移さしめ、名だたる薬師に調剤治療に向つて全力を挙げさせて松花堂の腫物治療を期すべく、伏見に転地療養せしめたものである。これも松花堂をとりまく近衛公、小堀遠州侯、江月その他の暖かい心やりであった。その厚意も甲斐がなく、九月十七日に松花堂は瞑目するが、それは多分、伏見の里のことであろう。従来 of 書物に伏見で死んだとは記されていない。遺骸は即夜八幡へ運ばれている。

六、江月和尚と津田宗及

大徳寺の第百五十六世の法灯を継いだ江月宗玩和尚は堺の茶人津田宗及の男である。そこで江月としては茶道に親しんだところではなく、茶人の家に育成され茶道が手引して立身出世ができたのではあるまいか。父の津田宗及は茶道にあつては千利休と肩を比べ、財力も声望もあつた大した豪勢なものであつた。江月はその「おぼっちゃん」として春屋宗園しゅんおくしやうえんに送り届けられたから、世の常の小僧扱いをうけてはいない。極めて順調に成長して行つたのである。

さて津田宗及とはどんな人であつたか。それを知っておかぬと江月が愛玩した茶器に油滴天目茶碗(今は国宝)等かずかずの名器があつた由来が解しかねる。宗及はその父宗達に茶湯を学び武技・蹴鞠の道にも達し、大林宗套に参

禪して仏道をも極めていた。豊臣秀吉に見出されて仕え三千石を領し、法眼和尚位に叙せられている。大通庵というのを堺に創建して父の菩提を弔う所となし、春屋宗園を請待して開祖と仰いだ。江月が七歳で入室したのはその時である。寺を建てる程の財力があって、家にはまた多数の名器を襲蔵していた。嘗て織田信長が堺の名器を展観せしめた時も、この津田宗及の所有の菓子絵が選に入っているし、天正十三年北野の大茶会の際も宗及秘蔵の茶器が第三位を占めた程である。

宗及は秀吉のお側衆を勤めて特に寵遇を蒙ったものである。そして宗及は利休と相競争している。それについて逸話が遺されている。即ち細川三斎と利休とを招待した時のこと、期日の宵から雪となり、夜に入って踏石も埋まるばかりになった。利休と三斎とは雪を見乍ら話しあっていたが、夜も大分更けて来た。利休はふと窓外の雪景を眺めて急に三斎に向い、

「かかる時は早く茶会に参るものですよ」

と促した。三斎は平素から宗及と利休とがお互に心底でせりあっていることをよく知っていたので（こんな夜中に宗及を尋ねると、まだ準備も出来ていなくて当惑するであろう。これは利休が先方を困らせるための申出であろう）と考えたので、夜の明けるを待って行こうと差止めたが、利休はどうしても聞き入れず、とうとう夜を侵して宗及を訪ねることになった。宗及もさるもの、流石に大茶人である。予てからかかることもあろうかと用意して露地の戸を半ば明け灯籠の火影を幽かにゆらめかせている。露地に入るとはや迎えに来るものがある。茶席に請じ入れられる。床には不破の香炉を飾り、雪中のこととて格別寒かろう、お手を暖めなされという待遇ぶりである。

ここで利休は挨拶して香炉を下ろし香を聴き、此れを三斎へ廻し香名を尋ねると「月」と答えた。利休も香をとり

出し其れを焚いていた。暫くして水屋の中門を叩くものがある。誰ですかと問えば「水を参らす者です」という。此の時に宗及は今まで炉にかかっていた釜を揚げて勝手に入り、湯を更えて瀝釜をかけた。此の雪中にあって宵ごしの湯を新しい水に換えて茶湯を出すことにしたのは誠に「宗及一世の出来茶湯」だといって利休が常に賞讃したという。これは『茶人言行録』に載すところを取意したのである。

江月は幼少より此の大茶人宗及の傍にあつて茶湯に親しみ、長じて京洛に出で、重ねて伏見奉行小堀遠州より更に台子の伝授をうけ茶道の奥旨を究めることとなり、茶人としても十二分の修練をつみ、松花堂に近づき近衛公に接し大いに風流三昧の生活を送ることが出来たのである。

浄土開宗年時と其の典拠攷

昭和四八・六月稿

〔国宝〕法然上人行状絵図（以下略して勅修御伝）の巻六に

上人（法然上人）聖道諸宗の教門にあきらかなりしかば、法相三論の碩徳、面々にその義解を感じ、天台花嚴の明匠、一々にかの宏才をほむ。しかれどもなを出離の道にわづらひて身心やすからず、順次解脱の要路をしらんため、一切経を、ひらき見たまふこと五遍なり。一代の教迹につきて、つらつら思惟し給に、かれもかたく、これも

かたし、しかるに恵心の往生要集、もはら善導和尚の釈義をもて指南とせり。これにつきてひらき見給に、かの釈には乱想の凡夫、称名の行によりて、順次に浄土に生ずべきむねを判じて、凡夫の出離を、たやすくすゝめられたり、藏經披覽のたびに、これをうかがふといへども、とりわき見給うと三遍、つゝに一心専念弥陀名号、行住坐臥不問時節久近、念々不捨者、是名正定之業、順彼仏願故の文にいたりて、末世の凡夫弥陀の名号を称せば、かの仏の願に乗じて、たしかに往生をうべかりけりといふことはりをおもひさだめ給ぬ。これによりて承安五年の春、生年四十三、たちどころに餘行をすて、一向に念仏に帰し給いにけり。

とあるに拠って浄土開宗は承安五年（一一七五）法然上人四十三歳の春とするを定説としているが、異説も行われている。

異説その一——最も早い説は上人三十三歳時である。即ち『私聚百因縁集』の第八「法然上人事」に御年三十三永満元年乙酉歳より始めて往生浄土の教門に入る。……それより以来、自行化他ひとえに往生極楽の教門なり

と永万年（一一六五）説である。

異説その二——次は承安五年より一年早い承安四年（一一七四）四十二歳時説であって、これは次の三書に記されている。先づ覚如の「拾遺古徳伝」卷三に

諸方の道俗を化せんがために承安四年甲午のはる。行年四十二にして黒谷を出て、吉水に任したまふ。感神院東頭北斗堂北面

それよりこの方偏に浄土の法を談じ、ねんごろに念仏の行をすゝめたまふ。

とあり、次に旭蓮社澄円の『獅子伏象論』卷中末に「本伝云」として引く文中

承安四年甲午春二月九日、出_レ叡山黒谷_ニ住_レ洛陽東山吉水大谷_ニ興_レ浄土宗、行_レ勸化弘_レ一心不乱念仏三昧妙行_ニと承安四年説を掲げ、虎関師練の『元亨釈書』第五「源空伝」に於ても

見_レ信師往生要集_ニ乃棄_レ所業_ニ倡_レ浄土専念之宗_ニ。承安四年出_レ黒谷_ニ居_レ洛東吉水_ニ、盛説_レ専修及円頓菩薩大戒_ニ。緇白靡然向_レ風。

と承安四年説をあげている。

尚ほ『知恩伝』には、始入_レ浄土門_ニ事の条で

承要四年比御年四十二歳時委披_レ覽往生要集_ニ云々

と承安四年説である。

これらに対し承安五年（又は安元元年）説は次の典拠である。（承安五年七月二十八日に安元と改元されていることを付言しておく。）

さて安元元年（承安五年）説を挙ぐるものは上人の遺第航空撰の『本朝祖師伝記絵詞』（原名は伝法絵流通）の巻第一であつて

高倉院の御宇安元元年乙_未齡四十三より、諸教所讚多在弥陀の妙偈、ことにらうたく心肝にそみ給ければ、戒品を地_未躰としてそのこゑに毎日七万遍の念仏を唱えて、おなじく門弟のなかにもをしへはじめ給ける

と記し、九卷伝と通称せられる『法然上人伝記』巻第二上には

高倉院御宇、承安五年の春上人四十三、黒谷をいで、吉水に住し給ふ。其れより以来、浄土の法を談じ、念仏の行をひろめ普く万人を勧め給ふに、化導に随て念仏を行ずるもの、たとへば衆星の北辰に帰し、万流の東海に宗する

が如し。

とあり、そして前掲の『法然上人行状絵図』巻第六には

これによりて承安五年の春、生年四十三たちどころに余行をすて、一向に念仏に帰し給ひにけり
と明記され、十六門記と別称される『黒谷源空上人伝』（安居院沙門釈 聖覚記）第八にあつては

上人生年九歳より四十三に至るまで三十五年の学問は、これ偏に出離の道にわづらひ、順次解脱の要路をしらん為めなり（乃至）

終に承安五年^丑乙の春、齡四十三の時たちどころに余行をすて、一向専修の門に入て始て六万遍を唱。^{已上載}
と述べている。先師詞

また法然上人伝絵詞（琳河本）巻三には

高倉院の御宇安元元年^末乙行年四十三歳の時、凡夫出離の要道のために経蔵に入て、一切経五遍披見之時、善導觀

經の疏四卷披見し給に、極楽国土を高妙の報土と定めて、往生の機分を垢障の凡夫と判ぜられたり。

と安元元年即ち承安五年説をとりあげているし、近衛本の『黒谷上人絵詞抜書』にも一心専念の文をあげて

此に依て承安五年の春生年四十三、立るに余行を捨て一向に念仏に帰し給にけり

と記されている。

異説その三——ところが上人の専修念仏を著述になされた『選択本願念仏集』の撰時を以て浄土を立てられたものとして、上人の六十六歳（建久九年——一九八）説をとるのが『浄土法門源流章』（東大寺燦然撰）の説である。即ち

人王八十二代後鳥羽天皇御宇建久九年歲次戊午于時源空年六十六、録^{開為}选择本願念仏集一卷。立^{二卷}浄土宗^{大顯}

義理。自レ此已後淨教甚昌貴賤俱修、都鄙咸遊。

と。

異説その四——而して最も遅い年時説は九条兼実の末弟で粟田青蓮院門跡であつた慈円の著はした『愚管抄』巻第六の記事で上人七十四歳の建永元年（一二〇六）説である。それには

建永ノ年。法然房ト云上人アリキ。マヂカク京中ヲスミカニテ念仏宗ヲ立テ専念仏ト号シテ、タダアミダ仏ト
 バカリ申ベキ也、ソレナラスコト顯密ノツトメハナセソト云事ヲ云イダシテ、不可思議ノ愚痴無智ノ尼入道ニヨ
 ロコバレテ、コノ事ノタダ繁昌ニ世ニハンジヨウシテツヨクヲコロツツ云々

と記さる。

以上の諸説を通覧して感ずることは三十三歳説から始まって晩年の七十四歳に及んでいるが、此れを大別して、三となす。

第一は三十三歳、四十二歳、四十三歳の三説であつて、開宗とか立教とかいう言葉も用いられていず、法然上人が聖道門の修行を離れて専修念仏に帰入した所謂の宗教的回心ともいうべき時点であつて後世から見ると、是れが専修念仏帰入であり淨土開宗となされるべきものと考えらる。

第二の選択集の撰述時開宗説は、専修念仏の教義を体系的に十六章段に組織立て、記述した選択本願念仏集の撰述であつて、念仏の教義を明示された時をとつたものである。

第三の愚管抄の説くところは、上人の齢もはや七十四歳、それ迄に南都北嶺から専修念仏を停止されたいと何遍も上奏に及んでおるが、此の年（建永元年—上人七十四歳）の十二月には例の住蓮・安衆が後鳥羽院熊野御幸の御不在中

に御所の女房を出家せしめたことがあり、それが上皇の逆鱗に触れたから、この時よとばかり専修念仏停止の氣運が盛り上がり、そして遂に翌年正月に至っていよいよ専修念仏停止の宣旨が下る（明月記）のであるが、この停止一件というのは一般世間に念仏が普及していたことを示しその停止の宣旨が世間に与えた衝激の甚だしかっただけに、法然上人の弘むる専修念仏の教えが厳然として存在したことを証明するものであり、建永元年（上人七十四歳時）には「専修念仏ト号シテタダアミダ仏トバカリ申スベキ也」という世相を記述しているものと解せらる。かゝるところから此の建永元年（二二〇六）をとりあげて念仏の絶頂の年として慈円は愚管抄に記したと見るべきであらう。

その二、承安五年説 次に元祖、三祖の自ら記したのものによって承安五年説を立てゝみる。

1、元祖が元久元年（二二〇四年—上人七十二歳）十一月七日に山門へ提出する為めの七ヶ条起請文（原本は嵯峨二尊院所藏、引用は法然聖人絵巻三、拾遺古徳伝絵巻六、高田本の伝法絵下巻）に

年来之間、雖修念仏、隨順聖教、敢不違人心無驚世聽、因茲于今三十箇年無為、涉日月、

と自記されている、そこで元久元年より三十箇年遡ると承安五年に当る。（元久元年を教えの中に入れて三十一年遡ると承安四年説が成り立つ）

2、三祖記主禪師然阿良忠の『選択伝弘決疑鈔』の巻第五の終末に、原本の『選択集』の作者である元祖上人の述懐として

昔崇徳院御宇長承二年癸丑誕生、久安三年志学、攀登叡峰、同年六年一九隱居黒谷、承安五年乙未善導疏入、修門四十三歳

と記して承安五年四十三歳にして専修の門に入るとしている。

3、上掲の承安五年説をとっている『源空聖人私日記』は上人伝として最も早く世に出たもので信憑性が高いし、本朝祖師伝記絵詞（伝法総流通）は上人の弟子航空（信空の弟子とすれば孫弟子）が上人滅後二十五年に編述したものでこれも確かな伝記である。また九卷伝（法然上人伝記）は勅修御伝に相似性が強く古来勅伝の底本と云われて来たが西山派系のものによって改編されたと考えられるが、これも滅後百年前後の作であり、勅伝四十八巻は勅命に基いて編修されたもので浄土宗では最も珍重する祖伝とされている。その何れもが承安五年（安元元年）説であることも心強い次第である。

尚ほ元祖上人御撰述の選択集の末尾に

貧道昔披_ニ閱茲典_ニ粗識_ニ素意_ニ、立_レ舍_ニ余行_ニ云_レ、歸_ニ念仏_ニ。自_レ其已来至于今日、自行化他唯_ニ緯_ニ念仏_ニ、

と自記されているから選択集撰述（建久九年一十六歳）より遡る昔であるから承安五年（上人四十三歳）に自ら専修念仏に帰されそれより以降他にも念仏を勧めて来られたと解すべきである。

次に浄土開宗の根拠を攷究しよう。

法然上人は何れの経釈によって浄土開宗せられたかについても諸説があるが、

1、善導大師の觀經疏の一心専念の文によるとというのが浄土宗の定説である。

そのことは勅修御伝卷六に

恵心の往生要集、もはら善導和尚の釈義をもて指南とせり。これにつきてひらき見給うに、かの釈には乱想の凡夫、称名の行によりて順次に浄土に、生ずべきむねを判じて、凡夫の出離をたやすくすゝめられたり。藏經披覽のたびに、これをうかがふといへども、とりわき見給うこと三遍、つるに一心専念弥陀名号、一行住坐臥不問時節

久近念々不捨者、是名正定之業、順彼仏願故の文にいたりて、末世の凡夫弥陀の名号を称せば、かの仏の願に乗じて、たしかに往生をうべかりけりということわりをおもひさだめ給ぬ。これによって承安五年の春、生年四十三歳たちどころに余行をすて、一向に念仏に帰し給いにけり。

とあり、これが浄土宗に於ける根拠とされているが、勅伝巻六の後段にも一心専念の文によっていることを重ねて記されている。

また選択集の末尾に上人自ら「披閱茲典」（即ち善導大師の觀經疏）粗識素意立舎余行云歸念仏」と記されているのが上述を裏書きされているものである。

尚ほ二祖鎮西聖光房弁長の「末代念仏授手印」の手次の文に

念仏往生浄土宗血脈相伝手次事

日本

尊成天皇御時 法然上人檢出善導御義令流布世間と記されているのも同じ事を記されているものである。

而して近衛本の『黒谷上人絵詞抜書』にも一心専念の文によって「承安五年の春生年四十三、立ろに余行を捨て一向に念仏に帰し給にけり」と記しているし、『法然上人伝記』（九巻伝）巻第一下には 一心専念の文をあげ

忽に本願の正意、称名にあり。是に過ぎたる善悪凡夫の出離の肝心なしと見立給て、我すでに此の道理を得たり云々

と、また『法然上人伝絵詞』（琳阿本）には善導の觀經疏の文によって往生の機分が断ぜられたとして、

第四卷にいたりて一心専念弥陀名号、行住坐臥不問時節久近、念々不捨者是名正定之業、順彼仏願故と云える文に付て、年来所修の余宗をすて、ひとえに一向専修に帰して、毎日七万遍の念仏をとなえてあまねく道俗貴賤をすゝめ給へり

そして寛如の『拾遺古徳伝絵』巻三にも「聖人みづから浄土門に入る濫觴を語られて」として、

光明寺の觀經義をひらきたまふに、極楽国土を高妙の報土とさだめて、往生の機分を垢障の凡夫と断ぜられたりと前掲の諸伝と始んど同じことを記しているし、『黒谷源空上人伝』（十六門記）にはまた

時に觀經散善義の一心専念弥陀名号の文に至て善導の元意を得たり

という風に述べているが、『法然上人秘伝』下にも善導和尚の書籍の中より「一向専念の但念仏者にこそ」ということに帰し給うたと記していることを付記しておこう。

2、恵心の往生要集によるという説。

善導の觀經疏の一心専念の文に到達する迄に、恵心の往生要集に導かれた結果という風に前掲のところでは記されているが、特に往生要集をとりあげている伝記もある。

即ち『拾遺古徳伝』巻三と『法然上人伝』（十卷伝）巻二は共に

往生要集を披覽して其の序に夫往生極楽教行濁世末代目足也。道俗貴賤誰不歸者乎。（乃至）是故依念仏一門聊集經論要文披之修之、易覺易行云々（中略）是故上人此集為龜鑑、入浄土門給畢

というように記されている。

『源空聖人私日記』になると

至_二楞嚴先德往生要集_一、雖_レ窺_二奧旨_一、二返拜見之時者、往生猶不_レ易、第三返之時、乱想之凡夫不_レ如_二称名之_一行、是則濁世我等依怙、末代衆生之出離令_二開悟_一訖。然則為_レ世為_レ人雖_レ欲_レ令_レ弘_三邇此行_一、時機難_レ量感_レ應難_レ知と書き、遂に夢定中に善導和尚の出現を拜し、

高僧云、汝雖_レ為_二不肖之身_一、念仏興行満于一天、称名専修及_二衆生之故我来_レ于_レ此。善導即我也云々
という奇瑞あり最初往生要集に教えられて浄土弘通を決意されていることを記している。

醍醐本の『法然上人伝記』では恵心の先徳が往生要集を造って濁世末代の道俗を勧めて出離の趣を尋ねしめんとし、其の序文に往生極楽の教行のすぐれていることからかき起しているところを読み遂に、

是故往生要集_ヲ為_二先達_ト而入_二浄土門_一と云っている。

『私聚百因縁集』法然上人事の条では

到_二本朝楞嚴先德恵心往生要集_一拜見及_二三兩三返_一即得_二他力往生直道_一

となし、『元亨積書』では、

晚見_二信師往生要集_一乃棄_二所業_一倡_二浄土專念之宗_一

と述べ、『獅子伏象論』では「上人自語_ト入_二浄土宗_一濫觴_ト曰_レ」として、

是故予往生要集_ヲ為_二先達_ト而入_二浄土宗門_一也

と記している。

3、諸教所讚の文という説、

浄土開宗年時と其の典拠攷

事のはじめは高倉院の御宇安元年元齡四十三より、諸教所讚、多在弥陀の妙偈、ことにらうたく心肝にそみ給ければ、戒品を地体としてそのこゑに毎日七万遍の念仏を唱えて、おなじく門弟のなかにもをしえはじめ給ける
とあり、また増上寺本の『法然上人伝』下巻に、

上人諸宗のむねをさくり見給うに、諸教所讚多在弥陀の妙偈をえてより、濁世の凡夫生死をはなるゝ教、たゞ浄土の要門にしかずとおもひさだめて、高倉院御在位安元年御とし四十三より、毎日七万遍の念仏をこたりなくつとめ給
という。

4、其他、醍醐本『法然上人伝記』一期物語の中に

或時云、源空参_二月輪禪定殿下_一之時、住山者一人参会聊有憚故。問云、誠耶立_二浄土宗_一給。答云、然也。又問云、云何文付立_レ之給耶。答云、就_二善導觀經疏付屬_一積立_レ之也。

と觀經疏付屬積によつて開宗と述べ、『法然聖人絵』(弘願本)卷三では

承安四年_{甲午}春、上人とし四十二はじめて黒谷をいでゝ吉水に住し給。これひとえに他を利せんためなり。ひろむるにこの教をもつて、すゝむるにこの行をもてす。道俗ことごとく帰す。(中略)上人ひとにむかいて唱給ける文、仏告阿難、汝好持是語、持是語者即是持無量壽仏名、ことさらにこの文を常唱給けりとなつてゐる。

選択本願念仏集解題

昭和四九・一・一一
佛教大学学报第二三号

一、序 言

本年正月の仏教大学始講式に際し『選択本願念仏集』の表題と「南無阿弥陀仏往生之業念仏為先」の標識とを伊藤真徹副学長先生が拝読され、私が其の解題をする光栄に浴した。嘗て浄土宗宗学本校にあって、そのまた昔の関東十八檀林に於ても、選択集の表題を拝読し、それのお話をされるのが定例となつてゐる由を、私が仏教専門学校在学当時、時の校長土川善激勸学から親しく承つたが、本学では依然、その古式伝統を敲守せられて、今日に到つてゐるわけである。

二、浄土開宗

偕て法然上人はまだ九歳の春、勢至丸時代に父漆時国が源内武者定明の不意なる夜襲に遇われ、敢えない最期を遂げられるが、その御臨終の席に於て勢至丸は武士の子らしく父に仇討を誓つたところ、父はそれを遮えぎり、

「かくなることは前世の宿業と考え自分は恨みとはしない。恨みに報いるに恨みを以てせばそのあだ世々につきがたし。それよりも汝出家して、私の菩提を弔らひ、更に此の世にかかるいさかいや戦いのない平和な世の出現と、

誰々までもみんな容易く救済せられる法門を見出して広く教えて安心を得せしめ解脱せられるようにしてほしい」と遺言せられるのであった。

上人はその時まで九歳の幼少ではあったが父の遺言を遵守し衆庶救済実現を決心され、父なきあと近くに比叡山より戻って来ている母の弟、新進の学僧觀覺得業の許で修学せられるが、十五歳の春、叔父に勧められて当時の仏教の根本道場たる比叡山に登り一人前の僧侶になることになった。

ところが最初の師たる持宝坊源光も次の師範学僧皇円阿闍梨も勢至丸の優れたる才能を認め感歎し「おぬしは将来天台の棟梁たるべし」言い換えればこの延暦寺の座主、比叡山学侶教養機関の長、今でいう仏教綜合大学学長にならねましよう」と推賞せられるのであった。

是れを聞いて上人は其れは困る。自分はそんな栄誉を求めてはいない。一般大衆の救済せられる極めて容易な法門を知りたい為めにここに来たのである。ここに長く居ては或は利用せられるかも知れぬ、遁れましよう」と、当時隠遁者の集まっている同じ比叡山の中の黒谷へ移り、慈眼房叡空上人の室に投ずるのである。叡空は慈覚大師より相承する大乘円頓善薩戒の宗家を護持する持戒堅固な大徳であった。

此の叡空に対し上人は「幼稚のむかしより成人のいまに至るまで父の遺言忘れがたくしてとこしなへに隠遁の心深きよしを述べ給うのを聞き、『あなたは幼少にして出離の心を起せり、まことに是れ法然道理のひじりなり』と随喜され早速「法然房」という房号と「源空」という実名とを授けられたのである。

十八歳の若き源空は父の遺言を実現せんが為め名利を捨て、ひたすら真面目に一向に仏教の真髓を探求することに精進せられる。

ところが一日円頓一実の戒体を師弟で談じあううちに師の慈眼房は「心をもて戒体となす」といい、上人は「性無作の仮色なり」とここで立破再三、師は短気を起し木枕をもて打たんとせられたので上人は席を立てて自らの部屋に戻られる。師も流石に学僧である。数刻思惟し遂に天台大師の著述を繙読せられるや、これはしたり源空の言う通りである。早速上人の部屋を訪れ「御房の申されるむねははや天台大師の本意、一実円戒の至極なり」と云々相承の戒疏や慈覚大師の廿五条の袈裟などを差出し爾後上人を軌範とし師が却て弟子の礼をとられることになったのである。

こうなると上人としては比叡山で教えを受ける師匠がなくなったので、山を下り洛西嵯峨の釈迦尊像前に祈誓參籠せられたが夢のお告げを蒙らず、依て南都の諸大寺を歴訪して教えを受けんとせられたが、一言二言対談するうちに却て先方から教えを求められるということになり、失望して奈良を後に醍醐寺に立ちより三論宗の先達寛雅を訪れると、此れも上人の学殖に感服し文櫃十余合をとり出し付属し称美讚歎をうけるのみであった。

そこで上人はもとの黒谷に帰り、「今までは人に頼り過ぎた。これより以後は釈尊の説き遺された法門、即ち一切経を精読することによって教えを授けて頂こう」と決心され、報恩藏今という仏教図書館に籠って一切経五千余巻を五回も閲覽し研究を続けられるのであった。

こうして仏教を研究して行かれるが、仏教多しといえども、結局は戒・定・慧の三学につきず、大乘にも小乗にも顕教にも密教に於ても、つまるところ戒定慧の三学によって得脱することになるが、戒をとって見ても一戒をも満足に守れない。そうすれば自分も助からぬが世の多くの人々は恐らくは得脱できないことになる、どこか此の三学を修せずして助かる法門はありや無しや」という事になって更に研討せられているうちに恵心院の源信僧都の著述たる『往生要集』の中に唐の善導大師の觀經疏を引用して念仏往生の事が記されているのを目をつけられ善導大師の著書

だけを更に三回熟読するに「一心専念弥陀名号行住坐臥不問時節久近念々不捨者是名正定之業順彼仏願故」の妙偈にぶつかり「これだ」と決心、ここに口称名号によって阿弥陀の極楽に往生出来るということを知り得たのである。これは戒定慧の三学の外なる法門であって、而かも乱想の凡夫と雖も容易く行じ得られるし、それが弥陀の本願であり、釈迦出世の本懐、六方諸仏の証誠し給える法門であるというに至って、欣喜雀躍せられるのであった。

かくなる上は此の南無阿弥陀仏の口称名号の浄土宗を新しく別開し、みんなの方々へお伝えしよう。

ところで善導大師が此の世に在せば千里の波浪を嫌わずお尋ねして確かめたいが惜しい哉、既に五百年前に入滅せられてゐる、如何にせん／＼と思ひ悩み給うところ承安五年三月十四日の夜のことであるが、夢定中に善導大師が上人の枕もとに御出現あつていろいろと御輸しがあつたのである、是れを夢定中の二祖（高祖善導、元祖法然）対面と称し伝うる。

ここに於て上人は「父の遺言耳底にとどまりて忘れ難かつた」衆庶の容易く救済せられる法門を見出し得たわけであらう。聊か父への追孝をも成就せられたことになる。

三、男女平等の教化

上人はかくなる上は一刻も早く衆庶に此の浄土の法門を伝え念仏往生をしてもらわねばならないと痛感せられ比叡の山を下り京洛に出られるが、最初に洛西粟生野に於て浄土教を説かれる事になったが、地の利が悪く衆人の集り難いところから、夢定中に感得せられたあの善導大師と対面せられた土地を求めらる。かくて東山三十六峰の中央、華頂山の麓、吉水の地に居をかまえ庵を結んで念仏の法門を弘通せられることになった。

その教化の方法として従来婦人に閉ざされていた仏法を男女平等にせられたのである。即ち婦人にも喚びかけ婦人にも説法せられたのである。従来仏教では「一切衆生悉有仏性」と原則論をとき乍ら實際は婦人を拒絶していた。高山野山では女人堂から上へは婦人を入れないし、比叡山その他の諸山も同様であった。上人はその旧習を打破せられたのである。かくて念仏の法門は忽ちにして京洛に弘まって行くのである。

上人の対象は庶民であったが、念仏の法門の噂は上層階級にまで伝って行く。加ふるに上人は上述の如く円頓戒宗家であった関係もあり開宗と時を同じうして既に高倉帝は上人から授戒の作法をうけられているし、後白河法皇、統いて後鳥羽上皇も円頓戒をおうけになったし、時の権勢であった関白九条兼実公も上人を召し月輪殿に於て円頓戒をうけていられる、その事は兼実の日記『玉葉』に委細記されているところである。文治五年から建久、正治にかけて十八回に及び

法然房来、授戒、其後念仏

或は

授戒次、始三恒例念仏

というように記されている。

上人は授戒のために召されても恒例の念仏を必ず修して浄土の法門を伝えられていたことが知られる。

かくて建久八年上人病惱あつて召されても参殿せられなかつたので兼実公は深く心配せられ藤右衛門尉重経を使として

「浄土の法門年来教誡を承ると雖も心腑におさめ難し、念仏の要文をしるし給はりて、かつは面談になずらえ、か

「つは後の世の御かたみにもそなえ侍らむ」との懇囑があった。

上人は程なく平癒され、関白殿下の御申出が御尤であると痛感され、此の際著述をなして、後の世に伝えられるようにしようと、堅く決心され、予ねてから蒐集して居られた経文、釈義の抄写類を按配して、一本十六章段の著書にせられた。それが選撰本願念仏集である。先ず九条兼実公へ献上せられる。此の製作年次について従来建久、建仁、元久など異説があるが（別に論文を既に公表している）浄土宗では、勅修御伝巻十一に拠って、建久九年製作とせられている。

此の原本が現在京都市上京区寺町広小路の廬山寺に遺って居て此の書物の外題は後水尾天皇の御宸翰を拝し、重要文化財指定となっている。

四、表題と標識

さて『選撰本願念仏集』と「南無阿弥陀仏往生之業念仏為先」の十四文字は上人の真筆であって本文は、安楽房と真観房が仰せを蒙って代筆している。

此の書物の内容は兼実公の依頼に応ぜられて念仏の要文を集められたものであるが、単なる念仏集ではない。三祖記主禪師はその著『決疑鈔』巻一に相伝の説をあげて此の表題の中に三義あるも終に一意となると説かれている。その念仏は諸師所立の念仏ではない、阿弥陀如来の本願の念仏であって、念仏には正行と雜行とあるが而かも正行中の助業と正定之業とを細別して正中の正なる口称の名号であり、それが善導大師のお立てになった念仏、即ち、本願の

念仏であるという。

更に上人は大阿弥陀經によって始めて立てられたのが「選択本願」の念仏である。それはここにいう念仏は二百一十億の国土の中から選択し給える阿弥陀仏の本願の念仏である。そういう念仏について集めた書物が是れであるという事です。

次に此の選択本願念仏集について三段に分けて説明はするも、三義はこれ唯一義となる。即ち念仏は単なる念仏ではなく本願の念仏、本願の念仏とはまた選択本願の念仏というつまり一義に落ちつくというのである。その意味するところなかなか深重である。

尚お選択であるが是れは選擇取を意味し、聖道門を選び捨て浄土門を扱ひ取るという。つまり廃立の義が含まれている。それについては第一章「捨聖帰浄」に於て詳細に記されているが、これを読む聖道門の各宗から強く反駁をうけること必定なりと上人はよく御存知であったから、此の書物を月輪殿下へ献上の節にも選択集の巻末に「高覧の後は壁底に納めて窓前にさらす勿れ」と記されているし、上人は御弟子の中でも、此れという心を許す者だけにし
か示されてはいないという警戒をされていたのである。

建久八年上洛して上人より親しく浄土の法門を承り後に浄土宗の二祖となられる鎮西の聖光房弁長、高弟の証空上人、隆寛律師、常隨の源智上人、そして親鸞聖人という四、五名に限られていた。

ところが上人の滅後建暦二年に上梓されて門弟達にも行き渡り、また外部にも漏れて知られるや早速比叡山から昵まれてその版木は持ち去られて叡山の大講堂前で焼かれ版木は没取された為め現在一冊も遺ってはいない。若しあれば我が国の出版史上第三か第四番目の版行で珍重すべき文化遺産であつたらうにと惜しまれるのである。

尚お此の書物に書かれている戒定慧の三学の要らぬという主張は当時としては教界へ投げ与えた爆弾提議であつて、此れあることによつて念仏停止の詔勅を申請する原因の要素ともなるのである。

次に標識として南無阿弥陀仏往生之業念仏為先と書かれていることである。

かように題号と本文との間に標識語をおく例は他にもあつて、曇鸞大師の『讚阿弥陀仏偈』の初には矢張り、「南無阿弥陀仏」とあるし、『正法念経』には「帰命一切諸仏菩薩」と、その例は沢山ある、他の經文にあつては仏法僧の三宝を掲げている例が多い。仏教では仏法僧の三宝に帰依せねばならないというので、一般に帰依の体である三宝を初めに出しているのであるが、ここでは三宝の中の仏宝をとりあげ「南無阿弥陀仏」とだけ書いてある。これは所詮、この書物の目的とするところは「南無阿弥陀仏」であるということをも最初に明示せられたものである。

そして選択本願念仏集の念仏は口称の南無阿弥陀仏であつて「簡ツツ異ツツ観ツツ念ツツ表ツツ知ツツ口ツツ称ツツ」という口称名号である。

二祖鎮西国師が『徹選択集』にこの「南無阿弥陀仏」を「結前生後也」と申されている。題号の「選択本願念仏集」も、本文十六章段に説き示されるところもつまりはこの「南無阿弥陀仏」の口称名号六字であると解説せられてゐる。

次に「往生之業念仏為先」。ここにいう「先」は前後を指すのではない。念仏を先きにして余行を後にするという様に心得てはいけない。極楽往生の行業としては念仏が一番根本じゃという事です。ここにいう極楽とは我等が成仏のための学校です。そこに入って先輩に教えられて仏になるところなんです。「往生」という事も説明すれば長くなるが、此の娑婆の世界を捨て去つて彼の仏の極楽世界に往くのじゃということだ。「業」は仕事とか所作と訳すればよろしい。

つまり往生する所作は念仏が本じゃという恵心僧都の『往生要集』の「念仏為本」の句を引用せられたものです。そこで『広本』では「念仏為本」とせられている。

選択集の形式の異ったもの、即ち古写本、古版本、木活本、活字本、縮写本そして大型小型というものは百余種に及び、一つの書物でかくも多種類なることは「世界第一」であると新村出博士は藤堂祐範師の『選択集大観』の序文に記されているところである。

次に選択集の内容の異なるものとして四本を挙げる事が出来る。

第一稿本、首章に浄土三部経の説時を論じているもの、

第二刪本、原稿を整理し浄書して月輪殿へ献上したので「略本」とも称せらる。此の内容は二祖鎮西上人へも元祖大師より伝えていられるし、三祖記主禪師の著述『選択伝弘決疑鈔』の底本ともなっていて、我が宗相伝の重要な本であるが、文中往々字句の刪略があるので、古来次の第三建曆本に依ることになっている。

第三正本、内容を更に漸次整備して建曆元年十一月平基親の序文を付し、翌年此を印行したものの、世に『建曆本』と称する現行本。

建曆二年の版本は版木も版行本も比叡山に没収せられて今はないが、弟子によって延応年間に再版せられて『延応版』がつくられた。これには序文がなかった。

元禄七年大谷派恵空のものに序文が付されているが短文である、ところが元禄九年義山上人が序文を付して版刻するが其の序文は長文で而かも華麗であるから後世に補作したと考えらる。

兵部卿平基親の名による序文がかように長短二通りあるが、鹿谷法然院所蔵の『延応版本』に短文の方が記され、

滋賀県伊香立新知恩院所蔵の『永享版』本にも短文の序が記されている。土川勸学宗学興隆会から刊行された選択本願念仏集には此の二つの短文を照合して主体とし、義山本を参照したものを序文として掲出されているものである。

第四広本、門弟によって少し加筆増補したもので、初めの標識が「念仏為本」となっている。

偕てこの南無阿弥陀仏の六字は一般的に申せば標識を掲げたと解するが、我が浄土宗では此の選択集一部の精神と申すか主眼が此の口称の六字名号にあるという事を標示しているのだと伝えるのである。

念仏といえば仏を念ずる意だから南無釈迦牟尼仏、南無薬師如来、南無大日如来というのも念仏ではあるが、浄土宗の念仏は南無阿弥陀仏であると明示したものである。

さて浄土宗学では従来鎮西、西山、真宗の三派教学と称し、その中の鎮西派としては二祖鎮西上人の『末代念仏授手印』を主となし、これが後に五重相伝の形式となり其れの根本伝書とされ、安心起行作業相承となるが、それに対して元祖大師の『選択集』の方は宗学としては研究せられるが一般道俗の間にあつては聊か疎ぜられている感さえするのは遺憾である。

但し名越派では選択集を初重としている。

石井教道博士の『選択集の研究』によると選択集の末疏を検討するに浄土宗よりも真宗に於て数多く選述せられていると述べられている。

浄土宗にあつて法然上人が根本であるからには其の代表的著述の『選択集』を今茲の浄土開宗の年を契機として授手印の原典である選択集に一段と力を注いで行くように心掛けるべきものと考えらる。

五、還愚の遺訓

次に元祖大師の御遺訓一枚起請文とのかかわりあいを考えたい。文中に「たとひ一代の法をよく／＼学すとも一文不知の愚鈍の身になして（乃至）知者の振舞ひをせずしてただ一向に念仏すべし」と記されている。学問も研究も往生の条件とはならないとうけとるべきである。

然し学問研究をしてはいけないと元祖は言われていない。元祖も述懐されて

「習いあつめたる智慧は往生のためには要にもたつ可らず、されどならいたるかいはかくの如く知りたるは計りなき事なり」

といわれている。廿四歳から浄土開宗迄の二十年間に一切経を五回も閲覽された甲斐があつてここに浄土開宗、口称名号の要文を見出し得たことは全く学問の功能であると自ら悦ばれ感謝せられている。

尚お上人の研究態度を拝すると

「われ聖教を見ざる日なし、木曾の冠者花洛乱入の時ただ一日聖教を見ざりき」（勅伝巻五）

と。これは寿永二年七月の木曾義仲の事件であつて、上人時に五十一歳の夏である。浄土開宗の後ち八年であつて尚おも聖教を毎日閲読を続けられていたし、六十六歳の建久九年の春には『選択集』という立派な著書の選述をされた学僧である。学問研究を否定はしないが、学者ぶることを厳に誡められたことは確かである。

そして「もし智恵をもて生死を離るべくは源空なんぞ聖道門をすて、此の浄土門におもむくべき」と飽くまでも往生の爲めには智慧を求めずして唯だ口称名号だというお諭しであると拝するのである。

浄土宗の僧侶の中には過去には望月、椎尾、矢吹、荻原、渡辺また現在にあっても社会に向って立派な学者が出ていられるが、それは研究上の学者であって心の中のおちつき安心は凡僧と変りなく、口称名号によって立派に往生の素懐を遂げようと心がけていられるのが現実である。

私の尊崇する知恩院第七十九世山下現有大僧正は昭和九年四月十一日の夕刻に百三歳の長寿で遷化せられたが、若き頃、明治三年三十八歳で増上寺法主に代って山口県へ下り伝法を行っていられるし、東京に於ては当時の一流の学者と交友関係にあった学僧であり、大本山百万遍知恩寺、東京芝増上寺へ転住、そして明治三十五年知恩院に晋董され浄土宗管長に補せられた大徳である。宗学の蘊奥を極められているに抱らず少しも学者らしい素振りを見せず「たとい一代の法をよく／＼学すとも一文不知の無知の輩に同じうしてただ一向に念仏すべし」と「往生之業念仏為先——南無阿弥陀仏」の御遺訓に徹せられていた、信者からお十念を懇望せられると「あなたの姿が阿弥陀さまとして拜ませて頂きます」とお十念をお授けになったし、小僧さんにも〇〇さんと「さん」づけで呼ばれていた。無慾恬淡であった例に泥棒に手許の金包みを風呂敷のまま与えて素知らぬ顔で通されていたが泥棒が警察署へ自首したことから新聞の特ダネとなって増上寺寺務所が初めて知り、それを尋ねられると「ソウでしたかナア」と平然とせられていた。また尾張生れでおうどんが好きであったが、おダン汁のないまま、手許の醬油をかけて食べ、あとで気づいた給仕が謝まっても「私はおうどんがすきですから結構でしたよ」とお答えになるし、寒中に風呂に入られた処、その湯が余りに熱くクラクラ煮えくりかえるので、そのまま湯に入られず冷たくなった着物を召されて黙って部屋に戻って行かれた。これも小僧さんが見つけて分ったので、大僧正は何も言われないという、「老僧の怒った顔を見たことがない」というのか門弟の総評であった。

かくて山下上人は四月十日の午後になってまわりの方々に「長らくお世話になりましたが慇々明日は極楽の阿弥陀様のみ許へ還らさせて頂きます、ありがとう」と謝辞を述べられたが、主治医の日下博士は別に変った容態を拝せないと語っていられたが、いよいよ翌十一日午後から聊か異変を認め、午後六時知恩院重役、門弟達にとり囲まれ、称名の声も高らかなるうちに、「光明遍照の文」を称えられ、合掌してお十念を称え終られると其のまま大往生を遂げ西方浄土へ遷化せられて行ったのである。元祖大師の往生の場面そのままであった。

私も七十七歳の春を迎え、ここに本年始講に際して選まれて『選択本願念仏集』の解明をさせて頂く光栄に浴したが、往生之業念仏為先——南無阿弥陀仏によって安然として往生を遂げたいと念願して擱筆する次第である。

選択本願念仏集の撰述年次と其の相伝

昭和三五年十月
高田学報四七輯

一、法然上人の著書

仏教経典目録も可なり多くあってそれぞれに法然房源空上人の著として挙げられるものが彼此相出入して一定せず、後世になるほど追加されるが、上人の弟子覚明房長西の編撰にかかる「浄土正依経論書藉目録」には八部を挙げ

ている。上人の面授の弟子である長西が上人に最も近い時代の資料によって編するだけにその信憑度が高いわけである。即ち無量寿経一巻、観無量寿経一巻、阿弥陀経一巻、阿弥陀経懺法一巻、往生要集料簡一巻、浄土初学鈔一巻、選択念仏集一巻、浄土五祖伝一巻の八部である。此の中『阿弥陀経懺法』のみは早く佚して、望西樓了恵が上人の遺著を集大成した和漢語灯録（文永十一、十二年集）には輯録せられていないし、景耀の真宗教典志にも「此書未だ検せず」といつている。他の七部は現に存し前記の和漢語灯録を始め法然上人全集（望月信亨博士編）、昭和新修法然上人全集（石井教道博士編）、浄土宗全書（以下浄全と略称）に載録され、また単行本としても現存しているのである。

其の中で選択本願念仏集（略して選択集といふ。選択の二字を浄土宗では澄んでよみ、真宗では濁つてセンヂヤクと呼ぶ）は上人の代表的著述とされている。念仏の要文を一切経の中より選み出し其れを十六章に分段し各章毎に経文と論釈を配分し其れに対する私釈（上人の見解と釈義）を詳かに付記して浄土の宗義を組織立てて記述した書籍である。而して其の所論は従来の南都仏教各宗や天台、真言等の旧宗派に於て仏道修行に必要な条件としている戒、定、慧などを擲いて単信弥陀一仏の称名を以て往生の要件とすると高調しているのである。即ち旧宗派の仏教見解に対して鋭く批判し今までに見られない革新的な見解と教義を多分に述べることになった。そこで上人自身も旧宗派の気嫌を憚ってこれを公表することを非常に警戒しているのである。

本書は九条兼実公の求めに依じて選述し、まとまると直ぐに兼実公に呈上するのであるが「一たび高覧の後には秘藏せられたい」という希望条件を念の爲めに本書の奥の結語として記する程である。即ち

今不_レ図蒙_レ仰辞謝無_レ地、仍今愁集念仏要文、刺述念仏要義、唯願_レ令旨不_レ願_レ不_レ敏、是即無慚無愧之甚也。庶幾

一經^ニ高覽^ニ之後埋^ニ于壁底^ニ莫^レ遺^レ窓前^ニ、恐令^ニ破法^ニ之人墮^ニ於惡道^ニ也。

といっている。上人在世中は数多い門弟の中にあつても極めて信頼する五、六の限られた者のみに許して、書写せしめるか或は副本を授与するという慎重な態度をとっている。上人入滅の直後建暦二年にこの選択集が遺弟たちの熱望によつて版行され其れが洩れて世に顯われると果たせる哉強い反論が続出した。高尾高弁は『摧邪輪』三卷を著わして論難した。また比叡山にあつては本書及び其の版木類までとりよせて大講堂前に於て焼尽している。この事件に就ては上人伝に記載する外、日蓮録内三十六卷「念仏者追放の条」文に明記するところである。

一、撰述の事情

玉葉に兼実公が自記するように文治五年八月一日以降法然上人を特請して円頓戒を受けまた屢々法談を交わせているのであるが、いま法然上人行状絵図（新国宝・知恩院蔵、四十八巻伝と通称）の巻十一には、

建久八年上人いさゝかなやみ給事有けり。殿下（兼実公）ふかく御歎ありける程に、いく程なくて平癒し給にけり。上人同九年正月一日より草庵にとちこもりて別請におもむき給はざりければ、藤右衛門尉重經を御使として浄土の法門年来教誡を承るといへども心腑におさめがたし、要文をしるし給はりてかつは面談になずらへかつはのちの御かたみにもそなへ侍らむと仰せられければ、安楽房（外記入道師秀子）を執筆として選択集を撰せられる（中略）。此書を選進せられてのち、同年五月一日上人の夢の中に善導和尚来応して、汝専修念仏を弘通するゆへにとさらにきたれるなりとしめしたまふ。此書冥慮にかなへる事しりぬべし、ふかく信要するにたれりと記さる。兼実公の懇請によつて、選択集がつくられたのである。

さて兼実公の請縁があつたことが直接の動機となつて選択集が撰述されるにしてもそれまでに十分な準備が出来ていたことを考えねばならない。即ち上人が承安五年に四十三歳で始めて浄土開宗されるまで比叡山黒谷報恩蔵に籠居して一切経を五回まで通読し更に研鑽を重ねた際に於ける幾多の浄土教要文の抜萃録が座右に備えていた筈である。而して本集の第一章の「捨_ニ聖道_ニ正帰_ニ浄土_ニ之文」の腹案は叡山を下りて京洛に念仏の法門を弘通しようとした時に既に出来ている。而かも上人の説く念仏はそれ以前の念仏者のような観念的や夾雜的なものではなくして、選択本願念仏である「口称の名号」と強調している。それが本集第二章の「捨_ニ雜行_ニ歸_ニ正行_ニ之文」となつてあらわれている。そして何故にそれ程までに極言するかといへば弥陀の本願行であるからだと説明するのが第三章の「弥陀如来不_レ以_ニ余行_ニ為_レ往生本願_ニ唯_ニ以_ニ念仏_ニ為_レ往生本願_ニ之文」である。第四章以下は所依の經典と善導の疏釈とを引用し、順を追つて浄土教義と其の実践方法及び念仏の利益の面等々を組織的に叙述されている。

そこで承安五年浄土開宗説を立てるものは本集の撰述あるによつて上人の浄土宗義がまとめ上げられたと見るが、一方では本集撰述こそ初めて天台宗を離れて浄土宗を別開した宣言であるとなし、本集撰述が即ち浄土開宗と説くのである。それは『教行信証』の撰述を以て親鸞の浄土真宗別開と見るのと同じ考えである。

即ち凝然は「浄土源流章」に

「人王八十二代後鳥羽天皇御宇建久九年歲次戊午、于_レ時源空六十六、録_ニ選択本願念仏集_ニ一卷_ニ開_ニ為_レ立_ニ浄土宗_ニ大願_ニ義記_ニ自_レ此_ニ已_レ後_ニ浄教甚昌、貴賤俱修都鄙咸遵」

と記し本集の撰述を以て浄土開宗と決めているし、福井康順博士（昭和三十一年日本仏教学大会発表）など此の選択集撰述即浄土開宗説を立てるのも確かに一理があると考えらる。

なお本集撰述以前の文治六年に東大寺大勧進職の俊乗坊重源の請待によって上人は南都に趣き浄土の三部經の要旨を講讀している。其の原稿がまとめられて、上掲著書中の無量壽經積一卷、觀無量壽經積一卷、阿彌陀經積一卷となつている。是れら三部經積三巻が整理され按配されて今の選撰集の草案ともなつているわけである（石井教道博士著、選撰集総論編参照）。

かかる資料が手許にあつたればこそ、兼実公の申入れに應じて短日月の間に十六章からなる本集一卷が出来たものである。

三、製作年次の異説

さて兼実の玉葉には選撰集撰述にかかる記事のところが欠けている。而して選撰集の撰述年次について上掲の四十八巻伝（法然上人行狀絵図）は建久九年と伝えているがそれ以外に次の諸説が伝えられているので、年代順に夫々の出拠となる書籍を揭示しよう。ところで其の著者が上人の門弟の中の何れの流派に属するかを考へることが次に起きる派祖の「選撰集相伝」を解明する爲めに便利であるから添記して置こう。

乃ち鎮西は鎮西の聖光房弁長の門流で現在の浄土宗（総本山知恩院）、西山は西山に住んだ善恵房証空の門流で現在の浄土宗西山派の諸流（粟生光明寺、東山禪林寺、京極誓願寺等）、真宗は親鸞門流でこれに高田専修寺、東西本願寺等の諸派がある。さて

- 第一、建久三年（法然上人六十歳）説、了菴聖岡（鎮西）「浄土真宗附法伝」（卷二十五）
- 第二、建久八年（上人六十五歳）説、良定（鎮西）「選撰之伝」、（真宗）「正源名義抄」

第三、建久九年（上人六十六歳）説、凝然（華嚴）「浄土源流章」、証空（西山）「選択密要決」（卷二）、行観（西山）

「選択秘鈔」（二ノ二）、智通（西山）「選択口筆鈔」、昌道（西山）「校輯要義鈔」、良忠（鎮西）「選択伝弘決疑鈔」

（巻五）、良栄（鎮西）「決疑鈔見聞」（巻二）、了替聖閻（鎮西）「決疑鈔直牒」（巻二）、源智（直弟）「選択要決」、

良忠（鎮西）「選択疑問答」、（伝）聖覚（天台）「黒谷源空上人伝（十六門記）」、伝舜昌（鎮西）「法然上人行状

絵図（巻十二）望西楼了恵道光（鎮西）「聖光上人伝」、「法然上人伝（琳阿本）」（巻五）、「法然上人伝（十巻伝）」

（巻四）、（真宗）「正源名義抄」

第四、正治年中（上人六十七—九歳）説、一念義ノ説（智円（西山）「選択集私聚鈔」（巻二）所引）

第五、建仁元年（上人六十九歳）説、智円（西山）「選択集私聚鈔」（巻二）

第六、元久元年（上人七十二歳）説、多念義ノ説（智円（西山）「選択集私聚鈔」（巻二）所引）、堯恵（西山）「選択

集私集鈔」（巻八）、覚如（真宗）「拾遺古徳伝」（巻六）、敬西房信瑞（鎮西）「黒谷上人伝」（良栄（鎮西）「選択決

疑鈔見聞」（巻五所引）

第七、元久二年（上人七十三歳）説、信瑞（鎮西）「黒谷上人伝」（堯恵（西山）「選択集私集鈔」所引）

以上七説にまとめることが出来る。

さて第一の建久三年説であるが了替「浄土真宗附法伝」（巻二十五）には「年六十春、依_二殿下命旨_一書_二一軸文_一、号_二選択集_一是」とあるのみで、年号を明示しているのではない。上人の六十歳を逆算して建久三年としたまでである。

同人の「決疑鈔直牒」（巻二）第三説として上掲）には明かに「建久九年春、依_二禪定殿下教命_一作_二一軸書_一、号_二選択集_一と載せている所と相對照するならば前者は建久九年六十六歳の春となすべきところを誤記したものか、後世六が脱漏

したまま伝つたと見るべきである。そうすると、此の第一説は第三建久九年説に撰せらるべきである。

第二の建久八年説にあつて先ず良定の「選択之伝」から吟味しよう。それには「建久（後鳥羽ノ院）八年戊午此集起レリ」とある。戊午は建久九年であつて八は九の誤であり「選択之伝」説は建久九年に撰せらる。

次の「正源名義抄」には「建久八年初冬上人先ツ仮名書ノ文ヲ製シテ、是ヲ月輪殿ニ進ズルニ、真名ニ改メラレタキコトヲ請ハレタルニヨリテ、翌九年正月清書シテ一本を月輪ニ送ラシメタリ」と記さる。この「正源名義抄」は成立年代も他の上人伝よりおくれずと下るし、内容に夾雑附会の記事が多い為め史料としては信用の薄いものであるが、仮名本から真名本に書き換えられたという事情を伝える記事の特異性を一往認めるのである。

処で草稿本の存在説である。華頂山学僧義山が元禄九年刊行の選択集の奥書に、

「選択本願念仏集者吾祖空和尚（法然房源空上人ヲ指ス）月輪殿下請述也、有四本焉。第一稿本、始草論三經説時者是也。第二刪本、初呈殿下及授光師（鎮西派祖聖光房弁長上人）者是也。第三正本、末後修飾刊行平氏序者是也。第

四広本、門人増証其文者是也。初後二本不行于世、所伝刻者第二第三耳 云々

と記している。兼実公に呈したものが建久九年春に出来たとすると、其れの草稿本は少くともその前年たる建久八年に出来ていた筈である。草稿本が仮名か真名かは研究するとして、正源名義抄は其の間の消息を一往伝えているようにも思える。然し義山が何れの資料によつて第一稿本説を立てたのか、或は正源名義抄の説を流用したものか当お考うるべきである。

別に知恩院第七十五世順督徹定の「祖蹟跋文」に明治十七年三月起草の当麻往生院門選択集古写（元久元年書写）本の跋文が輯録されていて、

所呈月輪兼実公本今尚在九条殿砂村（村ハ川ノ誤カ）文庫、所謂仮字而真観房感西所書也

と記されている。九条家の砂川文庫は現在そのあとをとどめず随て蔵書も見当らないが、若しここに兼実公当時の仮名の選択集が保存されていたとすると、正源名義抄の所謂の稿本は仮名で建久八年、而して真名の清書本が建久九年出来ということになるのである。

○京都市上京区寺町広小路上の廬山寺に選択集の古写本があり、明治四二年四月国宝指定。真名本で第三章以降の筆蹟が異筆となっていて法然上人行状絵図（新国宝）卷十一に「第三の章書写のとき、予もし筆作の器にたらずば、かくのごとくの会座に参せざらましと申けるをきゝ給ひて、この僧橋慢の心ふかくして悪道に墮しなむとてこれをしりぞけられにけり。その後は真観房感西にぞかゝせられける」といふのに合致している。

尚お義山の言う第四広本であるが浄土宗三祖良忠は、選択伝弘決疑鈔卷五（浄土宗全書卷一五―三四七頁）に

「選択集本有広略二本略則高覧本、有遺弟云広本者執筆人為初心者後加名目自有少異云々」

といているけれども早く逸していた。ところが竜谷大学図書館に「延書選択集」がある。これは存覚が覚善に相伝したもので、良忠が決疑鈔等の著書に広本として引用せる文句と照合して見て合致するから広本選択集と決めてよからうが惜しいことに第十章以後を欠いている。然し大略を想察するに足るものである。

第三の建久九年説は、浄土宗鎮西派、西山派において依用する代表的な撰述年次である。上掲の如く上人近侍の直弟である西山派祖証空の著「選択密要決」に記するところであるし、華嚴宗の学僧東大寺凝然も浄土源流草に

「人皇二十二代後鳥羽天皇御宇建久九年歲次戊午、于時源空六十六、録選択本願念仏集一卷（開為二卷）立浄土宗大願義記」

と明示している。

第四、第五の説。智円が「選撰集私聚鈔」に引く一念義の説は正治年中と大まかに云っているが、正治三年は二月十三日改元されて建仁元年であるから、智円の自説たる建仁元年説と合致せしめて宜かろうと考えらる。

第六の元久元年説は浄土宗の建久九年説に対する真宗側の代表的撰述年次になっている。即ち本願寺寛如が法然上人伝である拾遺古徳伝絵詞（卷六第四段）に

選撰本願念仏集ハ月輪博陸ノ告命ニヨリテ元久元年甲子ノ春聖人（○註法然）撰集シタマフ、真宗ノ簡要念仏ノ奥義コレニ撰在ス 云々

と述べている。而して智円『私聚鈔』に引く多念義説、堯惠『私集鈔』、良栄『決疑鈔見聞』に引く信瑞の黒谷（法然房）上人伝の説が此れに同調しているのである。此の第六説については後に詳説しよう。

第七の元久二年説は堯惠「私集鈔」（卷八）に引く上述の敬西房信瑞『黒谷上人伝』の記するところという。即ち左の如し。

「信瑞上人伝云、元久二年^丑上人七十三御歳也」

ところが良栄は其の著「決疑鈔見聞」（卷五）に同じ信瑞の上人伝を引用して、

「黒谷上人伝云^{敬西作也}又依月輪禪定殿下教命元久甲子之春獻^ニ選撰集一軸 云々」

と記している。同一の信瑞が元年と二年との二様に書き違えることは考えられないのである。然し信瑞が弘長二年北条時頼に贈ったと称する法然上人伝が佚している現在では果して何れを記録していたか断ずる訳にはいかないのであるが、大正七年八月河内国天野山金剛寺で黑板勝美博士が発見された「明義進行集」がある。橋川正氏（仏教研究・大正十年十月）によって作者を敬西房信瑞の作と論証されたが、その内容は法然上人及びその門弟たちの伝記と語録集

である。その「明義進行集」巻二に信瑞は其の師僧隆寛が選択集伝授者であることを

「然間元久元年三月十四日 コマツトノ御堂ノウシロニシテ上人フトコロヨリ選択集ヲ取出シテヒソカニサツケ
給フコトハニイハク 云々」

と述べている。元久二年につくられるものが元年に授けられる矛盾となるから、信瑞は元久二年説でなく元久元年説に撰すべきであろう。然し堯恵が『私集鈔』に信瑞の上人伝の記事を引用する際に元年を簡単に二年と誤写したのではない。既に当時元久二年と明記した一本が伝っていたので堯恵は、

「今云元久元年甲七十二歳御歳歎重而可尋之」

と見とがめ、自説の元久元年説に異っていることに不審を抱いた記述を残している。免まれ信瑞は『明義進行集』に記す如く師僧の隆寛の元久元年三月伝授を知っている以上、別に元久二年説を掲げることも無く、信瑞以外のものによって誤まり元久二年撰述と伝えられたと認むべきである。

右の如く前述の七説を吟味してみると結局は、(1)建久九年（鎮西派、西山派）説、(2)建仁元年（西山派、智円）説、(3)元久元年（真宗、多念義、西山の堯恵）説の三となる。

就中、(2)建仁元年説であるが、西山派祖証空の建久九年説が確立しているに對して智円が此の異説を挙げているのは何か他に根拠があつたのであろうか。西山派内にあつても派祖証空説に傾注し切つて本説に賛同する者を聞かない。強いて建仁元年（上人六十九歳）説を立つることに對して憶測を加えるならば上に掲げた義山の所謂の四本中の第一四広本（門人増証其文者是也）は撰述後の加筆書であるから或はそれに建仁元年という年号を付したものがあつたのかも知れない。

然らば残る異説は建久九年説と元久元年説とであるが、何が故に真宗系統で元久元年撰述説を固持するのであろうか。

四、元久元年撰述説

親鸞の『教行信証』（化身土ノ巻）には

元久乙丑歲蒙_ニ恩恕_ニ今書_ニ撰撰_ニ同年初夏中旬第四日撰撰本願念仏集内題字並南無阿彌陀仏往生之業念仏為本与_ニ三積
緯空字_ニ以_ニ空真筆_ニ令_レ書_レ之、同日空之真影申預奉_ニ函画_ニ、同二年閏七月下旬第九日真影銘文以_ニ真筆_ニ令_レ書_ニ南無阿
彌陀仏与_ニ若我成仏十方衆生称我名号下至十声若不生者不取正覚彼仏今現在成仏当知本誓重願不虛、衆生称念必得
往生真文、又依_ニ夢告_ニ同日以_ニ御筆_ニ令_レ書_ニ名之字_ニ畢 云々

とのみあるのを、覚如は『拾遺古徳伝絵詞』巻六の第四、第五段にわたって教行信証の文意を仮名延書に直おして、更に上掲の文の如く選択集撰述は元久元年であることを補記している。

然し元久元年説は覚如が初めて云い出したのではない。拾遺古徳伝は正安三年（一三〇一）の作であるから、是れより先き弘長二年（一二六二）に著作された筈の信瑞の『黒谷上人伝』に既に元久元年説があったのである。覚如の時には建久九年撰述説の方が盛んに行われていたに拘らず、古徳伝の述作に際して『教行信証』の記事を敷衍するの何故元久元年説を覚如が依用したのであろうか。

其の理由として次の二説がある。

第一は望月信亨博士の説の如く大和当麻往生院所蔵の古写本の奥書に示唆されたのではあるまいか（法然上人全集の

序文一七頁。

第二は親鸞が元久二年初夏に上人より選択集を書写することを許されたが、其れは上人撰述間もない相伝を示さんがために其の前年たる元久元年撰述としたのではあるまいか。

先ず当麻往生院の古写本であるが、それには

「元久元年十一月廿八日書写了 願以此功德往生一仏土而已□□」

と奥書されている。往生院の事実上の開基たる誓阿普観（応長七年寂）は、もと知恩院第十二世であったのが当麻曼陀羅の由緒ある浄土教の靈蹟「当麻寺」に隠遁するに際し、法然上人の御影（現在往生院の本尊たる上人木像・重要文化財）、法然上人形状絵図四十八卷（知恩院の四八卷伝の副本・重要文化財）、松蔭の硯、琉璃の壺、慈覚大師の九条袈裟等の重宝と共に此の選択集（元久元年十一月書写）も知恩院から移されて来たものである。

さて誓阿と覚如との関係は極めて深い間柄であった。即ち観心二年正月十九日に覚如宗昭が寂するが、其の子存覚は『袖日記』（八十一段）に

当住誓阿懇義ニ取持廿三日朝出棺 云々

と記している。当時親鸞の墓は所謂「大谷廟所」であって知恩院境内（現在崇泰院の地）にあり、そして誓阿を当住と呼んでいる。

誓阿は『知恩院史』によると、永仁五年（一二九七）の生れで西阿（第十世）の弟子円智（第十一世）のあとをうけて第十二世を継いでいる。覚如入寂の観心二年正月は、まだ西阿の時代であるが、誓阿ははや五十五歳で「当住誓阿」と称せられるほど本坊知恩院に常住して、重要な地位にあったと察せられる。此の誓阿と覚如、存覚父子とは、

懇義なる間柄であり、存覚が法然上人四十八卷伝を見ている（存覚袖日記）ところから推しても未だ誓阿の手によって当麻へ移されない前に、本坊知恩院で元久元年書写の選択集なども誓阿と親しい間柄のことであれば覚如、存覚ともに見ていたことであろう。そこで覚如が『拾遺古徳伝』に親鸞の選択集伝授に先立って其の撰述をも補記する場合にはいろいろ思案の末に其の記憶をたどって元久元年説を立てたものであろう。以上の真宗系元久元年説は望月信亨博士の当麻古写本による元久元年説に教示をうけ更に『存覚袖日記』及び『知恩院史』を参照となして一段と裏付けを施した次第である。

五、相伝年次の重要価値

法然上人より門弟の中から選まれて直接選択集を伝授されるのか、直接許しを蒙って書写するということは門弟として局限されたものの栄光を身に感じ其のまた門流を汲むものは流祖の栄誉を更に他に対して誇らしさとして吹聴したい気持ちを抱いていたであろう。

真宗系で選択集撰述年次を元久元年とする第二の理由はそこに求むべきである。

即ち覚如、存覚が知恩院と懇義にし『法然上人四十八卷伝』のことも知っているならば選択集撰述年次の建久九年説（四十八巻、巻十一所載）も或は知っていたとも想察せられるのであるが、それをとらずに元久元年説を採用した心底には親鸞が元久二年初夏に上人より選択集の書写を許されたことを蔵していたからであろう。我が祖親鸞こそ元祖上人よりの覚え目出たくして選択集が撰述されると間もない翌二年に恩恕を蒙って書写の特典を恵まれたということを誇張したいからであろう。

此の事情は今一人の信瑞の元久元年説にも同じことが云える。即ち師の隆寛が上人より選択集を授けたのは元久元年であった（明義進行集、その他上人伝）から元久元年説を採用したものである。また智円『私聚鈔』に多念義の説として元久元年説を掲げること、亦多念義派祖隆寛の流れを汲むものが、隆寛の選択集相伝を極めて重要に見做し且つ撰述間もなき伝授であったとほのめかしたかったからかと察せらる。

次に西山派で建久九年撰述説を代表的に取扱うことは、他に確実な史料があつて立証する以外に、派祖証空が撰述勅文の役に参加した、九条家えの贈呈使となつたことを誇りとして当時の事情と併せて建久九年説を堅持するのである。

鎮西派の建久九年撰述説は如何。撰述年次そのものは妥当であつたと考えられるが、それかといつて、派祖弁長の伝授までも建久九年としている（四十八巻伝の巻四六）のは怪しい。即ち弁長は建久八年に京都を立てて筑紫に帰つて不在中の出来事で、正治元年二月に再度上洛して来て選択集の伝授をうけたという望西楼了恵『聖光弁長上人伝』や了替聖岡『決疑鈔直牒』（巻二）の叙述の方が正しいと考えらる。惟うにこれも撰述と派祖伝授との間隔を短縮するために門流の手によつてまげて一年をくり上げ正治元年たるべきを建久九年撰述直後の伝授の如く紛飾しているのである。

六、異説の起る理由

次に建久九年説と元久九年説と元久元年説との論戦について述べることにする。

徳川時代になつて宗門法度が出来、宗派別が判然となると、お互の間に競争意識が高まり軋轢に進むこともあつ

た。「浄土真宗」という宗名に対する浄土宗側よりの反対もその一例である。また真宗における宗学勃興よりして浄土宗に対して教学の問題について論戦を挑むことにもなつて来た。

真宗本派の僧朗は『戊寅記』に、同大派の香月院深励は其の『選択集講義』に於て、

「流派によって異説の生ずるは常であるが、九条兼実の入道したのは建仁二年であつて、未だ廟堂に立つ建久九年には念仏集（選択集のこと）を読むだけの暇も無く、随て其れの撰述献本を上人に懇望する筈がない。元久元年位が丁度よい頃であらう」

と共に殆んど同論調を発表している。

然し真宗においても建久九年説に賛成しているものがある。古いところでは『正源名義抄』の著者である。徳川時代に入つては空華徹の道穩が『選択集要津録』で賛同している。その理由として、

A、上人に常随親待していた証空が其の著『密要決』で言っている。

B、多数の信憑すべき書籍が建久九年説である。

然し建久九年説を主張するものの考えねばならぬ事は法然上人の語録集として權威のある『漢語灯録』（卷二）に「浄土宗略要文」が輯めてあり、編者望西楼了恵は、

建仁四年二月十七日黒谷上人為伊豆山源延ニ所被集之要文也。私云二月廿一日改元元久（古文ニヨル）

と奥書を付けている。此の「略要文」は選択集撰述に先行する稿本でなからうかと考えて来ると、一往元久元年説に加担するようではあるが、逆に選択集より抜萃した抄録本と考えると建久九年説でも差支えはなからう。

尚お建久九年説は上掲の理由A、B二項目以外に元久元年説以上の認めるべきものがある。

C、選択集の執筆役をつとめた一人の真観房感西のことである。四十八卷伝（卷四十八）、鎮流祖伝（卷第三）によると正治二年閏二月になくなっている。さすれば元久元年撰述説は成立たないことになる。

D、日蓮の『立正安国論』に

後鳥羽院ノ御宇ニ法然アリ、選択集ヲ作ル 云々

とある。後鳥羽院の治世は建久九年までで同年正月後土門天皇に御讓位なされている。

此の説に対して真宗側は「法然の活動期が後鳥羽院時代であったから、大まかに後鳥羽院の御宇と云ったまでであると反白し、後鳥羽院の御宇には元久元年までをも含めっていると弁疏している。

E、上人個人の内面的な心的方面より觀察するとき、勢観房源智（上人常隨弟子）抄出の所謂醍醐本『法然上人伝記』の中に、

「当初上人御不例出来給、聊御平癒之時從二月輪禪定殿下ニ為御形見集要文」

とあるは諸伝の記述にも殆んど合致し建久八年の病後即ち同年末より翌九年春にかけての作為と見てよからう。また『漢語灯録』及び『醍醐本法然上人伝』に輯録せられている『三昧発得記』の文章は次のようである。

三昧発得記長承二年癸丑誕生、至于建久九年戊午行年六十有六

建久九年正月朔日予赴山桃法橋教慶之請、歸菴之後、未刻正月一七箇日恒例別時念仏始之、初日光明少現（中略）
凡上来種々相自正月朔日至三月十七日之間現 云々

右の三昧発得なる特異の奇瑞は客観的に論評すべきでなく、上人自証の述懐が果して右の如くであったとして、他の何れの年よりも宗教的内証の印象深い年であったに相違ない。浄土憧憬の念の高潮に達した時期とも思われる。病

後の事実と内面的信念的方面とを觀察する時、建久八年末より建久九年春にかけては、従来の宣布し來った念仏の根拠となる要書類を組織的にまとめ上げておこうという意欲が上人に勃起したことも想像するに難くないのである。

偕て話を初めに戻すが、上人が選択集を撰述し終り九条兼実公へ進呈してホッとせられたが、従来の研鑽し來った浄土宗乘の集大成書である選択集のことであるから、念仏義を後の世に残す為めには一人でも多くの弟子に伝えたい念願で一ぱいであつたであらう。然し当時の仏教学の立場から本集を見る時は恐らく「偏執なり」として此の選択本願念仏の教義を誹謗されるであらう。更に進んで迫害法難も考えられる。それでも何とかして一本でも多く遺したいと念願された。上人は、門弟の中から心の許せる而かも器量あるものを厳選して一人一人逐次に伝授して來たのである。隆寛に授けた時を『明義進行集』が「御堂ノウシロニテ上人フトコロヨリ選択集ヲ取出シテヒソカニサツケ給フ云々」と叙景しているように慎重かつ秘密裡に伝授せられて行つたのであつて、述作に關係した人々以外のものは、たとえ弟子であつたとしても選択集が何時撰述されて、何時誰々に伝授せられたかを知らなかつたのではあるまいか。そこで門弟間にあつては上人より伝授された年代より余り遡らない年代に撰述されたものと思ひ込んでいたであらう。またその門弟が夫々流派を立つるに及んで其れらの末徒は派祖の伝授を基盤として撰述を逆算した年次を割出したが為めに諸説に分離することになつたと考えらる。

されば遅れて授かつた者はおくれた撰述年次を立てるのも無理からぬものである。然し以上論考することによつて、建久八年冬草稿作成し、同九年春清書本完成と考えるのが最も妥当であらう。而して副本は更にそれ以後に或は完本、或は抄本、或は添加本というように幾種類かが出來たことであらう。

七、血脈相承

一四八

選択集の相伝が元祖上人在世にあって嚴重であり重大な意義を持ったのであるが、誰々が伝授したのであろうか。先ず第一は西山派祖の善慧房証空である。彼は「選択密要決」(巻一)に自記する如く経釈の要文を引く助手となり完成の暁には九条家への使者ともなっている程で被伝授の第一人者である。第二は鎮西派祖の聖光房弁長で、第三は長楽寺の隆寛である。嵯峨の正信房湛空も四十八巻伝(巻四十三)に「学問選択集にはすぐべからすとぞ申されける」とあるところから推して相伝していたことであろう。また上掲の『教行信証』の文によって真宗の親鸞も相伝者である。ところで愚勸住心の『私聚百因縁集』(巻第七)には

黒谷源空上人法然自開^二大経蔵^一興^二浄土教門^一、而^一一向専修弘通于^レ是盛也。門下幸西^{成寛}一念佛^{聖光}一鎮西^{隆寛}一長楽寺^{多念}義ノ証空^{善恵坊}西山^{長西}九品寺之語行有^之、門徒数千万、上足^此五人也、其外有^{二人}付^二選択集^一。云々

元祖^{証空}義ノ元祖^{善恵坊}西山^{長西}本願義之元祖^{有之}、門徒数千万、上足^此五人也、其外有^{二人}付^二選択集^一。云々

と五人に加えて一人という其れは親鸞門流の住心としては恐らく親鸞を指しているであろう。

選択集の相伝は門弟の器量と護法の精神を見ぬいて心底より信頼する証左として上人が嚴密にとり行われたものとせば上人の滅後に於て、門弟が次の世代法孫への相伝も亦慎重に取扱ったものと察せらる。其の理由として第一に考えられることは他宗の人の選択本願念仏集への難破による謗法の罪をつくらしめないようにという撰者元祖上人の遺誠を遵奉する為めである。其の第二は九条兼実公の台命に基いて上人が多年の研鑽を集結し心血を注いでの述作であるから、ただ単なる念仏要義書というのでなく、上人の入魂せられた御影(肖像)と同架であつて、元祖上人の人格そのものであると尊重する為めである。伝授は即ち上人よりの全分允許を意味し、上人の精髓と衣鉢とをつぐもので

あり、換言せば仏教界に用うる「血脈相承」を意味している。

話は脇道にそれるが鎮西の聖光房弁長は元祖上人より承けた念仏義を集大成し自らの両手印を施して『末代念仏授手印』と名づけ血脈相承のしるしとして、最も信頼する三、四の門弟にのみ允可相伝している。其の弟子の記主禪師然阿良忠はまた己が弟子白旗寂恵に伝授し伝々相承して現在の浄土宗僧侶まで系譜は八十数代となつてうけ継いでいるのである。中興の祖たる了聖阿は此の『末代念仏授手印』を根幹として「浄土宗五重相伝」なるものを組成するのであるが、記主禪師良忠の弟子で白旗寂恵と同門であつた名越尊観が別派「名越派」をつくる、此の派のものは第一の伝書として選択集をとりあげて伝法をつくりあげ、『選択集』相伝を以て、元祖法然上人正法相承のしるしとして代々の法孫に相伝し血脈相承の証左として現在まで続いているのである。

白旗寂恵の法系にあつては選択集を名越派の如く五重相伝の秘伝書の随一にはしていないが選択集を尊重する精神に於ては決して名越派に劣るものではない。

尚お選択集の相承が重大な意義を持つところから、其の付属相承を行ふ態度はまた莊重を極めたものであり、形式以外に元祖の念仏義をそのまま伝えることは即ち選択集の精神を正しく伝えることであるとなし、歴代の浄土宗侶は精魂を傾けて選択集の末疏をつくり、後世に遺すことを考へて、末疏に加えるに更に其の敷衍鈔註という風に、次から次へと加算され、其の結果として選択集の末註が汗牛充棟も啻ならぬ五二一部の書誌（石井教道博士の選択集の研究―註疏篇）にまで伸長したわけである。

（大正十四年五月初稿、昭和三十五年六月補訂）

浄土布薩式の検討

昭和三五・六・一七
 佛敎大学研究紀要第三八号

一、法然上人の著書

法然上人は天台宗から別れて専修念仏一行の浄土宗門を開創されたのであるが、承安五年（一一七五）の春、比叡山を下りて京洛に念仏の法門を初めて説かれた時と、選択本願念仏集を撰述せられた時、そしていよいよ御往生せられる直前の一枚起請文を書き記される時とを比較すると、念仏義に自ずと思想的変遷のあったことを認めばならない。また、極めて親しい門弟に心を許して説法せられる場合と、旧宗派の学匠を前にして説法せられる場合とは、また緩急の度があったことを察知すべきである。

即ち、選択集奥書の末尾に「埋_レ于壁底_ニ莫_レ遣_ト窓前_ニ、恐_レ為_レ不_レ令_ニ破法之人_ニ墮_ニ於惡道也_ト」と付言せられていることは、選択集の本旨を現在の段階では広く公表したくないという警戒心が潜んでいて、上人の念仏宣布に当って親疎二段構えのあったことがうかがえるのである。

そこで同じ法然上人から念仏義を聴聞しても、また受法した門弟であっても、其の面接の時代と機会との差異によって、受けとる念仏義に異った解釈があらわれる。またうけとる門弟側の先入観と自主的釈義の加味とによって更に一段の差異も生ずる。上人の門弟の中に一念義と多念義、諸行本願義と一向義というように対蹠的な流派が出来る所

以である。

而して是れら門弟の次代そして三代とうけつがれる間には、お互に自らの流派こそ上人の正統を伝持するものと主張する競争意識が高まって来る。そしてそれが為めに、或時は上人の伝記を自流に都合のよい有利なものに編纂もするし、或時は上人の著書に対する註釈末疏もその線に沿うてつくり上げられ、時には偽撰の著書まで出てくるのである。

上人の滅後に於て上人の遺著を編輯する意図は第一、上人の教義を後世に伝持することであるが、第二、上人の著書に云うところが即ち我が門流の説くところと一致することを証明せんが為めでもあった。

此の第二の意図が一步前進すると上人の名をかりて「御法語」をつくり「著書」を自らの流派に都合のよいように偽作することになる。現在「法然房源空」の名によつて書かれている消息文や著書が多数に遺されているけれども、其の一々について伝来を吟味し、其の内容を分析し検討せなければならぬのである。

上人の著書を輯録する仏教経典目録の中に、上人の弟子覚明房長西の編にかかる『浄土正依経論書籍目録』がある。そこには浄土三部経釈や選択念仏集など八部を挙げている。上人面授の長西が上人在世の資料を以て記述しているから、其の内容は信憑に値いするし、また吟味してみても矛盾を感じしめない。然し同じ長西の名になっている浄土正依経論書籍目録の『付録』に、上人の述作として金剛宝戒章、本願義疏、浄土布薩式二卷、円頓十二門戒儀一卷、略戒儀一卷、三聚一心戒一卷、大原十二問答一卷、西方発心抄一卷、初重巻物、師秀説相等の十九部を採録しているが、此の『附録』は長西のものでなくして後世何人によつて付加せられたかさえも判明せず、随つて其の一々については吟味を必要とするのである。

二、浄土布薩式

浄土布薩式にあつては其の奥に上人の弟子聖覺の記述として

是受戒儀者、先師上人最後述作也。凡上人作者選択集、金剛宝戒章兩部二卷、依黒谷先師寂空上人相伝之道理、述禪禪師之教相、釈天台之戒法、是昔教也。今限光明院一師所述弥陀本願義疏、一乘戒儀広本上下二卷、略本一卷是也。此外仮字、書物消息等皆依黒谷教相也。

とあり、其の意味するところは選択集などは黒谷寂空上人相伝であつて天台宗流のものである。ところが浄土開宗以後の上人は全く「偏依善導」に転向せられているから同じ上人の述作でも前著と後著と選別すべきであつて、是の『浄土布薩式』こそが最後の述作であり、上人の偏依善導（光明院）に基く本懐のものであると強調しているのである。

そして浄土宗八祖了替聖罔は其の著『顯浄土伝戒論』並に『選択伝弘決疑鈔直牒』に浄土布薩式を上人の自作としている。即ち『顯浄土伝戒論』（浄土宗全書卷十五、八九六頁）には

自製金剛宝戒章二卷並浄土布薩式二卷浅略戒一卷乃成天下戒師、其上以宗脉戒脉兩宗派現在付屬聖光上人、以三南岳法衣妙染戒儀而為支証、令伝戒伝法已畢但伝法浄土宗也

とあり、寂空より伝持の妙染戒儀は支証であつて金剛宝戒章、浄土布薩式、浅略戒一卷の方が本筋の戒脉となさされている。また、決疑鈔直牒卷第十（浄全卷七、六一五頁）には

自作金剛宝戒章二卷浄土布薩式二卷浅略戒儀一卷、言其戒儀者略十二門戒儀、製之

と、ここでも殆んど同じ意味のことを記しているのである。

然し乍ら此の了誉の上人自作説に対しては江戸時代より疑難あり、近世に至って益々排斥濃厚の度を加えらる。而して了誉の上人自作説を書き出す所以のものは、当時の仏教界を大観して随他扶宗の意図に基く創作ではなからうかと考えられるのである。

さて、布薩はもと安居と共に婆羅門教徒の行事であったのが仏教教団に採用され、毎半月の末日（十四日又は十五日或は廿九日または三十日）に大衆を集め戒法を修習し、若し戒を犯したものがあらば直ちに懺悔滅罪せしめたものである。初めは集会を行い上座をして法門を説かしめたのが、後世になると説戒する事へ変つた。其れらの事は四分律（例五の三〇—四一）、五分律（張二の二一一七）、十誦律（張四の三九—四五）、巴利本（大道二）によれば委しく記されている。

また、布薩はもと梵語 *Uparasatha* が巴利 *Upasatha* に變じ、更に梵語の原形を失つて *Posatha* となり、音訳して布沙他、布薩陀婆等と表記され、略して布薩という。智度論、玄応音義、行事鈔等に意識して善宿、長養、淨住等となつてゐる。

元亨積書によると天平勝宝八年八月詔して諸寺に布薩が行われた。是れが我が国最初の修法とさる。今の浄土布薩式の内容を吟味すると、仏教通有の「布薩」を後世的な説戒として授菩薩戒儀に基き、其れを更に浄土教に引合せてゐる。そして本書が法然上人の製作であるというについては、大体次のような経緯がついてゐる。

上人は承安五年春、善導大師の觀經疏の指南によつて聖道門の教（天台宗等）を擱いて専ら浄土門の念仏一行に帰したのである。ところが上人は其の浄土開創以前既に黒谷寂空上人より慈覚大師が中国より傳來せられた大乘円頓菩薩

薩戒を相承している。そこで上人が今や聖道門を捨てて浄土門に帰入せられる為めには此の天台流の円頓戒も捨てられた筈であるという。而して上人が浄土開宗するに丁つて善導大師が夢にあらわれて指授した（四十八卷伝巻七等）というならば、善導は仏教の通規である戒法についても念仏に相応しい善導流の戒法を以て伝えているべきであると解するのである。

江戸時代となり、岸了は浄土布薩広略戒儀決一卷（統浄土宗全書巻一五）に、輪超は布薩戒弁正返破論四卷（同書巻一五）に於て共に浄土布薩式の上人自作を主張している。云わく上人伝によると、承安五年春と建暦元年正月と二度に亘つて善導、法然の二祖は夢の中にあつて対面対談している。最初は念仏門を主にして戒法は密伝し、最後は一向専修の戒門の顯伝にあつた。そこを聖覚が奥書に「上人最後の述作」という。そして此の浄土布薩式は長西の浄土正依経論書籍目録の付録にも載っているし、浄土宗の二祖鎮西弁長を経て三祖記主良忠に伝授された事が望西樓了恵の記主伝にも明記されていると論証するのである。然し後説する如く異論がある。

また、智証大師請来目録の中に「大乘布薩法一本善導」というのがある。それによつて上述の善導大師から上人へ浄土布薩式を指授せられた説の裏付けにしようというのである。

三、浄土布薩式に対する疑難

浄土布薩式が上人自作なりというが果してそれでよからうか。

(一) 長西録附録 長西録の正録には浄土布薩式二巻が載っていないが、『付録』に採録されているのであるが、この『付録』は長西のものでなく後世の作であり、おかれて附加されたものであるから証拠としては極めて価値の低い

ものである。

(一) 善導指授 上人の善導との夢中対談について諸種の上人伝が殆んど一樣に伝えているが、総て夢物語であつて其の内容について念仏相承という事は想察せられるが、念仏「戒」相承若しくは浄土布薩の相伝という記事は古いところにはないのであつて、其の記事のあるのは浄土布薩式の奥書と江戸時代になつて浄土布薩式の上人自作を主張する人々の著書以外には見出せないのである。

(二) 一向專修の戒 仏祖統記卷四九には念仏戒を説いているが、唐善導が浄土門別途の念仏戒を説いたかどうか伝記に遺されていない。上記の智証大師請来目錄に載する『大乘布薩法』はもと南都に伝つたようであるが、今は佚書であつて果して何を記していたか分らない。其の名から推して大乘教通有の布薩法であつて、浄土特有の布薩法式ではない。従つて念仏と戒法との交渉をもつていたかどうか、或は四分律五分律等にある小乗布薩に対して物したのか、後世に行われる半月布薩式に類するものであつたかも知れない。

故に以上二点を以て、善導が法然上人に浄土教的戒法を授けたとは云い得ないのである。

(四) 三祖記主相承 望西楼了惠道光が其の師である記主良忠を伝した中に(記主然阿上人伝—浄全二七—四〇八頁)自去去年九月二至今茲七月一以大師九帖書、論註・安樂集・要集・選択集・円頓戒儀・布薩式等悉伝受畢とあるけれども、記主良忠自身が選択伝弘決疑鈔卷五に自ら伝して(浄全七一—六二頁)

弟子嘉禎二年九月八日詣天福寺始謁先師先師七十五二箇年間觀經疏・法事讚・觀念法門・礼讚・般舟讚・論註・安樂集・選択集剽被作加・往生要集・並十二門戒儀一一誦伝畢、但至般舟讚者先師云、上人在世末流布故不聞口決、今準三軸義勢所授也 云々

と云つて布薩式は載せていない。又鎮西の聖光房弁長は本書が撰述されたという建曆元年(一一二二)より七年前の元久元年に上人の許を辞して九州に帰っているから上人が弁長に面授せられた筈もなく、従つてそれを次の弟子たる記主良忠(第三組)に授ける事もあり得ないのである。然るに江戸時代以降、この浄土布薩式を根拠として布薩相承を唱うるものは、後に述べるが如き理由の爲めに記主良忠の相承を必要条件として記主良忠伝を改作し、年代から考えて明かに伝授していない筈の二祖鎮西弁長に迄伝授の事実を仮托しているのである。而かも承安五年春、善導が上人の夢中に出現した事を以て布薩戒の密伝となし、以後上人の伝戒は文献には明かに「円頓戒」とあるに不抱、事實は今の布薩戒であつたと説くは(統浄卷一五、岸下の浄土布薩戒便蒙等)全くの捏造説であり、論法の逸脱である。

然し三祖良忠の布薩相承を証明する爲めに浄土布薩戒相承伝書には、同じ望西楼了恵の撰伝に一層の加筆のあとがある。即ち了吟撰『浄土布薩戒授法目録考』所収の本山相承末山相承之事の条下(統浄全一五一―一六九頁)に

宝治二年良忠上洛演説浄土三都経並布薩一乘仏戒受之者不可勝計。後嵯峨帝於仙洞請師受布薩戒叙聞三部経賜香衣二号上人。建長己六月婦于光明寺又写一乘仏戒本。十本皆以納諸淨利安置。亦自建治二年丙九月居于洛陽、後宇多帝叙聞浄土宗之義、受布薩戒、賜紫衣及法具云々

と叙べているが、此の記主良忠伝は、望西楼了恵撰述の最初の原本でないことについては、次の如く断つてゐる。

記主伝作者道光了恵上人之正本鎮藏于光明寺、然為書写被借用于増上寺、時延宝四丙辰秋増上寺方丈回禄、同州玉繩二伝寺什宝正本之写有之、光明寺第四十六世公普豊円上人更摸写彼本而為寺宝焉、又有印刻本之言甚誤、依之以鎌倉前代不出善本一貞享二年孟春梓行云々此云鎌倉不出善本者了恵之本歟公普之本歟難知之云々即ち、了恵の記主良忠伝の原本が増上寺で焼失したので他の写本によつて複製したと云つてゐるが、他に伝つてい

る流布本と比較すると当初の記主伝に浄土布薩戒相承の記事を付加したことになる。編者は了恵そのままの名であるが内容はすっかり改竄せられたものとなっている。

以上考究するところによって浄土布薩式が法然上人自作という論拠は甚だ危いのである。望月信亨博士は法然上人全集の序に、現今伝わっている浄土布薩式を疑難し乍らも

或は上人自作の布薩式は亡逸して今伝わらず

と上人に布薩式の述作があったかも知れぬと聊か思いを残されているが如何であろう。上人には然るものなしと言明すべきではなからうか。

四、金剛宝戒章及び十二門戒儀との比較

浄土布薩式と同じく十二門戒儀を内容となし、而かも上人の撰と称するものに金剛宝戒章三卷がある。三卷の内題は各別で金剛宝戒訓授章、同釈義章、同秘決章となっている。上巻訓授章は第七門授戒以外は大体妙楽の十二門戒儀によって居り、中巻釈義章には金剛宝戒を釈し十戒を十念に四十八輕戒を阿弥陀仏の四十八願に当てて念戒一致を説き、下巻秘決章に至っては幸西、証空、信空、源智、行空、寂西、隆寛、聖覚の八名が交互三十番法然上人に問いをかけ上人が一々決答を与えられているという表現である。

其の幸西の問に答えられている中に「念以無念為念、仏以心仏云仏」というのは指方立相の立場ではなく、随って上人の念仏義ではない。又証空の持戒念仏と破戒についての問に答える中「同聴五人受得之了」とあるのは遣北越邪人書の五人を想起させ、また拾遺古徳伝の信庭五人のことも思い浮べられて、鎮西流には妥当でないようにう

ある。

然し南北朝頃迄上ぼせらる粘葉綴の古写本『金剛宝戒章』三巻が竜谷大学図書館に蔵せられていて、『天台黒谷金剛宝戒章』と題し、其の内容は現本と多少の異りあるも大同で、下巻第二十問以下欠尾となっているのが惜まれる。写本がかくの如くであれば其の原本のつくられた時代が推測される。或は漢語灯録の中で否定する金剛宝戒密伝の書で鎮西の聖光房弁長が上人に問い合せた二箇条疑問（九巻伝巻三下）の随一ではなからうかとの説もあるが、再考すると其れは金剛宝戒密伝であり、此れは金剛宝戒章であるから果して彼此同一なるや否や俄かに断定しがたいのである。下巻の問答が穏かでないというので、本章の偽作者を北越那人系と見なし、華頂山学僧義山の翼讃や了詳の弁御消息集は共に法本房行空に疑いをかけている。また念戒一致と証空が出ているところから西山義の影嚮だと見られる点もあるが今直ちにその何れとも即断し難いのである。

ところが現今流布の寛永版、元禄版の上巻訓授章第七門授戒の条に、本戒相承を述べ来って現行本には「源空授_二源空上人_一源空授_二湛空上人_一、乃至隨時可云々」の記事あるも上掲の竜谷大学蔵の古写本にはそのところが無いのを見ると、源空・湛空相承の記事は後世の付記挿入であろうが、それは一面本章の伝持系統を知りうる資料ともなりうる。

湛空は卿名大納言律師公全で、上人と同日に流罪の船路につき、後ちには嵯峨二尊院に隠棲した正信房なのである。法水分流記に所謂の嵯峨門徒の祖となっている。円頓戒の相承については上人より直授であるというのと、上人の最初の弟子法蓮房信空より更に伝授したというのと二説が存する（史林十ノ三拙稿参照）。嵯峨二尊院境内の「空公上人行業碑」を再検討すべきである。二説あるにしても円頓戒を上人より直接か間接かに相承していることには一致

している。ところが其の正信房湛空が本章に於て金剛宝戒相承の嫡流となつてゐるが、それほど重要な存在の湛空が下巻の秘決章には門弟として名を連ねていないのである。師弟の關係を結んだ師僧信空の名があるのみ。もし湛空の分を師の信空に撰して代表せしめるならば、相承のところて叡空・源空・信空・湛空と次第せしめておくべきであろう。かかる不統一のあるは或は下巻の秘決章が上巻中巻とは別個に流行してゐたものか、また別の考へでは上巻の訓授章が或る時期に湛空の嵯峨門流の手に育成され、同じ法然門下の大乗円頓菩薩戒相承に対抗して特異の金剛宝戒相承を誇るための作為で湛空を上人直授の相承者として挿入してゐるであらうかということである。

さて、上人が叡空より相承の円頓菩薩戒の定本について考えるに、授菩薩戒儀というものにも第一庭儀の広本、第二堂上軌則、第三机上法式と三種類があり、嫡流は第二の堂上軌則即ち妙楽の十二門戒儀に擬して撰せられた円頓十二門戒儀（黒谷古本と新本）とされ鎮西流白旗派は大体に於てこれを相承してゐるのである。四十八卷伝にいう津戸三郎に三聚淨戒を授けられたというのは、十二門戒儀の中の第七授戒の項中にいう三聚淨戒であるか、或は今では逸本となつて名のみ伝わる『三聚一心戒』一卷（長西録の付録所載）に基く授戒であつたか。然し恐らく前者であらう。

上人が円頓戒を相承せられるに際して用いられた定本として古くから知られてゐるものに、上記の授菩薩戒儀の三則（第一庭儀の広本、第二堂上軌則、第三机上法式）と三聚一心戒とがあるが、更に金剛宝戒章、浄土布薩式も円戒相承の爲めに上人によつて作られたというのである。

授菩薩戒儀、金剛宝戒章、浄土布薩式の三者の内容を検討するならば、十二門戒儀が骨子であつて大同少異である。上人の門弟が流派を立てるに至つて他流派と異つた特別の戒儀を伝持してゐる誇りの爲めに或は名を変え、或は内容に前後広略をつくり、或は系譜を添加して後世になつて比較するとお互に異つたものになつてしまつたのであらう。

う。

金剛宝戒というは「戒」を詳細にいった戒の広名である。そして宝戒章上巻の内容は上既に述ぶる如く、十二門戒儀で授菩薩戒儀とさまで異なる処がないのである。ただ其の中巻の釈義章において戒の釈義を一流の念仏義に合せて解釈し、更に下巻の秘決章に至って特異の念仏義を上人の口を藉りて述べしめて、暗に鎮西派に対抗せしめているのである。また、浄土布薩式は、金剛宝戒章や鎮西派の円頓戒と念仏関係の説明を更に進めて、事頓・理頓の法益を示そうとして縁由をつくり上げている。そして上人最後の述作と云っているのは浄土布薩式の權威を高めようという意図に他ならない。

五、浄土布薩式の内容

具名は浄土宗頓教一乗円実大布薩法式と称す。今其の大科十六門を標出し、便宜の爲め授菩薩十二門戒儀に対比せしめることにしよう。

授菩薩戒儀 (黒谷古本)

- 一、開導
- 二、三帰
- 三、請師
- 四、懺悔
- 五、発心

浄土布薩式

(頭書七号アラビヤ数字は授菩薩戒儀の順次を示す)

- 一、鳴鐘集衆
- 二、諸衆生可住^レ和合念^一
- 三、灑水
- 四、焼香
- 五、発願
- 五⁵、発心

六、問 遮

相伝戒—盧遮那仏—釈迦…

…釈空—源空—聖光—

七、正授戒

發得戒

一、撰善法戒
二、撰善法戒
三、饒益有情戒

6 七、問 遮 (七アリ)

4 八、懺 悔

九、入壇受戒

3 一〇、請 師 (五アリ)

一、心本妙戒

二、相伝戒—十仏相承—釈迦…

…善導—源空—

三、發得現前戒 (相)

一、撰善法戒
二、撰善法戒
三、撰善法戒

7 一、正授戒

8 一、二、証 明

9 一、三、現 瑞

10 一、四、説相 (略述十重禁戒)

11 一、五、普広廻向

12 一、六、受持功德 (事頌・理頌)

△大師十徳 (善導)
△奥 書

- 九、現 相
- 一〇、説 相
- 一一、広 願
- 一二、勸 持

浄土布薩式の十六門の一々の解説は煩を避けて省略するが (望月博士の法然上人全集、統浄土宗全卷一五に掲出)、その中で大科十四門説相の第三不姪戒の条下にあつて委しく華嚴經の無量の魔女の例を引き一夜婦人を近づけるを許し、再往僧侶にも妻帯を許し、これを「秘積門」といつている。即ち

設雖_レ為_ニ僧形_ニ帶_ニ妻子_ニ者即在家僧。更不_レ可_レ成_ニ出家思_ニ恒愧_ニ身心_ニ可_レ修_ニ深行_ニ但_レ可_レ禁_ニ邪姪_ニ也。一人猶以非_ニ比丘行_ニ況行_ニ邪姪_ニ耶。欲_レ知_ニ其深義_ニ者值_ニ明師_ニ須_レ学_ニ秘積門_ニ也矣。

とあり。妻妾を許すを以て深秘義となし、免許せざるは浅略義となるわけである。また、大科第十六門受持功德門を事頓門と理頓門とに分ち、その理頓門においては外典を引用して陰陽二道の關係を詳述し、「一切諸法無_レ不_二陰陽和合_一、神明非_レ他_レ即本有一心_レ之性相也」として陰陽交會を深秘秘積といっている。

明治維新前にあつては真宗以外の僧で妻帯は許されていないから是を読む普通の僧として実に奇異の思いをしたことであろう。南楚は『布薩式弁正』の中に「着_二如来獅子皮_一作_二野干鳴_一」とさげすんでいる。

事頓より理頓に説き進み、ここでは通例禁忌せられていることを迄も許して如来の大慈悲を誇張し人心を収めようとするねらいは真宗の蓮如が強く排斥した如道一派の非事法門に通ずるところがある。此の事頓・理頓の功德門は後世に於て添加せられたものではなからうか。それにしても何時の頃まで遡りうるであろう。

六、浄土布薩戒の創定

浄土宗第八祖了普聖罔は二藏二頓の判釈をなして盛んに随他扶宗の弘宣運動に尽し、其の弟子西替聖聡は更に三法輪の判釈を追加して師説を祖述して余すところがない。今の浄土布薩式という事頓門、理頓門の用語が聖罔の判釈に似通つて居り、本書が上人自作であることを聖罔・聖聡の著書に初めて重要視せられるのであつて、罔・聡二師と本書との間に何らかの脈絡があつたのではなからうか。

ところで江戸中期以降明治末年近くまで、浄土宗において僧侶の能化伝法の最高位に布薩戒相承というのがあつたのである。大乘円頓戒の究竟は念仏であるということを伝える儀式である。その内容は「伝法」に属する為め公開を避けるとしても、布薩戒相承は浄土布薩式によつて発案されたものであろうが、伝法の内容は浄土布薩式の内容に全

く異っていたのである。然らば何時如何にして布薩戒相承という伝法が興ったのであろうか。

法然上人は「口伝なくして浄土の法門を見るは往生の得分を見失うなり」(四十八巻伝卷二十一)と云っている。其の云うところは必ずしも密室密伝ではなく、志ざすところは充分に会得のゆくまで納得させ、誤解の起らぬようにという念願から発した上人の法語であろう。ところが上人滅後になると門流幾つかに分れ、念仏の解釈に異解をなすものが益々ふえて行くのである。一祖になった鎮西の聖光房弁長が『宋代念仏授手印』を述作して、上人の念仏を所謂「鎮西義」と通称せられている念仏義に決定し、それを三祖、四祖がそれにならい、更に八祖了悟聖罔に至って、「五重相伝」若しくは「宗脉相承」の基本を大成するのである。そしてそれに平行付随するのが戒脉相承であり、その内容は門頓戒であった。是等宗脉並みに戒脉を相承するには相当の修行を積み重ねた資格を必要条件としている。師僧は弟子の分際を見ぬいて初めて伝授を許すということになっていた。それが規則づくめの江戸時代に移り宗門法度がつくられると、一層形式的になり嚴重に取扱われることになるのである。

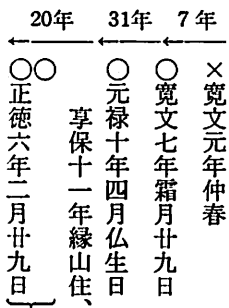
五重相伝の嚴重なることは元和条目(第四條)を初め、其の後定められた寛文十一年檀林會議之決議、貞享三年寺社奉行定書、享保七年知恩院より末寺への法度(第三條)には、通常十五歳にて出家し修學五年にして五重は伝授される。また、能化の分際になる宗脉戒脉の相承及び聖書伝授については一層嚴重に制定されている。即ち、元和条目第五條に

一、浄土修學不_レ至_二十五年_一者不_レ可_レ有_二兩派_一伝授、於_二聖書許可_一者雖_レ為_二器量之仁_一不_レ滿_二二十年_一者堅不_レ可_レ令_二相伝_一事とある。然し布薩相承については何の制約も記述もなく、漸く享保十八年十月縁山(増上寺)在籍の所化及び府内寺院への触書に初めて聖書と並べて布薩が法聽滿二十年にして相承することが見えるのである。即ち

法鵬滿二十年之僧者如古來定法、聖書、布薩相承究宗門之蘊奧、隨緣於令寺院住職者、心其請對在家許化他五重且布薩之血脈候事、為寺院住持之職分之處近來不守其法之僧問々有之、剩雖令寺院住職布薩未相傳殊不得聖書之許可漫對他化他五重布薩之血脈相授候事、甚以不如法之至、法賊之一人難遁候、然二十年以上之僧者寺院住職之法鵬候間、未相傳之僧者予得其意、古法之通漸々御附法可被致成就候。附年滿成就之望無之学席永在湛之僧茂於其鵬滿者可究宗蘊事候、但緣輪扇間兩席之間其心掛可有之候

上にいう五重と宗脈とは本来同一のものを二分し、また聖書伝授は宗脈の奥伝となされて来たのである。そこで戒脈の奥伝にして而かも宗脈即ち念仏門との関係のより密なるものを制定して、最高位において伝授すべき氣運が到来して布薩戒伝授が生れるのである。布薩は上述の如く元來說法に始まり後ちに説戒に落着くのであるが、布薩戒なる熟語は穩当を欠いているようである。そこで瓔珞庵敬首は既に布薩翻名義を著して難じている。

さて浄土布薩戒相承勸募の触書と並べて「古來之定法」として茲に初めてお目見えするのであるが、その制定は何人によりて如何なる動機からなされるのであろうか。此の想定をなす前に浄土布薩式に対する疑難と弁護との両方に分けて著者と其の著書を略ぼ年代順に挙げてみよう。(×印は疑難者、△印は批判、○印は弁護者)



南楚(西山派) 布薩式弁正一卷

輪超(三河大樹寺) 布薩式弁正返破論四卷

問鑑(鎌倉光明寺ヨリ増上寺三十九世ニ転昇) 浄土布薩広略戒儀決

享保十一年縁山住、同冬布薩式興隆、同十七年入寂

岸了(鎌倉光明寺ヨリ知恩院転昇)

〔浄土布薩式便蒙一卷〕
〔布薩伝時処年号相違決一卷〕

享保十八年十月、増上寺にて布薩戒相承触書……四十世慈空利天代(鎌倉光明寺ヨリ転昇)

×元文五年 敬首(浄土宗)

布薩翻名義一卷

×宝延二年秋(宝曆三年八月再治) 大玄(増上寺)

布薩戒講義二卷
円布頭正記並余説二卷

○宝曆三年三月転昇 了風(鎌倉光明寺ヨリ知恩院転昇)

浄土布薩広戒儀画規一卷
浄土布薩略戒儀画規一卷
浄土布薩戒授法目錄考一卷
浄土布薩戒本伝考二卷

了吟承

智察書

○安永六年十二月

要信

布薩帳中箋

伝法ハ布薩ニ至テ究竟スト説クモ、問鑑、岸了ノ見解ヲ批判セリ

(浄土宗全書卷一九、卷二〇僧伝、寺誌、統浄土宗全書卷一五参照)

右の表示によると鎌倉光明寺から増上寺や知恩院へ転昇した法主が浄土布薩式を上人自作と認めて大いに弁護するというよりも寧ろ進んで宣揚していることが察知せられる。

また、上述(三ノ四)三祖記主相承ノ項の如く第三祖記主良忠伝を改作して、良忠に布薩戒相承のあったことを添記したのが鎌倉光明寺第四十六世公誉靈円であつて、貞享二年(一六八五)春、上梓となつてゐる。そして問鑑は光明寺第五十六世から享保十一年三月に増上寺第三十九世に転昇したが、縁山志卷十には

中絶の学業を興隆す。同年冬より布薩式を興行せらる(是より永式)

とあるように、問鑑は増上寺に入寺するや先きに撰述した浄土布薩広略戒儀決に基いて布薩式を増上寺に持ち込んだ

恐らく最初であろう。それが機縁愈よ熟して次の第四十世利天代の同十八年十月になると、上掲の如く法蘊滿二十年のものに「如古來定法^一、聖書^二、布薩^三、相承^四、究宗門之蘊奧^五」となつて、宗脈の奥伝たる聖書に戒脉の奥伝たる布薩とが並び相承せしめられるようになって行くのである。

ところが増上寺第四十五世をついだ大玄は、布薩相承を排斥している。即ち、縁山志卷十によると

宝曆三四年（一七五三）十月廿八日縁山に昇主し大僧正に任す年七十四 廟五十八この時我宗の伝戒廃籙せるを悲憤しつとめて

旧範に復し法式ひたすら十二大門による。又戒光を光輝し律場を創起せんとし云々

と記さる。大玄の著書『布薩戒講義』を通読すると、「鎌倉光明寺に第三祖記主の自筆の浄土布薩式二卷のあることについて、其の真偽をあやしみ乍らも、それを偽書とは断定せず浄土布薩の大略を一応説いてはいるが、『円布頭正記』になるとなかなか手厳しく、その下の第三十六縁山伝法の章の末に（統浄金卷一五―五五三頁）

要を取て云はば元祖、鎮西、記主、阿師の本義に過ぐべからず。又当山は諸山の本なれば弥々右四祖の本義を以て伝法の枢鍵とすべし。爾るに布薩の一法は四祖の釈義に向見へぬ事なれば、当山にても他山にても取り挙げ難き物なり

と布薩をハッキリ排撃して旧来の十二門戒儀に復して伝戒の作法となしているのである。

此れに対して了風は鎌倉光明寺（第六十三世）から知恩院（第五十二世）に昇転して来たのは、大玄の縁山入りより少し前の宝曆三年三月十四日であるが、了風は浄土布薩広略戒儀尺規などの著述をひっさげて大いに布薩戒を宣揚したのは東の増上寺大玄に相对比している感を抱かしめる。而かも弟子の了吟や智察は了風の滅後も引続き長く布薩戒を提唱しているのである。

江戸時代に入って伝法の本拠ともいべき増上寺にあっては、其の後も転昇し来る大僧正の意嚮により布薩相承は一進一退し、幾変遷を経乍らも幕政期を過ごし、明治（一八六八）初年制定の浄土宗伝法条令には布薩相承が認められ、明治の末年に至って宗規上より布薩の名を消して宗脈戒脈の上には聖書伝授のみが存するのであるが、おもえば布薩相承は浮沈断続の運命をつづけたものである。

七、結 語

浄土布薩式二巻は金剛宝戒章と共に法然上人自作の著であるとは信じ難いのである。然し若し上人作の佚本としての浄土布薩式があったとしたら、現存の浄土布薩式の内容とは異っていたに違いない。古く天台宗で伝持されて来た大乘円頓菩薩戒の正統を法然上人が黒谷叡空より伝授していたからこそ、上人と同門の間柄であった法蓮房信空が改めて上人の弟子となって円戒を授かって弟子となり、九条兼実公も玉葉に度々記す如く円頓戒を授かっているので、上人の円戒相承は史実であり、浄土宗の歴代また此の円戒を相承して来たのである。ところが鎌倉末期から南北朝期に入ると、旧来の天台や真言よりも浄土宗は鎌倉や京都に風靡している禅宗の面授相承に対抗する為めの宗風を築く必要に一層迫まられて来るのである。

ここに於て了普聖罔は「五重相伝」を大成して二祖対面を高調し、浄土宗の三国伝来の宗脈を確立するのであるが、それと同時に戒脉にあっても亦浄土宗独自の相承系譜をつくらんとして善導より法然へと直授せしめようとして法然房源空著述名の『浄土布薩式』を持ち出し、その奥書に聖覚の名による証言を付記して權威を持たさしめ、それを自らの著書『顕浄土伝戒論』や『決疑鈔直牒』に上人自作の著として記入したものと考えられる。浄土布薩式の第

十六門受持功德に事頓・理頓の項目のあるは上述の如く聖岡の判釈用語に相通するもので、聖岡が偽作したものが、或は其れに近い関係にあって作られたものを聖岡が採用したものかと考えざるを得ないのである。

次に鎌倉光明寺が布薩相承の根源となったことである。光明寺は三祖記主良忠の開基で関東に於ける浄土宗の本拠となり、一時は関東総本山を称号し名実とも優勢で伝法にあつても「本山伝」といって一種の誇りを他に対して抱いて来たのである。ところが了替の弟子の西替聖聰が増上寺を開創して漸次勢力を増し、其の後徳川幕府と特別の縁故を持つようになると、増上寺はたとえ「末山伝」と称せられ乍らも実力は光明寺を凌ぎ、子弟教養の場としての「檀林」としても増上寺は勢力抜群となったのである。そこで格式では光明寺が上位であつたに不抱、住職は増上寺より光明寺へ転昇せず光明寺より好んで増上寺へ転ずるを希望する有様であつた。そこで光明寺では増上寺始め他の十六檀林にはない伝法を以て誇りとなさんとして、「布薩相承」というものを戒脉の奥伝におくように創定して独自の伝法根本道場としたのではあるまいか。その定本に了替時代より世に出てい乍らさほどに重要視されていなかった『浄土布薩式』を特に選び用い、その価値を添えるために光明寺開山記主良忠の伝記までも浄土布薩式を元祖、二祖そして三祖にと次第相承したかの如く改作したのではあるまいか。

かくて江戸中期に至ると光明寺の住持は布薩相承は法然上人より相承した極上の戒法と考え尊重し、増上寺や知恩院へ転昇しても其れをそのまま持ちこんでそこで高揚するようになったものである。尚お、三祖良忠（然阿）の弟子性阿の藤田派に布薩戒が流伝していることである。即ち、要信の『布薩帳中箋』（統浄全巻一五―二九頁）に三州吉田（現豊橋市）悟真寺の什物中であつたという伝授次第である。云わく

源空・弁阿・然阿・性阿・持阿・持名・唱名・良童・良岌・岌伝・蓮海・岌海・岌運・岌善・岌屋・岌天・岌果。

炭天示ニ炭果ニ天正五曆丁七月廿九日

と。惟うに藤田派でも法然上人が善導大師より直授せられたとなし、上人の布薩戒なるものを伝え聞いてとり入れ系譜のみ遡って、源空、弁阿（二祖）、然阿（三祖）、性阿（派祖）、持阿と伝々した如くつくったものであろうが、また別の観点からみて天正五年（一五七七）に既に悟真寺に於て布薩戒が相承せられていたことの証拠にはなりうるのである。

以上述べる如く浄土布薩式が了替聖岡の頃に偽作されて布薩戒伝授となり、其れが鎌倉光明寺本山で発展して、それが増上寺に移されて布薩相承という浄土宗伝法の最高位にまで押し上げられたのである。そして普及もした排斥にもあっている。善導大師より法然上人への直授戒脈であるということは浄土宗にとってまことに随他扶宗としてよき教宣にはなるけれども、其の浄土布薩式の内容が浄土宗本来の宗義に合致し兼ねるところから江戸時代に既に反撃を受けているが、近世になり『浄土布薩式』の上人自作説に疑いを抱くことが益々濃厚になって、遂に布薩相承の名を消すこととなったのであるが、とまれ現存の『浄土布薩式』は書誌学的また浄土宗学的に考究して法然上人の自作ではないと断定するものである。

新出の法然上人絵伝に就て

大正一四・四・一五
史林第十卷第三号

一、緒言

本年一月偶々大津の某氏から同学江藤激英氏に托して来た法然聖人絵一卷を瞥見することが出来た。残欠ではあるが、南北朝時代を下らない土佐風の頗る古雅淳朴な絵で、世尊寺流で物された詞書には少くとも二三箇所は、従来の法然上人の伝記に見当らぬものもあって、少らず興味を惹いたが、其後此一卷が知恩院の宝庫に蔵めらるる事となつたから、詳しく内容の討究を遂げることが出来た。

浄土宗祖法然房源空上人の徳化は海内に洽く、後世、上人を宗祖と仰ぐ門流の榮ゆると共に、其の伝記は幾種にも及んでいる。望月信亨博士の「法然上人の行状記伝並に其の価値」(浄土教之研究所収)、上野椋殿氏の「法然上人伝私見」(仏教学雜誌第二卷の第五、六、七、八、九、一〇、一一、一二)に諸伝を列記せる他、中沢見明氏の「法然上人諸伝成立考」(史学雜誌第三十四卷の第八、一〇、一一)や望月博士の諸論文を初め、法然上人伝については可なり多くの人々によって研究論文の發表を見ているから参考とすべきであり、其の絵伝に關しても、「国華」誌上数次に渡つて紹介され、又諸種の刊行物もあるから法然上人伝は可なり世間に知られている。

今回の法然聖人絵の内容研究に際して、先ず従来知られている諸伝の別本なりや否やを調べて見た結果、それが全

く異った伝記なることをつきとめると共に、この研究から得た副産物中には、先輩の説を正すことを得たるものや、世に埋れた上人伝を得たから、ここにその一端を記して大方の批判を仰ぎ、此種研究の大成に達したいと希望する次第である。

二、新出の法然聖人絵と他伝との関係

本絵巻は縦一尺三寸七分、全長約四十尺、詞書画図各十三段から成り、扉の装裱は表裏共墨流し模様で、書風は立派な世尊寺流、絵は土佐風である。又詞書と絵図とが同一料紙に載せられてある部分も多く、詞が絵にかかっている部分は、其の絵の体裁を損せないように、絵を除けて書いてある点から考えて、詞書は絵より後になされた事が明である。又本絵巻の特徴とも見られるのは、詞書と絵とが同一料紙にあって、喰い合っていない部分では、其の間に墨色の薄い細線を以て区劃を設けられているのが類例の少いことであり、波頭に胡粉を筆端で挑ねて白馬を表わしている手法なども珍らしい。内題は「法然聖人絵」であるが、奥題は同筆で、「黒谷上人絵」として、其の下に「釈弘願」と明記している。

本絵巻は元久二年法然上人が九条殿退出の砌、兼実公が上人の頭光踏蓮せらるる奇相を拝したという段から初まり、其後流罪赦免されて勝尾寺に於て如法念仏会の修行があったという処で終っている。されば上人の一生を八十年として通説の七十三歳から七十六歳までの伝記に過ぎないから、固より残欠本と見るべく、前後に若干の巻数のあったことは言う迄もない。

此の残欠本が他の上人伝の一部分ではなからうかとの疑を解決するには、この際一往他伝との関係を対比するの必

要を認めて、古来数ある法然上人伝中、主として鎌倉時代から南北朝、室町時代迄の諸書に就て考証を試みたのである。源空上人私日記は簡單であり、聖覚の作と伝うる所謂十六門記、筑後善導寺所伝の軌空原作の本朝祖師伝記絵詞（別名伝法絵流通）、或は正安三年覚如上人の手になる拾遺古徳伝絵詞（黒谷源空上人）等の何れの別本でもなく、法然上人行状画図（四十八卷所謂勅修御伝）とは幾分の相似点はあるにしても記述が異っている。其他醍醐本法然上人伝記や法然上人秘伝とも合しない。

さては現在逸本になっていて書名の知られたものに求める他はないので、法然上人の孫弟子に当る明義進行集の著者たる信瑞に法然上人伝（所謂一卷伝）が有ったといい、又明義進行集の第一巻は法然の伝記と其の念仏義の略叙したものであったろうとは一般に想定されていることでもあり、信瑞の上人伝は、良栄の選択決疑鈔見聞や堯惠の選択集私集鈔に引用されて居り、又信瑞作の広疑瑞決集の序文に「時也建長第八之曆仲秋上旬之天、於洛東弘願寺釈信瑞決之云爾」とあるから、古来古徳の名が寺名に縁故あるより本絵巻の釈弘願との関係から、最初は、信瑞の所謂上人伝ではなからうかと思いついたけれども、本絵巻第三段に隆寛（上人の弟子にて信瑞の師僧）への選択集附属は元久三年七月とあつて、明義進行集巻二隆寛の条に、「然間元久元年三月十四日、コマツトノ、御堂ノウシロニシテ上人フトコロヨリ選択集ヲ取出シテヒソカニサツケ給フ」云々とあるのと相違し、加之、後に釈弘願なる人は信瑞と関係のない別人であることも明になったので今は其の疑点も氷積されると共に信瑞の上人伝でない事が知られた。

又、南北朝頃の堺旭蓮社澄円の獅子伏象論に、「本伝云」として引用している法然伝も在来どの別冊本とも合せないが、亦本絵巻とも違つて簡單であり、増上寺所蔵の法然上人伝（残欠二巻）は後部を欠いてはいるが、本絵巻第七段の上西門の女院へ説戒の事実が、増上寺本に出て居つて記述が違つているから、私は従来知られた何れの伝記に

も属せない全く別個の伝記であると断定して、研究を進め、本絵伝の完本を他日の発見に俟つこととしたのである。

かく別伝と断定する迄には可なり多くの考慮を廻らした。実は藤懸静也氏が昨年五月と七月との国華誌上に於て、「法然上人絵伝」の題下に越後西脇濟三郎氏蔵の絵伝を紹介論評された末、当絵伝は従來の何者にも合せない残欠の別本であると論結されていたが、其後同氏の厚意で該絵伝の詞書を得、今次本絵巻の研究に於て、更に対校して見ると、その内容が全然拾遺古徳伝と一致するので別に西脇氏本と古徳伝とを対比した処、該絵詞は、拾遺古徳伝巻第八第二段より同巻末に至る詞書に合し、流行本よりは寧ろ詞書の脱漏の多いものであることを確め、西脇本は藤懸氏の言はるような別本ではなく、全く拾遺古徳伝の残欠本の連れであることを知り得たのが、本研究に取つての一副産物であつたが、それ丈偶々同じ研究の立場にある私をして断案を下すに躊躇させたのである。

三、法然聖人絵の内容攷

次に本絵巻の梗概を略記すると、

- 一、元久二年四月五日九条殿退出の砌上人頭光路蓮の奇瑞の事
- 二、元久三年七月上人小松殿に於て隆寛に選択集付属の事
- 三、上人右の眼より光を放たるる事
- 四、高島入道上人に見參の砌丈六の面像現わるる事
- 五、上人上西院の女院に説戒の事
- 六、弟子重蓮安楽等小御所に於ける不思議の事より隱岐法皇逆鱗、建永二年二月二十七日上人七十九歳にして流罪

付、正信房は信空より受戒の事

七、上人流罪の途次経の島に於ける事

八、室の遊君達来る、修行者三心に就て上人に尋ぬる事

九、塩秋の地頭高階時遠入道西仁が館に於て上人を饗応し、自力他力に就て問答の事

十、上人松山の風光を賞し詠歌の事

十一、上人讃岐國小松生福寺参詣の事

十二、建暦元年八月上人帰洛の途次勝如上人の遺跡勝尾寺に止錫の事

十三、上人勝尾寺の住侶に法服十五具を進上の事

以上の十三段であつて、各々其詞書の次に絵がついて居る。今茲に記したのは其詞書の取意でかくの如き標題を附したのであつて、誤字等本文の儘に随つた。今本絵巻と他伝との詳細な比較考証は繁を恐れて省略するが、其の中の主要なる二三を摘記することにしよう。

〔法然流罪の縁由〕 上人の四国へ流罪になつたのは念仏宗の別開と其弘通とによつて、旧宗派の人達から嫉視を受けるに至つた事が主因で、此が為めに念仏停止の奏請は数度に及んでいたが、公卿の諫めで実現に至らなかつた処、偶々弟子住蓮安楽の鹿谷の念仏礼讃修行の道場へ、院の女房達が参つて、無常感から強いて懇請し遂に剃髪染衣の尼僧となつた事が法皇の逆鱗に触れ、旧宗派が此に付け込み遂に住蓮安楽の死罪、師僧法然の流罪に及んだとは、四十八卷伝の述ぶるところで、浄土宗の定説となり、他の諸伝等皆此に倣つたものが多く、処罪は全く旧宗派からの讒訴

によるもので、女犯の事実はないと駁しているのであるが本絵巻の記述は頗る大胆で、

「隱岐の法皇御熊野詣のひまに小御所の女房達つれつれをなくさめんかために聖人の御弟子藏人入道安楽房は日本第一の美僧なりければこれをめしよせて礼讃をさせてそのまきれに灯明をけして是をとらへて種々の不思議の事もありけり法皇御下向の後はをきこしめして逆鱗の余に重蓮安楽式人はやかて死罪に行れけりその余失なをやますして上人の上に及て」云々

とあるから、他伝とは全く相違して、寧ろ從來浄土宗側で否定している愚管抄の記述を最もよく認めたものといえが其の間多少の異同もあるから愚管抄の本文を抄出して見よう。

「安楽房トテ泰經入道カモトニアリケル侍ノ入道シテ專修ノ行人トテ、又住蓮トツカイテ、六時体讃ハ善導和上行也トテヲタテ、尼トモニ婦依渴仰セラル、者出キニケリ、ソレラカアマクサノ云ハヤリテコノ行者ニ成ヌレハ、女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿ミタ仏ハスコシモトカメ給ハス、一向專修ニイリテ念仏ハカリヲ信ツツレハ一定最後ニムカヘ給フソト云テ、京田舎サナカラユノヤウニナリケル程ニ院ノ小御所ノ女房仁和寺ノ御ムロノ御母マシリニ是ヲ信シテ、ヒソカニ安楽ナト云モノヨヒヨセテ、コノヤウトカセテキカントシケレハ又クシテ行向トウレイタチ出キナントシテ、夜ルサヘトメナトスル事出キニタリケリ。トカク云ハカリナクテ、終ニ安楽住蓮頭キラレニケリ。」云々

かくて弟子二人の死罪、師法然の流罪となつた事由は同一である。但重蓮の文字は普通乍ら他書には見当らぬ。

因に本絵巻ではこの際法然に藤井（或は源）元彦という俗姓を賜つたという事は見えず、上人の歳も七十九歳となつていて、通常七十五歳と云う諸伝の説とは変つてゐる。九は五の誤書と見られぬ事もないが、或は「齡八旬に近

が、此碑文で挿入するのは不確定ではなからうか。現に前掲の澄円の獅子伏象論(統浄全四二〇頁)には「於大乗円頓菩薩戒者本師釈迦牟尼大和尚、南岳^乃叡空源空十九代嗣法伝授相承矣」とある。これは釈尊を入れて源空が十九代なれば、直授の弟子で二十人目となる。されば本絵巻の記述を認めるならば、湛空を二十人嗣法と云う嵯峨の空公行業碑文は信空を入れ釈尊は除いての教え方にせなければなるまい。

四、拾遺古徳伝との交渉

本絵巻を以て古徳伝と比較対照すると、記事の出入相違があつて全くの別本である事を認められるが、其の行文は、他の何れの伝よりも一致点が最も多く、殊に本絵巻第九段に掲ぐる地頭の名が他伝の保遠入道や西忍となつてゐるに對し、時遠入道西仁となつて合するは、古徳伝と本絵巻と丈けである。其他西仁と上人との自力他力の問答、第八段の室に於ける修行者が三心に就て上人に問うたことは、和語灯録(十二問答の条)や醍醐本法然上人伝(十一問答の条)では共に「遠江国蓮花寺住僧禪勝房參上人二奉問三種々之事上人一々答之」としてゐるのを、従来古徳伝のみが、本絵巻と同じ伝説をなしたのであつた。尚お松山の花見(第十段)を初め阿弥陀仏(第九段塩秋の条)の詠歌などもよく一致している。併し隆寛権律師への選択集附屬、三昧現前、高畠入道見參、小松生福寺參詣の記事などは古徳伝には見えて居らず建暦元年八月流罪赦免以下の記事は、年時記述が相違してゐるから、古徳伝のみと交渉するものと言ひ得ないのである。

次に述ぶる如く筆者弘願の出世から推して、本絵巻の成立は、古徳伝以後であるから、溯つて、其の依拠となつたろうと思われる本朝祖師伝記にも記述を求め、醍醐本法然上人伝に収むる三昧發得記をも參酌して、右眼放光(第三

段)や高島入道の事(第四段)を得、四十八巻伝や他伝及び愚管抄等が採録したと同一の史料迄も広く輯集して編み出したところに其の価値を認むべきであらう。

五、弘 願 攷

奥題黒谷上人絵の下に、本文同筆で釈弘願とある。弘願は浄土宗側に伝うる系譜には見えないが大正十二年東本願寺発行の讚仰帳に、同寺所蔵の善如上人筆の親鸞聖人伝絵が玻璃版で収録されてあつて、其の第四巻の尾端に「釈弘願」と認めてあるものの筆蹟は正しく本絵巻の奥の署名(図版第一)と全く合致する。其解説に『絵詞四巻ハ紙本着色ニシテ釈弘願ノ願ニヨリ貞和二年善如上人ノ書写スル所ナリ、画者明カナラズ、巻尾ニ「貞和二歳閏茂之曆応鐘四日禺中之天駟筆端書功而已、光養九十四歳ト識シ、第一、二、四巻ノ尾端ニ釈弘願トアリ、本文ハ覚如上人親書の康永本ト略同シ』とある。

然るに弘長二年親鸞往生の段の詞書写真(図版第三)と第四巻の尾端の写真(図版第二)とを対照すると、何人も本文の筆者が光養九の署名とは異筆であることを認め得るし、さりとて筆蹟から見ても弘願が本文を書写したとも思えないから、解説の儘には信じ難いのである。

藤原猶雪氏著親鸞聖人真像之研究(四九―五一頁)に、釈弘願奥書の親鸞伝絵に就て(住職の言に随つて東本願寺所蔵の該品なることを知られないやうであるが)論述されている。氏は是心の二十四輩記の説にヒントを得られて、更に烏栖の無量寿寺に蔵する元禄頃の「港村浄光寺系図」を根拠とせられ、弘願は親鸞聖人門弟唯仏の孫で、当寺第三代法名唯秀のこと、又光養九は唯法といい弘願の子で同寺第四代であり、本願寺第四代善如上人ではないと言つて居る。

貞和二歳十四歳の光養九は善如上人の年代に合するから、果して唯法が善如かは更に筆蹟研究によって定むべきことではあるが、今の場合は姑く措いて置く、弘願が港村浄光寺第三代唯秀であるという説は参考とすべきである。

私は猶お親鸞門下交名帳も研究して見たいと思つている。何れにしても本絵巻の筆者釈弘願は南北朝初期における親鸞門流の人には間違ひあるまいと思われ、従つて、本絵巻が真宗系の拾遺古徳伝と共通点の多いことも首肯されるであらう。

六、黒谷上人絵

かくて法然上人絵は、完本でなく、且つ本絵巻自身も糊離れがしていたところから、第二段の小松殿の絵図は明か後世の補図と認められ、第六段の詞書も頭が欠けている点もあるので、此上はこれが完本を得て、法然上人伝の新材料としたいと切望して止まぬ次第であるが、黒川真頼博士の考古画譜を見ると、

法然上人絵、残欠、三巻、古画目録云法然上人絵伝三巻、每巻標題黒谷上人絵伝釈弘願、御家人坊主中村家蔵、寛政戊午觀于屋代弘賢家”

真頼曰、此の絵伝三巻、予これを見る、このうち一卷は重複なり、第三の巻尾に記して云はく黒谷上人絵伝第三釈弘願と篇目あり、其の他二巻には篇目なし、又巻尾に記して云はく、右法然上人絵詞巻物、新見氏より借用、高島千春より出す由、絵詞とも著者所伝なし、天保十一庚子年六月上旬模、会心齋と見えたり、古画目録の説によれば御家人坊主中村某の所蔵とおぼゆ。

とあつて黒谷上人絵という、本絵巻の奥題名で伝つてゐるものは正しく今の絵巻物と同種のものと考えられる。黒川

博士の見られたるは、天保の写本で、たとえ重複あるにせよ、今のよりは完本に近きより多くの内容を有するものようである。

又神戸川崎男爵家所蔵宝物写真帳の長春閣鑿賞第一集に（第廿四、廿五、廿六、廿七図）、法然上人絵伝が載せられている。未だ其宝物に接する機会を得ぬが、其写真と解説とに拠ると、書画共に筆者名を欠いたものが三巻あって、上人誕生以前の部から始っている。

「時に長承二年癸丑四月七日の午正中母は何の苦痛なしこの時そらより幡二流ふりくたる、これ不思議の瑞相なり、見るもの目を驚かしきく人耳をおとろかさすと云ふ事なし」

「小児ふかく父の遺言を心にそめて母にいとまをこひて云、昔釈迦は十九にしてひそかに淨飯王の宮をいて、三十にして仏にならせ給へり、我は比叡山にのほりて二親の後世をとふらひたてまつるへしゆめ、恋しともおほつかなしともおほしめすへからす云々、母理にをれていと涙はかり頂にそゝきける、信としてはかなきをやのとゝめをきし子の別れさへまたいかにせん」

との詞書採は、事実として新奇は無いが記述の点において、何れも従来の上人伝に一致せない。知恩院・当麻に蔵する四十八巻伝、増上寺蔵残欠本、徳川達孝伯家蔵上人伝と肩を比すべき尤物と云えば、徳川（達孝）伯家蔵のそれと共に貴重なる上人伝であつて、本絵巻物との交渉については別に他日述べたいと思つている。

尚お画幅となつて詞書は縮まり、単に札銘で何われる絵伝は、徳川時代に入つてから民衆教化の爲めに版画となつて行われ、中には刺繍したもの（四幅・大阪一心寺蔵）さえあるが、古い南北朝時代を下らぬものに、備後山南光照寺蔵の三幅絵伝（親鸞絵伝一幅と合せ四幅物）増上寺蔵の四幅絵伝、知恩院蔵の七幅絵伝があつて、各々其の特徴を備え、

上に述べた諸絵巻の成立年代と前後若しくは余り隔たりない時代の作品であるだけに、上人伝として見るも研究の価値あるものである。

因に知恩院蔵七幅絵伝は、画法は古拙であり、伝記の順序も錯雑して、如何順序づけて行くかに悩まされはするが、一般法然伝の予備知識を以て、画と札銘とを辿る時に初めて諒解が出来、従来の絵巻物の詞書の何れにもよらずに独自に画き表わした一絵伝であることに氣附くのであり、増上寺蔵四幅伝は画はよく出来ていて、これも別箇のものである。

備後光照寺蔵三幅絵伝が親鸞絵伝と団体裁であり、裏に「建武五年二月、願主明尊、画工法眼隆円（国宝祇園社古図の筆者なり）」（四幅裏書大同小異なるも今はその共通主要点抜萃）とあることをかねて禿氏祐詳氏から聞いて居るので、本絵巻の筆者弘願の在世であり、共に法然・親鸞の両伝に及んでいるから、この光照寺画幅と本絵巻との交渉を知ろうとしたけれども、此画幅は奇観なるに加えて辺陲に蔵せられているために、徳応の「御伝絵謝徳鈔」と、近く「親鸞伝絵」（仏教芸術院発行）及び、「親鸞聖人絵伝」（興教書院発行）に禿氏祐祥氏の解説がある位でそれとても法然伝には論及されていないから其後同寺住職の厚意で、存覚の筆と称せらるる札銘の臨写を贈られ、其の写真と対比して見た処、画工の主観で多少の相違はあるにしても、拾遺古徳伝と大した差異のあるものでない事を確め得たので、やはり釈弘願筆の法然上人絵は、今日迄のところ類本の見当らない貴重な一法然伝である。と認むべきであろう。

再び法然聖人絵に就て

昭和二・八・三一
史林第十二巻第四号

一、緒言

大正十四年一月積弘願の奥書ある法然聖人絵残欠一卷が近江に於て発見され、次で知恩院に寄附されたる当時、私は詳しく其内容の討究を遂げて其概略を本誌（第十巻、第三号）に「新出の法然上人絵伝に就て」の題下にて紹介したが、其の中に黒川博士の考古画譜には

法然上人絵、残欠三巻、古画目録云法然上人絵三巻、每巻標題黒谷上人絵伝積弘願、御家人坊主中村家藏、寛政戊午觀于屋代弘賢家

真頼日、此の絵伝三巻、予これを見る、このうち一卷は重複なり、第三の巻尾に記して云はく黒谷上人絵伝第三積弘願と篇目あり、其他二巻には篇目なし、又巻尾に記して云はく、右法然上人絵詞巻物新見氏より借用高島千春より出す由、絵詞とも著者所伝なし、天保十一庚子年六月上旬摸、会心齋と見えたり、古画目録の説によれば御家人坊主中村某の所藏とおぼゆ。

と見えるから、弘願本は他にあるべく、或は徳川達孝伯家藏法然上人絵、神戸川崎男爵家藏の法然上人絵伝三巻の如き、未だ其内容の詳しく公表されざるものがそれではあるまいかと思いを遣し乍ら、此種絵伝研究の完成を後日に期

したのである。

其後機を得て徳川家蔵法然上人絵を見ることが出来たが、それは絵も詞も共に南北朝時代を下らぬ古写ではあるけれども、所謂向福寺琳阿本（浄土宗全書卷第十七所収）卷七の半にも足らぬ残欠一巻で引願本ではなかった。

本年四月知恩院法然聖人絵が国宝に指定され、此と前後して高田専修寺秘蔵の『法然上人伝法絵下』（永仁四年十二月二十六日書写）が『唯信』（三重県津市彰見寺内発行）誌上に松山忍明氏に依って発表されたが、これを見ると、これは前記法然聖人絵の詞書と同類で終りを完うしているけれども其初頭を欠いているものである。

『長春閣鑑賞』には川崎家蔵法然上人絵伝が紹介されているが、それには上人の誕生の部が出ていて三巻であると言うから、或は考古画譜に載せらるる上人伝であつて、而かも知恩院の『法然聖人絵』や専修寺の『法然上人伝法絵下』の最初や又は其の臨終の部分をも補い得るものではなからうかと想われ、よし弘願本でなくとも上人伝の新史料ではあるまいかと考えられるから、沢村文学士の紹介で、去五月始めて川崎家蔵の絵伝を見るの光榮を得た。然るに同書は首題「法然聖人絵」、尾題「黒谷上人絵伝第三 積弘願」等と明記され、書画の筆法、紙質、紙幅全く知恩院の新国宝と合致するのみでなく、考古画譜にいう法然上人絵残欠三巻なるものらしく、且つ其内容が又未だ嘗て他で見たことのない法然上人伝記であつたから非常に興趣を感じたのである。然し下に述べる如く、三巻とも知恩院本の前部であつて、伝記としては其中間に脱漏もあれば前後の錯雑もあり、尚お弘願本都合四巻には尚お臨終の部分の欠けているのが遺憾であつた。

越えて七月『日本国宝全集』（第二十九輯）の配本を受けてこれを見ると、知恩院蔵『法然聖人絵』解説の文中に

因に東京帝室博物館に蔵する摸本二巻、一は巻末に、「黒谷上人絵伝第三、積弘願」の奥書あり、他は巻首に

「法然聖人絵」と題しており、蓋し両者とも本巻の連れと思われるが惜むらくは未だその本の所在を知らない。とある。川崎家蔵三巻に就て一言もないのは解説者の氣附かなかつたからであろう。其の帝室博物館所蔵二巻は縦い摸本であるにせよ、上掲弘願本四巻の残欠の部分を補うものであるまいか、「黒谷上人絵伝第三、釈弘願」の奥書は川崎家と合致するも、両巻物所収の比較或は其内容の順序を訂正するものではなからうかとの疑問を生じたから、三浦博士の紹介に依つて更に東京帝室博物館所蔵の絵巻を調査することが出来た。

斯くて高田専修寺の伝法絵の発表、前記各種の『法然聖人絵』類本の提供と、其後の調査とによつてここに前回の報告を補訂し、併せて聊が大方に質したい為め本編を草することとしたのである。

二、弘願本の梗概

川崎家蔵三巻は共に竪一尺三寸三分、第一巻全長四丈四寸絵詞各七段、所謂第二巻三丈四尺絵詞各十段、第三巻三丈二尺二寸詞書八段、絵七段である。今本絵巻の梗概を第一巻より順次略記すると、

第一巻

首題、法然聖人絵

- 一、序文並に時国夫妻神仏祈願の事。(同図)
- 二、上人降誕種々奇瑞の事。(同図)
- 三、保延七年夜討の事。(同図)
- 四、父時国臨終遺言の事。(時国臨終と墓参の図)

五、小児母と訣別の事。(同図)

六、小児觀覺得業の弟子となるに其の俊なるを感嘆せらる事。(同図)

七、小児十三歳にして上洛登嶺の事。(同図並田染図)

尾題、黒谷上人絵伝一 釈弘願

所謂第二卷

首題、法然聖人絵

一、上人善導大師と夢中會見の事。(同図)

二、建久七年正月十五日より靈山にて如法念仏修行種々靈瑞の事。(同図)

三、上人鎮西聖光房と法問の事。(同図)

四、上人厠にて念仏の事。(同図)

五、上人大仏勸進職辭退、修乘房重源代行並に阿弥陀仏名の事。(大仏供養図)

六、高野明遍の法問並に勢觀房に法語(所謂一枚起請文)授与の事。(同二圖)

七、上人の師施肥後阿闍梨桜池に竜身となり住せる事。(同図)

八、上人禪勝房に浄土門の安心を示す事。(同図)

九、上人敬仏房に念仏要旨を示す事。(仏名授与の図?)

十、東大寺軒下にて三部經並に善導大師御影供養の事。(画図無し)

尾題、欠

第三卷

首題、欠

再び法然聖人絵に就て

- 一、元久元年十一月七日七箇条制誠並に連署の事。(同図)
 - 二、後白河法皇上人の往生要集披講を随喜せられ、隆信をして真影を写さしめらるの事。(同図)
 - 三、上人捨聖婦淨選択集を著し他力を勧め給ふの事。(同図)
 - 四、承安四年春四十二歳にて黒谷を出て吉水にうつり専修念仏の行者となり給ふ事。(同図)
 - 五、上人観念をすてゝ称念の一行を勧め給ふ事。(同図)
 - 六、文治二年大原勝林院にて浄土の教文沙汰並に不断念仏の事。(同図)
 - 七、建久元年秋清水寺にて不断念仏開白の事。(同図)
 - 八、建久三年秋大和入道親盛嬖娥にて七日間不断念修行の事。(同図)
- 尾題、黒谷上人絵伝第三 釈弘願

以上の三巻となる。而して知恩院本は全長三丈九尺三分五厘で十三段に分れ詞書の次に各々絵がある。前稿と重複するけれども便宜上、左に掲げる。

首題、法然聖人絵

- 一、元久二年四月五日九条殿退出の砌上人頭光路蓮の奇瑞の事。(同図)
- 二、元久三年七月上人小松殿に於て隆寛に選択集付風の事。(同図)
- 三、上人右の眼より光を放たるゝ事。(同図)
- 四、高島入道上人に見參の砌丈六の面像現はるゝ事。(同図)
- 五、上人上西院の女院に説戒の事。(同図)
- 六、弟子重蓮安業等小御所に於ける不思議の事より隠岐法皇逆麟、建永二年二月二十七日上人七十九歳にして流罪の事。

(同図)

七、上人流罪の途次姪の島に於ける事。(同図)

八、室の遊君達来る、修行者三心に就て上人に尋ぬる事。(同図)

九、塩秋の地頭高階時遠入道西仁が館に於て上人を饗応し、自力他力に於て問答の事。(同図)

十、上人松山の風光を賞し詠歌の事。(同図)

十一、上人讃岐国小松生福寺参詣の事。(同図)

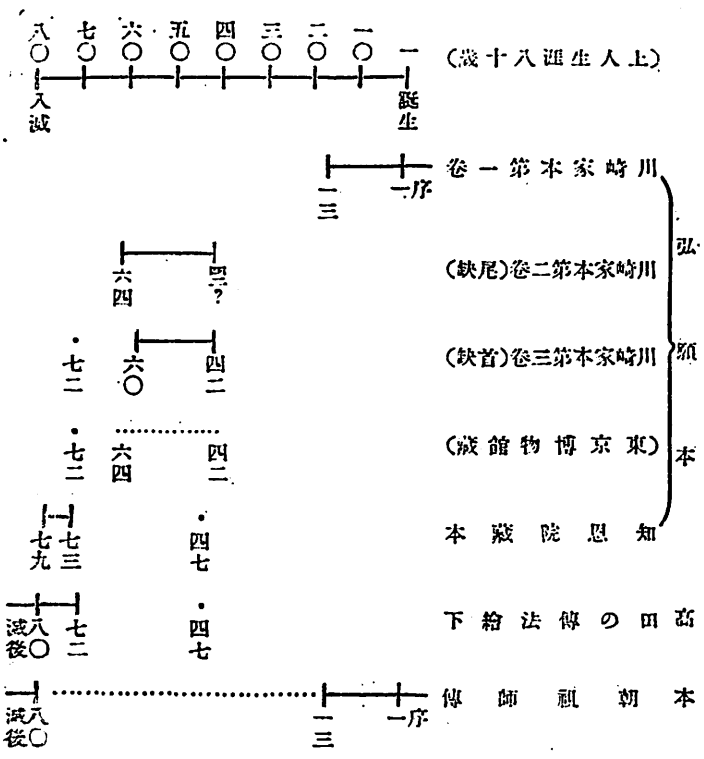
十二、建暦元年八月上人帰洛の途次勝如上人の遺跡勝尾寺に止錫の事。(同図)

十三、上人勝尾寺の住侶に法服十五具を進上の事。(同図)

東京帝室博物館所蔵二巻は川崎家本の第一巻を欠けるあとの第二、第三を順序も其儘に詞書は景恭、絵は福田柳濤、岩井晴沢等十数名で(中には木村仙之助十三歳といふのもある)描き、さして巧妙でもなく、着実に剝落写しをして居つて別に法然上人伝を補うところもないが、天保十一年六月会心齋の奥書があることは、後に述べる如く、他の意味に於て発明するところ渺くないのである。

以上の弘願本が法然上人の一生涯のどの部分を収めているかを一目瞭然たらしめんが為め、且つは以下説明の便宜上、高田専修寺蔵『伝法絵下』筑後善導寺蔵『本朝祖師伝記絵詞』をも併せて左に図示して見よう。

即ち弘願本に於ては川崎本第一巻は序文、誕生より初まり十三歳比叡登山迄(登山以後剃髮修学煩悶時代の部分を除き)、所謂第二巻は浄土開宗前後(浄土宗では四十三歳開宗説なるも第三巻に四十二歳開宗とせり)より建久七年靈山如法念仏会の六十四歳迄を主に収め尾題を欠き、同第三巻は首題を欠き上人の七十二歳に当る元久元年の七ヶ条制誡が付き、承安四年(上人四十二歳)より建久三年秋(上人の六十歳)迄、知恩院蔵本は主として末年の記事で元久二年(七



十三歳)より建曆元年(上人七十九歳)入洛に及ばずして終つて居る其間史実として如何かと思ふるも四十七歳の出来事に擬せられてゐる上西門院説戒の記事がある。尚お詳しく吟味せば川崎第三卷第二段に於て九条殿と上人との關係をのべ、筆の勢い流罪謝免の事に及んでゐるから七十五歳の記事の例に准すべきものがないではないが、上の図示は各段主眼記事の年代によつて作つたことを諒せられたい。それにしても第二卷は篇目もなく、第一、第三の篇目に擬して今一卷を第二卷としたのであろうから、上の図示によつても知らるる通り第二卷は寧ろ第三卷の次にされてもよいので所謂第二卷と称する所以である。而して東京帝室博物館蔵二卷は上述の如く、四十二歳より六十四歳、七十二歳の一項を収めてゐる事勿論である。

三、他伝との交渉

(一) 高田の伝法絵『法然上人伝法絵』が高田派本山専修寺の宝庫に納まって居る事を、中沢見明氏が史学雑誌(第三十四編第八号)に報ぜられているが、其内容に就ては松山忍明氏が本年三月より七月に至る『唯信』誌上に五回に分けて公表される迄知り得なかつたのである。それには首題「法然上人伝法絵下巻」粘葉綴一冊、文格片仮名、尾題、欠、奥に

南無阿弥陀仏 十反

草本云永仁四年十一月十六日云々

永仁四年丙申十二月下旬第六書写之

とあり、他のものと比較して、願智七十一歳の真蹟であるという。元久元年七箇条起請文より初まって上人滅後中陰仏事、随蓮夢物語等に及んで居る。

当伝法絵と弘願本との対校に就ては、既に松山氏によって単に知恩院本との比較が試みられ、同学江藤激英氏も中外日報本年六月二日の紙上に述べられて居る。両氏とも筑後善導寺蔵『本朝祖師伝記絵詞』に論及されているけれども、其結論は遺憾乍ら首肯されないのである。

元久元年の七箇条起請文並に連署が川崎家本の第三卷首題欠の最初に附いていることは少し変であるが、高田伝法絵では、知恩院蔵本の元久二年の直前にあって事実の順を追って流罪、謝免、帰洛入滅、滅後追憶を記述して居る。但だ一事史実としてあやぶまれている上西門院へ説戒の時の奇瑞(高倉院御宇)通説上人四十七歳)を挿入して居るが、

再び法然聖人絵に就て

これは年時を明記せず、希代の勝事として上人の嘆徳に擬したに過ぎぬのであろう。

高田の伝法絵の内容の大半は知恩院蔵本と合致して居って、終りが延びている。高田本が比較的整備しているのに比して、知恩院本は高田本よりも首尾共に残欠が多い上に、中間の記事に於ても前後錯雜脱落がある。此は私が大正十四年一月始めてこれを見た当時に非常に糊難れがして居た事を想起せしめられる。又川崎家蔵の分は現によく保存されているけれども、其所謂第二卷に於ては第五段、第九段の絵図は詞書と合わず、第十段の絵図と共に尾題を欠いている。第三卷にあつては、最初から首題を欠き、第一段に元久元年七箇条制誡を附して、次に承安四年に溯っている。可なり纏つて居る第一巻でも其第四段の絵図は時国臨終と母子墓参の二図を継ぎ合せて居り、第七段小兒上洛圖の次に田楽圖を繼いで尾題紙を續けて居る。田楽圖は、同一原本より分流したと思わるる筑後善導寺蔵『本朝祖師伝記絵詞』には法然誕生の美作漆間邸附近の田舎の状況を表わする田楽圖であるのを、川崎家本には小兒上洛の途次の田舎を表するものになつて来たようで、小兒上洛圖と田楽圖とは無連絡のままに継合されて居る。

是等の事は何れも弘願本が合四巻共、嘗ては皆糊難れがして居た事を、物語つて居るものであろう。東京帝室博物館二巻が、川崎家本の誤字剥落、順序其儘の模写であるのを見ると、弘願本の奥書の錯簡は天保十一年以前からの事であつたと知られる。且つ此書は早く三巻と一卷とに分れて居って、それが別々に川崎家、知恩院の有に帰する迄は随分粗末に取扱われて、最近まで世にも出ず、極めて数奇な運命の持主であつたらしい。

これから此弘願本と高田の伝法絵との対校に戻る。伝法絵を底本にして弘願本と対照するならば殆んど相合致する。高田本では七箇条起請文が片仮名延書に改められ、連署門侶に信空と成覚房を入れず、「三十三人、已上二百余連署畢」の文字が省かれて居り、二三の用語、語尾の些細の出入の他は雙方の記事の有る部分は同様である。而して

高田伝法絵では赦免以後の上人の記事が補われ、以下述べる如く、もと同一原本より分れたとしたならばこれに拠つて弘願本記事の順序を正すことも出来るのであるから、同書はもとより単独としても貴重な法然上人伝であつて、他日弘願本の最後の部分の発見される迄は、これに拠つて元久二年以後の伝記を或る程度迄復元し得るのである。これにつけても、同書が最初の部分と絵図の欠けていることはかへすかへずも惜しむべきことである。

(二) 筑後の本朝祖師伝記絵詞 前稿で私は拾遺古徳伝との交渉の条下に、弘願本が本朝祖師伝記其他の史料迄も広く輯集して編み出したものと認めておいたのであるが、今斯く弘願本の内容が豊富になり、又高田の伝法絵も出て見ると、一層密接なる関係あることを知り得るのである。

筑後善導寺に現に所蔵さるる本朝祖師伝記絵詞に就ては、同書単行本の序並に『浄土教之研空』に望月博士が研究を発表され、爾來幾多の論文の中にも散見するところである。

望西楼了慧が弘安年中撰述した聖光上人伝の註(浄土宗全書卷十七、三八三頁)に

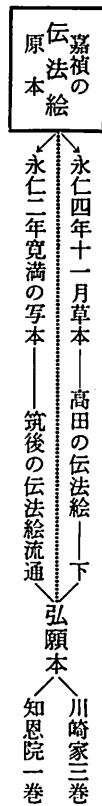
伝法絵云、弟子弁阿、上人入室後、遺予州而弘通念仏、還鎮西建立光明寺。

とあるは、本朝祖師伝記第二卷(浄土宗全書卷十七、六四頁)に

弟子弁阿者、上人入室後、先遺伊州弘通念仏、還鎮西建立於光明寺、教道一切衆生、遂往生宛如本望。とあると殆んど同文なるのみならず、本伝第三卷の内題に「伝法絵流通」とあるから弘安以前に既に本伝が「伝法絵」と称して世に行われていたらしい。然るに前記高田本の上人伝が又「法然上人伝法絵」である。高田本との異同について松山氏は『唯信』(第三号)誌上で、やや類似しているが全く別本であると断定されているけれども、今少し考慮の必要があると思う。

本朝祖師伝記絵詞の原本は、第一巻の序の終、第二巻の末、第四巻の奥書によって、嘉禎三年に出来たもので詞書は軌空、絵は左兵衛尉光忠の書いたものであるが、今筑後に伝うるものは永仁二年甲午九月十三日沙門寛惠(満七十)の写本を更に徳川時代初頭に複写されたものである。随って展転複写されるうちに弁阿が嘉禎四年に入寂せること等の追記もあれば誤写脱漏改竄もなされたことが想定されうるのである。

又高田本といへども、永仁二年の草本より願智が書写するうちに七箇条起請文の延書を初め用字を片仮名にしていること、絵図の省略されていることなどの改竄の加えられた形跡があつて、伝法絵原本其儘ではあるまいと思われ。されば高田本も筑後本も恐らく嘉禎三年の同一伝法絵より分流して多少改竄された異本と見るべきであろう。



高田の伝法絵下と、弘願本法然聖人絵とも亦同一原本から分れた異本であるとしたならば、弘願本と筑後本とも亦同一原本より分派した異本と想定し得るのである。而して筑後本の序文と弘願本の序文とは同文である。但だ筑後本に、

いま先師上人、念仏し給える由来を画図にしるす事しかり。「于時嘉禎三年丁酉正月二十五日沙門軌空記之」
とある。括弧の中の年月日軌空の部を省略しているだけである。其代りに筑後本に於て、

漆間朝臣時國一子生ずるところ。「諸仏の世を利し給。云々」

とあつて括弧の部は明かに脱漏であり、以下文意の通じ難いところが弘願本によると判明する。かように二本出入し

つつ互に補訂することが出来るのである。

更に絵図から見ると、詞書と、同様に両者が又嘉禎の原本より幾転かしている為に全く同一ではあり得ないけれども、或は誕生鳴弦、東大寺大仏殿、上西門院説戒、殿上説戒、頭光踏蓮、力者小松參殿、遠流の舟行の図等は、最もよく其風貌の似通うものがある。

(三) 拾遺古徳伝其他 拾遺古徳伝は他の単なる法然上人伝と異つて親鸞聖人を其門侶に入れる意図で選述されたのであるから、単なる上人伝と対比する時には、予め其れを考慮の中に入れて置かねばならない。

弘願本と古徳伝との關係の深いことは前稿にも述べたが、今回川崎家所藏本を得て益々其感を深くするものである。法然上人浄土開宗が承安四年四十二歳なること、元久元年七箇条起請文連署門侶中に善信の加つてゐること抔が其主なものである。又高田本下の末段を弘願本の延長と想定して置いたが古徳伝の末段等はよく合致する。

次に備後沼隈郡山南村光照寺に藏する法然上人伝三幅（親鸞聖人伝一幅と同体裁にて都合四幅）に就ては前稿に於て拾遺古徳伝を軸物仕立としたように述べたが、未だ其実物を見るの機会がなく、ただ同寺住職季平鏡祐氏の厚意によつて贈られた札銘と縮少された写真と、弘願本四巻の写真とを照合すると、夜討の小兒介添の場合、墓參、桜ヶ池、夢中善導大師供養、真影図写、頭光踏蓮、流罪舟出、海浜教化等の図相の愈弘願本に髣髴たるを思わしめる。弘願が親鸞門葉であつて、法然伝と親鸞伝絵（現に東本願寺所藏）との両方に關係して居る時代と殆ど同時代の建武五年に、光照寺の四幅（法然三幅親鸞一幅）伝が出来て居ること、親鸞伝絵には覚如の相統者善如が筆蹟を遺し、光照寺本には存覚が札銘を書いて居ること等も何らかの關係が有りそうに思わたる。禿氏祐祥氏は光照寺画幅の解説に「貴族的の絵巻を民衆的のものに改作すべく掛幅に写し換へた」と言われた丈で法然上人伝の依憑伝記に論及されていないのは遺憾

である。後日此四幅を対照して精覈したいと思つてゐる。

尚お向福寺琳阿の識語を有する『法然上人伝絵詞』九卷（浄土宗全書第十七卷所収）の現存するものは近世の模写であるが、徳川家所蔵残欠一卷は其第七卷の半なるも南北朝代を下らず、文中同時代の筆蹟にて異本と対校せるより推して、同時代の古写本であるから、此絵詞も原本は鎌倉時代に上ほしうと思ふ。殊に其序文は弘願本、筑後の善導寺伝法絵流通と共通している。本文に至つては年時叙述に差異がないでもないがそれは転写中に生じたものなるべく、概して此系統に關係が深いから、これも嘉禎三年の伝法絵原本なるものより分派した一異本と見られ、従来向福寺琳阿を作者の如く想定して琳阿本と称してはいるけれども、琳阿は寧ろ伝持者と見るべきであらう。西本願寺蔵『善信聖人絵』にも向福寺琳阿とあるが、これも同じく所持を示すものと見たい。

四、筆者弘願攷補遺と絵巻の伝来

(一) 筆者攷 絵は詞書に先きだつて画かれ続いて詞が書かれたので何れも同時代のものであるが、画家は誰であるか知ることが出来ない。本文と奥書とは同筆であるから詞書は弘願である。

前稿には弘願に就ても述べ、藤原猶雪氏著『親鸞聖人真像之研究』（四九一—五一頁）に引く「港村浄光寺系譜」によつて親鸞門弟唯仏の孫で浄光寺第三代唯秀という説を参考に挙げて置いたけれども、其後同学日下無倫氏の厚意で贈られた『三本親鸞聖人門弟交名牒』を換すると、同書（四七一—四八頁）には、

三河妙源寺本（常陸光明寺本全同）

甲斐万福寺本



自余門弟略之



となつて居り『仏光寺小部集』所収の交名帳の光蘭院本（九三頁）及び光照寺本（二二〇頁）共に妙源寺本と殆んど同じく、弘願は親鸞聖人の門弟常陸住念信の孫弟子に当る。又前述唯仏は会津の住人となつて居る。何れにするも、親鸞第四代の弟子で南北朝初期出世となり、絵巻の年代とも合する。然し無量寿寺藏「港村浄光寺系譜」は元禄頃のものであり、会津の唯仏の孫で常陸浄光寺第三代唯秀という事は一説として参考にはなるが、随分複雑な伝である。寧ろ素直に交名牒に明記されている親鸞の法曾孫弘願と見て置く方がよいように思う。

(二) 伝来 知恩院本一卷はもと近江の某所に蔵せられ、川崎家本三巻は商人の手から購入されたようであるが、此三巻は前の一卷とは早く別れて居たからこそ考古画譜の引いた古画目録にも三巻となつて居るので、寛政の頃には御家人坊主中村某氏の所蔵であつたと見える、それより更に溯つての伝来は判り兼ねる。

其後幕臣新見氏の手に移つたらしい。天保に摸写した会心斎は晴川狩野養信であつて、狩野派の画の行詰れるを歎き、諸方の絵巻、古画の摸写より材料を得て新機軸を開かんと多くの複写をものした人である。当時の新見氏は恐く

再び法然聖人絵に就て

正路の事であろう。天保元年大阪町奉行となり、大阪湾口を浚渫して天保山を積んだ良吏で、後小姓番頭に准ぜられ、続いて儲君の内柙事に進んだ。氏が蔵書目録なる『賜廬書院儲蔵志』の自序によると、浪華市尹に命ぜられ、貿易港口にあり平安に近きと財力の便に任せて経書子集は更なり国書草子の類迄も集め、自ら読み又他の希望者に惜気もなく貸与したようである。今の弘願本三巻の如き当時御家人中村某氏より新見正路氏の手に移って居たのを土佐派画家高島千春を介して狩野晴川が借うけ、天保十一年門弟に書写せしめたのが所謂晴川本であろう。而して黒川博士が見られた三巻は其の晴川家本ではあるまいか。即ち現に東京帝室博物館に帰した天保十一年の摸写本であって、其原本たる川崎家蔵の弘願のそれではあるまい。恐らく川崎家本巻第二に当る同一のもの二巻の摸写と第三巻と都合三巻であつたらう。第一巻であつたならば首題もある筈で「篇目なし」とは意味をなさないからである。但だそれにしでは三巻の中第一巻のみ摸写されずに第二巻を二巻複写せしことも不可解であり、現に博物館本は二巻であつて三巻のうち重複一巻を省略したものか何れにしても其間の消息は判りかねるが、寛政十年中村家蔵のものは多分今の川崎家本三巻であらうと思う。

弘願本三巻は其後展転して一般に其所在が知れなかつたと見える。内藤博士の蔵せらるる明治十七年四月栢木貨一郎氏出版の『大倭画名巻競』を見ると、其の番附の相当なところに黒谷上人絵伝があつて筆者未詳三巻所在未詳となつてゐる。弘願本は実に散佚と流転の運命に富んだ絵巻であつた。

五、川崎家本の内容

知恩院本及川崎家本共其梗概に就て述べ終つたから、今其他伝と異つた二三を挙げて見る。

(一) 年時の異同 法然上人の登山を十三歳として、「私日記」筑後の「本朝祖師伝記絵詞」及「十六門記」と同じで、「四十八巻伝」「古徳伝」等の十五歳説や増上寺本の十八歳説と異っているけれども、この方が正しいようである。登嶺と出家とは年時を分つべきである。

法然上人の開宗を承安四年春四十二歳としていることは前に述べた。而して善導と上人との夢中对談は別項にして年時は判然せぬけれども来現後に念仏化他という意味を表わすようで、これは寧ろ古い伝を存続しているのである。然るに四十八巻伝が開宗とこの夢中对談とを巧に結びつけて承安五年四十三歳となしているのは記述に技巧が見える。増上寺蔵殘欠二巻本は四十三より念仏を自行化他の行とし其後善導が毎夜来たとしている事、念仏宗教化年時と善導来現の前後及び奇瑞の種々相表現の異同とは、数種上人伝を大別して其流れの源を尋ねる上に興趣が深い。

(二) 童名 法然上人の幼時を小児とのみいって別に童名を載せていないことも、上人伝中の古い伝なる『私日記』及『航空伝』によつたのであらう。『古徳伝』『十六門記』も童名がない。其れが四十八巻伝になつて「所生の小児字を勢至と号す」とするは滅後園城寺公胤の夢に法然は勢至の化身と見たという『私日記』の伝説から『四十八巻伝』に伝えられたものか。又「小矢児」も『四十八巻伝』に初つて此系統の後世の伝記に用いらるところである。童名通常に勢至丸と呼びなされているけれども、知恩院蔵の原本は勢至である。

尚お童名として易産子(法然上人秘伝巻上)、文殊御前(同上)、蓮華王(十巻伝)、西面童子(同上)、仏名御前(秘伝抄)等、後世になればなるほど徳名を以て呼ばれるけれども、それは却て根本の童名不明を語っているものであらう。

(三) 南無阿弥陀仏 次に上人の名に關連して重源の名に就て一言しよう。

東大寺勸進俊乘房重源自ら南無阿弥陀仏と称して人々の名にも阿弥陀仏名を附けて結縁せしめた事は有名な話であ

って、愚管抄に

大方東大寺ノ俊乗房ハ阿弥陀ノ化身ト云コト出キテ、ワガ身ノ名ヲバ南無阿弥陀仏トナノリテ、万ハ人ニカミ、一字ヲキテ、空アマミダ仏、法アマミダ仏ナド付タルヲ、誠ニヤガテ我名ニシタル尼法師ヲ、カリ、ハテハ法然ガ弟子トテ、カ、ル事ドモシタル、誠ニ仏法ノ滅相ウタガイナシ。

とあるが、本絵伝第二巻第五段には

治承四年十二月二十八日東大寺炎上の後大勸進の御沙汰あり。(中略)重源左右なく領状、ほとなく大功を終をはりぬ、修乗房はかりことに日本の貴賤炎魔の庁廷にしてたつねとはれんとき、各々身つからの名字をなのらんにちなむて、自然として念仏するにおなしかるへきによりて、せめて物ことに法花經の文字のかすを阿弥陀仏の御名にそへて、道俗男女に賦せけり、これ日本国の阿弥陀仏名のはしめなり。

と記されている。阿弥陀仏名に就ては、既に中村直勝氏、橋川正氏等が重源以前に其人名のあったことを指摘されて居るが、彼の一代善業を撰載した南無阿弥陀仏作善集一卷がある。伝記史料としても価値あるものである。それにも阿弥陀仏名付日本国貴賤上下事(建仁二年之始成二十年)

というから自ら南無阿弥陀仏と称せるは極晩年のようである。さて前に(三他伝との交渉の条)掲げた如く本絵伝は嘗て糊離して絵と詞書錯雑したようで図版第二は、川崎家本第二巻第九段の上人が敬仏房に念仏要旨を示す次の絵としては、意味をなさぬから第五段の絵に繰上げ、第五段の絵は寧ろ第十段の絵とすべきであろう。然る時は第五段の詞書の「阿弥陀仏の御名にそへて道俗男女に賦せけり」が絵と詞と合致し、又かの愚管抄の「万の人にかみに一字をきて」云々の説明ともなつて、「面白いと思う。」

重源は普通俊乗の房号を以て呼ばれているが、当第二卷第五段に於ては修乗房となっている。『私日記』には

東大寺勸進修乗坊重源

とし、筑後本『筑空伝』も修乗坊としている。『東大寺統要録』宝蔵、『玉葉』、『平家物語』には春乗房とし、一般他伝には俊乗房で伝つてゐる。これらによつても弘願本と筑後『筑空伝』との関係あることを認めらるのである。

(四) 七箇条起請文 法然上人が念仏門侶と、ともにこの起請文に連署する事は重大な事件であつて、この一事件については別に述べる必要があるが、ここには本文の文体と連署の門侶について概説するに止めて置く。

嵯峨二尊院に元久元年十一月七日付七箇条起請文の原本が蔵せられてゐる。本文は漢文で、源空の次に門弟信空を筆頭に、七、八、九の三日間に互り代筆、自署合せて百八十九の名を連ねて居る。本書は一部の学者間に疑難を抱いてゐるようであるが、当時のものと認めてよからうと思ふ。

各種の上人伝に此の掲載する本文の梗概を略載せるもの、和文に延書きせるもの等幾種類あるが、弘願本の如く着実に漢文で全部掲げているのは類例が少く、高田の伝法絵は前述の如く片仮名に直して居り、筑後本も四十八巻伝も和文取意にならつてゐる。

而して問題は次の連署の門侶にある。

弘願本には

源空上人

信空、感聖、尊西、証空、源智、行西、聖蓮、見仏、導亘、導西、寂西、宗慶、西縁、親西、幸西、住蓮、仏心、源蓮、蓮生、善信、行空、成覚房、三十三人

再び法然聖人絵に就て

とあって二尊院文書と比載するに成覚房以下が略されている。三十三人は二十三人の誤であろうし、二百余は概算であろう。右二十三人の中、成覚房とあるは二尊院文書に異筆で幸西が二つ見えている、一を成覚房と改めたのであるが、善信の名はない。これも幸西流に「僧綽空」とあるを改めたのかも知れない。

高田の伝法絵の門侶連署人は見仏を筆頭にして二十一人で、善信を出せることは同じいけれども、最初の信空と最後の成覚房を除き、総計も省いて詞書に移っている。江藤氏が松山氏の誤植訂正をも待たれないで、此門侶数の対照から直に兩本が全然別本であると認められたのは報告を急がれた余りの速断であった。連署門侶の掲出異同は自派が法然門侶中優秀の地位にあることを示さん意図から、任意に取捨改竄が行われたものと見てよからうと思われる。

法然上人行状画図詞書の世に行わるものは円光大師行状画図翼賛（円智撰述義山重修）に拠る。これは元禄年間義山が知恩院藏本に加筆改訂をなし、別に註を附して上梓し、流布したもので、私は先年藤堂、江藤両氏と共に知恩院、当麻往生院の兩國宝原本と対校したが、諸所に改竄の跡を認めた（中外出版株式会社発行大正校訂版参照）。其中偶々七箇条の門侶連署中、知恩院本中流布本の綽空に当る綽の字の汚損に氣附いたが其後当麻本と対校して綽空ではなく禪空であることを確めた。これ義山師を下らざる時代に禪を綽とせるを更に扁を削り旁の上部を補筆した形跡歴然たるものである。

尚お弘願本に収むる法語中、未だ世に知られていないものもあり、絵図を細密に調べる時は、中世の廁の構造、草履に先緒の無きこと、大仏殿の様式等、幾多の研究材料が提供さるるが、それらは稿を改めることにして今は省略に従って置く。

六、結 語

弘願筆『法然聖人絵』現存四巻は嘉禎の耽空『法然上人伝法絵』を基として作製されたるものであって、高田の『法然上人伝法絵』、『拾遺古徳伝』、筑後善導寺の『本朝祖師伝記絵詞』、『法然上人絵詞』九巻（向福寺琳阿）等とは同類本であり。法然上人行状画図四十八巻の類本と対立すべく、後者が公卿の記録等を参酌して鎮西派正統を鼓吹せんとするに對して、前者は「私日記」を基として信空を法然門侶中の高弟として伝法流通せんとした耽空の精神を承け継ぎ、更に各々自派に都合よきように適宜改訂分派したものである。

されば弘願本の整備せざる限り、現存筑後本を底本とし、高田伝法絵によって訂すべきは正し、古徳伝、法然上人絵詞九巻（向福寺琳阿本）を参取したる法然上人伝絵を以て、現存弘願本四巻に照合するならば、弘願が当時知り得た法然上人伝絵に近きものが復元されうるであろう。それにしても弘願本四巻は絵と詞書とが大体整備して居って、南北朝時代の耽空『伝法絵』を偲ばしめうると共に、他伝に脱漏、改竄された幾多の材料を収めて今日に伝えて居る点に於て其価値を認むべきであろう。

終りに臨み、貴重なる宝物の観覽並に撮影を許された男爵川崎武之助氏、伯爵徳川達孝氏及び知恩院の厚意を謝すると共に、種々研空の便宜を与え指導を賜った三浦、内藤、沢村、関、溝口、秋山諸先生及び浄土宗務所の鴻恩を特記して感謝の意を表したい。

西本願寺所蔵の黒谷聖人絵詞伝拔書

昭和三八・六・二五

佛敎大學研究紀要第四四・四五合卷

——天文五年の証如上人筆——

一、存覚袖日記

知恩院所蔵の法然上人行狀絵図四十八卷（国宝）の製作年代については元禄年間刊行された鹿谷法然院忍激の『御伝縁起』に基く徳治二年頃（上人滅後九五年—西紀一三〇七）説が定説とされていたのであるが、近年史学の発達に伴う自由研究思想によって学界に諸種の異説が生れた。内藤湖南博士の如きは室町末葉を唱えられ、宗門学者の間にも、幾多の新説が出て従来の鎌倉作成に疑問を抱くものがだんだん多くなっていたのである。

ところが存覚の『袖日記』が公表され其の中に「黒谷四十八卷絵詞料紙事」が記されていることを知って初めて以上の諸説は霧消された感がある。そして舜昌の『述懐鈔』第二十「吉水絵伝述作事」（純浄全卷四の一三三頁）に

今不レ図勅命ヲウケ法然上人ノ勅化ヲ画図ニ写シ弥陀称名ノ本願ヲ卷軸ニ頭ハス事偏ヘニ一念弥陀仏即滅重罪云々と自記していることも、また堺旭蓮社澄円の『浄土十勝節箋論』卷上乾中の「持名最上勝」の段にとく

従上引上人法語人皆知レ之、汝胡不レ見乎。匪ニ畜小師独得レ之。又知恩院別当法印大和尚位舜昌、得レ之而為ニ祖師行

状画図之詞

ことも再確認されるに至った。それまでは是等舜昌や澄円の記述を後世よりの加筆若しくは偽作として論述されていたのである。

偕て存覚（二二九〇—二二七三）は本願寺三世覚如の長子である。当時は親鸞の大谷墓所が鳥部野からここに移建されて間もない頃で本願寺という名さえも漸く創称されようとする時であって父覚如宗主の嘗めた苦難は並々ならぬものであった。

親鸞の遺骨が吉水の北辺（今の知恩院崇泰院境内）に改葬されて所謂大谷廟堂をつくり影像を安置したのは聖人の女である覚信尼と聖人の門弟との協力によって法然廟下に近付く意図に基くと考えられる。爾來慶長八年知恩院の擴張に当り、江戸幕府の命によって親鸞の廟所が今の東山五条坂に移るまで存続するのであるが、其の間、知恩院と本願寺とはお互に親近であったようである。

一例として想い浮べることがある。知恩院法然上人影像が応仁の乱を避けて江州伊香立（今の新知恩院）に移していたところ乱治まって文明十六年三月には京都の故地に戻り蒲生秀紀の寄進で影像の修理がなされた事は知恩院文書によって知られる。其の際に影像の衣色が香衣色に塗り更えられたらしい。それでは「墨染の聖者」と称せられた法然上人には相応しくないというので文明十九年正月本願寺蓮如は弟子順哲を使わして其の異形を確か更に後日蓮如上人自ら知恩院周替珠琳（二十二世）にあって話しあいもとの縮衣に復旧せしめ「此当院栄昌之徴也。仍贈銀千疋賀之。」したところ、果せかな「明日禁廷供_レ金若干於像前。院主因得_レ再_ニ修祖服等、深歎_ニ師言不_レ虚。」という一件が『本願寺通記』に記載あるを挙げることが出来るのである。

偕て話をもとに戻す。親鸞墓堂の土地であるが、これはもともと禅念（覚信尼の後夫）が買得していたものを墓所と

するに際し其の室覚信尼に譲ると共に其のあと其れを夷子一名丸に譲るか否かは一に覚信尼の意志に任かすと特記して与えている。されば大谷の墓地敷地は全く覚信尼の私有になっていたものを禅念の没後に覚信尼は私有を改めて宗祖親鸞の墓所として寄進するということを東国門弟に通達し其の条件として此の廟堂を預かる留守職は自分の子孫が継承することを約束している。

そして覚信尼のあとは禅念の子でなく、先夫の長子覚恵が第二代をつぎ其の長子覚如が第三代となる。尨が覚信尼と禅念との間に生れている唯善（覚恵の異父弟・幼名一名丸）は父が大谷の墓地を提供している因縁に頼よって大谷墓所の管領を企図しあらゆる策謀を巡らして覚恵、覚如の父子を悩ましめるのである。それにしても覚如は、東国の門徒に説き、且つ支えられた。そして正安三年（一三〇一）には鹿島門徒の長井の導信の請を入れて『拾遺古徳伝』九巻を作り法然上人の行状を記すと同時に宗祖親鸞の行実を併せ記することによって祖徳顕彰と覚恵、覚如を中心とする大谷教団の確立に力めている。

其の後覚如は青蓮院に於て唯善と対決して破り大谷墓堂の恢復に努め漸く第三代留守職につくべきところまでこぎつけ乍ら一部門徒が性善なるものを推して大谷を留守せしめようとし、また他面には地方門徒の間に覚如を斥けて其の長子存覚を留守職に擁立する機運が見られ、遂に覚如、存覚父子義絶という不幸をさへ招いている。存覚には父に背く邪心はなく、飽くまで、孝養を尽して漸く父の怒りを解くことが出来たが、覚如は第三代留守職とはなり得ても大谷に安住する日も短い苦難つづきのうちに覚如は観心二年（一三五二）正月十九日八十二歳をもって遷化するのである（本願寺史参照）。

時は南北朝の戦乱で加茂川の西や北の方面はことさら騒擾であり大谷の坊舎も窮迫の状態にあったのである。『存

覚袖日記」に

老上人御終焉、観応二年正月十九日酉之中刻也

一、 廿一日葬送ノ事 河島ハ程遠ク所整(務?)ノ障リアレバ 大祖旧例ニマカセ 延仁寺可然 問答 当住
誓阿懇義ニ取持 廿三日朝出棺(下略)

と記している。法印宗昭(覚如)は今の知恩院境内崇泰院の地に於て入寂したのであるから本寺ともいうべき知恩院の誓阿が懇切にお取持して葬儀を送り出して何の不思議もないのである。

当住誓阿とあるけれども観応二年正月はまだ十世西阿住職時である。今知恩院史を照合するに、八世如一國師の在住は西紀一二九三—一三二一年、九世舜昌は一三二二—一三五年そして十世西阿(一三三五—一三五五)十一世円智(一三五五—一三七七)を経て誓阿(一三五七—一三七七)は十二世である。

さて『存覚袖日記』の「黒谷四十八巻絵詞料紙事」の年次はいつであったか不明であるけれども四十八巻伝の作者舜昌(知恩院九世)の世代には存覚は既に立派に活躍していた筈であるし、知恩院と本願寺とは上と下に分れているが距離も近く葬送の記事から想察して親近の間柄にあったのであるから知恩院所蔵の四十八巻伝を存覚による書写は舜昌(九世)の晩年か西阿(十世)の世代であろうと考えられる。即ち『袖日記』四二に

黒谷四十八巻絵詞

杉原四半紙五行定

第一 第一巻ヨリ第五巻マデ

三十六丁

第二 第六巻ヨリ第十巻マデ

三十九丁

西本願寺所蔵の黒谷聖人絵詞伝抜書

第三 第十一卷ヨリ第十六卷マデ 四十五丁

第四 第十七卷ヨリ第二十卷マデ 五十丁

第五

第六

第七

第八

第九 第四十一卷ヨリ第四十五卷マデ 六十二丁

第十 第四十六卷ヨリ第四十八卷マデ 三十八丁

と記されている。存覚が四十八巻伝を書写しているならば其の父覚如が撰述した『拾遺古徳伝』九巻との作製間隔は接近していたことが知られる。

ところが其の存覚書写の絵詞が現存の四十八巻伝（国宝）と合することによって成立つ考えである。存覚本と現存国宝本とは共に四十八巻伝であっても内容が全く異つていては舜昌作説をゆるがすことになるのである。存覚の書写本は現在存否不明であつて照合することが出来ないが唯一つ傍証となるものが遺されている。即ち西本願寺宝庫に天文五年証如上人の奥書「黒谷聖人絵詞抜書」の存することである。存覚本をうけつぐものが西本願寺現存の証如本であることを次に証明して舜昌作説を確かにしたいと考える所以である。

二、天文五年の書写本

仏教大学図書館所蔵の訪書録で此の証如本のあるを知り龍谷大学教授宮崎円遵博士の御厚配によって西本願寺宝庫秘蔵書を特別拝閲するの機会に恵まれたのである。

外題に「黒谷聖人絵詞 抜書 証如上人毫」と記され墨付紙数七十九枚の仮名は片仮名を用いた写本である。開巻第一頁の内題は「黒谷上人伝絵詞第二十一巻」とあり

第一段聖人常ニ被仰ケル御詞

とあって「上人曰ク云々」以下連記されている。そして本書には四十八巻の中、第三十巻までを収録している。知恩院原本と校合するに先づ絵相のないことに気がつくのである。然し其の詞書のみについて云えば仮名を漢字に書きかえるところはあるにしても大体に於て省略する事もなく忠実に書写されている。但しところどころ落丁があり、落丁の一部は巻尾に補綴されているのは伝持の間に損失しそれを後世修補装幀の際における過誤の結果である。

ここで惟うに存覚が舜昌本（知恩院原本）を書写する時に既に絵相は除いていたであろう事は「料紙の数」から推察して確かである。其の存覚本の内容を其のまま着実に証如上人がうけついで複写されたものである。或は若し存覚本と証如本との間に介在本があったとしても其の内容にはさほどの差異もなかったであろう。

本書の表題に「抜書」と添付されていることは詞書の抄略を意味するものでなく「絵詞伝」とあるのに「絵相」を省略していることを意味していると解すべきである。

此の証如本は『存覚袖日記』に謂うところの第五と第六の内容に該当する部分である。『袖日記』にはこの第五から次の第八までの巻数を示してはいないけれども、第一から第四までを類推すると一冊に五巻宛収めていたものここでは「第五」に第二十一巻から廿五巻まで「第六」に第廿六巻から第三十巻までを記載されることになる。ところ

が此の写本の初めは上記の如く「黒谷上人絵詞第廿一卷」と委しく書くが次からは「第廿二巻」、「第廿三巻」、「第廿四巻」、「第廿五巻」(但し此の第廿五巻のみは首題から一丁分欠けて「不隔若は仏の在世の衆生、もしは仏の滅後の衆生云々」となっているが)となっており、第廿六巻になると、全く紙を改めて

黒谷上人絵詞第廿六巻

第一段

として「武蔵国の御家人云々」と写している。

そして「第廿七巻」、「第廿八巻」、「第廿九巻」とつづき、第廿九巻の最後のところで光明房宛の沙門源空の書状が半分ほど逸して次の「第三十巻」とあるべきところもなく、第三十巻の本文の「上人の師範功德院の肥後云々」と続いている。

上記で知られるであろうが第廿六巻は具書にされていて存算本の「第六」の初めに該当するものである。

さて奥書としては「于時天文五年丙申六月八日釈証如之書」と自署されており、それが本文と同筆蹟であるから他をして書写せしめられたものでなく証如上人御自筆本である。恐らく第一巻から廿巻、また第三十一巻から四十八巻までの分も書写せられたのであろうが大坂石山本願寺、和歌山鷲森、貝塚、大坂天満そして京都へと本願寺が転々せられた間に散佚したものであろう。

この第廿一卷から三十巻までにしても前記にところどころ脱落あるを挙示したが具体的に示せば巻尾に第廿七巻の第二段後半に当る熊谷入道蓮生自筆発願文の「同廿二日の夜、阿弥陀仏に申さく」から「弥陀の本願見うらやませ給へとおこしたり。故に上品」までと、同じ第廿七巻の第四段の源空上人より熊谷入道宛て書状の「申に不及目出度候

へ」から「熊谷入道殿」までが添えられている次第で、一時バラバラになっていたのをとりまとめられたものであって、存覚写本の「第五」、第六」収録を保存せられたものと察せられる。

三、四十八伝の複本

証如本が四十八巻伝複写本中の地位を考えてみよう。

1、完本 法然上人行状絵図四十八巻伝は余りに浩瀚であるために完全な写本は少ないのである。最も古いものは(A)奈良県当麻寺奥院の四十八巻伝で夙に国宝(今の重文)指定となっており、次は江戸中期に当麻本を絵詞ともに複写したのが(B)桑名市吉津屋町久村源助氏所蔵(今は二巻佚して四十六巻)である。そして(C)幕末に冷泉為恭が幕命をうけて知恩院原本を書写する際に自らの分も便乗作成し門弟の協力をうけて三本作っている。今は知恩院と境上寺と名古屋市の某家(若州小浜酒井家旧蔵)に伝わるも、各本佚脱多し。

2、版本 尚お元禄十年(一六九七)正月十八日に法然上人に「円光大師」諡号宣下があったので此の榮譽を宣布せんとして義山に詞書を読み易く手を加えしめ、雲竹が詞書、古欄が絵相を担当してA「円光大師行状画図」と題して知恩院から版行している。義山の加筆があるだけに原本と比較して出入がある。それは兎も角これを見て更に複製した押絵風の四十八巻伝などつくられているが、一般に流布している四十八巻伝の詞書は大抵これによっているから研究者は注意すべきである。但し中外出版の大正新校本、日本絵巻物集成本、法然上人伝全集(三書とも井川校訂)は原本に随っている。

これより先き寛永二十一年(一六四四)正月B、「黒谷上人伝絵詞」と題し一部十冊本、片仮名画図なしの版刻があ

り、次いで寛文六年（一六六六）二月にはC、一部十冊で平かな絵入本の刊行がある。

3、抄本 四十八巻があまりに膨大であるので抜抄した古いものは大正十四年春京都大学寄託中に近衛家文書の整理をするうちに見出した『黒谷上人絵詞抜書』（所謂近衛本）である。永享九年（一四三七）八月江州金勝寺に於て右筆玉泉坊覚泉（持主正玉）とあるのを文安四年（一四四七）十月廿五日重写したものである。

4、詞書のみ A、存覚本 上述の『存覚袖日記』に記すところであるが其の原本は佚している。

B、証如本 西本願寺所蔵の天文五年（一五三六）六月八日の証如写本であるが、前述の如く今は巻二十一より巻三十までしか保存されていないが、本文を省略なく書写している点で当麻本につくべき位置にあるものである。

C、灯替本 永祿元年（一五五八）八月廿五日灯替八十六歳の書写を台本として二十一年後の天正九年（一五七九）六月二十五日に三十郎三慶が転写したもので袋綴装であり泉州某氏の所蔵である。

D、徳富本 徳富蘇峯遺愛本で、慶長十二年（一六〇七）正月京都大宮扁命院住僧文替の書写にかかる袋綴本である。

E、尊光親王本 後水尾天皇は知恩院尊光親王を召して四十八巻伝をとりよせ親しく観覧ありて

これ希代の名物なり、殊に数百年の星霜をおくり応仁の災火をものがれて四十八巻具足して今の世まで伝りけるも又奇なり。よろしく科重して宗門万代の規模にそなふべし

と勅諭あり、後昆に伝えんが為めに複製を企てられたが事の半ばにして尊光法親王の示寂にあい、遂に御沙汰止みになったと「知恩院旧記抜萃」に認めているところで勿論原本はない。

5、絵相のみ古画目録本 A、「法然上人四十八巻伝 従四位下刑部大輔飛彈守光秀」とB、「法然上人絵伝四十

八卷摹本、狩野周信、同古信」の二点を収載しているが兩本とも其の所在を明かにしないので果して絵相、詞書ともに完備しているものか、其の何れか一つなるやまた抄写であるか知る由もないが、画師の名から想察して絵相を主としたものと考えられる。

C、金刀比羅本 香川県金刀比羅宮所蔵である。もともと冷泉為恭の遺稿品である。為恭の筆になる宸翰覚書断簡の他に法然上人絵残欠二十二軸あり其の二に「已上四十八卷 狩野永納写之」と署名したものもあり一見に値するものである（以上拙著の法然上人絵伝の研究参照）。

法然上人絵伝の種類とその系列の考究

昭和三五・一〇・二五
佛教文化研究第一〇号

一、伝記の多種多様

法然上人の別伝ほど多種多様な型によって個人の伝記が遺されている類例は他に比を見ないのである。而かも国宝もしくは重要文化財に指定されているものだけでも十数種に上っている。別伝として詞書のみのもので、絵を交えたもの、其の中に就ても卷子本と豎幅仕立というように分れている。そして其の何れもがまた四、五種類を超えているか

ら豪華である。そこで「法然上人伝」「法然上人絵伝」と称しても其れは何れを指すのか途方にくれる有様であつて、普通には別称とか巻数称とか所藏者名、署名、奥書名とかによつて区分して漸く相互の区別を知らしめている現状である。以下詞書だけのもの、絵巻（巻子装）、堅幅（掛幅装）、版画と順を追つて吟味することにする。

本題は絵伝を主として取扱うのであるが、順序として最初に詞書のみを別伝を挙げよう。其の第一は西方指南鈔に収録されている「源空聖人私日記」一巻である。これが上人別伝の源流本である。次に醍醐本と通称せられている法然上人伝記の短篇集、そして聖覚の作と伝える「黒谷源空上人伝」（十六門記）、信瑞の「法然上人伝」一巻（佚本）を落してはならない。

信瑞の一巻伝（佚本）の原型は現在知る由もないが「獅子伏象論」に引用する「本伝云」の上人伝が恐らく信瑞の一巻伝を偲ばすであろう。また同じく佚しているが同じ信瑞の筆になる「明義進行集」の上巻が見付からは一層判明することであろう（大正十四年七月、仏教学雜誌三卷七号拙論）。

収録ものとしては愚勸住心の「私聚百因縁集」の中の「法然上人事」、「元亨釈書」の「積源空」の伝、「浄土法門源流章」の「叡山黒谷源空大徳」の伝も参照すべきであろう。

さて絵伝の中の巻子装に論及しよう。

① 「法然上人伝法絵流通」四巻、上人伝絵としては最初につくられたものである。即ち上人滅後二十五年に当る嘉禎三年（一二三三）五月から始めて同十一月二十五日に完成せしめている。画は源光忠（法名観空）、本文の執筆と願主は航空であることは、其の奥書に明かにされている。此の航空が嵯峨の正信房湛空（大納言律師公全）であるか否かに就ては異論があるけれども同一人と認めて差支えないと思う。そうすると航空は上人の直弟子になる（但し円頓戒は

上人弟子法蓮房信空から受けていて孫弟子に当る。随て本伝は上人面授の門弟の手になる親近性と信憑性の高いものとなる。また奥書に製作の年月日、画家、作詞願主を具さに記している点で日本絵巻物史上に重要な史料を提供する訳である。処が惜しいかな其れを知りうるのは写本の奥書によるのであって其の原本が判然せないのである。近年尾道市西大寺より流出して現在阪神間の細見、松下、幸節の三氏の所蔵となっている断簡本があることを知り得た(国華第七〇五号所蔵)が、果して其れが最初の原本なるや第二次写本たるや今のところ定かでない。然し永仁二年(一二九四)九月十三日寛惠書写の奥書を添記する四巻が表題『本朝祖師伝記絵詞』と変り乍らも福岡県三井郡善導寺に保存されていて原本を偲び得ることは不幸中の幸というべきである。

尚お三重県津市高田専修寺に願智の筆写にかかる「法然上人伝法絵」下巻がある。絵はなく上巻を欠いているけれど、先年専修寺の厚意により彼此校合することを得て善導寺本に近似した内容の古写本(永仁四年十二月)であることを知り得たのである。航空の「伝法絵」四巻の原本が法然上人門流の間において尊重せられ好んで競うて各方面に転写された際の所産の随一である。

② 「拾遺古徳伝(黒谷源空聖人)」九巻、上記の航空「伝流絵」にも、また詞書の上人別伝にも親鸞の記事が少しもないことは真宗教団にとって非常に淋しいことである。そこで其れを補い更に進んで親鸞が上人と特殊の關係にあった事を示そうとしてつくられたものである。本伝の奥書によれば常陸国鹿島門徒の要請によって本願寺三世覚如が正安三年(一二三〇)十一月十九日から僅か十七カ日で急いで完成せしめている。そして古徳(法然房源空)の伝絵に拾遺するところは申すまでもなく親鸞の行状であった。即ち親鸞のことを上人伝中の優位なところへ挿入することが目的であり、編集を急ぐの余り自ら上人伝の資料を蒐集し研鑽する余裕もなく現に完成していた前掲の航空

「伝法絵」四巻を大いにとり入れそれに親鸞の収集しておいた西方指南鈔を参考に補って「拾遺古徳伝」九巻を仕上げたものである。其の事は兩者彼此対比すれば明かである。

此の「拾遺古徳伝」は特に常陸一国に多く複写されて伝わった外、真宗門流に珍重されて復本の幾種類かが続いて作製されている。現今茨城県瓜連常福寺に九巻、茨城市無量寿寺に嘗て九巻あったが、火災にあい漸く残った焼損の一卷、而して新潟県小千谷市西脇濟三郎氏に残欠一卷があり何れも重要文化財(旧国宝)指定となっている。

尚お『国華』(第七二八号)に檜崎宗重氏が「法然上人伝法絵残欠」と題して紹介している大阪の矢野宗粹氏所蔵の法然上人絵伝の残欠は「伝法絵」ではなく実は「拾遺古徳伝」の巻六、巻三に該当するものである。調査の結果を申せば巻六の三段(残欠一、二)、巻六の十段(残欠三、四、五)、巻六の二段(残欠六)、巻三の四段(残欠七)、巻三の五段(残欠八)、巻六の十段(残欠九)、巻六の九段(残欠一〇)である。

無量寿寺本残欠は火災の焼残りであるから別個の存在であって矢野宗粹氏本にかかわりがない。

西脇濟三郎氏本も最初「国華」(大正十三年五月、七月号)に藤懸静也博士が紹介せられた時には「拾遺古徳伝」残欠本であることを知られていないので「史林」(第十卷第三卷)の拙稿で「巻八の二段より同巻末まで」と指摘することにより文部省文化財保護委員会でも「拾遺古徳伝」として重要文化財に指定されたのであるが、今掲げた矢野宗粹氏所蔵の残欠も恐らく同じ径路をたどるのであろうし或は西脇濟三郎氏本と同類一連の残欠本ではあるまいか。兩者対比して見る必要が残されている。

③ 「法然上人行状絵図」四十八巻、上人滅後約百年徳治の頃(一一三〇六一八)に出来上っている。「御伝縁起」によると伏見天皇外七筆によって詞書が書かれ絵は土佐吉光其他の筆となっている。画家については従来から異論のあ

るところであるが土佐派の達者によって描かれていることは確かである。舜昌（後ち知恩院九世に推挙さる）は上人の著述や法語、弟子の物語、公卿の日記、当時の記録類を広く集めて起草したのであるが、元來勅命を奉じて始めた編修というところから「勅修御伝」と通称され、また巻数から「四十八巻伝」とも別称されて他の上人別伝と區別している。此の絵巻の完成を南北朝に下げんとする識者もあるが本願寺覚如の子である存覚は既に此の四十八巻伝を見ている（存覚袖日記）ことを考えたとおそくも鎌倉末には出来上っていた筈である（法然上人絵伝の研究一〇九―一五二頁参照）。

さて原本は知恩院所蔵、明治三十六年八月国宝、（重要文化財切替）昭和三十年二月新国宝指定となっている。

④ 「法然上人形状画図」四十八巻、奈良県当麻寺奥院蔵、重要文化財（明治四十三年三月旧国宝）指定、表題の形と画の字が知恩院本と異なるが其の内容の絵も詞書も共に知恩院本によく似た複写絵巻である。知恩院本は詞書と絵図との料紙を全然異にしているけれども当麻本にあっては間々同一料紙に詞書と絵図とが記載されている点、是れは正本を見て一気に写したことを想像せしめる。また当麻本には明かに脱漏せる詞書のところを四、五カ所見出すのである（大正十一年七月当麻奥院にて校合し、中外出版社より大正新校本として出版す）。尚お知恩院本に於て後世加筆せる個所（著しい例は禪空を緯空と改めている）が当麻本は原型をとどめている点を注目すべきである。

偕て是等の絵伝をつくる目的について舜昌は、此の四十八巻伝の序に（知恩院本も当麻本も共に）

普く旧記をかんがへまことを選び誤りを正して粗始終の行状を勸するところ、見むものゝ信をすすめ万代の明鑑にそなへ往生をねがはむ輩、我がこの志をよみせざらむ

と述べているし、軌空は「伝法絵」巻二の奥書に

妄就空執筆而草旨趣、観空和墨模画図、願結一仏浄土之縁一共証一九品蓮台之果一乃至無遮平等

と記している。即ち志すところは、(一)上人の遺徳を鑽仰し、(二)兼ねて見る人をして往生浄土の信行を進めしめんが為めである。尨が今一つの底意がある。(三)其れは数ある上人の弟子の中にあつて正統伝持を示そうという意図である。

航空は「伝法絵」の終末に於て嵯峨こそ上人有縁の釈迦堂所在の地であり、また上人の遺骨を迎えて雁塔を建て供養しているのは嵯峨小倉山麓に住む此の航空のみであると強く主張していることである。また絵巻の表題「伝法絵流通」という名も「正しく上人の説かれし念仏の法門を伝えて行末永く流通せしめんが為めの伝絵」という標題とも解せられる。また事実上人の滅後百余年に亘り此の嵯峨二尊院を中心とし湛空門下の念仏教団「嵯峨門徒」が繁昌するのである。

此れに対し舜昌の四十八巻伝は東山大谷の遺蹟を「知恩院」と称して上人遺蹟の本拠となし、鎮西の聖光弁長こそ上人の念仏義を正しく伝えて居り、上人常隨の遺弟源智の門流や、上人の代弁者聖覚法印、また上人最初の弟子信空をして聖光房並に其の門流こそ上人の嫡流であると四十八巻伝の中で云わしている。

⑤ 「法然聖人絵(黒谷上人伝)」(釈弘願奥書) 残欠四巻は知恩院一卷と京都堂本四郎氏三巻とに分けて所蔵されている。知恩院本は大正十四年二月大津市甲良徳雄氏の照会で滋賀県今津町大谷派法慶寺所蔵(その前は越後方面より流入)であつたのが江藤激英師の手に入り藤堂祐範、郁芳随円兩師の斡旋で谷川茂次郎氏が買取つて知恩院に寄進されたもの、また堂本本は神戸川崎武之蔵氏旧蔵である。旧川崎本三巻については『長春閣鑑賞』に一部掲出され沢村專太郎氏は法然上人絵伝として珍しいというだけであつたが、知恩院本を『史林』(第十卷第三号)に紹介して以来弘願奥書本が史学界に反響を呼び内藤虎次郎博士、沢村專太郎氏より激励をうけ兩氏の添書を頂き川崎武之助氏の承諾

を得昭和二年四月特別拝観することとなったが、奥に「釈弘願」の署名あることが知恩院本と同一であり同類本であることを知り得たのである。其の後東京博物館に法然上人絵巻の写本あるを知りて尋ね行くに其れは川崎本を江戸末期に写したものであって、黒川真頼博士の『考古画譜』にいう

法然上人絵、残欠三巻、古画目録云法然上人絵三巻、每巻標題黒谷上人絵伝釈弘願、御家人坊主中村家蔵、寛政戊午觀于屋代弘賢家

其のものであることが確かめられたのである。此の絵巻のことは『史林』（第十二巻第四号）に「再び法然聖人絵に就て」と題して発表し爾來「弘願本」として声名を博することになったのである。知恩院本は国宝に指定（重要文化財切替）、堂本本もおくれて重要文化財に指定さる。

さて知恩院本（一卷）と堂本本（三巻）と合せて四巻となるが其の内容は尚お未完な絵巻である。然し現在する弘願本四巻だけを以て「伝法絵」四巻と比較するとき、第一に序文が雙方共通であることに気がつく。そして本文の内容であるが多少の出入はあるにしても詞書の表現、文中に出てくる固有名詞（主として人名）、絵相も相似しているのである。墨書名の「釈弘願」であるが『親鸞門侶交名牒』にある常陸在任の親鸞の法孫なることが知られ、東本願本親鸞伝絵四巻にも同筆蹟で署名している。東本願寺で弘願を「光養丸」に当てているのは誤りである。

弘願が親鸞の法孫である事によってこの絵巻（弘願本）が真宗門流の手によってつくられただけに親鸞をとり入れる為めにつくられた『拾遺古徳伝』九巻とその内容が相近似することも首肯出来るわけである。

古徳伝とこの弘願本とは共に「伝法絵」を参照して作られたものであって其の何れが先行なるやは、弘願本の完璧本を見出さない今日の段階では断定出来難いのである。此の弘願本に親鸞の記事がないことに注目すべきである。然

し親鸞の記事がないから、古徳伝前の作品とは云い切れない。現在知られている弘願本は残欠本であるから、其の欠除の部分に親鸞の記事が或は入っていたかも知れない、よしや最初から親鸞の記事が無かつたとしても「伝法絵」のみに頼って古徳伝の如くに親鸞の記事をわざわざ挿入することをせなかつたとも考えられる。此の弘願本は古徳伝と相前後してつくられて而かも同じく伝法絵の派生本であることは確かである。

⑥ 「法然上人伝絵詞」（琳阿本）九卷（東京芝妙定院蔵）これも「伝法絵」の系統に属する。妙定院本は室町時代の写本であるが、是の原本は鎌倉末か南北朝初期に遡るべきものである。即ち先年来法然上人伝絵を探索するうち、此の琳阿本の詞書と同類本を鎌倉末の絵巻物の中に発見したからである。即ち其の一は「法然上人伝絵」一卷（重文・国宥・東京博物館保管）であつて、これには琳阿本第八巻の第五、六、八段に相当する伝文と絵相とを収めている。その二は同じく「法然上人総伝」一卷（重文・足利市田村彦七氏蔵・旧徳川達孝氏蔵）で琳阿本第七巻第三段の伝文と絵相とに該当し、よく検討するに当時の筆蹟で「一本云々」と異本校合のあとを傍書している。さすれば此の種伝絵以外に少くとも今一本別の同類絵巻があつたことが察知されるのである。

是等を考えると琳阿本の原本になるべきものは上掲（重文・東京博物館本と田村彦七本）絵巻の出来た鎌倉末期から南北朝初期にかけて作られていたわけである。而して此の琳阿本は伝法絵の序文を借用しているし、其の本文内容も極めて相似の關係におかれているのである。

次に琳阿であるが、西本願寺所蔵の「善信聖人絵」二巻（重文）にも「向福寺琳阿弥陀仏」と署名している。琳阿は熟田神宮所蔵の『日本書記』紙背の琳阿、及び同奥書の「奉寄進金蓮寺四世」の文字から見て時宗トキムネ一遍の法縁であろうと察せられる。琳阿は上述の如く親鸞伝絵（善信聖人絵・西本願寺蔵）を自分の手に持ち乍ら、此の琳阿本（法然上

人伝絵詞・九卷妙定院蔵)に親鸞の事に関して少しも記さず、加之法然上人の著述『選択集』を述べる際に於て上人が鎮西の聖光房弁長に

汝は法器の仁也、我立するところの此書をうつしてよろしく末代にひろむべし

と示し更に「函杖をえたるが如し、水を器にうつすに似たり」とも記して鎮西の聖光房を上人の後継者と見做して特記し、他の門弟については極めて軽く取扱っている。琳阿が時宗一遍の法脉をつぐとせば西山派祖の証空をこそ上人の正統をうけていたと叙述すべきである。琳阿が覚如撰述の「善信聖人伝」に署名して座右に侍せしめし如く此の琳阿本と通称する「法然上人伝絵詞」九卷も亦琳阿が撰者ではなくして他の編著者の手になっていた上人伝絵に所持者としての「琳阿弥陀仏」名を題号の下に署していたもので其の著者は別にあつた筈である。それが何人なるや今のところ不明である。

二、十 卷 伝

⑦ 「法然上人伝」(十卷伝)十卷。これも「伝法絵」を多分にとり入れてある。伝文は全部漢文牀に直ほされてはいるが、其の述ぶるところは其れまでに出来ていた上人伝の三、四種を参照し其れに多少の趣考を加味して編集したものである。卷首に三種類(三伝に夫々記載するもの)の序文を引用し並列している事は最初にこれこれの別伝を採用していると卒直に告白している感じを与える。即ち第一の「夫以我大師釈迦如来云々」は舜昌の四十八卷伝のものを換骨脱胎せしもの、第二の「蓋以」から始めて「諸仏利世給、鑿機施益日月照州計、時廻光云々」に及ぶものは伝法絵の序文を転用せるもの、第三の「竊以真如幽玄四乘五乘不測其辺云々」は、十卷伝と関連性の強い知恩伝

(二卷)の序文と共通している。其の後段「滅後二千八十一年云々」の個所は、古徳伝の「爰知滅後二千八十四年云々」と近似している。

『真宗教典志』第三に十卷伝を説明して「作者未詳、西山十卷伝と称し典実同ニ古徳伝、怪異類ニ正源明義鈔、間有似三舜昌伝云々」とあるが、十卷伝の古写本が偶ま西山派の法蔵寺に伝っていたというだけであって西山善恵房聖人(卷三)の条に於て西山善恵房を特に賞揚するでもなく、上人の正統とも述べてはいない。而かも親鸞上人浄土門入(卷六)の条に於て親鸞が上人門弟の中より特に選ばれて『選択集』を授かったことや、上人の真影を申預ったという事など『拾遺古徳伝』と共通する真宗流の記述を用いている。されば「西山十卷伝」といっても西山派僧の手になるという意味ではなくして寧ろ真宗門流の手になったと考えるべきである。

而して本伝の他の何れの上人伝とも異っているのは、(一)卷八の上人配流の条に於て経ヶ島沖合にて夜半五丈ばかりの鬼神あらわれ延命を願ひ出で、更に上人が四国に渡られて後ち忽ち父子が上人の教化を蒙り目出たく往生の素懐を遂げるの結末を載せている。是を絵図に表現しているのが後述する『法然上人七幅絵伝』(知恩院蔵)のみである。(二)尚お上人幼少時の師匠を寛寛(他伝は観寛)となし、(三)その生国の師範寛寛が上人の母儀と相伴って上洛し上人と対面するという記事(卷二)は後述する『知恩伝』と本伝とのみが伝えるだけである。(四)また上人の流罪に際して下された俗名が源元彦(藤井元彦が多く、九卷伝のみ源姓)とされている四点が特異である。

尚お本伝成立について、従来の室町時代説を廻らせることは後の「七幅絵伝」の項下で述べよう。

⑧ 「知恩伝」二卷、義山の『勅修御伝翼賛』巻一に『知恩伝』二卷の名が出ている。また『真宗教典志』第三にも其の名が挙げられてはいるが其の实物は見付かかっていなかった。尨が昭和五年六月大正大学『浄土学』第一輯に高

瀨承殿氏が「望西樓撰述の法然上人伝について」と題し入手せられた『知恩伝』二巻を公表されたのである。其の奥書に

先師上人滅之後僅雖_レ歴_レ七十余廻之星霜「乃至」於望西樓抄出之畢

とあり、高瀬氏は望西樓了恵の撰述にかかる未定稿の法然上人伝と断ぜられたのであるが、尚およく攻究すべきであった。即ち本文のところで「同_ニ余伝_ニ故略之」「私云如_ニ余伝_ニ」「如_ニ本伝_ニ」「絵詞委悉也」「在_ニ絵詞_ニ」「如_ニ本伝_ニ絵詞云々」「如_ニ絵詞_ニ又如_レ常云々」と略したことを傍註や脚註を以て標示している。ところが本書巻上の「夢想事」（拙編法然上人伝全集七五〇頁）の項で

知恩伝御室夢云々
夢想事 如_ニ絵詞_ニ云々

上人於_ニ高座_ニ指_ニ滝水_ニ向_ニ聴衆_ニ示給也知恩伝

とある。幸い本伝と共通点の多い『十巻伝』を照合すると（同集六七二頁）

仁和寺入道親王御室夢云、上人於_ニ高座上滝水方差_レ指、告_ニ聴聞諸人_ニ云

となっていて意味は一往通ずるが、それにしても知恩伝が自らの題号「知恩伝」という傍註、脚註を掲げているのは一体どういう事であろうか。

思うに現在の高瀬本『知恩伝』なるものに先行する、今よりも内容豊富な整った原本ともいうべき別の『知恩伝』があり、了恵が上人の滅後七十余年後に抄出したという其れであろうか。そこで高瀬本の巻尾にいう東山大谷入信院庫藏の『知恩伝』二巻を探求することによって完本を得んとした。昭和五年秋のこと、住職橋本堅道氏の厚意でさがしたところ漸く下巻一冊を見付け出したが、其の内容は期待に外れて高瀬本其のままな不完全な抄本であって落胆した

のである。

さて『知恩伝』と『十巻伝』との関係である。それは『十巻伝』巻三に記すところの「熊谷入道発心事」(同全集六七四頁)に

熊谷入道蓮生ハ字津宮入道同名也智心伝也、或伝云云々
恋西或伝云法力

とあるところを『知恩伝』巻上には「熊谷入道発心事」(同集七五一頁)には「法名蓮生宇津宮入道ト同名也
字ハシヤウナリ」と記述し

ているから、十巻伝に云う「智心伝」というのは判読に誤り勝ちな「知恩伝」の誤写と解すべきである。

中野達慧氏は『知恩伝』の作者を百万遍知恩寺第四世知心の作(浄土学第十輯)と発表せられているが首肯し兼ねる。此の知心作「知恩伝」説は知恩伝——智心伝——知(智に通ず)心の作った伝という関連想像説から起っているのではなからうか、而かも知心に史伝編集の裏付けが少しもないことである。

そこで考えられることは現在の『知恩伝』(高瀬本)と十巻伝とは共に漢文体であって、序文、「母儀の上洛」という他に類例のない記述の共通、其他にも彼此相似の叙述表現点が多いところから、十巻伝は現行「高瀬本『知恩伝』を拠りどころとして其れに『拾遺古徳伝』を以て補い作った上人別伝であったかということである。『知恩伝』にいう「絵詞」「本伝」が何れの上人伝なるやを的確にし難いが、『知恩伝』は伝法絵に多く依拠しているようである而して義山のいう『知恩伝』は其の原本からの抄本であり、高瀬本『知恩伝』は更にその転写本である。

⑨ 「法然上人伝」残欠二巻(東京芝増上寺蔵・重要文化財)此の伝絵にある絵画の優秀さは認むべきではあるが、所収の内容が上人の幼少時と奇蹟の一端のみを叙述して残余を欠いているのが惜しまれる。他伝との交渉であるが、(一)上人が寛雅に、三論をただ学んだに過ぎないという記述の事、(二)『弘決』の「諸教所讀多在弥陀」の妙偈によ

って浄土転入の事、(三)上西門院説戒の事、(四)善導和尚の半金色像拝写のこと等は「伝法絵」と最も近似した叙述であつて「伝法絵」にならつて作られたことは充分に察知出来るのである。

⑩ 「法然上人伝記」(九巻伝) 九巻、従来四十八巻伝の稿本と考えられているが、前後関係は寧ろ逆であつて四十八巻伝を縮刷して後ちにつくり替えられたと見るべきである。本伝作製に當つて諸伝を参照したことは

諸伝の中より要をぬき肝をとりて或は紕謬をたゞし或は潤色を加えてと(巻九ノ下)

巻尾に記しているが、此の撰者が西山派祖証空を「本師上人の勸化をつぎ」「上人弘通の正義を知る」(巻三ノ上)と推賞し、また宇都宮入道と上人との問答体をかりて来て

上人御往生の後、御門弟の中には誰にか不審をも尋申べく候らんと申けるに善恵房(証空)といえる僧に相尋べし

と叙述して証空をこそ上人の正統伝持者とするなど西山派門流の手によつて四十八巻伝を改作したものと考えられる。参考のため四十八巻伝の聖光房弁長の条を挙げてみると同巻四十六に

勢観房(渡智)は先師念仏の義道をたがへず申人は鎮西の聖光房なりとぞ 二尊院の正信房などもわが義のあやまらぬ証誠には聖光房こそ申されけれ

とあつて四十八巻伝が聖光房を上人正統としてゐるのと対照的であつて思合わすべきである。

三、 豎 幅 仕 立

仏教美術の発達により仏典の内容を自由潤達に表現出来るようになって、浄土変相や両界曼荼羅の如き大群像図

よりぬけ出して大塔の心柱の四面や四壁に仏菩薩の動的図様が描かれる。更に進んで宇治鳳凰堂の扉には九品の浄土を描くところまで発達するのである。そして説法を聴かせるよりはれらの障壁画を一瞥せしめることがどれほど仏教宣布に効果的であろうかを狙っている。

仏菩薩の動作から発展して或る個人の遺徳を宣揚する為につくられたのが法隆寺東院・絵殿の「聖徳太子絵伝」(御物・絹本着色(二曲屏風五雙))である。延久元年(一〇六九)摂津国の絵師秦致真によって描かれる。この絵殿の太子伝絵図は遡って天平時代に存在した摂津四天王寺の太子伝の絵様を伝えるものであらうと云われる。其の天平源流説は別として法隆寺にあって仏舍利と並んで安置されていた意義は参詣する人々に太子の絵伝を景仰せしめ、其の行状を見せることによって巧みに無言の説法役を果さしめていたものである。

さて法然上人の教化ぶりを旧宗派の人々が誹謗する一項目に上人が「撰取不捨曼荼羅」を利用したというのがある。どんな絵相であったか知る由もないが、上人も何かの宗教絵図を利用して浄土教宣布をしたであらう。上人の門弟の中でも西山派証空は観経曼荼羅を盛んに用い、其の門流の間において観経曼荼羅に関する註釈書や口伝の類ひが旺行した事実は、上人が伝道に宗教絵画を利用したかを想察せしめる裏付けとなっているかと考えられる。

鎌倉時代に於ける絵巻物全盛の余波を受けて上述の如く法然上人絵巻の数々がつくられ、其の一本から更に派生して少し趣考を加味して類似の内容をもつ伝絵が後続して多数作成されたのである。然し大衆を相手に上人を広く而かも端的に知らしめる為めには法隆寺絵殿の「聖徳太子絵伝」の如く上人を主題に扱った壁画式の豎幅(掛幅装)を工夫することである。それに最も容易なことは既存の上人絵巻を参考にして伝文の部は簡略し聊か要領を「札銘」に記す程度にとどめ、絵相を段階式に描出して絵説き用に豎幅に仕立てることであつた。以下掛幅装の上人絵伝と其れが

依拠している絵巻との関係系列を考えてみよう。

① 「法然上人絵伝」三幅（岡崎市桑子妙源寺蔵・重要文化財）絹本着色で鎌倉末から南北朝初期にかけての作品、破損甚しく殆んど剝落しているが、幸にして是の三幅か若しくは同系列本から複製したと覚ぼしい三幅絵伝として東京芝増上寺に所蔵されていることを先年確認した喜びを持っている。増上寺本は図様全体としてまた札銘も割合にハッキリしているので其れに助けられて先づ第一幅下段誕生から上方え、そして第二幅は上段より下方え、第三幅は下段より上方の往生と滅後の法難まで首尾一貫していることが知られる。

偕て第一幅下段右隅に美作の田舎風景として田植舞を描出している。是の図柄は「伝法絵」（福岡県善導寺蔵）と「法然聖人絵」（堂本四郎所蔵）にあっても舜昌の四十八巻伝や其他には見られない。また上人配流に際して鳥羽よりの舟出、四国の松山にての観桜詠歌の絵も亦「伝法絵」「法然聖人絵」（弘願本）に極めてよく似、他伝と聊か趣を異にする点から此の三幅絵伝は「伝法絵」か其の系統を引く伝絵に根拠を求めているかと思われる。

妙源寺には殆んど同時代作と覚ぼしい「親鸞聖人絵伝」（札銘伝覚如筆）三幅、絹本着色（重要文化財）がある。元祖法然、宗祖親鸞の二種を同時につくり備えたものらしい。「善光寺如来絵伝」三幅（重文）も絹本着色で同時代の作である。是等三種九幅を掲揚して盛んに浄土教宣布に資したことであろう。

② 「法然上人絵伝」三幅（東京増上寺蔵）絹本着色で室町時代の作、破損はしているが札銘など補筆のあとが見られ絵の説明には充分役立っている。上述の如く妙源寺本の副本的地位に置かれている。増上寺が浄土宗である為めに此の絵伝のみで親鸞絵伝を伴っていない。

③ 「黒谷聖人絵伝」三幅（広島県沼隈郡山南光照寺蔵）絹本着色、建武五年に絵隆円、札銘存覚で出来ている。別

に親鸞聖人絵伝一幅が同条件でつくられて添加され四幅一具である。黒谷聖人（法然）絵伝の画中には親鸞の入室、選集傳授、上人の眞影に題贊を添えらるるなどが其の第二幅の中央より稍下方に描かれているし、其他を吟味すると確かに「拾遺古徳伝」に依拠している事が明かである。

④ 「法然上人絵伝」二幅（重文・三重県丹生西尊寺蔵）絹本着色南北朝初期の作である。札銘は剝落甚しいけれども図様は全体としてよく分る方である。ただ画面が普通の豎幅にあるように下から上へ、上から下へと順序正しく配列されていないで、大きな画面の空間に別の小さい画面を補っていて、次第不順である。絵の出来ばえは此の種豎幅仕立絵伝中最も優秀であろう。二幅だけである上に、一つの画面を大きく占める描法をとった為め自づと行状項目を省略することになっている。それでも大切な箇所は殆んど要を得て描いている。而して上西門院説戒と奇瑞、月輪殿退出に際しての上人頭光の顕現、御堂外に役人と武者の集屯、配所松山にての観桜などの絵相は「法然聖人絵」（弘願本）を彷彿せしめるものがある。この画幅も亦伝法絵系統の絵巻を根拠としてつくられたものである。

⑤ 「法然上人曼荼羅」一幅（知恩院蔵）絹本着色、剝落甚しく札銘の文字は殆んど残っていない。画中の人物なども胡粉が剝げていておぼろげである。ただ建造物の屋根に褐色の檜皮葺があり、廊下の縁、柱などを示す黒い直線がハッキリ浮んでいるのみである。中央部には椅坐する墨染法衣姿の高僧の正面像があり、其の上下左右を雲散らしで区割した十五、六の画面が描かれている。「二祖曼荼羅」と表書した函に善導大師曼陀羅と共に入っていた「道禪禪師曼陀羅」という方が本伝である。ところが善導大師の方は周囲の図様から推して大師の行状を物語っていて其名に相応しいけれども今一本の方は道禪禪師ではない。四周の図様画面は剝落してい乍らも中国の風物ではなくして和風である。而かも小児誕生と両幡の吹き流れ、法然と善導との夢中対面、月輪殿前庭にての上人の頭光顕現、勝尾

寺らしい風物、清水寺の舞台、三尊来現、阿弥陀並聖聚来迎などが描かれているところから、此の画幅の四周は法然上人の行状を示すものであって、中央の像は法然上人像ということになる。そこで「善導大師曼陀羅」と対称するならば「法然上人曼陀羅」に改むべきと断じ、知恩院宝物台帳に訂正を加えた次第である。中央正面の高僧像が普通の坐った姿の法然上人御影と稍々趣を異にしている点と、四周の行状画面が余りに剝落が甚しかった為め養鷗徹定上人（知恩院第七十五世）が道綽と早合点して巻留に誤って認めたものと考えられる。

さて中央の肖像は禅宗の頂相形式である。四周の絵相は剝落のため何れの絵巻に依拠しているか判定し難いけれども唯だ善導と法然との夢定中対面が山南光照寺本に、勝尾寺らしいところが桑子妙渡寺本に似通っている点から推して本伝は四十八巻伝よりも拾遺古徳伝、伝法絵の系統に連なる絵巻に依存して描かれたのではあるまいか。

四、七幅絵伝の特異

⑥ 「法然上人七幅絵伝」七幅（知恩院蔵）絹本着色、宅摩澄賀の筆と伝え「美術上重要と認め」鑑査状（二七一八号）が付されている。室町初期の作である。全体的に剝落も少なく札銘も大体判読しうる。此の絵伝について養鷗徹定上人が「法然上人十巻伝によるものか」と函書されている以外に従来余り論ぜられていない。

本伝の第六幅のほぼ中央に鬼神出現の絵相があるのは上述する如く十巻伝巻八の「上人配流事」の条中に建永二年三月十八日経カ島沖合に於て夜半浪底より長さ五丈計りの鬼神が現われたことに該当している。其後上人が四国に渡られ蟻浦に於て鬼神の親子四人を教化せられたことを十巻伝に述べているが、本伝第七幅左隅にはそれが描かれている。鬼神出現の物語は此の七幅絵伝と十巻伝とのみのものである（たゞ十巻伝のあとで更に怪談を付加してつくられた『正

源明義抄』にはまた少し趣考を変えて添録されてはいるけれども。

尚お十巻伝には上人配流途次の兵庫あたりにて唐人があらわれて上人に問答を交わすこと、四国の金蔵寺に上人が参詣せしに鹿、兎集り来り上人を迎えること、白峰に上り崇徳院の御廟にまいることが記されているが、この七幅絵伝にはそれが描出されている。十巻伝以外の他の上人伝絵にない場面がこの七幅絵伝に見うけられるのも兩者の特異的密接関係である。

また上人の滅後に法難があつて改葬され、火葬があり、安貞二年（一二二八）に嵯峨に納骨した事について十巻伝巻十の「改葬遺骨事」の条には

公全律師於ニ小蔵山麓ニ尊院上ニ建ニ立多宝塔並土御門院御墓所ニ奉納ニ上人御骨ニ勤ニ修不断念仏一

と記しているが、今の第七幅上段右よりに石造重層塔婆二基を並べ描いていることでも十巻伝と七幅絵伝とは合致するものである。現在嵯峨二尊院の墓地に是に相応しい鎌倉時代の重層石塔が二基並び、別に一基と共に、都合三基遺存する。上皇、上人、聖光房弁長の三供養塔と云い伝えている（但し現在の二尊院では何れが誰方の塔であるか不明である）、住職羽生田寂純氏は言つていられる。宮内庁書陵部では其の内の一基を土御門天皇御陵伝説として今尚お関心が深く、先年此の石塔を他に売却せんという寺の申出に対して中止を命じたといつてゐる。

さてこの七幅絵伝第七幅上段に近く「二河白道の譬喩」の絵図が描かれていることである。此の譬喩譚は涅槃經第三十三や大智度論に出ているものを善導大師が浄土教的に転用し、更に法然上人も其の著『選択本願念仏集』第八章に引用している。其後浄土宗では説法の際に盛んに利用する譬喩譚ではあるが、法然上人絵伝の中に此れを描写しているのは此の七幅絵伝以外に見ない。それにしても従来これを問題に取り上げて發表しているを未だ曾て見聞しな

い。

二河白道の絵図として江戸中期以降現代にかけて描かれたものが浄土宗寺院に多く所蔵され、其れを五重伝法の前方便の際に於ける一要件とされているが、室町以前と覚ぼしきものは甚だ少ない。京都府粟生明寺所蔵（重要文化財）と兵庫御影村山長拳氏所蔵とを挙ぐるに止まるのである。されば七幅絵伝に「二河白道」の絵図があることだけでも此の画幅の存在価値を一段と高めるものである。

処で此の七幅絵伝の結末近くに「二河白道」の絵図を掲出する意図は如何であつたらうか。上人在世にあつても晩年に法難があり、また滅後になってまで山門法師の蜂起があり、廟堂破壊、そして改葬というまことに多事多難で醜惡な事件が続出したのである。「二河白道」譬喩譚に当てはめれば二河の此岸（娑婆）の出来事であつてかかる暴挙があつたとしても欣求浄土の願望心（白道）さえあれば必ず一仏浮土へ往生が出来て彼岸（極楽浄土）の阿弥陀聖聚の待つところに到着するという。「二河白道」譚に当てはめ得られるのである。

尚お祖師上人は此の娑婆世界の災難を超越して現世にあつては小倉山の雁塔に藏まる土御門天皇と相並ぶという臣下としての光榮がありまた臨終には聖聚来迎にあづかっている。更に上段向つて左よりに弟子の随蓮と上人との対談あるは後に生きながらえた遺弟随蓮のために上人が還相廻向の理に基いて夢に現われ随蓮に説法を垂れ往生浄土の道理を納得せしめていではないかという風に此の七幅絵伝は諄々と説法の役目を果たさせていると考えられる。

七幅絵伝は第一幅から上人の行実を説き起こして此の第七幅の結末に近ずいて「二河白道」の妙喩を描き添え、浄土信仰を一層かきたて盛上げようという全く視覚伝道の宗教絵画の効果をあげているようである。

最後にこの南北朝から室町初期に出来たと覚ぼしき「七幅絵伝」が「十卷伝」に根拠をおいていることから逆に

「十卷伝」の成立を考える場合、七幅絵伝以前著作とするのが当然であって現存の「十卷伝」巻五奥書にある「文明十九年（一四八七）霜月七日」は単なる書写年代であって従来此れを成立年代であるかの如く考えられていたのは誤りであり、更に遡り室町初期或は南北朝時代にまで十卷伝の成立をもつて行つてよいのではあるまいか。

五、版画の出現

江戸時代以前に於ける上人絵伝は以上述べる如く「伝法絵」系統のものが群をぬいて多く作られ四十八卷伝系の物が至つて少ない。ただ上掲の「九卷伝」がつくられていることと、近衛家文書（現・陽明文庫）の調査中であつて大正十四年秋「黒谷上人絵拔書」（別名・法然上人絵詞）を発見した二点に止まるであらう。此の抜書は文安四年（一四四七）十月二十五日書写であるが、その原本なるものは

永享九_{丁巳}年八月 日於江州金勝寺書写之畢 右筆玉泉坊覺泉 持主正玉

である。鈔録本であるためハッキリ断定は下されないが、「四十八卷伝」か「九卷伝」の何れかから抜書したものである。何れにせよ珍らしい類例である。

尚お徳富蘇峰存命中に対談の際、偶々法然上人伝に及び自らの文庫に上人伝の書写本のあることを知らされ恩借をうけたが其れは知恩院所蔵の四十八卷伝を慶長十二年（一六〇七）正月に京都帰命院住僧文蒼が苦心して何回も知恩院へ通つて漸く伝文のみを書写したという袋綴本である。

今一つ当麻奥院所蔵の四十八卷伝を絵と詞書と共に江戸初期に書写した（二卷佚・四十六卷）ものが三重県桑名市吉津屋町久村源助氏の所蔵となつていた。当麻本によつてゐることは表題が「形状画図」となつてゐるからである。伝

法絵派生本の盛んなるに比して四十八巻伝の複本が余りにも僅少な事に気づくであろう。

惟うに知恩院の四十八巻伝は「中原康富記」や「上の御湯殿日記」によると度々宮中に持ち込み披講される事があつても「勅修」の由緒のために一般には憚って公開することを差控えたからであらう(但し存覚はみている——存覚袖日記)。随て其の複本を作ること遠慮されたであらうし、よしや眼福を得たにしても四十八巻という浩瀚なため複本作製が容易でなかつたことも一因と考えられる。

かかる事情のため四十八巻伝の流布は版本の出来るまで極めて難渋であつたのである。

① 「円光大師行状画図翼賛」六十巻、元禄十年(一六九七)一月上旬に「円光大師」の宣下があつて急に祖徳宣揚の意図のもとに知恩院では上人絵伝を複製して門末並に信徒に普及せしめんと考え、山内入信院住僧の義山をして四十八巻伝の伝文を分り易く修文せしめ、加うるに註釈をも付加せしめた。製版するに際し伝文の書写は雲竹、臨画は古籙の手に委ねたものを梓に上ぼせ元禄十六年(一七〇三)十二月に絵相をも揃えて「円光大師行状画図」六十巻となし、公刊されることになり、やがて急にひろまることになつたのである。

大正新校法然上人行状絵図(中外出版社刊)は知恩院の原本を主体とし、当麻本と義山の翼賛本とを対称せしめて(藤堂祐範、江藤潔英、筆者の三人)世に出したのであるが、それまでの四十八巻伝の本文は望月信亨編「法然上人全集」浄土宗全書(巻十六)其他に所輯せられたものは物で元禄の翼賛本によつていたので原本と聊か差異あることを留意すべきである。

翼賛本の刊行は上人伝普及にとつて実に一時期を創することになり爾後大いに四十八巻伝の詞書や絵相の複製や、是れに基く新趣考の上人絵伝がつくられる機縁に生まれるのである。

○ 「法然上人絵伝図」四幅（京都市小松谷正林寺蔵）は四十八巻伝を掛幅装にした恐らく最初のものであろう。江戸の画工神田要信と幸信とが賦彩し、江戸芝宝松院忍海が札銘詞書を添えている。宝暦二年（一七五二）冬から筆を起し同三年九月に功を畢えたと記している。祖滅五四二年になるから恐らく五百五十年遠忌記念事業の爲めであつただろう。

○ 尚お別に、大阪市一心寺に四十八巻伝による刺繍掛幅四幅が所蔵されている。

② 「法然上人伝版画」四幅（知恩院蔵版）画も賛も共に横井金谷の筆になり、享和二年（一八〇二）春の刊行、滅後五九一年に丁り六百年遠忌記念出版として門末に広く流布する爲めの企てであつたであらう。四十八巻伝に依拠して豎幅版刻の最初である。

③ 「法然上人絵伝図」四幅（知恩院蔵版）江戸幕府の申出により知恩院では四十八巻伝の絵詞ともに大和絵の名手岡田為恭と其の一手に委ねて忠実に剝落写しの大業を始め嘉永六年三月に完功し江戸の増上寺へ納めることになつた（増上寺現蔵）、また知恩院の控用としても一具写されたのである（但し其の後散佚して今は残欠本となっている）今一本為恭が私用として写した。其れは当時の所司代酒井家に納まる（三本つくったことは藤堂祐範氏蔵の為恭小品集に為恭が自ら認めている）而して為恭の知恩院滞留を幸いとして四十八巻伝の絵相終始百三十七段を四幅に分け豎幅形式に描き上げさせ版にのせ嘉永六年（一八五三）冬刊行する運びになつたのである。滅後六四二年では六百五十年遠忌記念事業の企てであつたであらう。現在浄土宗末寺に所蔵する上人絵伝掛幅は此の版本によるものが殆んどであつて紙本或は絹本に賦彩されている。

○ 岡田為恭は別に十二幅の而かも大幅な絹本着色「法然上人伝絵図」を作つて居り、長崎市大音寺に遺されてい

る。

④ 同上の銅版 明治二十年（一八八七）に京都寺町の仏画師三好亀太郎が上掲の岡田為恭筆の四幅を縮めて銅版に改め普及用に供したものが出来ている。

⑤ 「法然上人絵伝」 明治四十四年（一九一一）上人の七百年遠忌記念として木版印刷賦彩で知恩院から刊行されたものである。「法然上人曼陀羅」の型式の如くつくられ、中央稍上方に法語「一枚起請文」と上人の御影とをあらわし、左右と下方とに行状を巨細に描出しているが四十八巻伝の絵相から要をとって転用したものである。

以上法然上人別伝の中で特に絵伝をとり上げ其の作製の由来を概説し乍ら其れらの根源と覚ぼしき二、三の絵伝を挙示し、更にそれより派生した系列を考えたものである。

偉大なる法然上人

昭和四九年一月十六・十九日
文化時報

一、宗教改革者

近世史学の泰斗ラムブレヒトは、その著書の中で「一島しよに発達せる文化の研究に興味を持つ」と述べ、我が日

本列島に少なからぬ望みを嘱していたが、惜しくもその探究を果たさずして歿している。この一大史学者が親しく我が文化に接触し、ことに法然上人の「浄土開宗」を知り得たならば彼ラムブレヒトはさぞかし驚異の眸を見張ったことであろう。

世界史上で重要に取り扱われているM・ルーテルの宗教改革なるものは、一五一七年十月三十一日、九十五条の反対文を掲げたもので、その内容たるや、実は人間性の醒めてあって、教理史上からみれば単なる復古運動としか見えないし、ローマ法王庁の腐敗を難詰しているに過ぎない。これに對し我が法然上人の念仏宗別開は、三百四十二年も先だつての宣言であり、教理史上、教会史上、はたまた社会史上、重かつ大なる反響を示しているのである。

ところで、日本においては、法然上人以前より南無阿弥陀仏の弥陀崇敬は、すでに弘まっていたが、その説くところは、法然上人の阿弥陀仏の「選択本願の念仏」ではなく、乱想の凡夫の救済せられる「称名の念仏」ではなかったのである。

また、従来 of 仏教でも「生仏不二」とか「一切衆生悉有仏性」とは言っていたが、それは、原理を観念的に取り扱ってはいるものの現実の生活にマッチしていなかった。一切衆生が救済せられると言ってはいるが、人類の大半を占める婦人を寄せつけず、女人の成仏を許さない仕うちには、大へんな差別であり、矛盾であろう。

そこを、観念論にとどめずに現実の問題として男も女も老いも若きも、さらには前科ある乱想の凡夫さえも救済せられる阿弥陀本願の念仏往生を説いて、実際に救済したことは実に偉大ではないか。

二、孝養の実現

上人は、九歳の春に父漆時国に死別した。その時の父の遺言は、第一、仇討はするな。第二、私の菩提を弔うために出家して僧侶となれ。第三、世間一般の大衆が容易に救済せられる道を開いてくれ—であった。

十五歳で叔父の観覺得業のもとでの教養を離れ、比叡山に登って修行するが、師僧たちより俊敏の才能を認められ、将来は天台の棟梁となられましよう—と言われたところから「あら恐ろしや、名利に巻き込まれん」と黒谷に隠遁し、さらに研鑽を続け、遂に善導大師の観經疏に導かれて戒・定・慧の三学を修せずして、ただ口称する名号のみによって、たやすく本願に乗じて確実に西方浄土に往生することのできる浄土宗を別開することになったのである。時に承安五年、上人四十三歳の春三月であった。

その時の上人の述懐に「父の遺言耳底にとどまりて忘れ難く、今ここに称名によって往生のできる浄土の法門を開くことを得たり」と。

上人は、父の遺言を実現し得たことを、まず自ら悦ばれている。父への孝養の一端を果たされたわけである。

三、天下無双の智者

門流を汲む我ら末徒が元祖法然上人を誉めたたえるのは当然であるが、さにあらず、念仏門と対抗しているやに言われている日蓮上人が、その著書の中に、

日本国には法然上人浄土宗の高祖なり、十七歳（十八歳の誤り）にして一切經を習い、天台六十卷に渡り、八宗を兼学して一代聖教の大意を得たりとののしり、天下無双の智者山門第一の学匠なり 云々

と推賞しているし、鎌倉時代の代表的隨筆集たる『古今著聞集』『橘成季・建長六年著』には、

源空上人は一向専修の人なり。ただ人（ひと）にはおはせざり。弥陀如来の化身と申。勢至菩薩の垂迹とも申すとぞ、其の証あきらかなりともほめてゐる。

この大学者、法然上人が「仏教多しと雖も三学を出でず、この中の一つも修する能はず」とか、「一文不知の愚鈍の身」と卑下せられ、なおもひたすら研修を重ねられて遂に専修念仏の法門を見出し、浄土一宗を別開して広く一般大衆を救済せられることになったのである。

この秀才にして勤勉家の法然上人は、四十三歳で浄土開宗をせられて後も相変わらず一切経を閲読し続けられていたのである。

「われ聖教を見ざる日なし、ただ木曾の冠者（義仲）京洛へ乱入の日のみ見られざりき」と記されておられる。寿永二年、上人五十一歳の夏である。

上人は尚お六十六歳にして「選択本願念仏集」上下二巻を撰述せられているほどの着実な学匠であった。

四、社会的先覚者

婦人に仏教を伝えられたことは、男女平等の実現であるが、鎌倉の源頼朝夫人政子を教化し、政子は上人に教えられて大いに婦人の地位向上をはかり、自ら「尼将軍」となり、また京洛の皇居を守らしめる「大番役」（近衛師団長）に婦人をあてさせるほどに、婦人参政権が認められるに至った。

また晩年、ご流罪の途次、江口神崎や高砂で遊女を教化して出家せしめられたことは、「宍春防止法」の先駆であるし、熊谷次郎直実の如き、かつての戦将を出家せしめられたのは、殺傷者を悔悟発心させた、即ち「更生保護」である。更生保護といえば、天草四郎という盗賊の頭目を教阿弥陀仏と変身せしめられたのもその適例であろう。

五、天寵を賜わる

庶民の教化を主眼とされた法然上人ではあったが、円頓戒の宗家であったところから、高倉天皇、後白河法皇、後鳥羽天皇に授戒の剃刀をあてられ、関白藤原兼実公や中宮達に円頓戒を授けられている。

かかることがあったためであろうか、滅後九十五年（徳治年間）にして上人の御伝が勅命で編纂され、その「勅修法然上人行状絵図」四十八卷（国宝）が知恩院に所蔵されている。

また後柏原天皇から追慕のための「御忌鳳詔」を賜わり、江戸時代の元禄十年正月十八日には円光大師号を贈与され、爾来「東漸」「慧成」「弘覚」「慈教」「明照」、そして今上天皇より和順大師の称号を加諡せられる光栄に浴せられたのである。

四休庵貞極の著述攷

昭和四・一月

芸文第二〇年第一号

一、緒言

泰平の続いた江戸時代にすべての学問芸術が頓に活気を呈し来たことは著しい現象であつて、我国に於ける学芸復興期ともいふべきである。殊に仏教々学に就て見るに、幕府の宗教政策の爲めに仏教が保護をうけ僧侶が悠然と就学出来るようになって前代の如く五山の僧徒のみに限らずに各宗全般に普及し、文教の進運を齎らすようになった。而して此時代の中期から一般民衆の好學と覚醒ともなり、其れが庶民文化開拓の努力ともなつてその効果の空しくなかつたことを認めねばなるまい。

寺院諸法度によつて僧徒はある拘束をうけつつも、其生活が安固になつた。学林が榮えて祖畫の研究と列祖の疏釈を繙読しながら更に註解を作るだけの余裕が与えられた。伝統的訓古的宗學が勃興したに対して自由討究的批判の學風がここにも抬頭して來た。儒家や文芸家の影響をうけたというよりも探究の然らしむるところ向うべきところに進み出した迄である。

又僧侶が生活の保証を得て安佚に流れた爲めに緊縮を計るべく革新運動を企てたものもあり、教義が稍ともすると末疏に拘泥して開祖の本意に外れていることを歎いて復古運動を起すものも出た。其れ等の中「專修念仏勸化の一考

察」と題して嘗て本誌に関通、文雄、敬首、不退等を論じ貞極のことは後日を期しておいたのである。其後神戸市東須磨西極寺住職角田俊徹氏が貞極に関する書籍を多数蒐集され居るを知り、同氏の厚意により全部通覧することとなり、更に同氏が私財を投じて同上人全集を刊行し、最初蒐集せられた太田老師への追恩の一に資したき旨を語る。未刊行書には写誤、脱漏せる箇所も有るので、文学士伊藤光信君とも語らい三人が研究旁異本校訂するに、書名を存して逸せるもの、題名を異にして内容の同一なるもの、後に貞極の名を藉って作れるものを見出せり。よって貞極の勸化運動を知る階梯として其著述研究の一端を述べて大方の示教を仰ぎ完璧を後日に期する次第で、その点は読者の諒察を仰ぎたいのである。

二、貞極の出世

貞極大徳伝（安永七戊戌、武州小児泉谷惠頓の撰）によれば師の父は京師室町大西氏、家世々袞竜御服を奉ることを掌る豪商であった。早く実母に別れ継母に育てられたるも無道の待遇にて八歳の時、先母の忌日に強いて魚肉を食せしめられて泣き已まず、了蓮寺に走り先母の墓碑を抱き涕泣する状、路人を感動せしめ寺僧を驚かす。聽て世を厭い出家の志を述ぶという。されど実父これを聞きて許さず、為めに荏苒歲月を送り元禄十六年、漸く二十七歳にして目的を達し洛東岡崎厭求貞憶の室に入りて剃髮授戒して貞極と名けられたのである。

了蓮寺過去帳によれば貞極の実家は室町蛸薬師下ル白粉屋五兵衛、実母（心月貞甫信女）は貞極生後二年なる延宝七年五月二十一日に早世している。実父（松誉宗貞禪士）は享保七年正月朔日に没したのである。

又貞極の幼名に就ては後述する碯槌鈔第七卷に収むる同師の消息文「美濃法語」に「菊松といひ貞極といふ老若僧

俗且く別なれども其体唯一なり」とあるより見て菊松なることを知り得たり。

厭求貞憶の座下に奉事すること四年、師命をうけて関東に遊び伝通院了因和尚の室に入つて三ヶ年且夕念仏息まずして更に宗部の経論を三ヶ年間読み無量山主但替に従つて宗戒兩脈を受けて岡崎の貞憶師の許に帰省すれども老師黙して応ぜず。よつて学末だ成らざる為めと自覚し、再び関東に出て楞嚴を読むこと三年草編將に絶んとして一旦了悟し老師の膝下に復りて学成ることを認められたりという。

かくて貞極は慈脱、素信、恕信と共に厭求貞憶門下の四哲と称せられる（厭求和尚法語の序文）。これより五畿中国九州を遊学して行く行く仏教を布き享保元年江戸小石川に帰り、同秋麻布に居を卜し、而して都会の雜聞を厭い檀越の為に三河島の通津菴、根岸の四休菴が営まれたので此を道場となして熱烈なる信仰を以て自ら日課六万八千遍より八万称の実行者となり、而して拮据多年研鑽せる仏教学と、蘊奥を極めたる宗学とにより得たる識見を以て当時の教界を洞察して時弊と謬解とを匡正すべく講筵を盛んに布きたれば、檀林学侶の從遊する者四百八十余、化をうけ名を授かる者五千百七十四人と算えられる。

毎歲四月十六日より九十日間、四止禁足して夏安居を行す。余力あれば書を講ずるので法然上人撰述の選択集の如き講ずること百余遍、其他宗部及経論は計ふべからず、大藏經を繙読する教遍、楞嚴、維摩、法華涅槃等の諸大部の如き暗記していたと惠頼の貞極大徳伝に記している、砧槌鈔を始め師の著述を読むうちに其の経論疏釈を博引縦横、祖師の法語を証拠に引用することの自在巧妙であつて、嘗て読みし著述中に於てすら惠頼の言を実証せしめうるものが多い。

かくて宝曆六年五月十五日予め死期の至るを知り、文を回らして道俗を集め懇懇に勸誡し、六月二日安祥として寂

す。同六日浅草常感寺に於て如法に葬儀し茶毘して後ち遺言に随ひ縁故深き武州葛西大谷善応寺に建碑して弔うたのである。

三、著述目録

前掲の貞極大徳伝(滅後二十三年泉谷恵頓撰)に「師隱遁而來、所著書八十餘部、百五十餘卷云々」とあるも其書名を記していない。

宝曆六年東都書林淨還堂辻村五兵衛藏版『法の道之附録』所載の「東都四休庵貞極老師遺藁書目」は次に示す如く六十四部を列記してその奥に次の如く記している。

奥四休庵貞極老師著述書其編類大凡及數十部矣僕於康存之時數雖請其書於梓行一固不許之而謂若至我歿後普欲流通行于世者須任汝意也然師茲年夏六月遷化矣依是乞求其書原本於侍者中今方及雕刻者也猶

前目次一矣。 東都書林 淨還堂謹識

蓋し『法の道芝』は既に享保元年貞極が諸国周遊の旅より小石川に歸りて撰せるところ、師が著書として上梓されたる最初のものなるを知る。又淨還堂主人は師に昵懇、且つ示寂直後の宝曆六年版の奥に付せる此書目は又信憑すべきである。

(付 記)

宝曆六年版『法の道芝』には付録として「一枚起請文講弁」と「老師遺藁書目」と「奥書」を付せらるべきに、世間流布本往々此等を削りて本文のみとせり。而して最後の一行のみ裏表紙に刷り遺す不体裁なるものが多い。然るに昨昭和三年十月十

四日、助教授故植村先生の悲しき告別式よりの帰途、書肆其中堂に立ちよりて偶々此書目を付せる本を得。当書目研究上多大の便益を得たので悲喜交々想到して忘れられない。

而して浄蓮堂は翌宝曆七年二月には『涅槃像随文略讚』三冊を出版してある。堂主は貞極の遺志を承け法の道芝の奥に掲げたる書目の中、伝法書の「銀梓不許」以外の書は順次上梓すべき計画であつたらしいが、二三種以外実行せられなかつたらしい。尚ほ貞極が存命中に上梓を好まなかつたことは念仏感光章の増上寺豊普靈応大僧正の序文（安永六年冬）にも

当於其世不許流布之。蓋思由是毀替之端也。大徳没後二十余年於茲矣。門人懼夫愈々久而卒湮滅欲刻此書且付其略伝以擬図報之万一也。

とあることによつて確めらる。

次に砧槌鈔第九卷の巻頭に「選集書目」と題して列記するところは六十部で砧槌鈔それ自体を合せば次の六十一部となる。

第三の浄土宗経論章疏録は上下二冊あり、望月信亨氏訂正のもとに明治三十四年（四月、五月）宇田総兵衛蔵版で世に出ているが、貞極著述書の掲載するところ重出するものあり。整理して五十音順冠字目録とせば次の表の如くである。

浄蓮堂 識語の 法の道芝所載目録（64部）

砧槌鈔所載書目（61部）

大村屋 総兵衛編 浄土宗経論章疏録（63部）

ア

●イ 易往而無人和解

エ 円頓戒一掌記

● 円頓戒教示鈔

易往而無人知解 一卷

円頓戒一掌記 壹卷

円頓戒教示鈔 壹卷

● 安心要欠 一

易往而無人和解 一卷

円頓戒一掌記 一

円頓戒教示鈔 一

才 勸勝論付後誠

灌仏法則報恩鈔

キ 教相弁異鈔

同 統

ク

● 黒谷 兩家異相
永観

コ 迎接曼陀羅拾穂鈔

光明遍照訓方鈔

● 御伝十九卷首
御書分科略註
● 翻迷入正論

御伝卷々大意略注

サ 三十二相顯要鈔

三不遠略解

三心教訓鈔

三宝示正記

シ 浄土回向要訣

四休庵貞極の著述致

● 大原問答略解 壹卷
勸勝論付後誠 壹卷

● 教相弁異鈔 一卷

同 統 一卷

● 供仏美膳式雜返対破 一卷

● 黒谷 兩家異相
永観

迎接曼陀羅拾穂鈔 三卷

光明遍照訓方鈔 一卷

● 五重略要鈔 壹卷不許鏤梓

● 五重廃立鈔 開為四卷不許鏤梓

三十二相顯要鈔 三卷

三不遠略解 一卷

三心教訓鈔 一卷

三宝示正記 一卷

● 三脈私記不許鏤梓

● 浄土回向要訣 一卷

勸勝論付後誠 一

灌仏法則報恩抄 一

教相弁異鈔 一

同 統 一

● 黒谷 兩家異相
永観

迎接曼荼羅拾穂抄 三

光明遍照訓方章 一

● 翻迷入正論 一

御伝卷々大意略注 一

五重廃立抄 三

三十二相顯要抄 三

三不遠略解 一

三心教訓抄 一

三宝示正記 一

● 浄土回向要訣 一

浄土感光章

浄土感光章 一卷

浄土本願念仏感光章 二

浄土和語宗要増一法門

浄土和語宗要増一法門 一卷

浄土和語宗要増一法門 一

浄土寺院朝夕勤行並回向文

浄土寺院朝夕勤行並回向文

浄土寺院朝夕勤行並回向文

正雜得失論

正雜得失論 一卷

正雜得失論 一

四恩孝順鈔

四恩孝順抄 一卷

四恩孝順抄 一

實義無輩品略図統々編

實義無輩品 一卷

實義無輩品略図統編 一

白籤

白籤 大沢業成論決 一卷

白籤 大沢業成論決 一

真俗一字鈔

真俗一字鈔 一卷

真俗一字鈔 一

小寺法則

小寺法則 一卷

小寺法則 一

四休菴積教和歌集

四休菴積教和歌集 一

七 選撰集九門玄談

選撰集九門玄談 一

施化発迹二門略解

施化発迹二門略解 一卷

施化発迹二門略解 一

善生経和解 一卷

善生経和解 一卷

善生経和解 一

触光柔輓論決

触光柔輓論決 一卷

触光柔輓天仁添削私考 一

即心念仏談義本摘欺説証義論

即心念仏談義本摘欺説証義論 一

即心念仏談義本摘欺説証義論 一

女 第十八願念仏往生授幻鈔

即心念仏談義本摘欺説証義論 一

即心念仏談義本摘欺説証義論 一

談義七章和解

談義七章和解 一卷

念仏往生授幻鈔 一

談義七章和解

談義七章和解 一卷

談義七章和解 一

チ 碓髓鈔

● 中有年忌定教論決

テ 剃髮略法式

ニ 如来十号和解

如来十力得勝論

女人往生羸膝鈔

ネ 涅槃像隨文略讀 三冊

● 念仏名義集天仁波添削私考

ノ 法之道芝 二冊

ハ 八祖略伝要注

ヒ 百万遍勸誠鈔選翼 三冊

● 常陸帶

フ 仏前供養灯明略解

仏前供養飲食略解

仏前供養百香略解

四休庵貞極の著述攷

● 檀林三脈再伝口訣不許鍍梓
(碓髓鈔)

剃髮略法式 一卷

如来十号和解 一卷

如来十力得勝論 一卷

女人往生羸膝抄 一卷

● 寢覚記 一卷

法之道芝 二卷

八祖略伝要注 一卷

● 破大我弁

百万遍勸誠鈔選翼 二卷

● 常陸帶

● 仏前供養灯明施福集注

碓髓鈔 十

中有年忌定教論決 一

如来十号隨文略讀 一

如来十力得勝論 一

女人往生羸膝抄 一

涅槃像隨文略讀 三

法之道芝 二卷

八祖略伝要注 一

百万遍勸誠抄選翼 七

● 常陸帶

灯明略解 一

飲食略解 一

仏前供養百華略解

深草問答

● 補処菩薩在天定壽論

● 弁文字般若說

ホ 放生修行真偽論決

法身十自在光頭抄

本願願宗記

● マ 曼荼羅大意鈔

曼荼羅黑段和解

● ュ 瑜伽論名目批判

リ 六波羅蜜宝林鈔

口 六波羅蜜拾玉鈔

● ヲ 惑難白毫高下論決

和語灯百四十五條撮要鈔

深草問答 一卷

● 補処菩薩在天定壽論 一卷

布薩正議論(密行) 一卷

● 弁文字般若說

弁道書略破 一卷

● 放生修行真偽論決 一卷

法身十自在光頭抄 一卷

本願願宗記 一卷

● マ 曼荼羅大意抄 一卷

曼荼羅黑段和解 一卷

● ュ 瑜伽論名目批判 二卷

リ 兩脈自他二要 二卷

口 六波羅蜜宝林鈔 二卷

六波羅蜜拾玉鈔 一卷

百華略解 一

深草問答 一

● 補処菩薩在天定壽論 一

● 弁文字般若說 一

● 放生修行真偽論決 一

法身十自在光頭抄 一

本願願宗記 一

● マ 曼荼羅大意抄 一

曼荼羅黑段和解 一

● ュ 兩脈自他二要 三

リ 六波羅蜜宝林鈔 四

口 六波羅蜜拾玉抄 一

● ヲ 惑難白毫高下論決 一

和語灯百四十五條撮要鈔 一

四、砧槌鈔攷

貞極著述中の最も大部なるものは砧槌鈔一部十二卷（十冊）で、在世の時から既に門弟により編輯されたのを滅後多少添削されていることは、写本四種類の異同校訂によって更に確め得たが、何れも次の如く大別されている。

經釈要文類	五卷	(卷第1—5)
答請垂示類	三卷	(卷第6—8)
諸鈔論決類	一卷	(卷第9)
内外雜誌類	一卷	(卷第10)
經釈科文類	一卷	(卷第11)
歴史吟詠類	一卷	(卷第12)

第十卷『内外雜誌類』の第四十三、水帳事。第五十八、明曆頃甚不_レ好_二驕奢_一事。第六十八、餞頭権興事、尚お、有職故実、經文要記録等を輯めて届る『答請垂示類』(卷第六—八)は遠近の門弟、信徒えの消息、覚書の控を主とせるものであってその内容の題材は範圍広く、関通、敬首等当時の教界の竜象の教化に批判を加えた垂示も輯め居て教_二会史研究の資料である。更に各卷に互つての内容の詳しき紹介は角田俊徹氏が執筆中の著書解題(大正新報所載)に譲_二つて省略し、ここには主として単行本との考証に止めておく。

前掲貞極著述目錄中の『破大我弁』は砧槌鈔第九卷に収むる「唯称安心鏡大我作山僧直聞講弁故对破如是」と合し、『大原問答略解』は同卷「浄土不思議法門」と連絡あり、又、同卷第三十一条に「弁_レ就_二来迎願_一有_二白簇大沢之

二異」とありて本文を欠き「◎此印書寫之」とせるは別に単行されている『白旗業成論決』と推定して誤りなからう。

又世に流布せられている木版の『貞極上人略伝』（安永戊戌春三月武州泉谷惠頓撰）の奥に

一蓮社立啓上人時により事にふれて思ふことをいひいてたまへる和歌おほくありその中をゑらふとはあらで書
のせ侍る二十首

として載せられているものは碯槌鈔卷第二「歴史吟詠類」に輯められている。

因みに申す、この上人略伝の跋文は淨福寺賜紫沙門單雲が『感光章』の為に記せる処で最後に「安永七戊戌五月武州豊島郡
滝川正受院春染謹識」とある。考ふるに上人略伝、吟詠二十首と、感光章と三部合本して巻首に肖像を付して刊行せられたや
うである。又、一蓮社立啓は貞極の号で別に離文ともいつたやうで『如来十号随文略讚』の奥に

右如来十号随文略讚七卷者離文貞極老師之長弟歆光春染師授与門弟光憶真玉也

維時安永十五歳正月三日五ツ時 光憶真玉拜写終

とあり且つ大阪府佐太来迎寺威名号の貞極の印文が離文となつてゐる。

而して同第十一卷「経釈科文類」は別録の科文章目を分段表示しているが、

第一、輪転五道経科文并別録

第六、聖浄二門懺悔法則并無懺称名之事如別録

第七、中陰年忌名義論決章目

第八、孟蘭盆及施食二会章

第九、地藏菩薩像前講讀

第十、百番觀世音像前講讀

第十三、大勢至菩薩像前講讀

の如きを抄出して見るに「第七、中陰年忌名義論決章目」は卷第九の卷首の選述目録に名のみ出でて未見の『中有年忌定教論決』の科文と思われる。又明かに目録に合するもの、科文によりて別録のありしを想わしむるもの等あって研究を要する。又真宗略弁、鎮西西山教義対弁等の単行写本がこの砧槌鈔に輯められていて貞極の手になっていることも知り得た。

砧槌鈔一部十二卷は貞極の思想を知るには是非繙くべき書である。

五、其他の著述

前掲の目録に入らぬ著述に就て記そう。小消息諺解（浄土宗全書卷第九所収）は砧槌鈔卷第十一の第二条小消息科文と科段を異にせることは後日の研究に俟って意見を述べることにする。

智曇の『廻向要訣の跋』によれば自己用心因縁集八巻も貞極の著であり、念仏往生授幻鈔の奥書によれば『孟羅盆大意鈔』『十夜大意縁起』があった。而して別に『十夜縁起』という書も伝っている。又、貞極上人訓灯や廻向窮源によると『行持討要』なる著述もあったようである。

五重相承節要、五重相承私記、円戒私記、布薩正義論（或は布戒口訣ともいふ）の浄土宗の伝法に関する著述は、師の名で密行しているが同じく伝法に関する五重庵立鈔や兩脈自他二要と比較するに思想を一にしていって広略あるのみ

である。共に伝法に対し一識見を以て当時行われつつありし伝法儀式を忌憚なく論じ尽し、伝統的に尊重されている列祖の疏釈、先徳の意見と雖ども是非の批判を下している。

尚お一枚起請文談話、選択集談話の如く口述をその儘門弟の筆受して纏められていないものも二三種ある。

六十余部といい、八十余部というは砧槌鈔に輯められたる別録単行本の採否と是等未完の口録著述の算否によって来す差異であらう。

又貞極の著述には同一講録にして広略抄三様存するあり。略より広に及び、更に科文録を著わせしこと砧槌鈔の研究によりて確めたるも此亦後日の研駁に俟つ。

然し貞極は単に批判学究の徒ではなく、浄教宣布に力め貞極一流の信者を作り貞極大徳と仰がれたことは前に述べしが如くである。

本稿は貞極研究の用意として、綴りたるものなれば他日の研究と大方の示教によって既刊、逸書と奇観書をも更に委しく弁識して補訂するであらう。

当麻往生院と知恩院との関係

昭和四五・三月
佛教大学研究紀要第五十四号

一、本尊遷座

当麻往生院（奥院）の本尊たる元祖法然上人御影（木像・重要文化財指定）が知恩院からこちらへ遷移せられて来たことについて、『当麻奥院本尊遷座之記』（奥院蔵）には次の如く記されている。

「知恩院第十二世の貫主誓阿上人普観大和尚とて智道兼備にておはしけるが御歳七十二歳応安二年酉の春、或夜恍惚のうちに本尊円光大師まのあたりに現われ、師に告げて曰く、今悪人来りて吾が額に釘を打つ者あり、苦痛云うべからずとの給うかと思へば忽ち夢さめぬ。師驚き直ちに参堂し御影を拝瞻し玉うに痛ましい哉、御額に竹釘の打てありけるを、師泣くく釘を抜き玉うに、血の流れ出ること恰かも肉身の如し。此の靈験を衆人聞き伝えて『血垂れの御影』と称し奉る。」

かくて同年（応安二年―一三六九）四月七日は法然上人御誕生の聖日に当るが、誓阿上人の夢枕に法然上人がお立ちになり

「我れ本地は大和国当麻寺にあり、我を彼の地に移すべし」

と。夢さめて「さても不思議な夢を見るものかな」と思召し乍ら移転のことについて何ら手筈をも施さず等閑にせら

れていたところ同じ夢告を引続き六夜に亘って蒙ることになり、遂に一大決心をされたが「ましてしばし若しも天魔のたぐいのいたづらでもあるまいか」と十四日の夜替阿上人唯だ一人で御影前に跪き申さるるよう

「此の程毎々夢告を蒙るが、是れはなかく容易ならざること、一般の信者へ与える影響も大へんならんかと考えられる。仰ぎ願わくは上人御慈悲を垂れさせ今一度夢の虚実を示させ給え」

と丹誠を凝らし祈願せられたところ、夜も深更に及び

「汝が夢に入りて告ぐるなり。早く彼の地に移すべし」

と、同じ御声を三度までくり返され給うたのである。替阿上人五体投地して拝受し、夜の明けのを待って一山の大眾を召集して事の次第を披露せられたところ是れはまた不思議、大眾も残らず皆同じ夢を感得していたことを異口同音にて答えたという。

そこで大眾は是れはこのまま黙止しておくわけにはいかぬが、先づ朝廷の天気をお伺いすべきであるということに衆議一決したのである。

替阿上人は更に一考をめぐらし、勅命によって作られている「法然上人行状絵図」（勅修御伝・四十八巻）の正副二本が知恩院の宝庫に蔵せられているが、かかる大切なる御伝を万が一にも火災に遭うとせば一時に両本焼失しては惜しいから、一本（副）を離れた大和の当麻に移しておいたならばということであった。早速時のみかど後光厳天皇に奏聞したところ、殊更に敬感ましまし御影と御伝の移転を勅許あらせられる。即ち

後光厳院勅書

知恩院安置法然上人直作の遺像夢告及教度大和国当麻寺遷送往生院造立之上は遺像安置常行仏号勅修之志願両院兼

帶寺務之条於 勅許者永可為本寺職者也

という。

何故当麻の地へ御本尊を遷移したのであろう。奥院の寺伝は上記の夢物語に基いたとあるが、是れは右の本文に上人を指して「円光大師」と云っているから元禄十年正月十八日の贈号以降の記述であつて、応安二年の誓阿上人當時より既に少くとも三百二十八年経過した——後世の記録であることを銘記せねばならない、ここで考えられることは、応安二年は南北朝時代で、其の前年（応安元年）には後村上天皇崩ぜられ十二月に長慶天皇が住吉の御在所より吉野へ移られているし、同二年一月には楠木正儀が足利義満に降伏を申入れ、それに対して楠木一族が正儀を攻め、四月に入つて幕府は正儀を救援するも、桃井直常が越中で挙兵するというから、京洛の混雜は想いやられ何時兵火に罹るかとも案ぜられた時期である。かかる時は最近の太平洋戦争當時のごとく、田舎に疎開することを先ず考えることと察せられる。

この後の応仁の大乱に際しては

知恩院黒谷百万遍等皆兵燹ニ罹ル、当山周啓珠琳開祖ノ影像ヲ奉ジテ江州伊香立ニ逃レ寺ヲ立テ奉安ス之ヲ新知恩院ト号ス、勅伝其他宝物ハ西山広谷ノ民家ニ移シ難ヲ逃ル（義山行業記）

という処置をとつたことを想い合わせるべきである。

次に当麻の地を選んだことである。このことについて前記の『知恩院本尊遷座之記』に「我れ本地は大和国当麻寺にあり、我を彼の地に移すべし」を考える必要がある。

法然上人の「本地」は勢至菩薩であると信ぜられている。当麻寺には有名な当麻曼陀羅（觀経浄土变相）が保存せら

れ広く信仰せられている。此の变相造作の発願主は中将法如であるが、それを織成するに丁って、観音、勢至の両菩薩が化尼となって助成したと云い伝えられる。即ち、元祖上人の本地たる勢至菩薩の性根籠めてつくられた観経浄土变相の安置せられている当麻寺が元祖上人にゆかりが深い土地ということになるのであって、誓阿上人がこれらの当麻曼陀羅縁起を脳裡におさめられたことが従来元祖上人夢告という型になってあらわれたのであろうと解せられる。私は後に江州の伊香立を選んで知恩院を一時的に避難せしめたことよりも此の当麻の霊蹟へ遷られた誓阿上人に対して適地選択の点で鑑識の高いことを賞讃したのである。

二、当麻寺

偕て当麻寺であるが、大和平野の西に聳ゆる姿の美しい二上山の麓に位し幽邃閑雅の浄境と称したい。此の地に奈良朝天平の昔に、藤原豊成卿の女即ち中将法如が浄土曼陀羅（当麻曼陀羅とも観経曼陀羅とも観経浄土变相とも称す）を織成して安置せられた曼陀羅堂が境内にあることによって浄土教信仰者の崇敬的とせられて来たのである。

ところで当麻寺というのは用明天皇の皇子麿子王の開創にかかり、初めは万法藏院または禅林寺とも号し、もとは二上山の西麓河内国にあったのを白鳳二年（六七三）に此の当麻の地に移している。ここは役小角の練行した宅趾であつたと云い伝えられる。現在の境内は三万七千二百余平方メートル（二四〇〇坪）である。

現在近鉄当麻寺駅より西方一キロ、東門を入れて其の正面に見える曼陀羅堂が一山の本堂の観をなしているが、実は白鳳（天平前期）時代の伽藍配置をなしている。本来なら南から入って其の左右に西塔、東塔があり、正面に金堂、その後方に講堂があり、其れらの堂内には立派な仏像が安置されている。

金堂（明治三三年四月国宝指定）は五間四面、単層入母屋本瓦葺の重文建造物で本尊塑像は弥勒菩薩坐像（明治四二年九月国宝指定）を安置し、建築様式は鎌倉時代に属しているが、堂前に白鳳期の石灯籠一基が建っていて其の原初を偲ばせしめるのである。

講堂（明治三三年四月国宝指定）は七間四面、単層四階本瓦葺の重文建造物で金堂と同じく著しく奈良朝風を帯びるが、鎌倉末葉のものである。内陣は五間二面で内陣柱には出組斗拱を組み、小天井を設け更に支輪によって折上げ小組格天井をなし、三間一面の須弥壇上の中央に本尊木造阿弥陀坐像を安置している。

また西塔は三層（各層三間四面）本瓦葺の新国宝建造物（昭和二七年三月指定）高さ八丈一尺八寸（二四・八米）各層軒は二重榼三手組物を使用している。当麻寺は治承年間に兵火に罹り諸堂宇は殆んど焼失して鎌倉時代に再建したのであるが、東西両塔のみは難を免れ奈良朝の建築を今に伝えている。

東塔は西塔に対立し同じく三層塔で本瓦葺高さ七丈六尺（二三米）新国宝建造物（昭和二七年六月指定）で其の構造様式とも西塔と同じく形態よく整い造立全体は西塔よりも古くよき建築物である。

曼陀羅堂は一般の扁仰をうけている藕糸織成の阿弥陀浄土曼陀羅を本尊として安置された処から、かく呼ばれるのである。堂宇は桁行七間奥行六間、単層四柱本瓦葺の新国宝建造物（昭和二七年三月指定）である。近年大修理され屋根を葺替えたところ瓦葺の下に今一つ棟包の屋根があり、永曆二年（一六一）の棟木銘が発見され、平安末期の建立ということが判明したのである。内陣仏壇の正面には本尊の浄土曼陀羅を掲揚しているが、其の裏面には俗に「板曼陀羅」と称して原初の曼陀羅が貼布せられていた古い板が厨子で覆いかくされて一年に一度開扉され五月十四日と十五日の二日のみ公開し拝観に供せられるが、その古い板面をよく観察するに原初の曼陀羅の藕糸がところどころに

点々と残存し板面全体におぼろ気な曼陀羅のあとを偲ばせしめるものがある。さて本尊の厨子及びその前にある須弥壇は、仁治三年源頼朝の遺願により將軍頼経が修復したことが記されており、仏壇には螺鈿を以て「奉貝磨了寛元元年五月日 尼真蓮」の銘を遺されている。建築の手法様式に著しく鎌倉式の特徴を存しているから、仁治・寛元の頃（二二四—四七）の再造によると、見るべきであるが、惟うにこの堂は、古くから存在していた堂を再用しつつ永曆年間に現在の形としたものと思われる。内陣の年代は様式上、奈良時代後期ごろと見られるし、本堂裏の岡伽棚は文永ごろに設けられている。また曼陀羅をかける六角形の厨子及び螺鈿をちりばめた仏壇は平安初期を下らぬ作で柱の漆絵、軒うらの平文などまことにすぐれた工芸品である。

さて原初の浄土曼陀羅は縁起によって、天平宝字年中（七五七—六五）横佩^ヒ右大臣藤原豊成卿の姫、中将法如が藕糸（はずいと）をもって織成したと云い伝えられる、もともと観無量寿經の所説を唐の善導大師が解釈した『観經疏』に基いている。是を拝観することによって西方阿弥陀浄土を欲求せしめるように趣考をこらしたものであって、此れとよく似た仏画は近年西域燉煌石窟から多数発見せられているし、善導大師の伝記にも浄土の変相三百鋪をつくと記されているから、中國の隋唐からの仏教文化の影響であることは容易に察せられる、中央に阿弥陀三尊像を描き左に序分十段、右に日想観以下の十三観、下には上品上生から下品下生に至る九品來迎を图示されている。竪横ともに十二尺五、六寸（三・〇八米）の大幅である。原初の根本曼陀羅は上記する如く元來板に貼布せられていたものを保存のためを考えてはがして画幅仕立として別に宝蔵に保管し、曼陀羅堂に写本を掲揚して來たのであるが、それも千二百余年の間に少くも二、三回転写せられ現在の本尊は「文龜曼陀羅」と称せられている。後柏原天皇が御生母准后御菩提の爲めに画師法橋慶舜、法橋專慶の兩人に画かしめ、文字は天皇御自ら宸翰を染めさせられたものと云い伝う。保

存よく原図の面影を偲ぶには充分である。絹本着色で明治三十年十二月に早くも国宝に指定せられている。

なお此の浄土曼陀羅に対する一般の信仰は殊の外厚く、浄土教崇信の道俗が、古来此れを求め、是れを拝観することを憧憬したものであって、法然上人の高弟西山証空上人は格別尊崇せられ曼陀羅の註記を著はしているし、『融通念仏縁起』によると、結縁の信者の法名を書き綴って此の曼陀羅堂に納入すると記されている。

奥院の開基（知恩院第十二世）誓阿普観上人が七夜連続して元祖上人の夢告を蒙り、我が本地たる大和の当麻寺に我が影像を移されたいと懇請せられたというのも実は此の曼陀羅のある霊場であったからであって、元祖上人の夢告という形式で誓阿上人がかねて欣慕していた当麻曼陀羅のゆかりの地を求めて戦乱となりそうな京都の知恩院の地から此の閑寂な当麻をあこがれ移り来ったと解すべきではなからうか。

三、本尊御影と勅修御伝

さて知恩院の御本尊といえは、勅伝巻三十七に次の如く記されている。

「武藏の御家人桑原左衛門入道（不知実名）と申けるもの、上人の化導をつたえききて、吉水の御房へたづね参りて念仏往生を教えられたてまつつてのちに、但信称名の行者になりければ、帰国のおもいをやめ祇園の西の大門の北つらに居をしめて、常に上人の禅堂に参じて不審を決し、念仏怠りなかりけるが、無始よりこのかた常没流転して出離その期をしらぬ身の忽ちに他力に乗じて往生を遂げ永く生死のきづなを切らん事ひとえにこれ上人御教誡のゆえなりとて、報恩のために真影をうつしとどめたてまつりけり。その志を感じて上人自ら是れを開眼し給う。

上人御往生の後に偏へに生身のおもいをなして朝夕に帰依渴仰す。かの入道ついに種々の奇蹟を現わし往生の素懐

を遂げにけり。年来同宿の尼、本国へ帰り下る時、彼の真影を知恩院へ送たてまつる。当時御影堂におはします木像これなり」

即ち知恩院御本尊は此の縁起の如く桑原左衛門入道によってつくられていると信ぜられている。

そこで、此の桑原左衛門入道の彫作御影を当麻へ遷座したのであろうかというに、当麻往生院の寺伝には

「法然上人が四十八歳の時に鏡に向はせられて自ら彫刻し、四十八ヶ度開眼せられたので『鏡の御影』とも称し奉る」というている。また『遷座之記』には当時知恩院には御自作の御影が三軀あって此の御影は其の中の一体であるとも伝えていて、知恩院の本尊であった唯一の御影（桑原左衛門彫作）を当麻へ遷座したとは云い切っていないので、そこに知恩院本尊のことも考えた意味深重なる寺伝であることを味うべきである。

それにしても当麻往生院本尊の法然上人坐像（木像）一軀は夙に国宝に指定されていて、鎌倉時代の肖像彫刻中でも殊に傑出しているとは専門家のひとしく認むるところである。

次に勅修法然上人絵伝四十八巻を知恩院より当麻へ移したことである。

四十八巻伝は知恩院第八世如一國師が伏見、後伏見、後二条の三帝の御帰崇をうけていたところから、元祖法然上人伝記の立派なものを完成させたかったのである。殊にそれまでに出来ている法然上人伝には「知恩院」の事が何ら記されていないのである。そこで奏上したところ、幸い三帝の勅願として当時比叡山功德院に住む学僧で如一國師のお弟子で浄土宗のことをよく知っている関係にあった舜昌法印に其の編集を委嘱する御許しを行って実行に移したのである。其の伝記の草稿がまると、上記の三帝の宸翰や公卿方の染毫助力もあって四十八巻という膨大なものになった。それに添えて意味を表示する絵は当代の名手土佐吉光と其の一派に彩筆を揮ってもらったのである。編者の舜

昌は自らの著『述懐鈔』に「不_レ凶勅命ヲウケ法然上人ノ勅化ヲ画図ニ写シ」と前後の経緯を記していることで確かであるし、同時代の旭蓮社澄円は『浄土十勝節箋論』に「知恩院别当法印大和尚位舜昌、得_レ之而為_二祖師行状画図之詞_一と記している。

四十八巻伝が出来上るとなかなか立派であったところから朝廷でも一本を保存しておきたいとの思召しから複製せしめられて秘庫に蔵せられていたのを知恩院へお下げ渡しになって知恩院には正副二本が保管せられていたのであるが、上に記す如く第十二世誓阿上人が元祖大師の御影を当麻へ遷座する際に副本の方を同時に此の奥院へ持参せられることになり今日に至っているというのが往生院の寺伝である、また鹿谷法然院忍激上人は『御伝縁起』に

「其後吉水（知恩院）十二世誓阿上人宸翰を秘蔵し思い給いける余り、若しはからざるに非常の災などにあいて兩部の御伝（正、副）、時のまの鳥有ともなりなばいかばかり心うきわざなる可ければ、一部をばいかにも世離れたらんはるけき名山に蔵して末の世の宝券に残さばやと、常に遠き慮をめぐらされけるが、老後に和州当麻の往生院（奥院）に退居し給ひける時、御正本はあまたの宸翰、名筆備足して画図の彩色まで殊に勝れて嚴重なりしかば、これを吉水（知恩院）の宝蔵に留められ、副本一部を隨身して往生院の宝蔵に納められけり、今に相伝えてかの寺に第一の靈宝と崇むる是なり云々」と記して裏書している。

更に知恩院所蔵の『旧記採要録』には

「第十二世誓阿上人住持之時康安元年（正平六年—一三六一）宗祖大師百五十回遠忌に当て、勅して慧光菩薩之諡号を賜う。又誓阿上人へ詔しての給わく、祖師の伝正本副本とも甲乙なし、就中重写の一本は第一、第十一、第三十

一の三巻は伏見法皇の宸翰、第八、第廿の二巻は世尊寺從三位行俊卿の筆残る。第四十三巻後伏見上皇悉く宸翰を染させ給う。叡願又たぐいなし一庫に兩部を秘藏し、若不_レ凶非常の災ありて一時に烏有ともなりなばうき事の限りなるべければ一部はいかにも世はなれたらんはるけき名山に残して末代の宝券に残すべしとの勅諭により、大和国当麻寺の奥に一字を建立し仏殿には宗祖大師の真影を安置し、宝庫には一部の勅伝を藏す。兩伝とも今に相伝へ現存し、一宗の靈宝天下の美玉と崇む。是皆朝恩のしからしむる所也と云々」

とあり、右の文中上人を宗祖大師と称しているのは大師号「円光」の下賜された元禄十年（二六九七）正月十八日以降の記録作成であることが知れ、前掲の忍激『御伝縁起』に、文章の相似せる点より忍激以後のものと考えられる。

当麻往生院所藏の『奥之院縁起』には、

「奥之院に安置せる大師の真影は元知恩院に崇め在りしを応安三年（一三七〇）の春勅許に依りて十二世誓阿上人当院を開基して勅修御伝副本と俱に納め奉る」

と移管のことを伝えている。知恩院『旧記録』の康安元年（一三六一）とは年次に於て九年の差異あるだけで其他の内容は殆んど同じである。但し此の『奥之院縁起』も後世の撰述である。奥院では第三世入阿（知恩院第十八世）の撰としているが、現存するものは慶応二年（一八六六）に第四十九世現阿大縁が書写となっていて、これも文中に上人を「大師」と呼んでいる点から入阿時代そのままのものでなく、元禄十年以降であり随て其の内容の信憑性は甚だ薄いのである。

以上の如くであるから当麻本四十八巻伝の移転事情に就ては確たる史料がないわけで、知恩院第十二世誓阿が本尊御影と同時に携行し来ったということは『奥之院縁起』以外には確証がないのである。而かも現存の当麻本四十八巻

伝は知恩院本作成直後のものとは考えられないのである。

然らば其の複製はいつか。誓阿のあと知恩院から当麻往生院に退隠したのは前記の入阿である。但し何年に大和へ移ったものか知恩院、往生院の両方記録にも判明せないが、知恩院では入阿のあと堯登隆阿（十九世）、空禪（二十世）大蒼慶笠（廿一世）と次第し退隠した入阿（十八世）は空禪世代中の文安五年（二四四八）八月廿六日に示寂している。

ところで二十世空禪の世代中に四十八巻伝が知恩院から伊勢兵庫助亭へ持ち出されているのを中原康富が見ている（康富記文安元年六月十、十一兩日の条）。

また江州金勝寺に於て永享九年八月 日に玉泉坊覺泉が法然上人絵伝を抄写しておいたものを十一年後の文安四年十月廿五日、更に複写したものを近衛家文書（当時京都帝国大学寄托中）九万八千余点の古文書類を整理中に偶然にも発見することを得たのである。即ち『法然上人絵詞（黒谷上人絵詞抜書）二巻』（現在、陽明文庫所蔵）の奥書（拙編『法然上人伝全集』三三四頁参照）によって知り得るのである。

是等が何れも入阿の存命中の出来事であること、また此れより少し前の永享三年に知恩院が焼け、足利義教將軍は再興を令し、翌年五月に二十世空禪が知恩院本堂勸進牒（人別一文四十八万人に喜捨を求む、その版本は知恩院現存）をつくり淨財勸募に当たっているのである。

そこで考えられることは、知恩院の火災により避難のために四十八巻伝が知恩院より外に持ち出されている間の出来事ではなからうか。即ち玉泉坊覺泉が抄略本をつくったのは知恩院火災（永享三年）後六年目であり、伊勢兵庫助亭で中原康富が四十八巻伝を見たのは十四年後である。『忍激御伝縁起』に「もしはからざるに非常の災などにあいて兩部の御伝、時の間の鳥有ともなりなば、いかばかり心うきわざなる可ければ、一部をばいかにも世離れたらんは

るけき名山に蔵して末の代の宝券に残さばや云々」という御伝移転の考えが、実は十二世誓阿の時でなくして二十世空禪の代になり、今眼前に火災を見て復写の副本を遠隔の名山「大和当麻寺」に残そうとし、当麻奥院三世（知恩院十八を）入阿（知恩院では二十世空禪の時代）の手によって当麻へ移管されて行くのではあるまいか。

以上は勿論仮定の説ではあるが、こう考えたと当麻本の出来た時代と合致するようである。また伊勢兵庫助亭に四十八巻伝があったことも或は複製本をつくる為めで、あの流麗な当麻本の書蹟は宸翰でないとしても、貴族上層階級の手でなくしては到底及び難いもので、此の兵庫助亭保管の時は当麻本複製途上ではなからうか。

尚お当麻本は知恩院本を見写した複写本であるということは大正十一年夏、親しく両本を校舎した結果、第一、両本の実物を比較して製作年時の差異（知恩院が古く）あること、第二当麻本の詞書には処々に、脱漏の箇所があることである。即ち巻十八の「私云浄土宗の学者まず（五十二字脱漏）すべからく聖道をすて、浄土に帰すべし」「あるいは成就せるもあり（十二字脱漏）いぶかし法蔵菩薩の」、巻十九の（廻向しまいらせ（三十字脱漏）候はばやとこそは）、巻三十六の「念仏をもつ（十九字脱）さきとす」の如き其の著しい例である。想うに知恩院本を見て書写する際に誤って脱漏した結果であり、当麻本がその複写本たる証拠である。

次に料紙のこと。即ち知恩院本では詞書と絵相とは全く別紙を使用しているのに、当麻本では別紙のところが多い中に間々詞書が絵相の料紙に喰い込んでいることを見うけるのである。

更に記せば四十八巻伝の正副両本とも内題がなく外装に題簽を付し、それに外題を認めているが、それは本文詞書とは別筆で而かも両本とも通巻別々に四十八巻が同一筆である。そして知恩院本は「法然上人行状絵図[△]」であり、当麻本は「法然上人形状画図[△]」である、此の「形」が特徴で、一見して知恩院と識別しうるのである。されば江戸時代

の写本四十六巻伝で桑名市久村源助氏旧藏本の如きは『法然上人形状画図』となっていて当麻本の複写であるに對し灯管本（永祿元年八月書写）、徳富蘇峯本（慶長十二年文書書写）、為恭本（知恩院、増上寺所藏の嘉永六年書写）など知恩院本によるものは「行状絵圖」となっている。

而かも知恩院本の絵相は詞書を具体的に描写することに努力し四季の変遷を示すために草木を描き、風俗建築様式にも真剣にとり組んでいて岩絵具も充分に使用している。是に對して当麻本は幾分工夫を凝らして補訂している点はうかがえるけれども、兩者を比較すると、群参の人物の数を少くしたり、塔や木立の描写なども随分簡明に絵具も薄く使って聊かお粗末な感を与えている。

四、誓阿上人のこと

誓阿普観上人は知恩院第十一世円智上人の資であり、円智は退隱して鳥羽法伝寺を開き、また山科阿弥陀寺にも住している。その師は知恩院第十世西阿であり、更にその師は第九世舜昌であるから第八如一國師、第九舜昌、第十四阿、第十一円智、第十二誓阿と師資相承して董職しているわけである。

知恩院の『旧記採要録』によると朝恩を厚く蒙り、在住中に宗祖上人五十回遠忌に際しては慧光菩薩の諡号を賜っているし自らも紫衣被着の勅許を得てその記念としての賜紫服肖像を当麻奥院に今に伝来している。また足利氏の帰信も厚く勅修御伝の再飭を加え、紙の継目毎に自らの花押を記したという、現に知恩院本の継目に花押が認められている。尚お四十八巻伝を納める唐櫃三合は足利家より寄進せしめたとも記されているが、其れが知恩院宝庫に現存している。

尚お誓阿上人が本願寺覚如、存覚と親しかったこと、そして存覚に四十八巻伝を書写せしめていたことを付記しておこう。

即ち『存覚袖日記』によると

老上人(覚如) 御終焉、観応二正月十九日酉之中刻也

一 〇 廿一日葬送ノ事 菩提 河島ハ程遠ク所整ノ障リアレバ (務) 大祖旧例ニマカセ 延仁寺可然 問答 当住誓

阿懇義ニ取持 廿三日朝出棺 (以下略)

と「当住誓阿」が懇義にとりもつてくれて出棺したとあるし、『慕婦絵詞卷一〇』には

(上略) 兩三日は殯送の儀をもちそがねども、かくてもあるべき歟とて、第五箇日の曉知恩院の沙汰として、彼等の長老僧衆をなびき迎とりて、延仁寺にして空しき烟となしけるは、あわれなりし事のなにも(以下略)

とここにも知恩院長老云々としている。

然し誓阿を「当住」と冠してはいるが観応二年(一三五二)の正月は知恩院ではまだ第十世西阿の在任時代である。誓阿はその孫弟子であったが、既に相当の力をもつていて本願寺に助成したと想われるし、随て誓阿と存覚との間に親交のあったことが察せられる。そこで『存覚袖日記』四二(六六一七頁)に

黒谷四十八巻絵詞

杉原四半紙五行定

第一(第一巻ヨリ第五巻マデ) 三十六丁

第二(第六巻ヨリ第十巻マデ) 三十九丁

第三(第十一卷ヨリ第十六卷マデ) 四十五丁

第四(第十七卷ヨリ第二十卷マデ) 五十丁

第五

第六

第七

第八

第九(第四十一卷ヨリ第四十五卷マデ) 六十二丁

第十(第四十六卷ヨリ第四十八卷マデ) 三十八丁

と記されている如く知恩院所蔵の四十八巻伝(現・国宝)を書写することになったのである。この四十八巻伝が果して知恩院本や否やについては既に仏教大研究紀要通巻第四十四・四十五合巻(西本願寺所蔵の黒谷聖人繪詞抜書書)―天文五年の証如上人筆―に論考済みである。

此の『存覚袖日記』の記事あるによって知恩院本(原本)が替阿時代に既に完成していた証拠ともなり得たのである(拙著『法然上人絵伝の研究』一三七頁)。また替阿と四十八巻伝との因縁の深いことも知りうる次第である。更に替阿と本願寺との関係の重なりをも知るべきである(このことは本願寺史第一巻二二六頁掲出)。

五、知恩院との契約状

応永十四年六月に往生院第五代住持入阿(知恩院第十八世)が隆阿(知恩院第十九世)空禪(知恩院二十世)の加判によ

つて知恩院と往生院との関係の深いことを示す契約状をとり交付していることである(本状は昭和十一年七月二十日付浄土宗宗室指定)。即ち

定

知恩院与当麻往生院との契約状之事

- 一、知恩院の住持往生院に器量あらば相共に談合して定むべき事
 - 一、往生院住持知恩院に器量あらば是を定むべき事
 - 一、御影堂之衆の中に不義の仁あらば衆として罪科すべき事
 - 一、不義之仁御影堂の衆として成敗叶わず知恩院よりしてこれを沙汰せらるべき事
 - 一、此両寺において永代水魚の思をなしてこの旨を相共に不可背之事
- 如是の契約者知恩院の住持誓阿上人者当麻御影堂の開山なり、此いわれによってかくことくの条々所定如件

応永十四年丁亥六月二十五日

住持	入阿	御判
善光坊	法阿	判
金輪寺	良阿	判
浄法寺	隆阿	判
	林阿	判
	等阿	判
安養寺	空禪	判

となつてゐる。

次に降つて江戸時代に雄啓靈巖上人定書が下されている。即ち

雄啓 在御判

定

一、当麻浄土宗曼陀羅堂仏事勤行無闕如可被執行事

一、毎歳元日曼陀羅堂出仕満勤行、護念院念仏院此兩院並衆僧則往生院に奉安置元祖前參勤礼拝、拜小経一卷不移

時刻住持江可礼儀事

一、往生院より兩院江者日中勤行過可返礼事

一、法事作善三ヶ寺会合之節、不謂老若可為往生院住持導師事

一、往生院住持不論出世之遲速於大和国中は可為上座事

一、往生院之儀礼寺中為淨教一派之首頭上者万事に付仕置相談別而可被相計之事

一、敬上慈下不可乱沙門之法儀事

右往生院之儀本寺第十二世誓阿上人御開基、日域元祖直作之形像誓阿上人彼院に被奉住持移之候、此形像雖本寺之御堂安置候深妙不思議七度之 叡夢並誓大和尚高貴僧侶靈夢事不知其数由、教祖語分明候、因茲任去 応永十四年

六月日本寺十八代先判之旨、為永代中相統今度潤色而申遣候、不可混余寺

宗門一派之衆僧堅可相守此旨、若於違背在之は可被及本寺之沙汰者也、仍下知如件

寛永十四年丁十一月十九日

丑

当麻往生院と知恩院との関係

本山知恩院役者	良正院	宗把	判
同	常称院	九達	判
同	忠岸院	源察	判
同	本覚寺	深蒼	判
同	浄善寺	天蒼	判

往生院住持廿四代 雲蒼上人

尚お往生院は通称「当麻奥院」となっている。是れは当麻寺の奥院ではなく「知恩院の奥院」であるという。即ち往生院は上述の如く知恩院住職が退隠して入寺され、殊に御本尊元祖上人御影、勅修御伝の保存せられている由緒によつて上掲の契約状や靈巖上人御定書が交付されて居り此の寺の住持は特に紫の法衣を被着し金襴の袈裟を掛けるという江戸時代にあつて余程の格式が与えられていたものである。知恩院の『来翰留書』宝暦七年九月の項によると、それを確かに認める許容を書き下されたいと願ひ出ているのである。即ち

乍恐奉願口上書

一、当麻奥院御本山十二世誓阿上人の御代七度之依御告夢、御本山御堂御安置之大師御尊像往生院江被為奉御移、誓阿上人も被為遊御移住候、其以来代々金襴衣着用有之、就中御本山雄蒼上人御代奥院廿四世雲蒼江金襴衣被為下置、依御免許同廿五世行菅金襴衣を懸御本山御忌中出勤仕候、四百五拾年之御忌御法事同廿七世英蒼金襴衣に而出勤、其後智鑑上人御代女院御所奥院靈宝御照覽之序を以御本山於御堂開張有之候処、依仰廿七世英蒼懸金襴衣高座之上に而靈宝及披露候事、別紙写書奉御覽入候、因茲永世金襴衣御免許之御事と奉存、不憚従前々表曼

陀羅堂之法会、自院於常行茂相懸勤行仕候、定而御許容御下状可有之儘と吟味仕候処、御免許之御事と前々之書付而已に而御本山之御許容状不相見候入阿上人御契約状、雄蒼上人御定書、不混余寺殊に御本山之奥院と申す従前々金襴衣相懸御免之上御本山前出勤仕候段被為御聞分、永世御免許之御下状被為成下候様、今般奉願上候、願之通御許容被為成下候者前任共に難有奉存候、右之趣宜御披露奉願上候 以上

宝曆七丑年九月

当麻奥院

前任

誠蒼

印

当住

教蒼

印

而して明治になつても往生院は特別の待遇を総本山知恩院より授与せられている、即ち

当麻

奥院

大和全国一派学識徳望之僧公選ヲ以テ昇進寺ト可相守事

明治八年八月二十五日

総本山七十五世

大教正養鷗徹定

印

印

其の後明治廿三年になつて

奈良大教会当麻中教会 奥院

其寺儀ハ応安三年三月勅許ニ依リ知恩院安置ノ宗祖大師影像ヲ遷シ同院十二世誓阿上人ノ開基スル所トス、特ニ勅修御伝ノ副本宗内名刹ノ随一ナリ、仍テ宗制及其他ノ規則ヲ遵守スル上ニ於テ古来ノ慣例ヲ保持シ本末一致以テ宗風ヲ宣揚スヘシ

茲ニ其由緒ヲ証明ス

当麻往生院と知恩院との関係

明治廿三年八月七日

浄土宗管長 日野 靈瑞 印

と証明されているのである。

尚お大永四年（一五二四）正月元祖法然上人の御遺徳を景仰せられて後柏原天皇は知恩院第廿五世超啓存牛に鳳詔を下し近畿の門葉を参集せしめて一七昼夜に互り『御忌』の法要を勤修せしめられることになり、知恩院では爾來毎歲正月十九日より廿五日まで門葉相参集して奉修している（明治十一年より陽曆四月に変更）。この光榮ある法要は浄土宗独自のもので最初は知恩院のみの奉修であったが、其の後京都の各本山、江戸増上寺等の檀林でも一々許可を得て奉修することになったが、当麻往生院は知恩院の奥院たる由緒により夙に此の「御忌会」を一七日間勤修して来ている。今は陰曆一月から陽曆二月に変え、十九日から廿五日までであったのを廿四日の御逮夜から廿五日の御正当まで御影堂で勤修され、これには当麻山内は申すまでもなく、大和一円の浄土宗寺院住職が随喜して参集し善男善女の結縁するものも多いのである。

尚おともと知恩院に所蔵せられていた筈の宝物が、数多く往生院に移管せられている、上記の御影と勅伝の他に元祖上人撰述の『選択本願念仏集』古写本一冊が保存せられていることである。この書は建久九年元祖六十六歳の春の撰であるが、原本は九条兼実公に提出せられている筈である。本書の奥には「元久元年十一月廿八日書写了願以此功德往生一仏土而已□□□」と記されて、写本としても古く尚お且つ親鸞聖人が元祖上人より『選択集』を授かった元久二年閏七月二十九日と関連しているのではなからうか（望月信亨博士論考）と云われている貴重な史料でもあるわけである。

其他 平重衡より元祖上人へ贈られた松蔭硯、元祖上人御使用と考えられる梅檀数珠や持蓮華、御着用の九条袈裟などの什宝物は何れも誓阿上人によって知恩院より移されたものと見るべきである。

貝塚本願寺と富田頼雄

昭和四六年・一月稿
羽衣学園短大紀要第七号

一、織田信長と本願寺

尾張國に身を起した織田信長が將軍足利義昭を迎え、京都に入って御所の復興に忠誠を捧げ、北陸の諸大名を威圧して近江の安土に築城する段階にまでくると、天下一統も眼前に浮んでくる。そうすると東の北条、西の毛利の両氏と自分とで天下は三分しているが、更に天下一統の可能を頭に描いて着々と歩を進めることになった。

この時に丁り既に伊勢、越前に於て一向（真宗門徒）一揆をおこしているところから一向宗の本拠たる大坂石山本願寺という存在は確かに信長の統一の前途に立はだかつたものであるとし、出来ればその大坂に自分の居城を築くことが出来れば西國征伐への為めに此の上ないものである。処が石山本願寺に真宗中興の祖蓮如上人開創以來、浄土真宗の信仰を通じて根強く民衆の中に組織を造っていて有力であり、此れに加うるに信長の天下統一勢力に対抗する

北陸の武將たちや山陽に蟠居する毛利一族の武力が本願寺に加担し、時には食糧を差入れ、時には攻戦に助勢するというほどであった。

かくて天正四年四月、本願寺と信長との反抗が始められ、同月十四日信長は附近の部將惟任光秀、長岡藤孝、原田直政、荒木村重、筒井順慶らを遣はして大坂石山本願寺を攻撃させ、越前の柴田勝家を近江に出兵させ、続いて二十九日には自ら安土城より入京して二条勝良の旧邸を新しく改築して自ら住み本格的に本願寺一揆討伐に乗り出すことになったのである。

ところが本願寺勢はなかなか頑強で五月三日には原田直政の攻めた摂津三津寺では逆に直政を敗死させ、進んで四天王寺を焼き光秀を攻めるといふ具合であった。信長は同月五日、自ら京都を発ち河内若江城に入り、それより四天王寺に出て、一揆の兵を破り石山の城下にせまるといふ、かくて摂津は忽ち戦雲に包まれるに至る。

これより先き此の年二月、流亡の前將軍足利義昭は紀州由良より海路備後の鞆に移り、毛利氏の領国にとび込んで毛利の一族たる吉川元春に書を送り毛利氏に幕府再興を促したといふのは、即ち信長追討を意味している。義昭は別に三月二十一日には東の武田、北の上杉にも同意味を飛札に托していたのである。

折りしも信長の石山本願寺攻撃である。毛利輝元は熟慮の末、遂に五月七日足利義昭を奉じて信長と交を絶つことを決意し、同族毛利元清にこれを告げている。輝元は更に西国大名は申すまでもなく、遠く上杉・武田両氏にも通告した。同月十八日上杉謙信も足利義昭の仲介によって本願寺の宗主顯如光佐と和し、ついで六月十一日義昭の再三の督促を容れて信長追討を承諾している。義昭は更に例の越後・甲斐・相模三和の論をもち出して八月六日には北条氏政をも信長包圍軍に引き入れたから今や義昭は水を得た魚の如く得意満面の躰であった。

毛利輝元が水軍によって本願寺の石山城へ兵糧を運ぶやら、信長の水軍を木津川口に破るなど信長にとって戦況は決して芳しくはなかった。

そこで信長は羽柴秀吉に西国経略を命ずるやら、播磨の赤松、別所、浦上を上京せしめている。処が天正五年（一五七七）二月紀伊の島山貞政は同国の雑賀の真宗一向門徒及び根来の衆徒と語りつて挙兵した。信長はこれを重視して信忠と共に出陣し、国中の一揆がたて籠る和泉の「貝塚」を陥れ、陣を佐野に移して紀州雑賀に向ったが戦局は容易に好転せず、西の毛利勢に加えて南方紀州の一向一揆に備えねばならず、信長は一向一揆の力を改めてさとらせられたのである。

二、貝塚願泉寺

上述の和泉国中の一揆がたて籠る貝塚である。此の地には既に天文十九年卜半齊了珍（後に了人と改名）が昔からあった草庵を金涼山願泉寺と称し、其の宗旨も真宗に改めている。此の寺地は遡ると奈良朝の和銅五年に東大寺建立に勸募助勢した和泉出身の行基菩薩が四十九院の一として坊舎を破却していたに始る。それが天正五年三月信長が一向門徒の拠点を目指し石山本願寺に通ずるものとして坊舎を破却したというから、貝塚願泉寺教団は相当な力を擁していたと推察せられる。ところが被災間もなく天正八年にはもう立派に再興し、越えて十一年には寺内に禁制の高札を掲げるまでに輪奐を整えていたならこそである。そして七月四日には本願寺宗主顕如が紀州鷲森から此の地を目指して船で移り来り、開山の祖像をこの願泉寺内に安置したのであって其の間の事情は『貝塚御座所の記』に記されているところである。

是れに先立ち大坂石山本願寺は多年の籠城により困憊の色もあり兵糧の欠乏に悩むところへ信長と本願寺との間をとり結ばせんとせられた朝廷の思召による度々の勅使派遣に接している。

想うに信長は応仁大乱以後破損せる京都御所を造営しているし、本願寺は天皇御即位大典の費用を献納しているからである。かくて本願寺も遂に信長と和し紀州門徒を頼より大坂を退城することになり天正八年四月九日に顕如は開山影像を奉じて発し翌十日に紀州鷲森に着いている。そして本願寺は禁裏並に親王に物を献じて和議成立を謝している。

信長も諒として朱印状を以て諸國の一向門徒が紀州雜賀、鷲森の本願寺に參詣することを許し、朝廷も亦女房奉書を以て之を示されているのである。

然るに天正十年六月信長は想いがけなくも本能寺にあって明智光秀に攻められ自刎するに至ったのである。

本願寺が紀州鷲森へ退いたとはいえ、強固な勢力を持っていたので、信長に代って立った豊臣秀吉も天下統制のためには、此の本願寺の存在を看過することが出来ず、本願寺に接近を図り、先づ堺坊舎の寺領を本願寺へ還付するなど歛心をかけているし、『多聞院日記』には「一向衆増倍、沈思々々、羽筑門徒なる故云々」と記し秀吉を「本願寺の門徒」であるとまでいっている程である。

ところで天正十一年七月になって本願寺は寺基を紀州から和泉貝塚に移したことは、上述の通りである。これは紀州本願寺をとりまき護持して来た雜賀門徒衆中に鈴木孫一派と土橋若大夫、太田源三大夫等派とがあつて自己の勢力伸張のみに腐心し相競うて片や泉州岸和田城主に援助を求めると、片や根来寺衆と結托して結托するなど不穏な動きを見せ、これが秀吉をしてまたもや本願寺抬頭を策するのではなからうかと大いに警戒せしめ、秀吉は根来寺を征伐

したり太田城を水責めにして雑賀衆、根来寺衆の全滅を計ったことから、本願寺宗主顯如は驚森に安住する気になれず、他に新天地を求めんとし遂に和泉の貝塚へ移転する決意を固めたものである。

三、貝塚寺内基立書

貝塚願泉寺が本願寺を迎えるだけの受け入れ体制を整えていた程に、願泉寺をここまで護持し興隆し来た裏には富田九郎兵衛源頼雄の並々なぬ労苦を逸してはならない。

富田頼雄は信長と時を同じうして或時は共に戦い乍ら敵將に廻った柴田修理亮勝家の次男頼勝の子であったが、信長に憚ってか柴田姓を僻け母方の姓「富田」を名乗り、元亀天正の丁度大坂石山本願寺合戦時代に北陸より遁れて貝塚に移り住んだのである。当時の貝塚は海辺の小村で僅か三十六軒の民家が炊煙を上げていたに過ぎなかった。

その時に古く行基菩薩が開基せる無住の庵室に目をつけ、そこへ紀州根来寺より京都の公卿の血を引く右京坊了珍（後ト半齊了入と改む）を迎えて願泉寺を草創したところ、にわかには信仰の中枢地となり人の集りが多くなり貝塚繁栄の基盤となったと申すべく、頼雄は大いに助力した甲斐があったと云うもので、思えば頼雄は貝塚の繁栄にとっても願泉寺の格式向上に対しても格別の功労者と云はねばならないのである。その間の事情については『貝塚寺内基立書』（薬師徳松氏蔵）に次の如く彼自らが記している。

「貝塚へ往古五丁余ノ松原ナリ、白砂ニ庵寺一字民家三十六軒アリ、此庵行基大士（菩薩）ノ遺跡也ト云、応仁年中蓮如上人御逗留アリ、年久シク住僧ナク、此地ニ集ル人ニ相談シ、京都ノ落人右京坊殿ヲ根来寺ヨリ迎エ住持トス、其ノ本姓ノ貴キト才徳高キトヲ尊シテ長トス。右京坊ヲト半齊ト改ム、天文十九年草庵ヲ再興シ、弥陀ノ絵像

ヲ安置シ類リニ宗風ヲ興ス、天正五年兵乱ニ草堂人屋悉ク破却ス、同八年離散ノ老若ト半老ト志ヲ勵シ新ニ本堂ヲ建テ板屋道場ト云、是レ貝塚御堂ノ濫觴也、同十年筑州様ノ仰ニヨリト半老貝塚ニ寺門ヲ執建サレシ也。翌十一年七月四日紀州ヨリ御門跡様、新門様、奥門様御船ニテ御着、御開山様無御志御上着、諸人群集有難由申処也、夫ヨリ一宗ノ本寺トナル。同十二年八月御門跡始、天満中嶋新御坊へ御移也、御開山様源光寺船、御座船ハ慈光寺船也、諸人御名残ヲ惜事不及言語、此御堂ヲト半老ニ御返シナサレ御形見トテ御開山様、前住様ノ御絵像ヲ御附与ナサル、後來席ヲ一家ニ同クシ、式ヲ本寺ニ準スベシトノ御遺命也、御門跡様ノ恩沢山海ニ越エタリ、仰ベシ旧住ノ外近頃諸国ヨリ来ル人々ニハ、松青草藪、白妙岡、吉川法信、大沢森広、五藤根津杉守、加奥庄司、武藤西田、唐須末包、宣化浮呂門、大仏茂、知谷難波、千代松大野、楠根等也、大部寺門ノ基立、為子孫書殘者也。

天正十五年五月十九日

富田源頼雄（花押）

尚お右の基立書は其の後長く願泉寺に伝持されていたところ今回その子孫に当る薬師徳松家へ譲与されたのであるが、左記の如き付箋がある。

「富田頼雄俗名九郎兵衛、旧住三十六人の一人也、右京坊殿婦依随一ノ人也ト云、今ノ軽物屋徳次郎之先祖也」
また別に富田四代新五郎が寛永六年九月に認めた覚書には

「此度当地エ引越罷参候人ニハ千代松久太夫、大野安吉坊、右二人ハ大坂浪人也、柿根長五郎織田家臣也、藤田与五郎、己上四人、与五郎親ハ与左衛門と申、織田信長公ノ小姓森蘭丸ノ家臣也、両家滅亡之後、肥前一伯公へ奉公ニ出居申候所、肥前クズレニ浪人シテ年久シク大坂ニ住居其後貝塚へ来ル。

寛永六 九月 日

富田四代孫新五郎書之

とあって、富田家は後になっても大坂浪人を随分と世話をせられるだけの富裕者であったことが察知せられるのである。

四、本願寺の移転

信長のあとを継いだ秀吉が大坂城を築き大坂を本拠とすると共に秀吉は自ら紀州に入り雑賀門徒、根来寺衆を鎮圧して本願寺後願の憂えを取除くと共に、天正十三年五月になると本願寺を大坂天満中嶋に土地を与えて移転せしめることになったのである。

文祿元年（一五九二）十一月二十四日には、さしも大坂石山本願寺を死守し続けて来た顕如光佐が寂したので、十二月に秀吉はその長子新門たる教如をして嗣がしたところ、其の生母細川氏（如春尼）は教如の弟准如（光昭）を以て改めて法嗣とせんとし、顕如の讓状なるものを証拠として訴え出たので秀吉之を允可し、終に奉請して教如を隠退せしめている。

而して十年を経て慶長七年（一六〇二）二月といえは秀吉が薨じ（慶長三年八月）徳川家康が征夷大將軍を拝する前になるが、家康は京都七条烏丸に方四町の地を教如（光壽）に授けて一寺を創建せしめて本願寺と称せしめている。是れが東西本願寺分立伝説の梗概とせられる。

想うに教如はかねてより父顕如光佐と大坂石山本願寺去就について意見を異にし父子の間心よからず齟齬、貝塚、天満を経て京都に落ちつき顕如の寂後、一時本願寺の法統をつぐと雖も生母の反対によって心ならずも弟准如にあとを讓つて隠退して快々の日を送っていた矢先きに徳川家康より新地を与えられて教如が今一つ別の本願寺宗主に

「復歸したのである。

家康はもともと三河にあって一向一揆と戦ったこともあるが、秀吉のあとをうけて自分が此れより天下を統一せんが為めには信長の石山合戦の轍を踏まないよう、本願寺と仲よくして行く必要がある。さりとて本願寺が余りに盛大になることはまた将来を案ぜられるので、ここらで本願寺の勢力を二分し、東西本願寺を互に相ひ拮抗制肘せしめんが為めの深慮によって烏丸本願寺を新設せしめたものと考えざるを得ないのである。

さてこの二つの本願寺を直ぐに東本願寺、西本願寺というのではなく、それかといって現在の如く大谷派本願寺、本願寺派本願寺というのも実は明治以来の新稱呼であり、もともと在所に因って烏丸本願寺、堀川本願寺と呼んでいたようである。

五、源頼雄顕彰建碑

富田九郎兵衛の後裔である富田房太郎は幼くして父を喪い、母吉田氏の縁故によって薬師家にひきとられ養われ、長じて帯野家のセイ女を娶り徳松を生む。ところが養家たる薬師家に子がなかったので薬師藤吉の懇請と養父よりうけた養育恩義報謝の意もあって長子徳松を薬師家の嗣子として入籍し、第二子以後をして富田家を嗣がせる心算のところ、遂に第二子を挙げ得無った。薬師徳松氏は赤阪氏より政枝を娶ったが子宝に恵まれず、止むなく妻の甥赤阪祥一を嗣子となし配偶者に松永節子を迎う。幸にして三男を儲け、そこで其の内の一人をして富田姓をつがせて祖先源頼雄の霊を慰めんと企てていたところ、今次大戦後の民法改正によって「氏」の復興が許されなくなったのである。そこで薬師徳松氏は富田姓の永久に断絶することを生涯の一大痛恨事と深く考えぬいた結果、今茲昭和四十五年秋彼

岸の聖日を選び、切めて富田九郎兵衛源頼雄顕彰碑を由緒因縁浅からざる願泉寺浄域内に建て、富田頼雄の名を永久に保存することによって一は祖先富田氏の遺徳追慕、兼ねては貝塚繁栄発端の基を築き且つは願泉寺の開創と外護に至る功勞を永く後昆に示さんとして建碑し、其の碑銘を刻み素志を具現せられたものと考えられる。

ハワイの宗教事情

昭和四三・一〇・二〇
朝日新聞

日本から柳行李（やなぎごうり）一つさげてハワイへ来たという、いわゆる「明治元年組」の時点からちようど百年に当る今年。私もいささか祝意と敬意を表するため日航機でホノルル空港に降り立つと、浄土宗の藤花開教総長のお出迎えをうけた。続いて島内各所を見聞する機会に恵まれたが、私の関心はやはり宗教部門にひきよせられたのである。

家では葬儀せぬ

仏教開教使の第一号を送ったのは浄土宗であって、続いて西本願寺、東本願寺、日蓮宗、曹洞宗、真言宗と順を追

い、今や大きい教団で三十八教会、小さいところで四教会を、その宗開教総長が監督運営しており、他に真宗教会、妙法会、法華経寺、観音寺、東大寺という単立ものから、日蓮正宗の八百世帯進出までに及んでいる。

日本人のいるところには、仏塔と鳥居とがあるとよく言われるが、ハワイにも大神宮を始め出雲大社、稲荷神社、金刀比羅神社があり金光教、天理教、生長の家、PL教団、モルモン教が普及し、キリスト教にしても新教からカトリック、メソジスト、ホーネリス、バプテスト、聖公会、組合教会、救世軍等々とあつて宗教にはこと欠かない有様である。

移民当初は全くどれい扱いの過酷な労働がもとで、命を失つても葬式らしいこともなく、ただ穴を掘つて死骸（しがい）を埋め、土をかぶせるだけで、居合わせたものが掌を合わせたのが、せめてものお弔いであつたと、第一世は述懐している。第二次大戦後、急に生活水準の上昇した日本人の死後のお弔いは現在いかがであらうか。

日本内地の場合のように、各家庭で葬儀式を行うことはなく、葬儀社が設営する会場をおおむね利用する。そこは千人でも二千人でも会葬が可能である。教会所とか仏寺はほとんど使わない。もしそこで葬式を行うものがあれば、それは教会に特別功勞のあつた理事とか、その主管者の場合に限るので日本ならささずめ大木山で執行するような地位の高い場合と見てよろしい。

はやる納骨企業

遺骸は火葬に付し、遺骨をお墓に安置するのが原則である。ホノルル郊外を車ではせっていると、見晴しのよい公園墓地があちこちに広大な地域を占領していることが目に入ってくる。緑の美しい手入れの行届いた芝生が、ひろびろ

と敷きつめられていて、点々と紅、白、黄色の花がさざげられているところに墓石が横たわっている。そして仏教徒の墓が多いところには「法輪」が標示され、キリスト教の集団墓地には十字架が目立っている。

しかし墓地を持つことはなかなか費用がかさむところから、最近になって納骨堂が盛んに利用されかけて来た。ホノルルの浄土宗別院には堂内に三千近い納骨安置小室がつくられ、これがモデルケースとなって各宗でもまねている現状である。また別に仏教ではないが、三重塔や金閣寺、はては宇治平等院鳳凰堂を模した納骨堂が出現してなかなかはやっている。

平等院を経営している会社ではさらにカトリック向き、中国向きの建築もつくって、納骨企業を盛大ならしめんとしていると聞かされて、妙な会社もあるものだなあといささか異様な感にうたれたものである。それにしても、平等院構築は実にすばらしく、堂前に石灯ろうを一基そなえ、その前に池をしつらえ、右わきには国宝鐘楼や八角亭まで模して付設している。近く本堂の阿弥陀仏像を日本内地から迎えると、支配人は説明してくれたのである。

各地の土集める

ホノルル市内にモイリリ墓地がある。そこは「明治元年組」が資産もなく、葬式らしいこともなく、人生を終えたわびしい人々の墓石が、いくつか取残され、ほとんど用う遺族も絶えた無縁墓碑となったものも多い有様であった。そこへ最近日本人の成功者が進出し、先亡のために立派な墓石を建て、あたかも内地の寺院や共同墓地で見かけるそれと形も同じ墓石の並ぶ墓地になり変らせている。しいていえば、ローマ字で大きく施主の名前が刻み込まれているくらいが差異であろうか。勝智岳居士とか釈妙秀という戒名がよみとれた。

ところが今回移民百年を記念して、ここに「同胞先亡慰霊塔」が建設されたのである。ここまでこぎつけるにはなかなか難航したらしい苦心談をきかされたのであるが、ともかく申う遺族もない無縁の先亡は、このオアフ島のみでなくカワイ、ハワイ、マウイ等の島々にあるところから、それらあらゆる墓地から一にぎりの靈魂のこもった土をとり集め、その上に慰霊塔をつくることになった。表題も「三界万霊塔」という議も出たが、各宗代表者会議で石碑全体のデザインを河合了君に一任し、石材は日本の岐阜県関ヶ原から運んだ御影石を用い、題字「同胞先亡慰霊塔」は首相の筆ということ、即ち裏面に「一九六八年六月一日 内閣総理大臣 佐藤栄作謹書」と署せられているとおりである。設置の趣旨を左右のそで石に、日本文と英文とに書きわけた。文に言う

日本人移民百年の歩みに願ひて 想い新たに 吾が同胞の艱難努力を偲び 謹んで今は亡き人々の霊に この塔を捧ぐ 一九六八年六月一日

かくて開眼式当日たまたま御来島中の常陸宮、同妃両殿下から花をささげていただいたことは、文字通り錦上（きんじょう）添花の光栄に浴したと申すべきであろう。（筆者、井川氏は仏教大学教授、去月、浄土宗を代表してハワイ移民百年記念信者慰問と宗教視察のため渡島し、今月初め帰国した）

諸行無常ということ

—— 価値ある人生を ——

昭和四四・二・
朝日新聞

『祇園精舎の鐘の声、諸行無常のひびきあり、沙羅双樹の花の色、盛者必衰のことわりをあらはす』（平家物語）という文句はよく口ずさまれるが、この「諸行無常」は世間一般に無常の風などと共に人の死、凋落（ちようらく）、悲運の姿を連想せしめる。しかし「無常」とは生滅してしばらくも止ることのない変異とか進展を意味するものである。

アポロ8号で月周を終えた飛行士が「地球はみどりの生命あふれる天体である」ことを、地球の人間に改めて認識せしめてくれたことは、わが生涯におけるよい方の無常観を味わわせてくれたものである。

「無常」は、あすへの希望を抱かせる言葉でもある。諸行無常の中の「行」は仏家では「遷流の義」と解釈するから文字の上から申せば「諸行無常」とは「ものみな遷（うつ）る」とか「万法流転」「新新生滅」と同義語と考えられる。

仏教では「無常」を二通りに説く。水の泡沫（ほうまつ）のごとく刹那（せつな）刹那に遷り変る刹那無常と、今一つ人間の一生のようにちょっと見たところ同一相であるが、実は日々成長もし、老衰もしつつあるという悠長（ゆうちよう）な一期無常とである。しかしそのいずれもが一として常住不変ではない。諺（ことわざ）にいう「柳

の下にいつもどじょうはいない」ことわりを現実にも物語っているのである。

人類の生命は二十億年さかのぼれるというが、それをうけ継ぐ現在の私どもに数多くの細胞がありそれがお互いに調和を保ちながら一瞬の休みもなく新陳代謝し、新新生滅を続けているのである。新陳代謝は自分の身体だけではない。宇宙間一切の現象何れもが生滅しているのである。それに気づくならば私どもは安閑としてはいられないのである。宇宙間一切の現象何れもが生滅しているのである。それに気づくならば私どもは安閑としてはいられないのである。実際に生きる個する人生とは何であるかをいち早く考えて、むだのない無常を続けて行かねばとり返しのかぬことにもなるし、またせっかく人間としてこの世に生れ出た甲斐（かい）がないではないか。

さて、この「諸行無常」という真理は釈迦の発想である。釈迦の説いた八万四千の法門、一切経にして五千余巻、実に膨大ではあるが、これを要約すると「三法印」にまとめられる。仏教の三つの大きな柱である。その第一法印が「諸行無常」であり、第二「諸法無我」、第三「涅槃（ねはん）寂靜」である。

日本に行われている仏教はいろいろな宗派に分れていて十三宗五十六派と数えたのは昔のことで、終戦後にあるいは単立、あるいは分派、さらに新興宗教として宣布するなどあって、今では二百派以上にもなるであろう。それでもこの「三法印」だけははずれの宗派にも共通しているし、堅持せられている。もしもこの三法印の中の一つでも欠けると釈迦の説いた仏法ではないのである。

宇宙間の一切の「つくられたもの」は生滅変化するという理法を説くのが「諸行無常」であり、その諸行（現象）をあるいは心に、あるいは肉体によって「つくるもの」が「我」であると、一応考えるけれども実は「無我」である。

この世にあるものひとりでは何も出来えない。「もちつもたれつ」であることを示すのが「諸法無我」の理法であ

この無常、無我を体得してこそ「己れなきものにして初めてやすらぎあり」という第三法印「涅槃寂靜」に到達するのである。「自分だけのもの」はどこにもない。我ひとり生きるにはあらず。万法がわれを生かしてくれていると気がつかねばならない。かように三法印は相互関連しているが、なかんずく無常と無我とは結局表裏一体で内面的關係をもっているのである。

生い立ちから耆宿まで

一、ふ る さ と

私は明治三十一年（一八九八）十二月十八日奈良県橿原市（当時は磯城郡平野村）飯高の浄土宗瑞花院で井川定雄と母タキの長男として生れ育った。

井川の祖先は古くから大阪四天王寺に近く井川伊右衛門という通名で相当な生計を立て「松井寺」という菩提所を護持したのであるが、幕末になって定賢というのが大和当麻寺護念院に弟子入りしたところから仏門に縁が深くなっ

生い立ちから耆宿まで

た。此の護念院は廿五菩薩来迎の御面を保管している名利で幕政時代には寺侍を置き住職は駕籠で出入するという風に惣べてが、格式ばっていた。定賢はそんな格式ばったことが嫌いで閑かに書画をたしなんでいたので師僧定弁の許しを得て法弟に住職を譲り田舎の瑞花院へ移って来た。此の寺には田畑一町余りの寺領があり檀家は五十戸ばかりだが生活には困らなくて自分の好きな絵を描いて楽しんでいられた。江戸時代だから勿論妻はなく生涯独身で通した。そして大阪から甥を養子に迎えて弟子とした。それが定隆では我が祖父に当る。定隆は江戸増上寺に出て宗学を修め、兩脈相承・聖書伝授を終えて帰郷するや檀務が少ないところから、折しも寺小屋から独立して創設された村の小学校に奉職して校長となり、退職して少々は得意な漢文を近隣の青年に教えている。時おり八木の谷三山先生を伺った。谷先生は聾盲者であったので坐っていられた畳の下に敷いてある板を叩いて来意を告げ、尋ねる文句は御手に字を書くという有様だったと、いつか聞かされたことがある。三十歳を過ぎてからだが進歩的というか、旧式から見て破戒若しくは墮落というか独身を守らず近くの小槻村の中川家よりシナを迎えた。その長男が定雄で私の父である。井川家では定賢以来男子には「定」をとって名とする。そして不思議に長男は成年生れで祖父と孫とが六十年目の還暦、私は定隆と同じ戊戌の生れである。後になるが私の長子に勉雄と名付けたのが幼少で亡くなった時に父が来て「定」の字を付けぬから夭折だよと叱られた記憶がある。

父は京都の浄土宗支校（中学校相当）に学び帰郷するや父のあとを継いで村の小学校教師となる。検定をうけて訓導の資格を得、やがて校長になる。私が平野西尋常小学校へ入学した時はまだ教頭で一年担任であったが、その翌年松本校長の死後をうけて校長となつてから二十数年定年退職するまで同一校に勤続したので、最初の教え子の孫まで教えたと自慢していた。

私はその平野西尋常小学校から奈良県立畝傍中学校へ進み卒業した。

我が故郷は大和平野の中央で東に飛鳥川、西に曾我川が流れ、朝日は三輪山から出て、夕日は夏に二上山、秋冬には葛城山、金剛山へ没していた。南方に畝傍、その東北に耳成、香久山という風に大和三山が並び見え、遠く北方に奈良の若草山があり、旧暦の正月に山焼きの火がよく見えたものである。こういう四周山という大和平野の盆地で村は田畑で囲まれ何の変哲もない風景であった。それでも村外れの飛鳥川を越えたところが郷社多神社の森で太安万呂の社殿も程近かった。

生れた瑞花院は当麻奥院の末寺で浄土宗知恩院に属している。もとは真言宗であったのを江戸初期に当麻寺支配下に入り浄土宗に転じている。今般本堂の解体復原工事により明かになった棟木の銘によると、

奉造立大日本国大和州十市郡飯高郷吉染寺本堂上棟

嘉吉三年癸亥卯月十三日于時大工藤原時家権大工藤原時宗

大檀郡在原鬼若丸

女大施主祐禪

当奉行

大法師知海
清原氏俊明

とあり、別に屋根の瓦銘に「永享十三年辛酉二月ヨリハシマル此年ネンカウカワルナリカキチクワンネン三月吉日」とあるから、永享十三年（嘉吉元）二月よりの起工と知られる。かくて明治四十年八月二十八日特別保護建造物（国宝重文指定）とされている。古建築の寺で育ったわけである。

尚お南隣の小槻を南へ中曾司を経て蘇我津比古神社の森に行く手前に「十三塚」と通称する三乃至一〇平方メートル位の小さい塚が田圃の中に点在していて、その周囲の田地から時おりサヌカイトの石鏝が発見され私自身も二、三個採取した記憶がある。

また瑞花院に接した西側に小子部するを祭神とする式内社「子部神社」があり、その西方三百メートルのところと同じく式内社小子部神社がまつられているから、飛鳥時代の子部の里跡である。そして西北方を流れる曾我川を越えると百濟郷で小字二条には昔の百濟寺を偲ばせる三重塔（重要文化財）が聳えているという風に辺り一体が古い歴史を物語っているようである。

二、歴史を好む

父が僧職の傍ら小学校につとめ校長を二十数年勤続していた。私も小学校では一年と六年生のとき父に教えられたのであるが、その父が歴史に興味を抱いていろいろな感興深く教えてくれたため、私も小学校から中学校を通じて歴史が好きであった。殊に畝傍中学校ではよく榎原神宮、神武天皇御陵へ参拝したし、東大の史学科出身の守永京江先生（浜田青陵博士と同窓）の歴史が一層私をして歴史を好きにしまった。

そこで自分は将来歴史学を専攻したいと考えて、出来るなら三高―京大へと進学を希望したのであるが、私は長男で将来瑞花院の後継ぎたる境遇にあった。父は先づ京都の仏教専門学校に入り浄土宗の僧侶の資格をとれ、それから後は自分の希望どおりにしてよろしいという事で一先ず仏教専門学校に入学する事になった。

当時の仏専は洛東鹿谷にあり、極めて小さい。畝傍中学校とは比べものならぬ貧弱な建造物であって悲観したが、教授の陣容がよいのに感心した。後ちに京都大学総長になられた羽田亨先生が居て歴史と英語を教え乍ら、校長土川善激勸学を補佐する副校長格として一流の教授をかり集めていられたようである。羽田先生の同窓であった村上喜貞、そして赤松智城という学者がいたし、少し前には松本文三郎、島文治という京大教授が来講されていたと聞く

仏教学、浄土学には宗門の竜象が集っていたから、容れものはお粗まつであったが、内容が立派であったから、卒業後京大で講義を聴くようになって、さして格差を感じしめなかつた程である。

初めは黒谷山内の金光院で下宿させて頂いていたが、法縁をたよって鹿谷法然院に隨身して通学することになった。実は法然院で厳格な躰けを受けることと法式を修業させて頂くことを念願したからである。朝は五時に起床して毎日六時の勤行があり、境内の清掃、食事は精進で賄はれ白蓮社戒宏老師の薫陶を蒙ることが出来大いに得るところがあったことを今以って感謝している。

大正九年三月廿五日に卒業証書を頂き翌日郷里に向ったが、畝傍駅へ着くと瑞花院檀信徒が歓迎の旗を立てて出迎えていてくれるのに面喰ったが感謝もした。戻って来て先ず御本尊前に卒業を報告し両親檀信徒知友と卒業記念の祝膳を共にすることになって嬉しかった。

其れより前に知恩院で山下現有宛下より両脈を相承して浄土宗侶の資格は既に終っていたから、父は「此れからは好きな道を進んでよろしい」と云われた。

そこで京都帝国大学で国史を専攻したいと希望を述べて認められたので早速再度上洛して入学することであるが、丁度先輩の江藤激英師の例にならい知恩院からの委託学生として出願、入学許可を得ることになった。委託学生とは当時陸海軍から工学部、法学部へ三年間派遣されていたものと同類である。

時恰かも伏見の松林院へ仏專時代の恩師石井教道先生が住職され、御自身が二、三の大学に出講せられる関係から松林院の留守と寺務の手伝をしてほしいという申出があり、私としては食費と部屋代を払わず却て幾分の謝礼まで頂けるという朗報で恩師の許に起居しながら勉強させて貰うことになった。松林院は後崇光院太上天皇の尊牌安置の由

緒寺で樹頭に月桂冠の大倉恒吉氏が居られた。それは兎も角、石井先生の指導で住職見習の修業をさせてもらったのはよい経験であった。

大正九年の九月中旬に京大文学部へ入学したところ、国史学には三浦、喜田両教授、東洋史学桑原、内藤、矢野、西洋史学原、阪口、地理学小川、石橋の諸教授で充実した講義を少数な学生で親しく聴講出来た実によき仕合せな時期であった。

此の学年は翌年三月末までという短縮学年であったので、それを補うべく、東京から金田一京助博士のアイヌ民族について、黒板勝美、辻善之助ら東大教授の日本史など集中講義もあっていろいろ教えられたものである。

三、知恩院へ奉仕

大正十一年九月と云えば三回生の第二学期初めであるが、予ねて親しくして頂いていた知恩院庶務科長小林円達師から知恩院へ来るようにという通知をうけて登嶺すると、

「君に華頂の編輯をやってもらいたい」

という。「華頂」誌は三十二頁であるが毎月五万四、五千部を発行して特別信徒への文書伝道と本山の事務報告とを兼ねた月刊雑誌である事は前々から知っていたが、自分は今まで雑誌の編輯をやったこともなく、第一印刷の校正の仕方さえ充分でなかったから一往お断りしたのだが、

「君！ やりたまえ、今までやっていた大河内君もいることだから教えてもらったらよからう」

恩義のある知恩院への奉仕であるからというので断りもきれず承諾したのであるが、これが私の知恩院奉仕二十二年

間のキッカケになったわけである。

物価が安かったせいもあるか最初月手当金拾円であった。それが年末になって倍の式拾円、翌年には参拾円にして六十円に昇給された。給与は安いが勤務時間に制限はない。華頂誌の編輯と什宝物の宝庫から出し入れをする位で極めてのんきであった。

大正十二年三月に京都大学文学部国史科を出た。卒業論文は「徳川時代の仏教界の革新運動」で口頭試問には三浦、喜田両先生の外に松本文三郎教授が陪審で立合って二、三質問されたが無事通過したものである。

ところで知恩院経営の華頂高等女学校々々長前田聰瑞先生には前々から華頂の原稿をいつも頼んでいて、親しくして頂いていた。それが今回卒業したというので華頂高女の歴史を受持ち教務を分担してくれということになった。月給は六拾円でありがたいが私はもっと勉強がしなかった。

浄土宗務所教学部へ既に願ひ出て内地留学生として竜谷大学で日本仏教史、真宗史、戒律を研究することになっていたからというので、前田校長さんに事情を述べて断ったが「時間の都合はどうにでも融通つけるから、兎も角此の学校に是非来てくれるように」ということになり折角の御厚意だということで承諾し、華頂高女、知恩院の華頂編輯、そして伏見松林院の寺役を兼務しつづけつつ竜谷大学へも通学したものである。

大正十二年五月に仏専校長であった恩師土川善激先生から「浄土三部経」の音訓校訂を自分の代りにやってくれと頼まれて成し遂げた。これが『大正新校浄土三部経典』で浄土開宗七百五十年記念出版として浄土宗三部経会から刊行され、浄土宗で現在盛んに利用されている。

大正十二年八月下旬鳥取県若桜町仏教会から招かれて夏期仏教修養会の講師に出かけた。まだ廿六歳の若輩で毎朝

六時から八時迄二時間、五日間修養談をすることはほんとうに重荷であったが、どうやらなし遂げられた時は嬉しかった。此の修養会の途中で大正十二年九月一日の関東大震災があったわけで、当時はラジオもなく新聞の報道も遅く、鳥取県の片田舎では「東京はどうなっているか、宮城は焼けていないか」という。東京の大学へ行っている学生達は「自分の下宿はどうだろう」と心配するものもいた。

急いで京都の知恩院へ帰ってみると東京への慰問で上を下への大騒ぎであった。私は華頂の編輯も校正もずませておいたので、ただ九月七日の発行を待たばかりで慰問部のお手伝いなどをしたことを覚えておる。

かくて大正十三年三月十一日から浄土開宗七百五十年記念大法会を知恩院で一週間勤修することになっていたが、関東大震災で一時は中止説も出たが折角準備を進めて来たから断行しようという事になり決行したところ、大法会は予想以上に成果を上げたようである。此の慶讃法要を記念して諸種のパンフレットを刊行したり、記念講演会を催されたが、小林円達部長からのお声がかかりで企画から実行まで陰になって数多く遂行し出版したものである。

大正十三年八月廿日すぎであったろうか、竜谷大学で日本仏教史を教えられた禿氏祐祥先生が伏見の松林院寓居に見えて、

「東京大学史料編纂所で若い所員を求めている。君一つ行ってくれないか、辻善之助所長から頼まれて来た」

私は東京へ行くということで一時心の動揺を感じた。歴史家として東大の史料編纂所へ入ることは本筋の仕事である。然し京都を去って東京の新天地へ出向くことは如何であろうかとも考えた。即答を避けて後日を期して頂き、あとで二、三の先輩の御意見を求めたが、石井恩師も知恩院関係者も「京都を去ることは考えものだよ、その中、京都でも適当な仕事が見つかるだろう、断り給え」というのが大多数で、賛成の声は殆んどなかった。

四、京大嘱託

ところが九月十八日京大図書館司書の藤堂祐範師から「三浦周行先生があいたいと云っていられるから京大へ来てもらいたい」との電話をうけた。

三浦先生は「今度近衛公爵家の文書整理をしてほしい。助手の岩橋小弥太君が東京の史料編纂官に出向し、近衛家文書係の松野遊崇君が助手になるからその後任になってやってもらいたい」と懇々と頼まれ、藤堂師がハタから「折角の三浦先生の御思召した、うけたまえ」との助言があり、「これはありがたい、思師三浦先生の許で仕事が出来。多少の抵抗があってもやりきろう」と即座に承諾してしまったのである。

京都大学嘱託として研究も出来る仕事をするというので前記の石井先生も知恩院関係者もみんな賛成して頂けた。ただ毎日出勤だというので華頂高女は辞めねばならない。前田校長先生にあつて事情を説明し御諒解を得、後任に塚本善隆君を採用してもらいたいという意見まで述べ、これもうけ入れられたのは嬉しかった。

ところが松林院のことである。それより先きに私の寺務手伝として仏専の学生である鴨谷円明君、東山中学生井上隆芳君を獲得していたが、自分が毎日早朝より夕刻まで京大へ出勤しては寺役を果たし得ないからというので石井先生へ話して私の後任に恵谷隆戒君を迎えることにし、私はお世話になった松林院を引き上げて京都知恩院山内の華頂継志学寮に入ることになった。

知恩院は私にとって有りがたいところであった。部屋代も要らぬ、食費もいらぬ。そして華頂編輯の手当まで頂けるといのである。私は知恩院のためなら出来るだけの御奉公をいたしたいという愛山護法の念は益々高まって今

日に至っている。

さて近衛家文書というのは藤氏長者の座にあり権勢を恣にした平安時代の御堂関白道長公記を始め藤氏本系譜、五絃琴譜など国宝級を筆頭に約十万点の老大なもので前任松野氏が東京の近衛家で既に整理に着手し八、九分まで記帳されてはいたがまだ未整理の書状など多く、内容の吟味などは充分でなかったが此の仕事はなか／＼興味の深いものでどんな史料発見があるかも知れない感がした。ところが三浦先生から「たとい珍らしい史料が見つかっても勝手に他に公表してはいけない。その時は一々報告して下さい」との敎命をうけていた。私は専門の『黒谷上人絵詞抜書』一冊を見出し三浦先生の御諒解を得て研究成果を発表することにしたり、沢菴和尚消息、千利休の史料は三浦先生の指図によって夫々の刊行会へ材料を提出した。また茶道にゆかりある松花堂昭乗の書状一括五十余通は一大発見であったが、これは星岡茶寮主人中村竹四郎氏に話したことが発端となり近衛文麿公へ直接交渉されて写真を撮影しそれによって一部を私は雑誌「星岡」や中外日報、朝日新聞、茶道雑誌に頼まれるままに或は茶人として、或は公武間の蔭の架け橋役者として紹介した。「古歌合せ」一件は三浦先生の歿後の事であり、外部が騒いだわりに実際私の余り関与せぬことであり、恩師羽田先生の御心づかいによって平穩に終った。大学の予算関係で私は一週に三日出勤となり、そして整理が終って離職、文学部長であった西田直二郎先生の御配慮で文学部の教務嘱託（昭和二十三年三月解嘱）として教材整理を仰付かったが時恰かも紀元二千六百年に伴う奈良県に於ける聖蹟調査が始まり私は教務嘱託のまま奈良県史蹟調査嘱託として昭和十四年四月から奈良県庁へ一週三日間出勤することになった。近衛家文書は京都大学から離れて、洛西嵯峨へ「陽明文庫」という名で移されて行ったのは三浦先生の御本意に反していると私は悲しんだものである。

五、弘願本のこと

これより先き大正十四年一月中旬、当時中外出版社重役であった江藤激英師が中外日報記者から一巻の法然上人絵伝を托され「これは江州の大谷派の寺から出て今は質流れになっている。どこかよい買い手を探してほしい」とのことであった。偶まその夜は信重院席で宗義研究会開催、その絵巻を会同者へ紹介され私は披き見て一瞬、これは珍らしい絵伝だと直感し、江藤師の諒解を得て継志学寮へ一晚借りて来て調べることにした。これが「弘願本」と私の初縁である。

夜の十時すぎから一巻の絵伝の詞書を書写し記述の一々を簡条書き別にし従来知られている四十八巻伝、九巻伝、古徳伝、四巻伝、残欠本と対校していくと、それらの何れの同類本でもなく、全く異質のもの、上人流罪の原因である住蓮・安楽の小御所の女房達教化の条に「天下第一の美僧」とか「明りを消して暗夜に」という艶聞が記されているではないか。一巻の記述は上人の四十七歳より七十九歳頃までを取扱い誕生とか往生という前、後を欠く残欠本であるが巻首は「法然聖人絵」であるも巻尾に「黒谷上人絵弘願」と署名されている。これは確かに珍本だと、ホト一息ついてガラス戸を眺めるとはや日光がさしている朝であった。

江藤師は程なく訪ねて来られた。「これは珍らしい絵伝です、今日大学へ持って行って三浦先生にお見せしたい」と云ったら「よかろう」とのお返事であった。三浦先生に実物をお見せして概略説明したところ「近々開く読史会（国史科の研究発表会）で研究の一端を説明し、そのあと原稿にまとめて『史林』に発表するのがよい」との仰せである。当時『史林』に発表出来ることは学徒としての光栄であり、感激して執筆したところ三浦先生は御親切に添削補

訂の筆を加えて頂いたのは有りがたかった。かくて此の絵伝は谷川茂次郎氏が買いつつて知恩院の所蔵となり、続いて国宝に指定さる。

此の新出の法然上人絵伝を七月号『史林』によって学界に発表したところ、直ぐに反響があった。即ち津市一身田の真宗高田派本山専修寺に類本があるという。その詞書をとりによせて研究して論放を高田学報へ送っておいた。兎角するうち内藤湖南先生から「君は法然上人伝を研究しているが、神戸の川崎家に法然上人絵伝の残欠本三巻がある。一度見て来ては」とのことで紹介状を書いて頂き、更に川崎家と交渉し、日時を決めて塚本善隆君と京大文字部の鈴木写真技師と三人で昭和二年五月神戸市布引の川崎家別荘に行く。見せてもらってビックリした。本文の文学、図様が前述の知恩院新蔵「弘願本」に似ているのみならず、奥書に「釈弘願」と署名されているではないか。知恩院新蔵本の前後を補えるものと直感し私はほんとうに歓喜踊躍したものである。絵伝全部を写真におさめえて、あとはゆるゆるの研究することにした。

この弘願本の中に法然上人が廁にて念仏せられたという珍らしい物語と便所の絵があったので偶ま京大へ取材に来た朝日新聞の宇佐見記者にその廁の写真を見せ話したところ早速翌日の朝日新聞の本紙に大きく写真入りで報ぜられ、私は一躍法然上人伝研究の専門家に祭り上げられてしまった。恐縮したがこれが学界へ反響をよび、私の今後の上人伝研究に対して大へん便宜を与えられることになったのは有りがたいことであった。

ところが同年七月「日本国宝全集」(第二十九輯)の配本をうけて開くと、前記の知恩院新蔵『法然聖人絵』を解説された文中に

東京帝室博物館に蔵する模本二巻、その一卷末に「黒谷上人絵伝第三釈弘願」の奥書あり、他は巻首に「法然聖

人絵」と題してをり、蓋し両者とも本巻の連れと思はれるが惜むらくは未だその原本の所在を知らない。

と記されている。川崎家蔵三巻に就て一言もないのは解説者が「未だその原本の所在を知らない」からである。そこで其の東京帝室博物館所蔵二巻はたとえ模本にせよ、上掲弘願本四卷（知恩院一、川崎三）の残欠の部分を補うものではあるまいか。殊に「黒谷上人絵伝第三釈弘願」の奥書は川崎家本と合致するも、帝室博物館模本にはもう一巻あり、而もその内容を是非検討してみたかったので三浦博士の紹介を頂き東京博物館へ行って石田茂作氏にお世話になり調査することにした結果を、「再び法然聖人絵に就て」と題し『史林』第十二卷第四号に発表し、ここに於ていよいよ所謂「弘願本」を広報し学界に認めてもらうことになったのである。

尚お私は法然上人絵伝の研究に一層意慾を燃やし失礼ではあったが恩師京大助教授沢村専太郎先生、東京大学教授藤懸静也先生の解説や所論に聊か間違ひのあることも指摘して三浦教授より激励の辞を給ったのは嬉しい思い出になっている。かくして私は法然上人伝研究へ歩一步と前進することになり、やがて私の学位請求論文を出すに際し恩師西田直二郎先生から「君は多年に亘り法然上人の絵伝研究に従事しているから『法然上人絵伝の研究』と題して従来成果をまとめて提出するとよい」と温かくお指図を頂き励まされたのである。

私は京大在学中の大正十一年頃から法然上人伝の研究に執念を抱き新史料があると聞けば早速走って行って複写をとらせてもらっていたし、近衛家文書の中から『黒谷上人絵詞』を発見し、加うるに『弘願本』によって一層祖伝研究に熱が入りそれが機縁で高田派専修寺所蔵本や、近くの細見良、松下健二、幸節静彦諸氏蔵の絵巻断簡、河内在の古徳伝の異本二種など、法然上人全集（望月信亨博士編）や浄土宗全書所収以外の史料を多量に蒐集していたから、是等をまとめて出版すると祖徳鑑仰にもなり、学界にも寄与出来ると考えるが、かかる宗教書は出版しても儲けにな

らぬというて一般の出版屋は容易にひきうけてくれないのを恨んで年を重ねていたところ、昭和廿六年晩夏、従弟の稲葉健次君が自坊専称寺へ突然、三十数年ぶりの訪問、久瀾をお互に謝した後、

「自分は今繊維製品を扱っていて数億の金を動かしている。何か出版されるなら助力しよう」

という。私は余りにうまい話でその言を信じられなかったのであるが、兩三日して大阪市堺筋の大坂銀行（現在の住友銀行支店）階上の本社を訪ねると、彼は社長で羽振りを利かせているし、芦屋の自宅に案内されると相当なものである。私は「これなら四、五十万は出せる」と推測し、「どうだネ、君の母（私の叔母）が早く亡くなっているから其の追善供養として『法然上人の伝記』を出版するのにお金を出してくれませぬか」と、彼は即座に快諾してくれ、「早速印刷にとりかかりなさい」ということになり、私自身も出資し他にも助成者があって、『法然上人伝全集』菊版千頁が出来上り彼も大へん喜んでくれたものである。

此の全集には国宝、重文指定のもの、残欠本、新史料、公卿の日記、物語の抄本、年表と雑多になるのを一往分類して編集し、口絵に原色版、アミ版を添えたが、さて上人伝の解説は中篇で書くことにしておいた。

ところが本全集が学位請求論文となった「法然上人絵伝の研究」の資料篇となり（前篇本伝）、そして此のあとを充たすために『絵伝の研究』が後編として出版ということになったわけである。

六、勅伝と選択集

知恩院へ奉仕して華頂誌の編集をする以外に日曜日が晴天の場合宝蔵を開いて宝物を出しつつ点検することを藤堂祐範師と一緒にやった。その関係でここの『融通念仏縁起』に奥書があって、その記年が現存中の永観堂本や釈迦堂

本よりも古いことを知ったり、『二祖曼陀羅』の中の「道緯曼陀羅」は実は「法然上人曼陀羅」であることに訂正し得たのである。また中外出版株式会社で『法然上人行状図』(勅修御伝)四十八巻を知恩院の国宝原本によって詞書を出版する為め藤堂祐範、江藤激英両師と共に日曜日の宝蔵開扉に際し、版行本の義山本を底本に利用し乍ら国宝の原本と対校した。知恩院本の校合が済むと大和当麻往生院に出かけてその四十八巻とも対校をしたが、それによって知恩院本には処々に可成り後世の加筆のあることを知り得た。その一端は『史林』に発表しているとおりでである。対校の成果は中外出版社より『大正新校法然上人行状図』と題し、絵相はコロタイプ版六輯となし詞書一冊を加え大正十三年七月に刊行された。

私はその後、日本絵巻物集成の中へ法然上人絵巻を加えたいと岩橋小弥太史料編纂官を介して頼まれたので、此の対校した際の私の原稿によって二冊分を提供することにした。

さて其の頃京都帝大の法学部教授仁保亀松博士、医学部教授石川日出鶴丸博士は浄土宗信者としてその所信を公表されていたところから知恩院へお招きして僧侶に御信仰談を聞かせてもらったり、公開講演会の講師にも煩はすことが多く、華頂誌に原稿を頂くこともあって、私は京大文学部へ出勤の関係で、お隣りの法科や医科の夫々の研究室へよくお訪ねしたものである。或時石川教授が

私どもは研究室に閉じ籠ってばかりおり、仏教の有難い温かいみ教えの話を聴いて心を和ごませたいが、適当な講師をお世話下さい。

と頼まれたので私は早速

土川善激という御立派な浄土宗の勧学が在らせらる。六ヶしい經典を極めて分り易く御説明下さることで定評が

生い立ちから著宿まで

ある方です。

三〇〇

とお答えすると「是非お願ひしたい。私の研究室の助教授、講師の外に、外科の鳥潟隆三教授、解剖学の小川睦之助教授、そして私の研究室にいた長野という元第十六師団の軍医監も参加しましょう。毎週午後四時すぎ、付属病院の看護婦養成教室に来て頂くとよろしいが」とのこと、私は恩師土川僧正に右の趣を伝えると、「僧侶として仏教の話をお聴きたいという熱心に応ずるのが当然、法然上人の選択集をテキストにしましょう」と快諾を得、早速次の週から開始され（大正十四年六月）、この会は昭和五年三月土川僧正遷化の直前まで続いた。私は終始講義を聴講していたので其れを整理し、土川僧正の校閲添削を経て浄土宗学講座（一音社発行）に連載し、後ちに一冊にまとめて別刊されたものである。

土川勸学宗学興隆会について一言しておきたい。土川勸学には多数の門下生がいた筈だが、お弟子の江藤激英師、京大司書藤堂祐範師、そして私の三人がいつも親しく往反し土川勸学を慕って教示をうけていたところから誰云うとなく「土川門下の三羽鳥」と称せられていた。偶ま土川勸学が昭和三年六月大本山百万遍知恩寺法主に晋董されるを記念して私ども三人が斡旋し、土川勸学宗学興隆会を結成し広く宗門に呼びかけ浄財寄進をうけ其の資財によって宗書刊行と宗義研修会を催すことにした。その第一着手が浄土宗二祖の遺された真筆『末代念仏授手印』を対校して刊行することであった。幸い授手印の研究を多年に亘ってなされている林彦明勸学が土川勸学のあとの専修道場上首に着任せられて来たので、私は原本、古写本の蒐集などに奔走し対校は総本山専修道場で林勸学を中心にして進めて頂くことになり、立派に一冊にまとめ上げた。次は選択集の定本をつくることになり大和当麻往生院所蔵の元久元年十一月廿八日書写本を底本とし〔国宝〕慮山寺本、義山本等を校合して宗門にて使用する選択集の定本となさんと志

してこれも林勸学を煩はし藤堂祐範師の筆勞と相俟って着手を初めたのであるが、此れが刊行はおくられて土川勸学の滅後になったのは惜しいが、意義ある宗書刊行であつた。

大正十四年九月に知恩院山内福寿院に於て布教講習所が開設され金田戒定、川合梁定、樋口法隆、村上徳随などの布教大家に伍して当時若輩の私が選まれ助講として仏教史、浄土宗史を講義することになった。これは四、五年間続いたので現在有数の布教師さんから時折「お話を聴いたり一緒に叡山や大和へ旅行しましたネ」と声かけられることがある。

七、善導忌

昭和五年三月十一日から十七日まで知恩院で高祖善導大師千二百五十年遠忌大法要が修行せられることになり、昭和二年初頭より浄土宗西鎮各本山で準備を進めたが、二月廿八日に知恩院の雪香殿で浄宗会（西山・鎮西合同の会）主催による「善導大師事蹟研究会」が開催され、関本諦承業生光明寺法主、松本文三郎京大教授、望月信亨正大教授の講義があり、その講述原稿を頂いて『善導大師の研究』という一本に私がまとめ浄宗会より出版、更に此の研究成果に基いて掛幅式の善導大師絵伝を作つてはとの意見が持ち上り、知恩院庶務部長角田俊徹師が私に是非具現せよと厳命、角田師は私の師父定雄と京都支校時代の同窓関係とあつてか、私を大へん可愛かつてくれた。そして角田師自らも熱心で、私財を投じ我の原案を日本画家に囑し、中央に善導大師の御影を表現し、上下四周に十六科段に分けて誕生より教化、往生までを配して描出せしめたものである。是れの根拠は先きにも記した知恩院宝蔵で発見された二祖曼陀羅の善導大師の分を借用したことであることを明かしておこう。原本は絹に描かれ知恩院宝庫に納め、それを複

生い立ちから善宿まで

製して淨宗会は各方面に配布したのであるが、その十六科段について説明を書いてほしいという要望があり、私は角田俊徹師と協議して執筆、昭和四年の暮に淨宗会発行『善導大師絵伝並に解説』を公けにすることにした。

角田師は知恩院執事を満期退任され同顧問となり須磨の自坊西極楽寺に引上げられたが、予ねてよりの念願であった貞極上人全集を出版せられることになり、その著述の刊本、書写本を広く蒐集し異本対校に着手するや私にその仕事を手伝ってくれとのたつての依頼があり、私は一週に二日間神戸へ通うことになり、後年貞極上人全集三冊は刊行され、私はその『貞極上人著述攷』を京大文学部の「芸文」に発表しまた京大へ提出の学位請求の副論文にもさせて頂いたものである。

丁度その頃、同じ神戸の山手通に住む叔父唯井六次郎氏を訪ねた時に「そろそろお嫁さんを貰うては」との話が出て神戸の親和高等女学校教諭（奈良女高師文科卒）中野サチを推挙された。角田師に写真を見せ一件書類を示して相談したところ、「これならよかろう」というので話は急に進展し昭和四年五月五日見合いして同年六月八日に神戸市生田町の東極楽寺本堂で角田師の戒師による仏式結婚を挙げた。時に私は数えの三十二歳であった。

郷里から父や叔父、弟妹、素封家の岡橋清左衛門氏などの檀信徒までが来てくれ、恩師小林義道、前田聴瑞両先生と中野家親戚とが参列、式後山手の東亜ホテルで披露宴を挙げて祝ってくれた。

結婚すると継志学寮で新婚生活が出来ないので知恩院山内の入信院に部屋を予約したことから中外日報の福見記者が私の結婚のことを探知し、それがまた朝日新聞京都支局の宇佐見記者に伝って両新聞に結婚の記事が出たため京都方面の知友から祝電が多数よせられて聊が面喰ったが嬉しくもあった。其の夜は唯井叔父宅に宿泊し翌日叔父に付添われて私たちは郷里大和に帰り、親類、檀信徒など多数に祝福されて会食した。午後私は京都の入信院新居に向い新

生活に入った。

八月まで京都に住み九月になって神戸の長田会下山の麓に一軒家を借家し、私は神戸から京都へ通い知恩院と京都大学とに勤めていた。

昭和五年三月は善導忌大法要が知恩院で勤まるにつき私は其の記念出版や記念講演会、知恩院宝物展などを企画し敢行した。当時飛行機は珍らしかつたので法要中に慶讃飛行をと私は考え朝日新聞に交渉した。村山、上野両家が浄土宗であったこともあり、OKをとり三月十四日大阪城東練兵場の朝日格納庫前から飛び立ち京都の上空を周遊、機上より「南無阿弥陀仏」と書いた紙の連弁を散布することになり、私が選まれて機上の人となる。モーニングに袈裟をかけ数珠をつまぐり称名し乍ら新野百三郎飛行士の操縦機に乗った。知恩院の上空まで来ると下から仰ぐ善男善女が、まかれる連弁を競って拾っていられる姿、そして法要に群参せられているのが手にとるようであった。尚お知恩院の御影堂前へ朝日新聞社主のメッセージが投下せられ、機は大阪へ引き還えした。その飛行機による慶讃の記事が朝日の夕刊にウルトラモダンの井川が云々と大きい見出しで掲載されて天下に報道されたのは恐縮したが、飛行機に乗ったことが有名になり、私が京大文学部に後日出勤したところ、後に京大総長になられた恩師浜田青陵先生から「君は飛行機に乗ったネ、僕も近いうちに乗ることになっているんだよ」と、それほど飛行機に乗ることの珍らしき時代であったから飛行機からの宣伝に効果があったわけである。

八、知恩院史

此の善導忌に際し『知恩院』という三五版三百頁の単行本を知恩院から頼まれて出版した。知恩院の沿革、法然上

人の念仏と善導大師、宝物解説、其他を収めた。表紙に古欄筆の贈号絵巻から鐘楼あたりの風景を選んだものを色摺にして飾った。此れは参拝者への記念品用として数万部つくられた。

ところが法要の前日になって重役から当麻奥院の御影(国宝)が知恩院から移されたという部分が誤解を招く恐れがあるというので、その部分をカットされたことは残念ではあったが爾後本山の出版物には慎重を要し、事実を率直に表現することの六ヶしさを知らされた。

然し此の「知恩院」の出版が反響をよび浄土宗の元老である山口教区藤井赫然師より「あれはよかった。今一つ詳細な知恩院史を編纂出版してほしい」という門末会議員多数連署を添えた希望書が知恩院に届出てこられたので福原執事長は知恩院史編纂を決意し予算を組んで実行せんとし、その実現を私に内命していられたのであるが昭和六年三月二十日福原隆成師は東京の浄土宗務所で会議中急に遷化され、同月廿八日豊岡博道師が後任執事長に就任、同四月定期門末会開催あって予算計上、六月一日知恩院史編纂所が開所、京大教授羽田亨、同西田直二郎両博士を監修に委嘱、私が編纂主任拝命、四、五名の所員と共力して方針を立て、知恩院文書を先ず調査し、東京大学史料編纂所、京大国史研究室へ特別依頼して知恩院関係の史料を選んで報告してもらうことにした。かくて昭和十二年三月六日より十二日まで三上人(二祖鎮西、三祖記主、知恩院二代源智)記念法要が修行せられる直前に口絵、挿図、空中写真、地図を付した堂々菊版千五百頁の『知恩院史』が完成してよかった。

私は慰留をふりきって三月十五日に多年奉仕し来った知恩院を辞し荷物を全部神戸の方へ運び出した。

九、実況放送

一話は遡って昭和五年三月十六日に門主山下現貌下の「お十念」が全国にラジオで中継放送されたことを追記しておく。

私は昭和二年に日本放送協会（今のNHK）の名古屋放送局より頼まれて法然上人絵伝を放送して以来、大阪、東京各局より度々放送し殊に大阪中央放送局の局員と親しくなり宗教、修養講座の放送者の人選などまで頼まれていたが、「知恩院の九十九歳の御門主の法話を全国中継したいから骨折ってほしい」という申出である。丁度三月に善導忌がとまる折がよからうということで、常侍局田中俊孝師に交渉して先ず内諾を得、知恩院当局へ話したところ「法要の状況を放送し、その中間に門主の御法話、お十念を入れてもらえるとよい」ということで賛同を得た。ところで門主は御高齢でお声が低く、果してラジオに乗るだろうかと案ぜられたが、放送局では「どんなに声が低くとも拡大すればよろしい、然しどの程度か一度テストしたい」という。さりとて普通の人のように「チョット、テストしましよ」というわけにはいかぬ。私は考えた。よろしい、老師の前にマイクを置いて私がラジオの説明をする。それに対して老師が何とかお答えなさる声をキャッチするとよからうということになって、当時としては放送局では今の録音器ではなく、大層な受信設備を常侍局の廊下にしつらえ、マイクを老師に向けたので私は

「此の間、若槻礼次郎氏がロンドンからラジオで日本へ平和会議の有様を放送せられて来てみんな聴きましたネ」というと、「電気の仕事は大へん不思議なものです、自分は若い頃長崎で初めてエレキを知りました云々」とお話されたので充分テストは出来、放送局は「これで充分放送できます」と安心した。

それでも私は老師に「今のはテストの為めでした」と告白して居らず何となく「老師のお声を盗んだ」という自責の念にかられたものである。

此の老師の放送は当時としては個人の部屋から放送する日本の最初の試みであった。九十九歳の御高齢な高僧のものだというので各新聞社が大きく予報したため、遠くはハワイ。内地では浄土宗門の信徒の家にあつてはお仏壇の扉を開けてラジオのお十念を御先祖の靈にお聴かせしたいという趣向をこらしたことが続々本山へ報道されて来たものである。当日は順調に中継放送され、そのまた老師の放送されている状況が各新聞社によって写真入りで大きく報道され、放送局も、知恩院当局も大いに私に向つて感謝されて、私も悦んだ。

この事があつて、此の年の冬に大阪中央放送局から「除夜の鐘つき」を今年には知恩院の大鐘によつて放送したいから、ぜひと頼まれた。知恩院当局は善導忌の放送が成功であつたから早速承諾してくれたが、実は知恩院では従来除夜の鐘は本堂と集會堂との中間に吊るされている廊鐘を本山に詰めている殿司が深夜の十二時から百〇八撞いていたもの、大鐘は毎年四月十九日から二十五日までの御忌法要中の日中（正午より）だけしか撞いていない。除夜に撞くのは初めてである。

ところで放送局としては、その鐘の音量が超巨大でどれ程であるかテストしたいという。十二月廿九日であつたが午後五時頃に本堂正面の茶所「太平亭」前に受信設備をおいて大鐘の音響をテストすることになり、大鐘はいつものように二十五、六人でヨイヤナアの掛け耳で撞木の綱を引っぱりヨイトセと元締めが撞きあつてることになった。放送局員は盛んに調子をコントロールしていた時である。守衛長の片岡芳太郎君が息せきぎつて飛んで来て「井川さん！大鐘が鳴っているがどうしたことでか、この大鐘は御忌の日中以外は、知恩院に火事とか非常時以外は撞かぬことになっている」とキツイ言葉で私に詰めよる。「いや除夜の鐘つきのテストでいま放送局員が来てやっているところだよ、重役さんは御承知ずみだよ」と説明したが片岡君は納得が行かず寺務所へ馳せつけ寺西庶務部長へ問合

せてみて「諒解すみ」と知り「分りましたがビックリしたのですよ」ということであつた。

いよいよ十二月三十一日大鐘樓の前では筈が焚かれていて新聞で知つたのであろうか、或はその日の午後六時すぎに私がBKのラジオを通して「鐘の話」を全国中継で三十分話し今夜知恩院から日本第一、いや世界第一の大鐘が初めて撞かれると放送していたのを聴いて参集したのかも知れぬ。丁度此の大晦日にはお隣の祇園神社へはおけらまいりで京都の遠近から群参し、火繩を各自が持ち帰る行事がある日でもあつた。

深夜十二時になると直ぐに大鐘の第一声が響き渡つた。次いで第二、第三と間隔があり豪壮なもので、放送局の人々は太平亭の椽に腰かけて満足していた折も折、近くの女人坂の石階を下駄の音もケタタましくがやがやと大勢上つて来る。祇園のオケラまいりの人々である。放送局員は折角の鐘の音が、この下駄の音で汚がされては困ると「上つて来てはいかぬもつと静かに」と大手を払げて防ごうとするが大衆を到底留めるわけに行かず、詮方なく諦めてもとの席に戻つて来た。私も「こんなことになるとは考えもしなかつた。困つたことですネ」と同情したものである。

ところがあとで大阪中央放送局の感想ではラジオではテレビのように情景が映されないから大鐘の第一から第二への間隔の時間が空虚になろうとしている折に、「あの下駄の音、大衆の音が丁度太平亭前にしつらえていたマイクに入つて賑かに情景を添えてくれてよかつたですね」という。却て好い効果をもたらしてくれたことになつた。

かくて知恩院でも爾来ラジオ、後ちにはテレビの放送実況中継の有無に拘らず毎年除夜の大鐘を撞くことになつたのである。

一〇、堂本印象画伯

昭和六年正月であったか、知恩院総代内貴甚三郎氏の令弟富三郎氏が堂本印象画伯を帯同して私に面接を求められた。

実は最近東京の某家蔵の土佐経隆筆の「法然上人大原問答図」を入手したと、一軸をとり出され、これを参考に「大原問答」を描きたいと考え御意見を伺いたいとのことであった。拝見すると

「この絵は寧ろ一遍上人の行状絵図の断簡で「遊行説法」を描写されている。若し「大原問答」をお描きなら知恩院所蔵〔国宝〕法然上人行状絵図を参考に下さい。原本をお見せしましょう」

ということにし、猶ほ東大寺山内の俊乗坊重源肖像のことなどを指示したのであるが、画伯は審査員であったその年の帝展に「大原談義」という表題で出品されて大好評、京都の陳列に際し私の拝見した所感を朝日新聞に掲出されたが、なかなかの上乗であった。その後内貴富三郎氏の斡旋により箱書も立派にされて知恩院へ寄贈されたのである。

尚ほ内貴氏の希望で知恩院所蔵の隆信筆法然上人御影の複写をしてこれも山納され、私は堂本画伯とは度々おあいすることになった。折しも「門主山下現有猊下の肖像を描いて後世に伝えてほしい」と申したところ早速快諾を得、常侍局へ度々スケッチに見え、それをまとめて立派な莊嚴服姿の山下大僧正肖像が出来、これも宝庫に蔵まることになった。

堂本先生とは一層親しくなり誘はれて芦屋の白鶴本家嘉納邸へ同道して秘蔵の西域仏画や画幅、冷泉為恭筆の屏風絵を拝見しているし、私の『法然上人絵大鑑』、『人生と宗教』、『法然上人伝全集』の装幀画を画いて頂いて居り印

象美術館の開館式に特招されたり東丘塾展にはいつも御案内をうけ、また私の学位授与に際しては心の籠ったお祝品を頂いている。

一一、法然上人展

昭和七年四月六日から十日迄宗祖法然上人降誕八百年記念法要が知恩院で修行されるにつき、浄宗会で宗祖の御影と法然上人絵巻と掛幅の全部をあつめた展観をといふことになり恩賜京都博物館と話合つて開催されることになる。私は自分の研究専門の資料展と考え、東京、三重、京都、奈良へ出張して出品を依頼し充実した展観に成功した。そして其の出品中から選んで撮影し、小林忠治郎店よりコロタイプ版に付し望月信成氏と共編で「法然上人絵大鑑」と題し予約出版することにした。

昭和九年四月十一日門主山下大僧正が百三歳にして遷化、宗門を挙げて哀悼す。その悲しみの想い出を各界代表に執筆して頂き『孝誉大僧正』と題して出版したがその編集も私が担当し、私はまた別に朝日新聞宗教欄に山下上人を偲んだ追悼文を投稿掲出されると早速京都の出版社から懇請があり、遂に急いで『高僧山下現有上人』という題で上人の生涯を綴つて別に出版することになった。

此の年七月大阪の藪内彦随師が執事長に就任。同月十六日に三上人遠忌事務局が創設され諸般の準備にとりかかる。

同十月増上寺法主岩井智海師が第八十世の知恩院住職に迎えられ、十八日晋山式があった。京都放送局より頼まれて門主岩井大僧正は法話「旭の心」を全国中継放送されたが好評であった。中外日報社主真溪涙骨先生が岩井門主と

は昔からの親交があり、従来の法話類をも集めて出版したいが、版元は立命館大学出版部でその編集一切を私にやってほしいということであった。涙骨先生とは前々から昵懇にして頂いているし、吉川英治氏の件でお世話になっていながら承諾せざるを得なかった。御門主も快諾され「旭の心」と題して出版はなされてよかった。其の後、涙骨氏は編輯日誌で私の私事百般を記述されたり、神戸の寓居まで訪ね来られ、そして隨筆を書くと思いがけぬ稿料を頂きサラーマン時代として大いに助ったものである。また徳富蘇峯先生、永井瓢斎先生にも近づくことになったのである。知恩院史はあるが宝物類をまとめたものを出版してはという議が出て、これも私が編集して「華頂聚宝」と題し便利堂の写真技術とコロタイプ原色版で立派に出来上がった。偶ま満洲国皇帝が日本来訪されるというので、都ホテルまで尋ねてこれを献上することになった。

一一、文豪吉川英治氏

朝日新聞の夕刊に「宮本武蔵」が連載されて間もない頃、東京のAK勤務の学友（京大国史料出身）安藤徳器君から「吉川英治が近く京都へ出かける。僕も同行するから歓迎してやってほしい」との手紙をうく。さてどうすればよろうかと思案している時に中外の福見涙草君が見えて「吉川さん歓迎会なら社主涙骨先生に御相談しなさい」とのこととで、おあいして頼むと、早速承諾され清水寺の成就院書院に於てすることになった。

当日東京から吉川、安藤両氏の外に朝日新聞の担当記者がついて来ている。『宮本武蔵』の挿絵家矢野橋村画伯、京大学生課大野熊雄氏、その他、宗教学家、文芸評論家が清水寺に集り「大衆文芸と純文学」をテーマに茶菓をとり乍ら、二時間ほど談交されたが散会されるに際し、京都日出新聞の後川社長が、吉川英治氏に「チャットお茶を」と誘

った。安藤君は私に「君も一緒に行こうや」ということで自動車に乗ったが、着いたのは祇園花見小路の「一力」万亭である。

お座敷に通ると祇園の芸妓舞妓の酌でお酒がふるまわれた。後川氏はかねての要談を吉川氏に伝え「あとはどうぞ御ゆっくり」ということになった時に、安藤君が私に

君は京大に勤めているから京都を知る資料には事を欠かないだろう。今度吉川が宮本武蔵を書きつづけるについて京都の資料が必要なんだ。どうか吉川からの問いに対して調べて報告してやってくれ給え

という、吉川氏は「どうぞよろしく御願います」と礼を尽くして頭を垂れての御依頼で「よろしい出来るだけのこととはしましょう」ということになって、その夜は間もなく解散した。

吉川氏はその後二、三カ月に一回位の割で京都に見える。上洛の日時、おあいする場所は安藤か吉川氏から連絡があった。吉川氏のお連れに画家の野口駿尾氏、中山博道という剣道の大家も帯同され、先斗町の料亭で盃を交わした。こんなことが度重なるにつれ、京都から私以外の人々とも交友せしめたらと考え、私の親しい河合卯之助(陶芸家)、中村竹四郎(星ヶ岡茶寮主人で便利堂社長)、頼久一郎(山陽の曾孫)、成瀬無極(京大教授)など各氏を招いて賑かに語りあい、京都方面のいろいろな取材を提供することになったが、吉川氏には御満足のように見うけられた。そして或時は頼家を訪ねて山陽外史の印章、墨跡などを鑑賞し、或る時は島原の角家すまやに行つて大夫の所作を見せてもらったこともある。

吉川氏が「沢菴と武蔵とを結びつけたのは私の創作ですが、今度、武蔵の達磨の絵に「前正法東寔」の讚のある画幅を入手したが、此の『東寔』というのはどこの誰なのか、此れが判ると武蔵の伝記解明となるのだが」という。

翌日京大へ行って日本仏家人名辞書で調べると、洛西花園妙心寺の一代、愚堂和尚という別名、勤王僧である。更に橋川正氏の「妙心寺寺史」に詳細にしているから、一冊妙心寺から取りよせて吉川氏へ送ったら太辺よろこんで来た。さて此れをどう取扱うのだろうかと朝日の夕刊を楽しみに待っていたら武蔵が鎌倉まで出向いて愚堂を尋ねて教えを乞う一くだりがなかなか興味深く、成る程小説はこういう風に書くものだナアと感心した。

当時私は『星岡』誌に松花堂昭乗と茶道交友について連載していたが、面倒くさいほど史料を考証吟味していた。或る時、吉川氏は「松花堂のことは君が専門のようになってから自分で勝手にドンドン書けばそれがそういう風に定説となり世間一般が信じてくれるよ」と私に忠告してくれたが歴史は小説家のように勝手に創作したことを書けないのである。

私は東京へ出かけた際、星岡茶寮で接待されそのあと、吉川氏の赤阪の邸に宿泊したものである。夕方になって

「君ちょっと銀座裏のフグ料理店へ出かけよう」

と行って自動車をよんでくれた。玄関に出ると若い書生さんらしいのが見送って来て吉川氏に

「先生お早うお帰り下さって宜しく」

という。私は吉川家の書生さんかと尋ねたら、「あれは新聞社や雑誌社から原稿を催促に来て待っている者達だよ」
私は

待たしておいては気の毒だから、銀座行きは止めましょう。

と云うと、「君！心配せなくていいんだ。僕らは外に出て何か話材を見出すものだよ。いつだったか、料亭で考妓がきげんを悪くして三味線を揆でつつき破っている。どうしたと尋ねると、「お客のしぐさが氣に喰わぬので腹が立っ

て仕様がな。切めてこうして腹いせを」と答えた。君！ その話を先日の鳥原の吉野太夫の話に転用したという風に、こういう外出は決して無駄じゃないのよ」と私を慰めて銀座裏へ案内された。

昭和十一年正月三日。私は当時、知恩院では部長待遇であつて重役の代りに留守役をしていた。重役連は任職で正月行事のため皆帰住して不在、そこで非任職の私は代理に朝昼の本堂法要の導師や門主の役席をつとめていた。そこで吉川氏から電話である。

「今都ホテルに來ているが鞍馬寺へ行きたい。一緒に行つてくれませんか」

丁度重役が一人登嶺して來てくれたので私はバトンタッチして鞍馬山へ同行した。信楽香雲管長が在山された。私は信楽師とは旧知の間柄でいろいろと話はずんだ。

夏になると大きな蝦蟇が出來て來てバクリバクリと蚊を吸い込む。夜寝していると鼯鼠むさびがやつて來てふとんの上を走り或は抑えるが、それが太刃重く感ずるのですよ。

という。私はこの話は「武蔵」のどこかに出るだろうと待ちかまえていたら武蔵が京都から江戸へ中仙道を下る途中の宿で、むさびに抑えられたというのが出來て來て、これこれと思ひ當つたものである。

吉川氏は青少年時代苦勞せられたが父亡きあと、母親や弟妹をよく世話し知友にも随分手厚くせられたと聞くが、昭和十三年七月、例の神戸地方の豪雨で東海線が不通となり、山から水を押し流して岩石を国道へ運び出し幾多の損害を与えた。私は京大への出勤のため朝早く神戸を出た時は何ら水害もなかったのに、午後五時前に京都駅へ着いて汽車に乗ろうとしたら大阪以西は不通だと揭示されている。私は簡単に汽車が不通でも阪急、阪神電鉄が通っているだろうと軽く考え大阪へ着くと全部不通である。止むなく京都の向日町の河合卯之助氏邸へ戻つて來て泊めてもら

た。翌朝ラジオによると、「神戸港へは汽船を利用されるとよい」というので家の事が気にかかり、汽船に乗って帰ったが、神戸港は泥海であった。山手の家へたどりつくとは事もなく安心した。そこへ、京都の五十嵐太一郎氏から電話があり、

「東京の吉川さんからの電話で、神戸の水害はひどいらしい。井川君は困ってるだろう、心配しているという」親切な伝言である。私は無事だから安心してほしいと答えておいたが、兩三日して吉川氏より速達書留便が来て、「お困りだろう、食糧でも衣料でも送りますから遠慮なく云って来て下さい。失礼だが当座のまかないに」と金苞封が入れてあった。

何と親切な方だろう。郷里の肉親から見舞のはがきさえも来ないので感謝したものである。

一三、教壇に立つ

華頂高女を辞めて京大嘱託で近衛家文書の整理と調査に当たったのは大正十三年十月一日からであるが、その翌々年であったか羽田先生から呼ばれて東洋史教官室に参ると「自分は仏教専門学校の歴史講師を辞めることになったので其の後へ君が行ってくれないか」ということであった。ところが近衛家文書の方が忙しくて、週に二日ほどお暇をもらうわけには行かない事情を述べて御断りしたので、御諒解して頂き定恵苗、富森大梁の両先輩がひきうけて頂いたらしい。

ところがその後二、三年して、少し余裕が出来た昭和二年四月、塚本善隆君が中国へ研究のため留学するについて東寺にある真言宗京都大学の仏教史の講師を代りにやってくれとのことで一週一回出かけた（昭和五年三月解職）。時

の学監が岡本慈航師（後ちの仁和寺門跡）であった。そんな関係で私が昭和四年六月に結婚し七月に寺町の浄教寺（小林円達師）で京都周辺の披露宴をして頂いた時に京大の石川、小川、鳥瀉諸先生、黒谷郁芳法主と一緒に岡本学監は御出席頂いている。

また浄宗会で馴染みになった関係で洛西粟生光明寺から西山専門学校教授に迎えられたのは昭和六年四月で、一週二回出かけて宗教史、仏教史、日本史を講じたものである。同時に就任した中に現光明寺御法主森英純師や元西山短大学長三浦一道師がある。ここは十数年続き太平洋戦争で学徒動員令が出て、学校は自然休校の有様になり、教授達は一往昭和十九年三月に退職することになったのである。

浄土宗内では各地の教学高等講習会、教化高講、普通教学講習会の演壇にはよく立ったものだが、昭和二十八年四月に知恩院執事（教務部長）に就任してから華頂専修学院の講師院長として浄土宗史を講じて宗侶の養成に当り、また伝宗伝戒、聖書道場の勸誡もつとめた。昭和三十六年四月仏教大学から講師として招かれ二回日本史を講じたが昭和四十一年四月に仏大教授（日本史、日本仏教史担当）、そして昭和四十四年四月大学院の博士課程に於ける文学研究科、浄土教学特殊研究の専任教授になって今日に至っている。

これより先き昭和三十九年四月に近くの羽衣学園に短期大学が創設されるにつき、私に専任教授となって歴史を担当して欲しいという佐藤文治高校校長よりの申出があった。実は次女の知子が新制中学で男女共学せられるのを嫌いな近い関係もあり羽衣学園にお世話になり中学校、高等学校を卒業させて貰い、長女史子の卒業した東京の津田塾大学へ入学したという関係がある。当時の恩師佐藤先生に頼まれては恩義を蒙っていたから断りきれず寺役があつて忙しかったが繰合せて出勤することを承諾し約十年間勤続し昭和四十八年三月末でやっと辞めさせて頂いた次第である。

此の知子は津田の卒業前の八月夏休みで寺にいたところ東京から日本芸術院会員で「海行かば」の作曲家で有名な信時潔先生が旧知関係もあって突然訪問下され茶菓の給仕に出たところ、御氣に召したのか知子を三男三郎君の御嫁さんに迎えたいという申入があった。知子は卒業して一年間は東洋レイヨン本社に社会見学のつもりで就職したい。結婚はそれからとの本人の意志で三郎君との交際はつづけ結婚は昭和三十四年四月迄延ばし、かねて三郎君の住んでいた横浜市妙蓮寺駅近くの新居に落ちついた。そして長女裕子、長男哲郎の二人を恵ぐまれた。住居を新しく増築して喜んでいた。ところがコロンビヤが日立家電に吸収合併され、千葉県茂原へ転勤して主任技師として日立のカラーテレビのブラウン管を専門に取扱っているようである。そしてここにも新しい家を新築して幸せにやっている。

一四、史蹟調査

西田直二郎先生のもとで京都府乙訓郡史を編纂することになり大正十四年秋から郡内の名勝史蹟を探查したが知恩院の方の仕事が忙しく遂に史料の整理や執筆が出来ず、柴田実君に後始末を頼んだまま遂に郡史の完成を見なかったのは終生遺憾に感ずる。

昭和十四年四月に此れも西田博士と末永雅雄君の推薦で紀元二千六百年記念聖蹟調査のため奈良県史蹟調査囑託となり一週三日間出勤ということであったが、吉野や宇陀方面へよく出張に廻わされた。

翌年大阪電気軌道株式会社（近鉄の前身）の史料室新井主任から請われてそこへ移り奈良周辺の名刹などを歴訪した。ところが私が東大寺に関する研究を新井氏の諒解なくして『奈良風土記』という自分の著書に発表したことで感情を害し辞職するのであるが、丁度その頃、天理時報社専務の松井忠義氏から大和を中心とした史蹟、随筆、教祖伝

の刊行をしたいから顧問という資格で週三日間是非出勤してほしいとのことになった。社長は岡島藤人氏で中外日報を通じて前から親しかったし、松井専務は遠縁に当る上に敵傍中学の同窓でもあってこれも随分古い知り合いであった。社の皆さまとも親しくなり居心地はよかった。

先ず教祖中山みきの伝をやることを提案し企画をすすめた。そして教祖伝の執筆者を第一に吉川英治氏にということにして、重役の賛成を得、私から吉川氏に掛けあうことになり東京の吉川邸へ出向いたが、机辺多忙で到底ひきうけられない。それよりも「村松梢風君に頼んでどうか」ということで、村松梢風氏に依頼承諾を得た。史料は天理教校教授の高野友治氏がまとめてくれる。出版に先立って天理時報に連載しつづけて後で一本にまとめる。

かくて村松梢風氏を天理に特招し中山真柱にも紹介し、そのあと、天理教本部周辺や教祖の生誕前川家、縁故の深い大和神社、石上神宮などを巡歴して、さて題目はどうするということになり、村松氏の意見も入れて「大和神楽歌」と決められ、挿絵はこれも私の親しい堂本印象先生に頼むことになったが、全部揮毫は無理だからということで、堂本門下の三輪晃勢氏などが担当して頂くことにして、新聞連載のあと出版されるに至った。

ところで太平洋戦争がだんだん深刻になり、紙の配給事情から出版事業が六ヶしくなってきたので、出版部は解体されそうになる。嘱託の林有道氏と私は退職を申出た。丁度その頃、かねての知合いだった大阪の盛運堂山野運一氏が二人とも私の会社へ来て出版を企画し刊行させてほしいということで山野氏のところへ移って優遇されることになった。

大東亜戦争を挟んで後ちの昭和三十年春であったか、親友の泉南郡東鳥取村の瑞宝寺住職で村長でもあった清水智俊君から『東鳥取村誌』をつくりたいからその編纂主任になってくれるようにと頼まれた。私は西田直二郎博士をま

づ鑑修に仰ぐことを求め、そして村内の編纂委員の方々と会同を重ねた。黒田の根来治氏が多年の研究により既に殆んどに亘って原稿をつくり上げていられることを知ったので、私は実際に各地を踏査し、根来氏の執筆されている原稿に筆を加えたり削除することが役目だと引うけたのである。大阪市大教授の村松繁樹氏に人文地理を、考古学を末永雅雄博士に建築を池田谷久吉氏に分担して頂くことにした。ところが私は既に知恩院執事として浄土宗合同問題などに時間をとられ、専称寺の寺務も多忙で村誌編纂の方は容易に進捗せなかったが、それらをも差し繰って遂に昭和三十四年三月東鳥取村誌を完成するを得たのは偏に村の編纂委員殊に根来治氏の御力によるものと感謝する。

一五、住 職

私は瑞花院長男として父定雄のあとを継ぐ運命におかれていたが、知恩院、京都大学など京都を主に生計していたので父は「兄はこんな田舎寺へは帰ってくれない、弟（定澄）が丁度仏専を卒業したし、自分も老齢となったから、定澄に寺をゆずる」と私に一言もなく後任を決めた。私は快く弟の晋山式に臨んで祝詞を述べたものである。

昭和四年正月の或る日、法類の大和郡山大信寺染井学定師が、京都大学の私の部屋に尋ね来て、洞泉寺麻野宣定師が引退するからその後任を探してほしいということであった。私は法類のことであるから真剣に考え小林円達、角田俊徹という宗門のお歴々に伺ってもみたが適当な人が見付からず、その中二人から「君はまだ非住職だから行ったらどうか、応援するよ」と激励されたので、成る程そうだと思ひ直してみた。丁度吉川英治氏を京都に迎えた席で河合卯之助氏からみんなに「井川さんを住職させよう」「賛成賛成、お金も出しあって応援しよう」ということになり、私は洞泉寺へ行く準備にとりかかったのであるが、麻野住職が檀徒惣代に一言も云わず、近くの法類にも内緒であっ

たことが禍して私の洞泉寺入りは六ヶしいことになった。その裏面で自分の知人を後任にと策動する二、三の人もあって私は嫌になり苦境にあったところ、幸い郡山警察署長片岡安太郎氏（後の奈良市長）の仲介で私は円満に洞泉寺事件から身を引くことが出来てよかった。而かも幸いに奈良博物館鑑査官亀田孜君からの話で奈良市水門町に元奈良帝室博物館長久保田鼎先生の家が空いていることが分り、神戸から郡山へ運び出した荷物、書籍等をそこへ移して住むことにした。

ここは東大寺の旧境内、戒壇院のすぐ下で西塔山の西隣り、環境は閑静であるし、家は道路から石段を上った門構え、中に入って玄関が二つと勝手口があり、正面は二階建て、横に座敷が連なり、庭が広く藤棚の下が芝生、そしてその向側に両翼をひろげた持仏堂風の勉強部屋があり、本家の部屋が十五ばかり、地下に写真現像室まで備わり、家賃金五十円である。

ここへ落着いてから東伏見伯、西田博士、同夫人、村松梢風氏、猪熊兼繁、河合卯之助、中村喜代三の諸氏を迎えたが、皆から「よいお住いですね」とほめられたものである。

その代り太平洋戦争が盛んとなり、国民総動員令で、国債を買わされる段になって、私方は水門町内で依水園に次ぐ高額割当てとなった。私と家内のサラリーで細々生活しているものにとつて堪え難く、私は市役所へ行って事情を訴えると「お宅の家はあれほど立派だから当然ですよ」と一向にまけてくれない。仕方なく割当てを買いつては直ぐ売ってまた次の割当てを引き上げるといふことにした苦しい想出をもっている。

昭和十九年十月頃だった。いつも私のことを御配慮頂いている八木町国分寺田村澄善師より和泉国綾井専称寺という寺へ住職してはどうかという話があった。前の洞泉寺一件で苦い経験をもっているから即答を避け、先方の事情を

調査した。先住大橋戒俊君は私の仏専一年先輩で東京の宗教大学を卒業してから独逸へ留学、ドクトル学位を貰って帰り仏専教授、そして専称寺住職八年有余で病歿し遺族は未亡人と遺子三人である。是れへ慰謝金を差上げるとよろしいのだが門中や近隣の住職は戦争中で徴用や応召されているから後任住職への割込み競争は無からうと見た。檀家は七百五、六十軒で城蹟山の別名がある浄土宗別格地の由緒寺院であること。幸いその近くに遠縁の辻君が住職されていて「ぜひ住職しなさい。応援しますよ」ということであった。京都の知恩院其の他へ問合せでも朗報ばかりであったから住職しよう決心して田村師へ返事をすませ、着々準備を進めた。大橋遺族への慰謝金の一件はこれまた幸いに遠縁の西宮市中坊家の後援を得て、万事順調に進捗し浄土宗務所への書類提出もすませた。丁度郁芳管長が遷化され望月信亨管長へ引継がれた時で任命はおくれたが三月五日付で下った。

そして戦時中であつたので鉄甲に巻きゲートル姿で三月二十日単身で専称寺へ行き御遺族と挨拶を交わした。ところが寺の本堂と観音堂とに大阪市粉浜小学校の生徒百余名が疎開中で、離れの座敷へ先生四名が宿泊、境内に炊事場と便所を仮設され、本堂前には大きな防空壕が二つ掘られて万一に備えている有り様であつた。

物代井上敏夫氏に温かく迎えられ、地元世話人四名も集つて来てくれ、奈良からトラックで送ってくる家財や書籍類を運び込む手伝をして頂き落着いた。

大橋御遺族は岸和田市に家を見付けて引き上げられ荊妻幸子が奈良から来て生活し易いように道具や書籍を並べてくれた。

荊妻幸子は当時樟蔭東高女へ奉職していたが戦時中で授業は出来ず専ら学徒動員で遠い工場へ出勤しているし、その上、奈良と専称寺と両方の生活では手が廻り兼ねるところから退職を願い聴届けられた。然し、奈良には老母と長

女史子（奈良女高師付属高女生）、次女知子（奈良県男子師範付属小学生）が残されていたので幸子は奈良と和泉とを往来し、食糧の運搬をやったものである。

寺には先住時代からの役僧田村君がいて寺内の清掃と檀家まいりをしてくれたが、檀務がなかなか忙しいので叔父の藤本定音師を大和から迎えて院代とし、檀家まいりを手伝って貰った。その中田村君が辞め、代りに中田、栗岡両君を役僧とし、女のお手伝いさんも来てくれ自分も出来るだけ檀家へおまいりしたものである。八月十五日終戦し、疎開の学徒は九月下旬に大阪の実家へ引きあげて静かになった。ところが引上げたあとの本堂の畳が群って踏み入れるとゾツと足にまつわりつづくのに困り、警察署から除虫剤を特別配給撤布して漸く平常に戻せたということも忘れがたい想出であろう。

さて葬式になると方丈（住職のことをここででは特にこう尊称してくれる）は駕籠に乗るしきたりになっていた。前と後とに二人宛の四人供、別に曲象、朱傘、小物入れの籠持ちという都合七人供である。終戦後、近くの信太山へアメリカ進駐軍が来てジープで街道を馳り廻っているのに偶々駕籠の行列で出遇わずと、ジープを駐めて不思議そうに眺めている場面に幾度も際会したものである。

昭和廿三年四月に長女は東京の津田塾専門学校（津田塾大学前身）へ入学して東京へ、次女知子はこちらの羽衣学園中学校に入学、そこで老母も奈良をひきあげて専称寺へ合流して住むことになり、一家そろって専称寺に起居することになった。

これに先立ち戦争は終わった。何か文化運動をして地方に貢献したいと考え昭和廿一年五月に摂河泉文化研究会をつくった。そして先ず第一に夏期休暇を利用して「夏期大学講座」を八月一日から五日迄、午前八時開講正午迄、講師

に京大文学部西田直二郎博士、同法学部滝川幸辰教授、同農学部松井佳一博士、大阪女大教授魚澄惣五郎博士、官休庵千宗守宗匠らを迎えた。近鉄が各駅にポスター掲揚、各新聞社がまた珍しかったのか報道してくれて盛況裡に終始した。すると毎日新聞社の富民協会主事で知友の間柄であった西村健吉氏が夏期農業講座を八月下旬に催してほしいと云う事で講師招聘や経費を毎日新聞社が負担して下さることで開いたがこの方はサッパリ反響が少かった。撰河泉文化研究会は近畿日本鉄道KKが毎月補助金を出して応援してくれることになり、九月から毎月大阪府下、奈良県方面の名勝史蹟を訪ね臨地講演をすること、時には専称寺で文化講演会を行うこととして会員を募集したら五百余名に及んだ、丁度その秋、奈良国立博物館で正倉院御物を特別公開し展覧されるというので、私は専称寺で天平文化講演会（講師、西田直二郎、望月信成、魚澄惣五郎各氏）を、奈良の戒壇院で現地講演（石田茂作博士）を更に奈良博へ展覧を企画して近鉄沿線にピラを貼ってもらったところ第一日の専称寺の本堂会場は文字通りあふるるばかり、奈良への参列も大多数長蛇の列をつくった。後日譚であるが、奈良県社寺課観光課は「全く井川氏にだしぬかれた」と長嘆息したという。かくて臨地出張と専称寺本堂の会を続け羽了諦、原随園、中村直勝、岩城準太郎、神田喜一郎、山口光円、河合卯之助等々の名士を講師に招いた。この行績は認められ遂に大阪府教育委員会の助成を受ける迄になったが、講師の選定、現地の予備交渉、当日の接待、会員への案内状発送等の手数が太刃で継続すべきか否やを悩んでいたところ、近鉄から独立した南海電車の中に「南海趣味の会」をつくることになり、殆んど同じような事を催したいから会員をスッカリ南海の方へ合流し、私を理事として迎えるということになったので、趣味の会をお手伝させて頂くことにして今日に至っている。

一六、本派独立

昭和廿二年十二月八日知恩院は浄土宗より離れ本派浄土宗として独立した。私は当時の宗門の複雑な事情はどうであるか兎も角、我々の寺は昔から知恩院の末寺である、此の際知恩院に付くべきであるという論点から近隣寺院に呼びかけ、和泉地方の浄土宗は殆んど本派浄土宗に帰属することになり、やがて当地方は本派浄土宗和泉教区となり、私は選まれて最初の教化団長になった。

そして本派浄土宗和泉教区の同志が「泉州会」を結成し親睦を計ることになり私は推されてその会長を三年ばかりつとめたものである。

明けて昭和廿四年四月廿二日知恩院御忌法要の日中唱讃導師の大役をつとめたが、檀信徒、知友が多数参列して一層の華やかさを添えてくれた。

昭和廿八年四月廿二日に知恩院御忌お逮夜法要に緋の法衣を被着して導師役を奉仕することは予ねて依嘱され準備していたところ十五日に私は知恩院執事長田中俊孝師に迎えられて内局入りをした。最初は執事ではあるが総務室主幹という筈であったところ教務部長に横すべりした。そして秋の伝宗伝戒道場で門主に代って宗脈の勸誡をつとめたり、夏期の特別講座で大学生に宗乗を話すことや専修学院で宗侶養成の講座を受持ったり時には院長が急に辞めたいというので院長にもなった。

三十年十月卅一日に田中内局の任期満了で円満退職して荷物を自坊へ運び入れヤレヤレの思いをしていたら十二月初旬電報で執事長香月善裕師から知恩院へ来てくれとのこと、そして佐藤覚雄、伊藤現芳、山本有綱三君が待ちうけ

ていて、私に来るべき元祖上人七百五十年遠忌局長をしてほしいと懇ろに頼まれた。私には寺で静かに読書し研究して執筆したい仕事もあるからと固辞したが、それをし乍らでよいから此際引きうけてほしい。事務は山本有綱君が責任をもって遂行するとまで云われたので遂に承諾せざるを得なくなり、十二月十八日という私の誕生記念日に辞令をうけ席につくことになった。

偕て就任すると遠忌の仕事以外に旧浄土宗と本派との合同問題が再燃して或は名古屋、或は京都、東京で会合を重ねることになった。

翌三十一年秋に俄かに香月師が引退されて千々和宝天師が後任執事長に就かれることになった。遠忌局長後には遠忌局事務総長としての私は各地へ出張し、宗祖の遺徳を鑽仰しながら、浄財の勸募に応じてもらうように説得して廻ったものである。

尚お記念事業として先ず泰平亭の復工をした。次で七百五十万霊塔建立であるが企画と設計とをして完成は後任にして頂いた。

ところが内局の都合で遠忌局事務総長を伊藤現芳師に、そして私は教学部長に転じて内局を改造して一時安定したかに見えたが執事長と執事との間に意見の相違があって遂に昭和三十四年正月早々、私、伊藤、山本有綱の三執事は「山務寺務の都合により解職」となった。其の処遇が不当だという声が宗門に拡まり且つ高まり次の議会で千々和執事長が陳謝の意を表明し三人に深くわびることになった。

かくて同年四月廿二日付で知恩院より私に「宿老」という待遇を受けることによって私には前の「解職」は何の不都合もなかった証明となり、却て従来の本山への奉仕した功績を高く評価せられる結果になったのはせめてもの自慰

であった。

一七、学位記

知恩院を辞して自坊に落着くことになり、私は本山へ出仕中の寺門経営の空白を満すため惣代、世話人と協議して画策し前進せしめると共に自らは法然上人伝の研究に心を致していた折しも、「旧学位令は失効し今後博士授与は専ら大学院の修士、博士課程を修了した者に限る」という。そして「昭和三十六年三月末限迄に学位論文を提出したものに對しては審査せられる」ということが新聞に大きく報ぜられた。その頃読史会の帰途私に「今こそ学位論文を提出しなさい」と強く勧めてくれる親友があり、或る教授まで同調されたのである。さてと自己反省した。

丁度恩師西田直二郎先生が京大付属病院で御療養中であつたので、御見舞い旁々、恐る恐る学位論文のことを伺つたところ先生は即座に「提出しなさい」と、そして『法然上人絵伝の研究』という題目をお与え下さつたので、私には既に材料はそろつてはいたので、決意し、早速史料を整理して出版することになった。それでも執筆中にあちこちへ出かけて史料を確かめたり補足したり、印刷の校正など多忙を極めた。此の時につくづく感じたのは「ああ知恩院を辞めさせて頂いたのでよかつた。遠忌事業や勸募のために東奔西走しては到底此の論文の出版は出来なかつた」と私は千々和執事長の処遇を寧ろ深く感謝したものである。

昭和三十六年三月一日に論文の製本が出来た。折りしも知恩院で法然上人七百五十年遠忌が勤修中で私は参与とかいう名目で毎日出勤していた機会でもあり、元祖上人御影前に一本を献本させて頂き、法要が済んでから京都大学文学部へ主論文『法然上人絵伝の研究』に副論文として先きに自費出版していた『法然上人伝全集』と、『選択集撰述

年時放』『浄土布薩式の検討』『貞極上人著作放』『法然上人御影放』を添えて提出したのである。翌年三月八日の文学部教授会で論文は審査をパスしたということも赤松教授より内報をうけて喜んだ。此の年は各学部共多数の博士誕生で私の学位記は三月三十一日付であるが、七月二十四日京大本部第一会議室で平沢興総長より親しく授与されたのである。専称寺の檀信徒、堺南ロータリークラブ会員、知友らによって地元羽衣の「新東洋」席で盛大な祝賀宴が催され、私はその席上、傍らの荊妻幸子に「今までの内助の功が大で今日あることを」感謝したところ、皆さまから拍手によって御賛同を給ったのはうれしかった。

一八、海外旅行

昭和五年十月京大嘱託時代に国史料の研究旅行に便乗して満州奉天、撫順、朝鮮の平壤、京城、慶州仏国寺などを巡歴したことがある。

次は昭和四十一年二月に印度のブダガヤに日本寺建設の先駆として宝篋印塔を建立するについて知恩院岸門主を团长と仰ぎ一行約五十名が飛行機で羽田空港を發ち渡印することになった。カルカッタの博物館で仏像類を拝見し仏陀伽耶で入魂法要、そのあと王舎城、靈鷲山、ナーランダ等を経てニューデリーからアグラ城の豪華な構築を見て二週間の旅を終えた。

此の年六月一日に小林宗務総長より招かれて浄土宗教学局長となる。当時病弱だった小林総長の留守居役を仰せつかり、主として教学方面を担当したが、昭和四十二年十一月任期満了を機会に退いた。

そして翌四十三年九月末、浄土宗特別布教使の辞令を頂いて浄土宗ハワイ開教区内の教会所十七ヶ所を全部廻るこ

とになった。偶ま長女史子が国際文化人類学会が日本の東京と京都で開催されるについて、何か研究を発表するためカナダから帰って来ていたのが所用をすませて帰ると丁度一緒になり、ホノルルまで飛行機に同乗したのはよかつた。私は藤花開教総長等の盛大な歓迎をうけて翌日から早速練の法衣で法要の導師をつとめ、あとは洋服にガウン袈裟姿で分り易くお念仏の話をを行った。またマウイ島のカフルイとハワイ島ヒロでラジオ放送によって広く浄土教を説きもした。丁度明治百年に相当して此の年の六月には常陸宮殿下を迎えて除幕式を厳修した「移民百年慰霊塔」や、太平洋戦争殉難兵士の墓地に拝礼を遂ぐ。ハワイには各宗が渡っていて盛んに宣教しておること、そして日系人が戦後急に地位を上昇して国会議員や、市長に選ばれていることなどをまとめ「ハワイの宗教事情」と題して朝日新聞に投稿、十月二十日付日曜版に大きく写真入りで掲出されたものである。

次は昭和四十七年五月、北米南部のヒューストンで国際ロータリー大会が開催されるについて、それに参加することにした。私は佐藤文治氏の紹介で昭和三十六年七月に創立されて間もない堺南ロータリークラブに入会、そして第五代目の会長、また地区委員を歴任、ロータリー例会は無欠席十三年連続賞をうけたり、ロータリー財団へ寄付してポール・ハリス・フェローに仲間入りしている。一度国際大会に出席してみたいと考えていた折に米本土の会と聞いて参加決意、ところが、実はカナダのモントリオールに居る長女史子の家を尋ねたいからでもあった。

そこで大会のあとマイアミ、ワシントン、ニューヨークを経てナイアガラ瀑布を観てから、ロータリーの一行と一往離れ、私は単独でカナダに渡りトロントに着き、従弟の長男稲葉忠信君の出迎えをうけ歓待された。彼は灘高、大阪府立大学理工学部を卒えた秀才で、更にカナダの大学の研究室に入りまたフランスに留学し理学博士を授与され現在トロント大学医学部の助教授である。

長女史子が嘗て数年間講師、助教をつとめたトロント大学の文化人類学部の研究室を案内され標本の尨大なるに驚いた。また日本人経営の新聞社を訪ねてニュースとされた。翌日モントリオールへ発つ、飛行場には史子が長男を連れて出迎えてくれ其のままカナダ特有のオムレッツ料理屋に入ると主人も来てくれ四人で楽しくビールの杯を交わしてから史子の家に泊る。庭もあり、地下室、ガレージ、応接室、勉強部屋、食堂、浴場そして各自の寝室があるという風でなかなか立派な構えであるのに感心した。その前年カナダドルの暴落の際に割合安く買ったのだと聞く。部屋や廊下に私の書いた色紙、短冊や日本から送った絵画などが展示されているのは成程アメリカ趣味だとうけとった。

翌日、飛行機で北米のポストンへ。史子の案内で先ずポストン博物館、——日本の仏画、陶器、版画など多数渡来しているのに驚いた。それから史子が修士、博士課程を了えたハーバード大学を一巡したが実に広大で感歎するばかりである。図書館の収蔵書冊も大したものであるが、その中に嘗て私が贈っていた『法然上人伝全集』『法然上人絵伝の研究』が索引カードに記されているのを見て何だかなつかしい感がした。

その次の日はモントリオール市内を一巡、モントリオール大学、マギル大学で文化人類学教室を訪ねたが世界各国からの研究資料を多数蒐集し既に整理したもの、未整理の梱包のものが山積している。郊外に出て小山を馬車で周遊し万博の跡を望む。市内の邸宅には殆んど庭園と植樹とがあるなど日本の大都市とは隔絶した閑静な住居街であるに感心する。夜は楽しい会食のあと入浴して就寝し、翌朝早く飛行機でシカゴまで飛び、サンフランシスコ便を待つ間に空港では浄土宗開教僧の無垢品在真師と高橋俊浄君（ロータリー本部在勤）の出迎えをうけ一時間余、四方山話で寛ぎ、桑港の宿へ急いでロータリー一行に合流す。

私が年長の故を以て最初にロータリー一行の団長を仰せつかっていたのでいよいよ米本土を離れるに先立ち今夜は借別の解散パーティーとしゃれ込み、私が司会役、「またいつか会いましょう」と云い交わした。翌朝は路面ケーブル電車に乗ったりタクシーでハリウッド、世界最長の鉄橋、花園等々市の内外を巡視しハワイへ渡った。

ホノルル空港では藤花浄土宗開教総長、河合、貞包、林師らの歓迎をうけ、その夜はワイキキ海辺の日本料亭「ふるさと」で松阪牛のビフテキや和食の豪華な接待に満足し、明ければいよいよ帰国の日だが出航まであちこち見物して廻り空港でみやげものを買って飛行機に乗り、羽田空港、次いで大阪空港へ、そして出迎えの車で無事三週間目に帰坊することになった。

一九、浄土開八記念

知恩院に於て浄土開宗八百年記念慶讃事業をされるにつき末寺として協力させて頂くのは当然であるが、私は若い頃から知恩院に大へんな恩義を蒙っているので出来るだけのことはいたしたいと考えていた。先ず末寺負担額を実施して早く山納したし、和順会館の廊下に新設される二十五靈場の壁画についても一口を申込み、信徒の日本伸銅社長吉田久博氏から快く浄財を提出して頂いてよかったと思っている。

自坊の専称寺に於ては戦時中に梵鐘を供出して鐘楼は全く空家であるので、新鑄することを考え檀信徒へはかると快く賛同を得、私自身も衣鉢の料を割いて醸金し金五百数十万円の浄財が集り、京都の高橋鐘声堂へ発註しておいたのが出来上った。

折りしも総本山では昭和四十九年四月三日から廿五日まで開八慶讃法要を勤修され、私は四月七日の浄土一宗法要

という意義ある其の日中法要の右導師役を拝命す。中央は御門主猊下、左導師は浄土宗議會代表の真野孝信副議長である。すると私は浄土宗八千ヶ寺を代表ということになる光榮ある大役。当日午前十時すぎ式衆一同そろって西玄閣を出て北門を下り、御門主猊下を中央に挟んで華頂学園前を東大路へそして新門前から三門前へ、稚児、鼓笛隊、式衆、役員、役席、出勤寺院、信徒や華頂婦人会、寺庭婦人会、御用達役員という千名以上の長蛇の列を女人坂から上って舞楽堂をまっすぐ御影堂へ、群参の善男善女に混って早朝からバスで馳けつけていた専称寺の檀信徒や知友の顔も見えた。はれがましい庭儀式を終えて廊下を東へ北へ西へ、そして後門より御影堂に進み、一時間半の意義ある莊重な報恩感謝の日中大法要をつとめ、授与十念も終って順次集會堂へ下り、内対面所に移って門主猊下から専称寺檀信徒に有りがたい御法話を給わり私個人は更に門主の御部屋に招じ入れられて厚くねぎらわれ一層の面目を施した次第である。

私は法要中の「役席」を承っていたので自坊の寺務を繰合せて力めて大役を果し、お蔭で記念のお袈裟を拝受した。

尚お開八記念の五重相伝を修行せられる同じ門中不断寺の勸誠を廿七日から三十日までつとめた。

五月三日午後一時から梵鐘撞初式。これには総本山門跡御代理、大阪教区長末高俊了師、門中好身法類が随喜され、それと稚児百名の行列を惣代井上敏夫家を出発、綾井を一巡、檀信徒群衆の境内に練込み法衆の蔽廂裡に鐘楼を三匝して撞初め式を行う。小憩して本堂にて浄土開宗八百年記念慶讃法要を勤修、あとは折詰料理で祝盃をあげた。そして翌四日より七日まで開八記念授戒會、これの勸誠も伝戒師をも自分で行った。

私は住職した翌年に五重相伝、次年に授戒會と爾來交互につとめ続けている。檀家区域が広く平素参ることのない

人も五重授戒という連れ立って結縁し法話を聞きお念仏を称えて頂けることを期して続けているものである。

二〇、耆宿待遇

大正十一年九月華頂編輯係を拜命して以来途切れもあるが知恩院内の宗務庁浄土宗教学局長時代を加えて廿二年ばかり繪本山知恩院に奉仕している。さしたる功績もなかりうに夙に長老待遇、次いで宿老（昭和三四・四・二二日）、今茲開八の記念すべき聖展に丁り三月三十日付第一級の耆宿待遇に列せらる。全国で総数七、八名とか、一層愛山護法の赤誠を致さねばと自覚させられる。

因みに僧階は昭和三十九年三月一日付正僧正で袈衣披着許可、教階は昭和四十三年三月二十五日付第一級の正司教階は昭和三十五年四月廿二日付已講を授与さる。最高位の勸学に本春推薦されたところ、偶ま第一級の「耆宿」と重なるから遠慮して頂いて次の機会まで猶豫されたいという宗務総長からの内達を蒙り御丁重なるに恐縮している。今年は年廻りがよいというのか、モントリオールのマギル大学助教教授の長女史子に迄朗報である。ハーバード大学から人類学博士の学位を授与され教授に昇進した。そして私の記念論文集へ一文を寄せて直ぐイランの遺蹟調査に夫妻と長男の三人づれで出向き、十月には日本に、十一月にはメキシコの学会へ出張と聞く。

恩典として私は囑託保護司を昭和十六年九月十六日以来、奈良県を振り出しに引続き大阪府に移り継続多年の功績として昭和四十二年十月十八日法務大臣賞（銀盃）を受け天皇陛下賜謁、越えて昭和四十六年十一月三日付勲五等瑞宝章を頂き荊妻幸子同伴にて宮中豊明殿に召され天皇陛下より親しく有がたい御言葉を賜わる光栄に浴し得たのである。

二二、編集と出版

大正十一年九月に知恩院へ奉仕して「華頂」誌の編集を約十年間続けたので時おり論放も掲出したし知恩院当局より命ぜられて随分いろいろな刊行をしている。

編集 その中でまとまったものとしては『善導大師絵伝並に解説』（昭和四年暮）、『知恩院』（昭和五年三月善導忌記念出版）、知恩院史（昭和十二年三月三上人遠忌記念）、『法然上人絵大鑑』（昭和七年五月法然上人降誕八百年記念、望月信成氏と共編）、『孝替大僧正』（昭和九年四月遷化追悼記念）、華頂聚宝（昭和九年十月岩井大僧正晋山記念、満州国皇帝へ献上）などがある。また『法然上人十徳』『ああ明治百年』等の短冊も書いている。尚お前記の如く東鳥取村誌をつくり、鳥取郷史を編集している。

単行本 そして『人生と宗教』『宗教と芸術』『宗教入門の知識』『京の風土記』『奈良風土記』『随筆松花堂』『高僧山下現有上人』『東大寺と天平文化』という従来新聞や雑誌に掲載したものを編集して出した単行本があるが生涯をかけて出版したものは『法然上人伝全集』（昭和二七年九月初版あと、昭和四二年九月補訂再版）と『法然上人絵伝の研究』（昭和三六年三月初版、同四三年二月再版）の二冊である。其他頼まれて鹿谷法然院誌、当麻寺奥院誌、照臨院誌を書いている。

尚お京都大学で国史を専攻し、仏教特に浄土宗に関する研究成果を京大文学部の『芸文』や文学部関係者によって編集されていた『歴史と地理』、また西本願寺の『竜谷論叢』や粟生光明寺の『西山学報』、浄土宗仏専の『摩訶衍』、そして『中外日報』、『文化時報』『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』『京都日出新聞』『日出芸林』『史迹と美

術』『茶道の研究』、天理教の『天理時報』にも折りに触れて投稿したが、今茲に一々摘出することは余りにも多くして不可能である。今回仏教大学図書館勤務の藤堂祐亨君の厚意によって仏大図書館備付の雑誌目次索引から次のものを検出して頂いたので左に掲げる。次の論文の中には前述のものを後になって補訂して他誌に掲出したものもある。

論文 今は第一類文化史、第二類浄土教と大まかに大別しておく。

第一類 文化史

- 1、弘法大師影像図考を読む（藝文一六一五、大二四）
- 2、慈覚大師流円戒と浄土宗の相承（慈覚大師研究、昭三九）
- 3、織田信長と浄土宗（仏大研究紀要五六、昭四七）
- 4、徳川時代に於ける専修念仏勸化の一考察（藝文一九一〜四、昭三）
- 5、四休庵貞極の著述攷（藝文二〇一一、昭四）
- 6、行誡上人と浄土宗伝法沿革（龍大論叢二九三、昭五）
- 7、日本の先史時代と文化人類学（仏大人文学論集一、昭四二）
- 8、日本仏教史上における赤十字精神（中外日報八一〇二一八一〜一、大一五）
- 9、お十夜の歴史と其所感（摩訶衍八、昭三）
- 10、日本の茶道と千利休（羽衣学園短大紀要 昭四一）
- 11、松花堂昭乗の交友関係―近衛家文書による―（仏大研究紀要五一、昭四三）

生い立ちから著宿まで

- 12、当麻往生院と知恩院との関係（仏大研究紀要五四、昭四五）
- 13、当麻護念院の古版画に就いて（中外日報七四五七、大二三）
- 14、大原野喜春庵の十一面観音像（京都史蹟一一六、昭五）
- 15、江戸時代に於ける仏教界の齟齬様相（仏大大学院研究紀要一、昭四三）
- 16、江戸時代浄土宗の復古と革新運動（佐藤博士古稀記念「仏教思想論叢」昭四七）
- 17、山科街道の盃敷水と木食正禪の遺蹟（京都史蹟一一七、昭五）
- 18、明治初期における知恩院の教学振興（藤原弘道先生古稀記念「史学仏教学論集」乾、昭四八）
- 19、遊女と尼法師（摩訶衍三一二、大一一）
- 20、ハワイの浄土宗（仏大学報一八、一九六九）

第二類 浄土教

- 1、浄土開宗の年時間題（仏教論叢一一、昭四一）
- 2、法然上人の教義（華頂四六三、四六六、昭五）
- 3、念仏の元祖法然上人（華頂四六八、昭五）
- 4、元祖滅後法難記録発見に関して（摩訶衍二一二、大二〇）
- 5、選択本願念仏集解題（仏大学報二三、一九七四）
- 6、選択集の著作年代に就て（歴史と地理二五一二、大二四）
- 7、選択本願念仏集の撰述年次と其の相伝（高田学報四七、昭三五）
- 8、選択集大観出づるの歎び（摩訶衍三一三、大一一）

- 9、信瑞の法然上人伝と明義進行集巻第一に就て（仏教学雑誌三一七、大一一）
- 10、浄土布薩式の研究（藝文一七一四、大一一五）
- 11、浄土布薩式の検討（仏教大学紀要三八、昭三五）
- 12、法然上人影像と其伝説の種類（藝文一七一五、大一一五）
- 13、新出の浄土宗二祖曼荼羅に就て（歴史と地理二一一四、昭三）
- 14、祖伝に見る二河白道の図（仏教文化研究九、昭三五）
- 15、円光大師贈号絵詞伝に就て（史迹と美術三〇、昭七）
- 16、刺繍の法然上人絵伝（恵谷先生古稀記念「浄土教の思想と文化」昭四七）
- 17、宗祖伝研究条件一斑（中外日報八四二七～八四二九、昭二）
- 18、「四十八巻伝」復写について（仏教論叢一三、昭四四）
- 19、法然上人絵伝の種類とその系列の考察（仏教文化研究一〇、昭三六）
- 20、法然上人絵詞伝に就て（西山学報四、昭六）
- 21、法然上人行状絵図の復写（仏教大学紀要五三、昭四四）
- 22、新出の法然上人絵に就て（中外日報七六六四～七六六九、大一一四）
- 23、新出の法然上人絵伝（史林一〇一三、大一一四）
- 24、再び法然上人絵に就て（史林一二一四、昭三）
- 25、西本願寺所蔵の黒谷聖人絵詞伝抜書―天文五年の証如上人筆―（仏教大学紀要四四、四五合併号昭三八）
- 26、桑子妙源寺の国宝法然上人伝絵致（高田学報二、昭八）
- 27、知恩伝致（仏大学報二七、昭二七）

生い立ちから香宿まで

28、高祖善導大師（華頂四六〇、昭五）

29、絵伝に表はれたる善導大師（摩訶衍七、昭三）

編集事務手伝 尚お東京中央放送局在勤の安藤徳器君から平凡社社長下中弥三郎氏と編集主任の沢田久雄君を紹介され、大百科事典をつくるにつき京都方面の学者に語彙解説をして頂くその取次をしてほしいと頼まれる。当時の京大教授新村出、同吉沢義則、同西田直二郎の諸先生を煩はし夫々門下の方々に分担執筆して頂き、まとめて東京へ送り届けた。それが完功すると、次に平凡社の『大辞典』、続いて沢田久雄君の『日本地名辞典』の解説があって、これらは自分も書き、また前記の先輩諸氏に分担して頂いたが、後の二辞典は一向振わなかった。百科事典の方は世界大百科事典と発展的改称されて益々世間に広まり声価をあげているが、最初に関係したものととして喜ばしいことである。

（昭和四九・九・三日）

（文学博士 佛教大学教授 知恩院耆宿）

あとがき

私は我が生涯を回顧してみてもよき師、よき指導者、よき友そしてよい境遇とよい家族とに恵まれたことを感謝して止ませぬ。

私が奈良県磯城郡平野西尋常小学校に入った時の担任が教頭の我が父であり、六年生の時は校長になっていた我が父の受持ちであった。それで幼少時には家庭でも学校でも父と先生とがつききりで事細かに訓育指導をうけたわけである。

奈良県立畝傍中学校に入ると至誠至善堅忍力行の校訓に基き厳重に教育されたが、国語の野上正篤、漢文の神木亮歴史の守永京江の三先生の授業は今も尚ほ懐しい。

浄土宗立仏教専門学校に入ると学生が少ないだけに、先生達との触れあいがよく、また親切な授業であったが、就中、歴史と英語担当の羽田亨先生（後の京都大学総長）の存在が光っていた。校長土川善激勸学の宗乘講述は実に分り易く而かも立派で特に興味を感じしめられたし、卒業後も両先生から何くれとなく愛撫されお導きを蒙ったものである。

京都帝国大学文学部の教授は何れも権威ある学者であったが専攻の国史主任教授三浦周行博士は厳格ではあったが私は崇敬したものである。卒業の後ち近衛家寄託文書を整理するや益々緊密な関係におかれた。私が宗祖法然上人伝研究に執念をもっていることを御理解頂き、よき指導を蒙って新史料の発見を学界に発表する機会を与えられ、またその論文を心温かく添削下さった御恩は終生忘れられない。

その三浦先生は絶えず研究の成果を東西の学術雑誌に発表されていた。あの勢力的な行き方に対し若き頃より、私

は懐かれ自分もかくありたいものと及ばず乍ら真似ねて行こうと決心し、またさように努力して今日に至っている。先生の『統法制史の研究』を刊行せられるに際し、私は校正を手伝ひ、索引をお引受けしたが、その時にかかる甚大な著書を出版するには成るほど過去の研究論文をかように配分編修し、文体を統一する為めに旧稿に補筆もするものだということを実地に手を取って教えられる想ひを致し、これが私の爾後の出版に大いに裨益せしめられたものと感謝している。

西田直二郎先生は京大在学当時海外留学中であった関係で識義を聴く機会を逸したが、卒業後、御自宅へ同僚先輩と共に押しかけて行き、教壇では到底得がたい貴い御体験談や對話雑談の中にいろいろ教えられるものが多かった。また先生は同じ浄土宗寺院の御出身で後ちに少時乍ら御任職名を持たれた関係もあり、学問上の師弟関係以外に同門意識に基づく特別の眷顧を蒙ったものである。坂口昂教授が逝去され文学部陳列館で表葬されるに際し、私を抜擢して司会者に据えられたのには聊か恐縮したが面目を施こし得て私かに恩誼を感じた。そして乙訓郡史の採訪、文学部教務囑託、紀元二千六百年聖蹟調査に推挽をうけたものである。

前述の羽田亨先生は東洋史の教官であったが仏専時代からの先生というので特別に御心遣いを頂いた。私が三浦先生の許で近衛家文書の整理をすることを知られた羽田先生と偶然歩行を共にした際に「君！ 大学では仕事をすることよりも研究することを常に考えており給へ」と諭された。是のお言葉が京大勤務中の私の頭を支配したようである。調査している時、読書している時に、何か疑問が勃発すると直ちに私は図書館へ走り、その筋の専門書、學術雑誌の論文を引き出して調べ、それでも解明出来ぬものは先輩にお尋ねしたものである。京都大学は私にとって実によい境遇であった。

また三浦先生の「絶えず研究課題を探がし、それを學術雑誌に発表するように」というお言葉も有り難くおうけし私は『史林』を手初めに『芸文』『歴史と地理』『摩訶衍』『竜谷論叢』『大学紀要』などへ次から次へと投稿して

掲出して頂いたものである。

尚ほ羽田・西田両先生は『知恩院史』の監修者としてよき助言を与えられ『華頂聚宝』『法然上人伝全集』の出版の折には夫々題簽の御揮毫や序文に御筆勞を煩わし上梓に一段と添彩して頂いた御恩には感謝し措く能はないものがある。

宗門にあっては土川善激僧正が親身になって御世話下さったし、法然院の白蓮社戒宏老師が法式を、松林院の石井教道博士が任職見習を履修せしめられたのも有りがたかった。

また知恩院に奉仕前後二十二年間の初縁は当時の庶務科長（後ち執事長）小林円達師であり、その後任の角田俊徹師と共に公私に亘って面倒を見、よく可愛がって頂いた。

私は松林院を引きあげて華頂継志学寮に住み知恩院の『華頂』編集と什宝物調査をし乍ら京都大学へ勤め東寺の眞言宗京都大学講師、西山専門学校教授を兼ねても知恩院では依然食事と部屋を提供し、その上毎月幾分かの手当支給という実に恵まれた境遇におかれていて有りがたかった。

中外日報社主真溪涙骨先生がまた特別に引立てて頂いたことを想起する。隨筆を寄稿すると過分の稿料を頂き、その上時おり料亭や松茸狩へ招待され、また編集日誌に私の慶弔から始って瑣細な行動迄掲載されるので、或人は私に「あなたは涙骨さんの御親戚ですか」と尋ねられたことがある。

終戦間近い昭和二十年に今の和泉国綾井郷の城蹟山専称寺に四十八歳で初めて任職する。檀信徒七百有余戸で檀務は多く可成り忙しくはあるが、惣代井上敏夫氏を始め檀家の氣風が頗るよい。私なりに少しづつ格式ばらぬ簡素な寺院経営に改めた。その一例が従来葬式には駕籠に乗ったのを人力車に、それを今は自動車という風である。かくて時間の余裕を見出して社会奉仕と研究を続けられるのは恵れた生計と感謝せざるを得ない。

昭和廿八年四月に田中俊孝師が知恩院執事長を拝命されてその内局に加はり教務部長、次の香月善裕内局では宗祖

七百五十年遺忌事務総長、ところが次の千々和室天内局に移って局内で聊か意見の齟齬を生じ、私ら執事三人は解職になった。然し此の処遇が私には却て幸をした。というのは私が恩師西田直二郎先生を京大病院に御見舞した時に先生から「学位令変更の此の際に君が多年続けて来た法然上人伝研究をまとめて京大へ学位請求論文としてお出しなさい。題目は『法然上人絵伝の研究』がよいよ」と御病床から温情あふるる激励のお言葉を頂き、私は痛く感動させられ、早速実現にとりかかったが、さて着手すると史料の整理、原稿執筆、疑問点の検討、印刷校正と随分時間をとられるのである。若しもあのまま、知恩院へ奉仕していて各地へ出張などしては到底なし遂げ得られなかったからである。翌卅六年三月十日京大文学部へ提出、次の卅七年三月三十一日付学位を頂くことになった。

今年四月知恩院に於て宗祖法然上人開宗八百年記念大法要が竣修せられるに当り香宿の待遇を授与、また全国八千ヶ寺の中から選まれて一宗法要当日の日中導師役を奉仕させて頂いことは洵に光榮であり、過分の処遇であったが、是れについて執事長鶴飼隆玄師の御配慮を付度し感謝するが、想えばよき親友を持っていたものである。

此の開八の聖辰の冬に偶ま私の七十七歳の誕生日を迎えるというので昨夏仏教大學に於て井川博士喜壽記念会を結成して頂く話がまとまり、兎も角、奥野誠亮（文部大臣）、岸信宏（知恩院門跡）、新谷寅三郎（運輸大臣）、福井康順（大正大学学長）、藤原了然（仏教大学学長）、森鹿三（仏大教授・京大名誉教授）の六氏が発起人代表となって教界、学界、信徒、同窓、知友等に喚びかけ四百四十名の発起人の御承諾を得、大いに心勇み私の親しい関係の学者に御願して『日本文化と浄土教論攷』と題する論文集を刊行することへと進めていった。

ところが記念出版には私自身の作品も是非加えて欲しいという希望も出たので、私はまだ書物になっていない私の研究論文二十篇と私の想出の記とを第五部（付録）として収録することにしたが、また此れを『我が歴史』と題して別刊することにした。

尚ほ私は学友、法縁に連らなる方々にも恵まれたし、新聞記者仲間、知友をもっていた御蔭で世間に紹介されて

面目を施した事も多い。なお家族にも恵まれた。私は十九歳で笈を負うて京都に出て以来、生家で両親と一緒に暮すことが少なかったが、父は七十三歳母が七十一歳で亡くなるまで遠くから見守ってくれた御恩は忘れられない。それと両親に代ってと云っては変だが神戸の叔父唯井六次郎夫妻がよく面倒を見、愛撫して頂いたことである。

私が神戸で幸子と結婚し初めて世帯を持ってから、神戸・奈良時代に荆妻は親和高女、樟蔭東高女の教諭をし乍ら経済的に随分内助してくれ、和泉に移ってからは計理を担当してくれて大いに助かっている。また今年九十八歳の養母中野ノブが次々に生れてくる四人の子供の養育をしてくれたればこそ幸子が教員を務められことも忘れられない。

四人の子は女男女男の順で丁度よかったのに男子二人共夭折したのが残念であるが、幸ひ女子二人は残った。長女史子はアメリカで結婚し一男に恵まれている。今春ハーバート大学から人類学博士の学位を授与され現に大学教授であるが、夫妻揃ってエヂプト、イラン、メキシコまで飛んで採掘研究に活躍している。次女知子は津田塾大を卒業して芸術院会員信時潔先生の三男坊の妻となり一女一男の母として家を新築し平和な家庭を営んでいてくれ、みんな健康でまづまづ家族にも恵まれているというべきである。

終りに臨み、『日本文化と浄土教論攷』に御執筆下さった諸先生に深く感謝と敬意を表し、御賛同の会員諸氏に厚く御礼を申し上げます。また論文集の題簽に石田茂作博士が御揮毫頂いたことを茲に改めて拝謝申上げておく。

尚お、表紙見返しは、私の生れた瑞花院本堂の古瓦からの拓本二通りで弟定澄君の配慮によるもの、裏表紙見返しは現任専称寺の古地図、これは親友仲西政一郎氏愛蔵本を恩借したもの、共にその御厚意を深謝したい。

昭和四十九年九月八日

泉陽綾井郷城蹟山専称精舎にて

喜寿翁 井川定慶 追記

我が歴史

昭和四十九年十一月二十三日 発行

著者

井川定慶

編集者

井川博士喜寿記念会
代表 藤原了然

印刷者

京都市下京区西洞院七条南入
内外印刷株式会社
社長 坂本起一

発行所

592 高石市鞍國二丁目専称寺内
井川博士喜寿記念会出版部

記念
出版 日本文化と浄土教論攷 目次

口 絵 (井川定慶博士近影)

発刊之辞

第一部 日本文化

- 一 鉾山町と芸能……………小葉田 淳
- 二 わが国に於ける改元と緯書思想……………安居 香山
- 三 古歌合巻と撰関政治史……………萩谷 朴
- 四 茶 陶 新 想……………松田 正 柏
- 五 わが国写真術伝来の歴史……………堀 光
- 六 知恩院方丈画に関する一考察……………土居 次 義
- 七 四十八巻伝記載の芸術関係記事……………望 月 信 成
- 八 称名念仏の金石文……………川 勝 政 太 郎

目次

九	披雲閣文庫藏玉藻前物語絵詞	高橋貞一
一〇	郷土史誌に見る八咫鳥	高田彰八
二	文楽の熊谷直実と平敦盛	吉永孝雄
三	日本文化の源流と旧石器文化の研究	井川史子
三	鎌倉期南都仏教に於ける太子信仰	成田貞寛
	——西大寺叙尊を中心として——	
四	瑞花院本堂解体復原工事	井川定澄
五	養徳院夫人攷	水野恭一郎
六	日本文化と日本文化史	石田一良
七	壁画古墳墓に於ける四神図と竜虎図	網干善教
	——飛鳥高松塚古墳の壁画について——	
八	平城京へ・平城京から	岸俊男
九	一村落寺院の開創伝承	平祐史
三〇	大江匡房と賤民階級	西田円我
三	法然上人絵伝描写の武装と武具	末永雅雄

第二部 浄土教論

三	御靈信仰と念仏……………	藪田嘉一郎
三	21世紀への課題と法蔵菩薩……………	吉田留次郎
三	華嚴宗二祖智儼の浄土教思想……………	恵谷隆戒
三	鎌倉仏教と法然上人……………	石田充之
三	法然上人の女性観……………	香川孝雄
三	法然聖人掛幅絵伝……………	小山正文
	——特に初期真宗との関連を中心として——	
三	法然上人伝の絵解と談義本……………	宮崎円遵
三	選択集と教行信証……………	梅原隆章
三	法然浄土教に対する批判……………	坪井俊英
	——日蓮の折伏と受容——	
三	伝願意述『当麻曼陀羅聞書』……………	森英純
三	浄土思想受容の歴史的基盤……………	肥後和男
三	鈴木正三の法然上人観……………	藤吉慈海

一	一行一筆勸進心経・阿弥陀経	田中塊堂
二	西方指南抄の編集をめぐる	平松令三
三	『西方指南抄』原資料小考	三田全信
四	俊乗坊重源と乗雲の阿弥陀如来三尊立像	藤堂恭俊
五	了誉聖岡における随自願宗の論理	峰島旭雄
六	浄土宗における「往生」の意義	岸 覚勇
七	浄土律史上における福田行誠と祥堂琳瑞	大橋俊雄
八	浄土宗と天理教	高野友治
九	近世初頭の説教僧（袋中と策伝）	関山和夫
一〇	忍叡上人と慧琳音義	神田喜一郎
一一	明光派教団と絵系図序題編年の研究	福尾猛市郎
一二	伊庭妙楽寺の絵系図と系図まいり	柴田 実
一三	日本浄土教と孝の倫理	道端良秀
一四	春日浄土曼荼羅	三本義雄
一五	法然浄土教における実践の特異性	高橋弘次

四	浄土宗における教団の問題……………	水谷 幸正
五	三業惑乱を通して見た本願寺教団の変貌過程……………	木村武夫・木村 寿
六	善導大師における戒の意義……………	三枝樹隆善
七	良遍撰『念仏往生決心記』……………	明山 安雄
八	重源上人の浄土教……………	堀池 春峰
九	法然上人雑考……………	福井 康順
	——問題の所在と私積——	
一〇	『一言芳談』の世界……………	池見 澄隆
一一	善導教学に於ける定散二善と付属の文……………	深貝 慈孝
一二	山州名跡志に見える京都の浄土宗寺院……………	森 鹿三
一三	異相（捨身）往生についての一、二の問題……………	成田 俊治

第三部 仏教論

一四	日本仏教と更生保護……………	乾 泰正
一五	仏教と版画……………	徳力富吉郎

六 隋の州県官寺設置……………塚本善隆

三 六朝時代に於ける『涅槃經』の研究講説……………佐藤心岳

三 隋釈彦珠撰『大隋西国伝』の成立とその遺文……………内田吟風

六 私の中の日本人……………春日井真也
——丸山貫長の仏教復興運動——

三 出家戒と比丘戒……………佐藤密雄

六 インド美術と仏教の伝来……………杉本哲郎

六 山と信仰……………仲西政一郎

六 中世武士の撫民思想と仏者の治政論……………伊藤唯真

六 一乗要決に於ける法宝の仏性論……………久下 陞
——宝公三番仏性——

七 仏教福祉の一試論……………北崎耕堂

第四部 随 想

七 老い呆げ漫語……………石田茂作

三 随想の二三……………平沢 興

三	変動時代における教化の問題点	梶原重道
四	私の身邊のことも	河合紀
五	自己の信念と教育理念の一端	平岡岩峯
六	液状ゴムの夜明け	小野勝弘
七	随想	堂本印象
八	寺庭婦人と保育事業	増木かずみ
九	社会主義国に於ける信教の自由とその思想的背景	林 靈法
一〇	野口雨情の船頭小唄の背景	高橋良和
一一	王昭君考	田村実造
	——その実像と虚像——	

第五部 (付録) 我が歴史

井川定慶